

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

令和6年4月

金融庁監督局証券課

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え方	1
I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方	1
I-2 監督指針策定の趣旨	3
I-2-1 監督指針策定の趣旨	3
I-2-2 本監督指針の構成	4
II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点	7
II-1 監督事務に係る基本的考え方	7
II-1-1 監督事務の進め方	9
II-1-2 監督事務の具体的手法	10
II-1-3 品質管理	14
II-1-4 一般的な監督事務	15
II-1-5 監督部局間の連携	19
II-1-6 自主規制機関との連携	20
II-1-7 内部委任	21
II-1-8 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点	23
II-1-9 書面・対面による手続についての留意点	23
II-1-10 申請書等を提出するに当たっての留意点	24
II-2 相談・苦情等への対応	25
II-3 法令解釈等外部からの照会への対応	26
II-3-1 法令照会	26
II-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	27
II-3-3 グレーゾーン解消制度	29
II-4 行政指導等を行う際の留意点等	32
II-4-1 行政指導等を行う際の留意点等	32
II-4-2 面談等を行う際の留意点	33
II-4-3 連絡・相談手続	34
II-5 行政処分を行う際の留意点	35
II-5-1 検査結果等への対応	35
II-5-2 金商法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）	36
II-5-3 登録金融機関に対する処分に係る留意点	37
II-5-4 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間	37
II-5-5 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	38
II-5-6 行政手続法等との関係等	38
II-5-7 意見交換制度	39
II-5-8 関係当局・海外監督当局等への連絡	39
II-5-9 不利益処分の公表に関する考え方	39
II-6 準用	41
III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）	43
III-1 経営管理（共通編）	43
III-2 業務の適切性（共通編）	48
III-2-1 法令等遵守態勢	48
III-2-2 金融商品事故等に対する監督上の対応	49

III-2-3	勧誘・説明態勢	50
III-2-3-1	適合性原則・誠実公正義務	50
III-2-3-2	営業員管理態勢	52
III-2-3-3	広告等の規制	53
III-2-3-4	顧客に対する説明態勢	55
III-2-4	顧客等に関する情報管理態勢	57
III-2-5	苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）	61
III-2-5-1	苦情等対処に関する内部管理態勢の確立	62
III-2-5-2	金融ADR制度への対応	65
III-2-5-2-1	指定ADR機関が存在する場合	65
III-2-5-2-2	指定ADR機関が存在しない場合	67
III-2-5-3	各種書面への記載	69
III-2-5-4	行政上の対応	69
III-2-6	取引時確認等の措置	70
III-2-7	事務リスク管理態勢	75
III-2-8	システムリスク管理態勢	76
III-2-9	危機管理態勢	83
III-2-10	金融商品仲介業者の法令違反の防止措置	85
III-2-11	反社会的勢力による被害の防止	86
III-2-12	企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等	90
III-2-13	障害者への対応	91
III-2-14	暗号等資産に関する留意事項	91
III-2-15	長期に亘り業務を休止した場合等の監督上の対応について	93
III-3	III-3 諸手続（共通編）	95
III-3-1	登録	95
III-3-2	届出	97
III-3-3	業務に関する帳簿書類関係	99
III-3-4	産業競争力強化法関係	102
IV.	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）	104
IV-1	IV-1 経営管理（第一種金融商品取引業）	104
IV-1-1	IV-1-1 金融商品取引業者の役員	104
IV-1-2	IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等	104
IV-1-3	IV-1-3 利益相反管理体制の整備	105
IV-2	IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）	110
IV-2-1	IV-2-1 自己資本規制比率の正確性	110
IV-2-2	IV-2-2 金融商品取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応	112
IV-2-3	IV-2-3 市場リスク管理態勢	113
IV-2-4	IV-2-4 取引先リスク管理態勢	117
IV-2-5	IV-2-5 流動性リスク管理態勢	120
IV-2-6	IV-2-6 早期警戒制度	121
IV-3	IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）	123
IV-3-1	IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性	123
IV-3-1-1	IV-3-1-1 法令等遵守態勢	123
IV-3-1-2	IV-3-1-2 勧誘・説明態勢	123
IV-3-1-3	IV-3-1-3 取引一任契約等	132
IV-3-1-4	IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受	132

IV-3-1-5	誤認防止措置	142
IV-3-1-6	業務継続体制（BCM）	143
IV-3-1-7	災害における金融に関する措置	144
IV-3-2	証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮	146
IV-3-2-1	市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	146
IV-3-2-2	発行体に対するチェック機能の発揮	147
IV-3-2-3	投資者に対するチェック機能の発揮	148
IV-3-2-4	市場プレイヤーとしての自己規律の維持	151
IV-3-2-5	監督手法・対応	151
IV-3-3	店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性	152
IV-3-3-1	法令等遵守態勢	152
IV-3-3-2	勧誘・説明態勢	154
IV-3-3-3	取引一任契約等	161
IV-3-3-4	業務執行態勢	162
IV-3-3-5	通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢	167
IV-3-3-6	有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢	170
IV-3-3-7	暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢	170
IV-3-4	商品関連市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性	171
IV-3-4-1	法令等遵守態勢	171
IV-3-4-2	勧誘・説明態勢	172
IV-3-5	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性	175
IV-3-5-1	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方	175
IV-3-5-2	電子募集取扱業務の適切性	175
IV-3-5-2-1	法令等遵守態勢	176
IV-3-5-2-2	投資者保護のための情報提供	176
IV-3-5-3	電子申込型電子募集取扱業務等の適切性	176
IV-3-5-3-1	業務管理体制	177
IV-3-5-4	第一種少額電子募集取扱業務の適切性	178
IV-3-5-4-1	勧誘・説明態勢	178
IV-3-5-4-2	有価証券の発行価額の総額等に関する留意点	179
IV-3-6	電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性	180
IV-3-6-1	法令等遵守態勢	180
IV-3-6-2	勧誘・説明態勢	181
IV-3-6-3	業務管理体制に係る留意事項	182
IV-3-6-4	取引時確認等の措置	182
IV-3-6-5	システムリスク管理態勢	184
IV-3-6-6	分別管理に係る留意事項	186
IV-3-6-7	電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクへの対応に係る留意事項	187
IV-3-6-8	電子記録移転権利の発行者に対する審査態勢の整備	189
IV-3-6-9	暗号等資産による出資金等に係る分別管理	190
IV-3-7	協会未加入業者に関する監督上の留意点	190
IV-4	諸手続（第一種金融商品取引業）	192
IV-4-1	登録	192
IV-4-2	承認及び届出等	194

IV-4-2-1	認可	194
IV-4-2-2	承認	198
IV-4-2-3	届出	199
IV-4-2-4	累積投資業務に係る留意事項	199
IV-4-3	外務員登録	206
IV-4-4	金融商品取引責任準備金	207
IV-4-5	電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係	207
IV-5	指定親会社グループについて	208
IV-5-1	経営管理	208
IV-5-1-1	監査役設置会社である指定親会社の場合	209
IV-5-1-2	指名委員会等設置会社である指定親会社の場合	213
IV-5-1-3	監査等委員会設置会社である指定親会社の場合	217
IV-5-2	業務の適切性	222
IV-5-3	自己資本の充実	223
IV-5-3-1	最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性	223
IV-5-3-1-1	取締役及び取締役会	223
IV-5-3-1-2	自己資本の充実度の評価	224
IV-5-3-1-3	資本調達手段の連結自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認	228
IV-5-3-2	最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性	228
IV-5-3-2-1	意図的保有の該当性の判断・比例連結の方法の使用に関するチェック	228
IV-5-3-2-2	リスクアセットの計算方法	229
IV-5-3-2-3	トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等	230
IV-5-3-3	最終指定親会社における連結レバレッジ比率の正確性	230
IV-5-3-3-1	意義	230
IV-5-3-3-2	連結レバレッジ比率の計算方法の一貫性	230
IV-5-3-4	自己資本の充実の状況等の開示	230
IV-5-3-5	早期是正措置	231
IV-5-3-5-1	意義	231
IV-5-3-5-2	監督手法・対応	231
IV-5-3-6	社外流出制限措置	235
IV-5-3-6-1	意義	235
IV-5-3-6-2	監督手法・対応	236
IV-5-3-7	早期警戒制度	238
IV-5-4	流動性に係る健全性	239
IV-5-4-1	意義	239
IV-5-4-2	連結流動性レバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性	239
IV-5-4-2-1	意義	239
IV-5-4-2-2	留意事項	240
IV-5-4-2-3	監督手法・対応	242
IV-5-4-3	連結流動性比率規制に関する監督上の措置	243
IV-5-4-3-1	監督手法	243
IV-5-4-3-2	監督上の対応	243
IV-5-4-4	流動性に係る経営の健全性の状況の開示	245

IV-5-4-5	TLACに係る経営の健全性の状況の開示（TLAC 規制対象会社）	248
IV-5-5	リスク管理態勢	249
IV-5-5-1	統合リスク管理態勢	249
IV-5-5-2	流動性リスク管理態勢	250
IV-5-5-3	リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に関する着眼点	251
IV-5-5-3-1	意義	251
IV-5-5-3-2	着眼点と監督手法・対応	251
IV-5-5-4	大口与信管理	252
IV-5-5-4-1	意義	253
IV-5-5-4-2	主な着眼点	253
IV-5-5-4-3	監督手法・対応	254
IV-5-6	報酬体系	255
IV-5-6-1	報酬体系に係る留意点等	255
IV-5-6-2	報酬体系の開示	257
IV-5-7	監督手法・対応	261
IV-6	特別金融商品取引業者グループについて	262
IV-6-1	基本的考え方	262
IV-6-2	監督手法・対応	262
IV-7	外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について	263
IV-7-1	経営管理	263
IV-7-2	業務の適切性	264
IV-7-3	自己資本の適切性・十分性	264
IV-7-4	リスク管理態勢	265
IV-7-4-1	流動性リスク管理態勢	265
IV-7-5	報酬体系	266
IV-7-6	監督手法・対応	266
IV-8	秩序ある処理等の円滑な実施の確保	267
IV-8-1	意義	267
IV-8-2	再建・処理計画の策定等	268
IV-8-2-1	意義	268
IV-8-2-2	着眼点と監督手法・対応	269
IV-8-3	外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応	270
IV-8-3-1	意義	270
IV-8-3-2	主な着眼点	270
IV-8-3-3	監督手法・対応	271
IV-8-4	秩序ある処理等において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための対応	271
IV-8-4-1	意義	271
IV-8-4-2	主な着眼点及び監督手法・対応	272
IV-8-5	秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた流動性モニタリング・報告態勢の整備	274
IV-8-5-1	意義	274
IV-8-5-2	主な着眼点及び監督手法・対応	274
IV-8-6	損失吸収力等の充実	275
IV-8-6-1	損失吸収力等の適切性・十分性・正確性	275
IV-8-6-1-1	意義	275

IV-8-6-1-2	主な着眼点と監督手法・対応	275
IV-8-6-2	TLACを利用した秩序ある処理等	285
IV-8-6-2-1	意義	285
IV-8-6-2-2	手続の具体例	286
IV-8-7	秩序ある処理等の円滑な実施のためのバリュエーション	290
IV-8-7-1	意義	290
IV-8-7-2	主な着眼点及び監督手法・対応	292
IV-8-8	秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテスト	293
IV-8-8-1	意義	293
IV-8-8-2	主な着眼点及び監督手法・対応	293
V.	監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）	294
V-1	経営管理（第二種金融商品取引業）	294
V-1-1	金融商品取引業者の役員	294
V-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等	294
V-2	業務の適切性（第二種金融商品取引業）	296
V-2-1	みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性	296
V-2-1-1	勧誘・説明態勢	296
V-2-1-2	取引一任契約等	299
V-2-1-3	誤認防止措置	300
V-2-1-4	暗号等資産による出資金等に係る分別管理	300
V-2-2	市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性	301
V-2-2-1	法令等遵守態勢	301
V-2-2-2	勧誘・説明態勢	301
V-2-2-3	投資者に対するチェック機能の発揮	302
V-2-2-4	取引一任契約等	303
V-2-2-5	通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢	303
V-2-3	みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性	303
V-2-4	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性	304
V-2-4-1	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方	304
V-2-4-2	電子募集取扱業務の適切性	305
V-2-4-2-1	法令等遵守態勢	305
V-2-4-2-2	勧誘・説明態勢	305
V-2-4-2-3	投資者保護のための情報提供	305
V-2-4-3	電子申込型電子募集取扱業務等の適切性	306
V-2-4-3-1	業務管理体制	306
V-2-4-4	第二種少額電子募集取扱業務の適切性	307
V-2-4-4-1	勧誘・説明態勢	307
V-2-4-4-2	有価証券の発行価額の総額等に関する留意点	308
V-2-5	電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性	309
V-2-6	継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について	310
V-2-7	協会未加入業者に関する監督上の留意点	312
V-3	諸手続（第二種金融商品取引業）	313
V-3-1	登録	313
V-3-2	外務員登録	314
V-3-3	営業保証金の供託等に係る留意事項	315

V-3-4	電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係	315
VI.	監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）	316
VI-1	経営管理（投資運用業）	316
VI-1-1	金融商品取引業者の役員	316
VI-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等	316
VI-2	業務の適切性（投資運用業）	318
VI-2-1	法令等遵守態勢	318
VI-2-2	投資一任業に係る業務の適切性	318
VI-2-2-1	業務執行態勢	318
VI-2-2-2	勧誘・説明態勢	321
VI-2-2-3	弊害防止措置・忠実義務	324
VI-2-2-4	代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置	325
VI-2-2-4-1	代理・媒介業者の選定等	325
VI-2-2-4-2	所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置	326
VI-2-2-5	その他留意事項	327
VI-2-3	投資信託委託業等に係る業務の適切性	332
VI-2-3-1	業務執行態勢	332
VI-2-3-2	受益者等に対する勧誘・説明態勢	336
VI-2-3-3	弊害防止措置・忠実義務	337
VI-2-3-4	投資信託委託会社の業務継続体制（BCM）	338
VI-2-3-5	ESG考慮に関する留意事項	339
VI-2-3-6	その他留意事項	341
VI-2-4	外国投資信託委託業に係る業務の適切性	342
VI-2-5	ファンド運用業に係る業務の適切性	342
VI-2-5-1	業務執行態勢	342
VI-2-5-2	勧誘・説明態勢	344
VI-2-5-3	弊害防止措置・忠実義務	345
VI-2-5-4	その他留意事項	346
VI-2-6	不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項	346
VI-2-6-1	法令等遵守態勢	347
VI-2-6-2	内部管理態勢	347
VI-2-6-3	不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	347
VI-2-7	適格投資家向け投資運用業に関する特に留意すべき事項	351
VI-2-7-1	業務執行態勢に関する留意事項	351
VI-2-8	海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項	352
VI-2-8-1	業務執行態勢に関する留意事項	352
VI-2-9	移行期間特例業務等に関する特に留意すべき事項	353
VI-2-9-1	業務執行態勢に関する留意事項	354
VI-2-10	投資法人の業務の適切性	355
VI-2-10-1	投資法人の機関運営等に関する事項	355
VI-2-11	その他留意事項	355
VI-2-11-1	投信法及び信託法に関する留意事項	355
VI-2-11-2	委託者非指図型投資信託に関する留意事項	356
VI-2-11-3	投資法人の合併に関する留意事項	356
VI-2-11-4	分別管理等に関する留意事項	356
VI-2-12	協会未加入業者に関する監督上の留意点	357

VI-3	諸手続（投資運用業）	358
VI-3-1	登録	358
VI-3-1-1	投資運用業	358
VI-3-1-2	適格投資家向け投資運用業	361
VI-3-1-3	投資法人	364
VI-3-2	承認及び届出等	366
VI-3-2-1	承認	366
VI-3-2-2	届出	366
VI-3-2-3	運用報告書	367
VI-3-2-4	投資信託財産等に関する帳簿書類関係	374
VI-3-2-5	外国投資信託に関する届出書の記載要領	375
VI-3-2-6	外国投資信託の運用報告書	378
VI-3-2-7	外国投資法人に関する届出書の記載要領	380
VI-3-3	海外投資家等特例業務に係る事務処理上の留意点	382
VI-3-3-1	届出事項の確認	382
VI-3-3-2	届出者リスト等の作成及び公表等	383
VI-3-3-3	無届業者に関する留意点	385
VI-3-3-4	海外投資家等特例業者に対する監督上の処分等に関する留意点	385
VI-3-4	移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点	387
VI-3-5	投資法人に係る事務処理上の留意点	387
VI-3-5-1	登録投資法人の変更及び解散の届出	387
VI-3-5-2	臨時報告書	388
VI-3-5-3	投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等	388
VI-3-5-4	証明書の発行	390
VII.	監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）	395
VII-1	経営管理（投資助言・代理業）	395
VII-1-1	金融商品取引業者の役員	395
VII-1-2	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等	395
VII-2	業務の適切性（投資助言・代理業）	397
VII-2-1	投資助言業に係る業務の適切性	397
VII-2-1-1	法令等遵守態勢	397
VII-2-1-2	勧誘・説明態勢	397
VII-2-1-3	投資顧問契約の解除（クーリングオフ）	398
VII-2-1-4	弊害防止措置	398
VII-2-1-5	代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置	399
VII-2-2	代理・媒介業に係る業務の適切性	401
VII-2-2-1	法令等遵守態勢	401
VII-2-2-2	代理・媒介業者の態勢整備	401
VII-2-2-3	投資者保護のための情報提供	402
VII-2-2-4	二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置	402
VII-2-3	継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について	403
VII-3	諸手続（投資助言・代理業）	406
VII-3-1	登録	406
VII-3-2	営業保証金の供託等に係る留意事項	409
VII-3-3	投資助言業務に関する帳簿書類関係	409
VIII.	監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）	411
VIII-1	業務の適切性（登録金融機関）	411

VIII-1-1	個別業務の適切性	411
VIII-1-2	非清算店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢	413
VIII-1-3	優越的地位の濫用防止	414
VIII-1-4	協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点	415
VIII-2	諸手続（登録金融機関）	416
VIII-2-1	登録	416
VIII-2-2	承認及び届出等	417
VIII-2-3	業務に関する帳簿書類関係	417
VIII-2-4	外務員登録	418
VIII-2-5	金商法第33条の規定の解釈について	418
VIII-2-6	その他	418
IX.	監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）	420
IX-1	適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性	420
IX-1-1	勧誘・説明態勢	420
IX-1-2	実態把握	423
IX-2	諸手続	424
IX-2-1	届出事項の確認	424
IX-2-2	届出者リスト等の作成及び公表等	426
IX-2-3	無届業者に関する留意点	428
IX-2-4	出資対象事業に係る契約書の写しの提出期限の延長等	428
IX-2-5	適格機関投資家等特例業者等に対する監督上の処分等に関する留意点	429
X.	監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）	431
X-1	外国証券業者に対する基本的考え方	431
X-1-1	外国証券業者に関する法令の基本的考え方	431
X-1-2	外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引	431
X-2	業務の適切性	432
X-2-1	業務の適切性（取引所取引許可業者）	432
X-2-2	業務の適切性（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）	433
X-3	諸手続	434
X-3-1	諸手続（取引所取引許可業者）	434
X-3-1-1	許可	434
X-3-1-2	届出	437
X-3-1-3	業務に関する帳簿書類関係	438
X-3-2	諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）	438
X-3-2-1	許可	438
X-3-2-2	届出	440
X-3-2-3	業務に関する帳簿書類関係	441
XI.	監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）	442
XI-1	業務の適切性（金融商品仲介業者）	442
XI-2	諸手続（金融商品仲介業者）	442
XI-2-1	登録	442
XI-2-2	届出	444
XI-2-3	業務に関する帳簿書類関係	444
XI-2-4	外務員登録	444
XII.	監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）	445
XII-1	経営管理（証券金融会社）	445
XII-2	業務の適切性（証券金融会社）	445

XII-3	諸手続（証券金融会社）	446
XII-3-1	免許の審査基準	446
XII-3-2	届出	447
XII-3-3	承認	447
XII-3-4	認可	447
XII-4	外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応	448
XII-4-1	意義	448
XII-4-2	主な着眼点	448
XII-4-3	監督手法・対応	449

I. 基本的考え方

I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方

(1) 金融商品市場において、投資者が積極的に資産運用を行うとともに、企業が円滑に資金調達を図るためには、金融商品市場が公正かつ効率的なものであることが大前提であり、金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、このような金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている。

金融商品取引業者等の監督の目的は、金融商品取引業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。

(2) 金融庁としては、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。

(3) 行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、金融商品取引業者等において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。

金融庁としては、各金融商品取引業者等の規模・特性やコンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、金融商品取引業者等の検査を行う証券取引等監視委員会等（以下「検査部局」という。）と連携しながら、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により、重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、必要に応じて、対話等を通じ金融商品取引業者等によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。

(参考)「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成30年6月29日）

(4) 金融商品取引業者等の監督に携わる職員は、(1) から (3) の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、監督行政の信認の確保に努めることとする。

① 国民からの負託と職務倫理の保持

自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては I-1 (1) における金融商品取引業者等の監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。

② 綱紀・品位、秘密の保持

金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。

③ 大局的かつ中長期的な視点

金融サービスを利用する国民や企業が目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。

④ 公正性・公平性

法令等に基づく適正な手続きに則り、各金融商品取引業者等の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。また、国内の金融商品取引業者等と、日本において営業を行っている外国法人の金融商品取引業者等の支店又は外国法人の子会社である金融商品取引業者等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。

⑤ 金融商品取引業者等の自主的努力の尊重

I-1 (1) における監督の目的を達成するためには、金融商品取引業者等による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である金融商品取引業者等の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。

⑥ 自己研鑽

諸外国を含む金融に関する法令・諸規制や金融商品取引業者等の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各金融商品取引業者等固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。

⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携

実効性の高い監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。

I-2 監督指針策定の趣旨

I-2-1 監督指針策定の趣旨

我が国経済が持続的に発展するためには、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の動きを加速することが重要な課題である。これは、主に以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資すると考えられる。

- ① 多数の市場参加者がその能力に応じてリスクを広く負担する構造へと変化することにより、強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムを実現すること（間接金融にリスクが集中することによって生じる金融システムの脆弱性の回避）。
- ② リスクマネーの円滑な供給を実現し、企業のイノベーションを促進すること。
- ③ 貯蓄金融から投資金融への資金のシフトによる、経営者を監視する厚みのある市場の実現により、資本の効率性を高め、我が国企業の収益性の向上を図ること。
- ④ 少子高齢社会において、投資者に多様な運用手段を提供することで、多彩で豊かな社会を実現すること。

こうした流れを実現するためには、仲介者たる金融商品取引業者等が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計と併せて、金融商品取引業者等が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。

我が国における金融・資本市場の改革を振り返ると、フリー・フェア・グローバルを掲げた平成10年の金融システム改革以降、証券会社の参入容易化や業務の自由化、証券業の担い手の多様化などの、証券市場の活性化のための諸施策が講じられた。その成果は、金融商品や販売チャネルの多様化などのかたちで現れ始め、証券業等を巡る環境の変化や金融・資本市場の国際化が進展した。

そうした中であっても、利用者保護、利用者利便の向上と、我が国市場の信頼性確保は、依然として大きな課題であった。例えば、これまで規制対象となっていない金融商品についての詐欺的な販売等により、一般顧客に被害が生じるような事例に対しては、金融先物取引法改正による外国為替証拠金取引への規制の導入（平成17年7月施行）など、個別に投資者保護策を拡充する形で制度的な手当てを行ってきた。

このような中、証券取引法の金商法への改組（平成19年9月30日施行）は、これまでの改革の成果を更に進める観点から金融イノベーションを促進するとともに、横断的かつ包括的な投資者保護ルールの整備等により、適切な利用者保護を図っていくためのものである。

今後は、こうした横断的法制の下で、これまでの改革の成果を活かしつつ、「貯蓄から投資へ」の流れを更に加速させていくため、多様化している金融商品取引業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことが求められている。

このような状況の下、日常の監督事務を遂行するため、従来、業態ごとに策定されていた監

督指針や事務ガイドラインの内容を体系的に整理し、金融商品取引業者等に対し、包括的かつ横断的に、監督の考え方や監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を整備することとした。

本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融商品取引業者等に一律に求めているものではない。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は投資者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は本監督指針に基づき、管轄金融商品取引業者等の監督事務を実施するものとし、金融庁担当課室にあっても同様の扱いとする。なお、本監督指針の策定に伴い、「証券会社向けの総合的な監督指針」、「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」、「事務ガイドライン（投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について）」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」のうち「10 信託受益権販売業」、「金融監督等に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）第三分冊：金融会社関係」のうち「6. 商品ファンド業関係」は廃止することとする。

I-2-2 本監督指針の構成

(1) 本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。

そのため、「Ⅰ. 基本的考え方」、「Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、海外投資家等特例業務を行う者、移行期間特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。

また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ. 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。

従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。

また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それ

までの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。

なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（X-2-1（1）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。

- （2）金融庁は、監督に関する方針として、監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた使い方をするとともに、金融商品取引業者等に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。

(参考) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 適用表

監督指針の項目	金融商品取引業者				登録金融機関	特例業務	外国証券業者	金融商品仲介業	証券金融会社
	第一種業	第二種業	投資運用業	助言・代理業					
I. 基本的考え方	○	○	○	○	○	○	○	○	○
II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点	○	○	○	○	○	○	○	○	○
III. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）									
評価項目（共通編）	○	○	○	○					
諸手続（共通編）	○	○	○	○					
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）									
評価項目（第一種金融商品取引業）	○								
諸手続（第一種金融商品取引業）	○								
V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）									
評価項目（第二種金融商品取引業）		○							
諸手続（第二種金融商品取引業）		○							
VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）									
評価項目（投資運用業）			○						
諸手続（投資運用業）			○						
VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）									
評価項目（投資助言・代理業）				○					
諸手続（投資助言・代理業）				○					
VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）									
評価項目（登録金融機関）					○				
諸手続（登録金融機関）					○				
IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）									
評価項目（適格機関投資家等特例業務等）						○			
諸手続（適格機関投資家等特例業務等）						○			
X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）									
評価項目（外国証券業者）							○		
諸手続（外国証券業者）							○		
XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）									
評価項目（金融商品仲介業者）								○	
諸手続（金融商品仲介業者）								○	
XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）									
評価項目（証券金融会社）									○
諸手続（証券金融会社）									○

Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方

前述（Ⅰ－１（１））のとおり、金融商品取引業者等の監督の目的を達成するためには、監督部局においても、金融商品取引業者等に対し、個々の金融商品取引業者等の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

このため、金融商品取引業者等の監督事務を行うに当たっては、まずは、各金融商品取引業者等がどの様にしてビジネスモデルの構築や市場の仲介機能の発揮、取引の公正性の確保、投資者の保護、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各金融商品取引業者等がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。

経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展及び投資者の保護につなげていくには、各金融商品取引業者等が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、金融商品取引業者等自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各金融商品取引業者等の取組みを促していく。

その上で、上記の過程で、公益又は投資者保護上の観点から重大な問題が認められる場合や金融商品取引業者等の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第51条等に基づく業務改善命令等の行政処分の発動等を検討することとする。

さらに、金融商品取引業者等の監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。

（１）金融商品取引業者等との十分な意思疎通の確保

監督に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、監督部局においては、金融商品取引業者等からの報告に加え、金融商品取引業者等との健全かつ建設的な緊張関係の下で、必要に応じ、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む金融商品取引業者等の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

（２）金融商品取引業者等の自主的な努力の尊重

監督部局は、私企業である金融商品取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融商品取引業者等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(3) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督部局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融商品取引業者等の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。

既報告や資料提出等については、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、金融商品取引業者等の意見を十分にヒアリングすることに留意する。

また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。

併せて、金融商品仲介業者に対する監督に当たっては、基本的に、所属金融商品取引業者等への監督を通じて、金融商品仲介業者が営む金融商品仲介業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。ただし、金融商品仲介業者に固有の問題がある場合や特定の金融商品仲介業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に金融商品仲介業者を指導、監督する必要がある場合には、当該金融商品仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。

（注）金融商品取引業者等の小規模な営業所等に関して、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理

我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。

第一種金融商品取引業者又は投資運用業者による複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。

かかる特性を踏まえれば、特に、国際的に活動する指定親会社グループ（IV-5に定義するものをいう。）及び特別金融商品取引業者グループ（IV-6に定義するものをいう。）においては、個別の金融機関の健全性等を確保するのみならず、グループ全体の経

営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要であり、業務の適切性の確保の観点から、金融グループの一体的な管理を促していく必要がある。

また、第一種金融商品取引業者又は投資運用業者が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、金融商品取引業者の主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、金融商品取引業者に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。

なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。複数の業態を含む金融グループやグループが一体となって総合的な金融サービスの提供を行う金融グループに対するモニタリングについては、異なる業態や異なる金融機関による同様の又は一体的な行為及びそれらに係る規制に関して、同様の水準でモニタリングを行う必要があり、銀行監督担当部局等の他の監督部局や検査部局といった関係部局間での連携強化を行うことも重要となる。

(5) 多様性を踏まえた監督事務の遂行

金融商品取引業者等は、第一種金融商品取引業者に加え、第二種金融商品取引業者、投資運用業者、投資助言業者等といった様々な種類の業者が含まれており、その規模や特性、金商法等の法令等遵守態勢の状況等は様々である。そのため、金融商品取引業者等について、本監督指針に記載している監督事務を行うに際しては、かかる金融商品取引業者等の多様性を踏まえつつ、個々の金融商品取引業者等の規模や特性等に即した手法を選択していく必要がある点に特に留意するものとする。

(6) 検査部局との連携

検査部局との間では、モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図ることに留意する。

II-1-1 監督事務の進め方

金融商品取引業者等の監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各金融商品取引業者等の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各金融商品取引業者等に必要な改善を促していくことにある。

これに加えて、日常的なモニタリングを通じて、金融商品取引業者等を巡るグローバルな経済・市場環境の変化を的確に把握するとともに、金融商品取引業者等の規模や特性を十分に踏まえたモニタリングを行い、その結果を踏まえ、金融商品取引業者等との対話の中で、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組みを促していくことが求められる。

Ⅱ－１－２ 監督事務の具体的手法

(1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング

監督部局は、各金融商品取引業者等の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて、検査部局による立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。

モニタリング手法の使い分けについては、各金融商品取引業者等の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や当局側・金融商品取引業者等側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、金融商品取引業者等内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、検査部局による立入検査の要否について判断するものとする。

(2) 具体的手法

① 実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為

イ. 情報収集・プロファイリング（特性把握）

金融庁は、各金融商品取引業者等の特性や課題、改善に向けた自主的な取り組み状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、金融商品取引業者等を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各金融商品取引業者等の対応状況について把握することも含まれる。

また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の金融商品取引業者等の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。

こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとらわれるものではないが、例えば以下のような視点で取り組みを行っていく。

a. マクロの視点

経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各金融商品取引業者等や金融システムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、庁内の関係部署や財務局、検査部局、関係省庁等と連携し、一般事業会社を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、海外当局や国際機関における議論の動向、経済・社会環境の変化（SDGsへの注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他社や他業界、類似業務・商品、法制度等に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。

こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がり分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。

b. ミクロの視点

金融商品取引業者等との実効性のある対話等を実現するためには、各金融商品

取引業者等固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、金融商品取引業者等が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該金融商品取引業者等やそのステークホルダー（従業員、顧客、地域社会、株主等）からの情報収集が有用となる。

- ・ 財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること
- ・ 決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向等について随時ヒアリングを行うこと
- ・ 金融商品取引業者等自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと
- ・ 金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること

上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、金融商品取引業者等のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、金融商品取引業者等を巡る環境変化による影響について把握する。

ロ. 優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定

上記情報収集・特性把握を通じて特定された各金融商品取引業者等の課題や業態等に共通する横断的な課題については、金融商品取引業者等の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度当初に年度単位の方針等で設定・公表する。

次に、各金融商品取引業者等特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、金融商品取引業者等が実質的な重要事項の改善に経営資源を集中できるよう、重点的な課題の性質に応じて、検査部局による立入検査とそれ以外のモニタリング手法、各金融商品取引業者等のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。

また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。

② 各金融商品取引業者等の詳細な実態把握

実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各金融商品取引業者等の実態に応じ、各種ヒアリングや任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、検査部局に

よる立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。

また、当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど金融商品取引業者等の負担軽減に配慮する。

更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。

選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、当局がどのような課題を認識した上で、どのような議論を志向しているのかを、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明していく。

イ. 各種ヒアリング

優先課題について金融商品取引業者等との相互理解を深めるため、課題の性質に応じて経営トップ、各部門や各支店の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。

なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組みについては、金融商品取引業者等が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。

また、こうした各種ヒアリングの一環として、金融商品取引業者等の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。

ロ. 任意の資料提出依頼

金融商品取引業者等の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった金融商品取引業者等に課せられる負担の軽減に努めることとする。特に、アンケート等、複数の金融商品取引業者等を対象とする場合は、各金融商品取引業者等の特性・置かれた環境にも十分留意する。

ハ. 法令上の報告徴求

必要が認められる場合には法令に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものか、金融商品取引業者等に対して丁寧に説明する。

二. 法令に基づく立入検査

足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には、検査部局に対し、法令に基づく立入検査の要請を行う。

③ 対話

対話は、取引の公正性の確保、投資者の保護やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、金融商品取引業者等の経営や市場の仲介機能の発揮の状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。

対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、金融商品取引業者等が安心して自らの立場を主張できるよう努めつつ、まずは、金融商品取引業者等の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。

更に、対話に当たっては、それまで、当局が各金融商品取引業者等と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。

イ. 当局による実態把握において、取引の公正性の確保、投資者の保護やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、金融商品取引業者等自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と金融商品取引業者等との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各金融商品取引業者等の対応方針を確認する。

ロ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない金融商品取引業者等については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各金融商品取引業者等の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各金融商品取引業者等の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、金融商品取引業者等自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、金融商品取引業者等との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。

④ 多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ

上記のとおり、監督部局が金融商品取引業者等に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や当局側・金融商品取引業者等側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。そこで、監督部局としては、各金融商品取引業者等における課題や取引の公正性の確保・投資者の保護・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。例えば、既に述べた手法以外にも以下の方法が考えられる。

- ・ 業界共通の状況や課題、特定分野における事例等をフィードバックすることは、金融商品取引業者等自身による創意工夫の発揮に資するものである。特に、これらの取組みを各金融商品取引業者等の有する課題に即してフィードバックを行うことで、当局・金融商品取引業者等間における高度の共通価値を構築した上での深度ある対話が可能となる。その場合においても、金融商品取引業者等の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に当局として不適切な介入を行うことのないように配慮する必要がある。
- ・ 金融商品取引業者等が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組み、市

場の仲介機能の発揮状況といった情報は、金融商品取引業者等と当局との間の対話のみならず、顧客等の関係者との対話を深め、金融商品取引業者等による経営改善に向けた取組みに資する可能性がある。

- ・ 各金融商品取引業者等の課題が市場仲介や顧客利便といった分野である場合は、当局・金融商品取引業者等間でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を当局・金融商品取引業者等間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能となる。
- ・ 必要に応じ、金融庁が、金融商品取引業者等以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、金融庁としての各種分析や金融行政のスタンスを情報発信していくことで、金融商品取引業者等の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。

⑤ モニタリング結果を踏まえた対応

上記のモニタリング結果の還元については、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。

例えば、以下のような形で金融商品取引業者等に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。

イ. 通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。

ロ. 業界共通の課題については、上記「イ」のほか、随時情報発信する。

モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別金融商品取引業者等限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅱ－１－２（２）①イのプロセス等を通じて、次期の年度単位の方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりや踏まえた当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。

Ⅱ－１－３ 品質管理

監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各金融商品取引業者等の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各金融商品取引業者等の創意工夫を尊重しているか、各金融商品取引業者等に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、各金融商品取引業者等の業務運営が市場の公正及び投資者保護を確保するものとなるよう、監督事務の品質の確保に努める。

そのため、監督局関係幹部等において、例えば次の点について、金融商品取引業者等から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。

- ・ 情報収集やヒアリング、対話にあたり、金融商品取引業者等に重複徴求等の過大な負担をかけないように、業態別・分野別モニタリングチームの間で実効的な連携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼にあたり、依頼内容が明確か、各金融商品取引業者等の規模・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。
- ・ 特性把握にあたり、各金融商品取引業者等の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、当局担当者が思い込みに陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。
- ・ 優先課題の洗い出しにあたり、各金融商品取引業者等固有の実情に応じた経営上の実質的な重要課題に着目できているか。また、他の金融商品取引業者等や業態に広がりを持つ共通的な課題を見落とししていないか。
- ・ モニタリング方針・計画の策定にあたり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。
- ・ 報告徴求にあたり、当局の課題認識を金融商品取引業者等に丁寧に説明しているか。
- ・ 上記Ⅱ－１－２（２）③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。
- ・ モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。
- ・ モニタリング結果の還元にあたり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができていないか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか。

その際、幹部が金融商品取引業者等を訪問し、金融商品取引業者等から直接モニタリングについての意見を聞くなど、金融商品取引業者等からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。

また、金融商品取引業者等及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。

Ⅱ－１－４ 一般的な監督事務

(1) モニタリング調査表の提出について

オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。

財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。

【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】

- ① 自己資本規制比率の状況
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の分別管理の状況
- ④ 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナル・リスク
- ⑦ 流動性リスク

【一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリング（ファンド又は顧客資産ごとに実施）】

- ① ファンド等の名称
- ② 業者区分
- ③ ファンド等の形態
- ④ 運用期間に関する事項
- ⑤ 権利者（投資主を含み、個人を除く。）に関する事項
- ⑥ 運用財産額に関する事項
- ⑦ 純財産額に関する事項
- ⑧ 投資対象に関する事項
- ⑨ 商品分類に関する事項
- ⑩ 借入状況に関する事項
- ⑪ 取引先リスクに関する事項
- ⑫ 流動性リスクに関する事項

（注）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」とは、毎年6月末日における直近の事業年度終了時点において、以下に該当し、かつ1ファンド又は1契約あたりの純資産額が500億円以上のファンド又は顧客資産を運用する者をいう。

- ・ 金商法第2条第8項第12号に掲げる行為を業として行う者
- ・ 金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者
- ・ 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資として、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う者

（2）行政処分に係る公告の留意事項

金商法第54条の2の規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 本店等の所在地

（注）本店等とは、本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。但し、国内におけ

る主たる営業所又は事務所が無い場合には、本店。)をいう。以下同じ。

- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 行政処分の年月日
- ⑥ 行政処分の内容

(3) 無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録・無届けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

(4) 無登録業者等に係る対応について

無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

① 苦情等の受付

投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。

イ 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。

ロ 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。

ハ 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。

ニ 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう催告する。

ホ 「管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）」を作成し、投資者からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。

② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。

イ 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。

ロ 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行う。

なお、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式Ⅱ－４により文書による警告を行うこととする。

ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとは認められないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っているとは認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、別紙様式Ⅱ－１３により、警告を行うこととする。

③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合

別紙様式Ⅱ－４又はⅡ－１３による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。

④ 公表等

「警告」、「告発」の措置をとった場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。）、所在地又は住所（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの）及び無登録で行っていた金融商品取引業の内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行うものとする。

なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。

（注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。

（５）類似商号使用者に係る対応について

① 明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「〇〇証券」、「〇〇第△種金融商品取引業者」、「〇〇投資法人」等）については、別紙様式Ⅱ－１により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

なお、類似商号に該当すると認められる者であつて、無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた者については、原則として、上記（４）の手続きにより対応するものとする。

② 金融商品取引業者と紛らわしい商号（注）を使用している者については、別紙様式Ⅱ－２により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式Ⅱ－３により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。

③ 別紙様式Ⅱ－１及び別紙様式Ⅱ－３による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し必要に応じ告発を行うものとする。

④ 財務局長は、上記①から③までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。報告を受けた金融庁においては、警告を行った者の名称等について、金融庁ホームページで公表を行うものとする。

⑤ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式Ⅱ－６）を作成し、当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

（注）「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」

金融商品取引業者で、金商法施行時に旧証券取引法第28条の登録を受けている者（みなし登録第一種業者）及び金商法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者（以下「特例証券会社等」という。）と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

(a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。

〔例示〕

〇〇証券取引、〇〇証券売買、〇〇証券取次、〇〇証券投資、〇〇証券商事、〇〇証券短資、〇〇証券委託、〇〇証券媒介、〇〇証券代理

ただし、「〇〇証券印刷」のように明らかに特例証券会社等と異なるものは除く。

(b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。

〔例示〕

〇〇株式委託、〇〇株式投資、〇〇株式取次、〇〇株式売買、〇〇株式取引、〇〇株式代理（債券でも同様）、〇〇金融商品取引

Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携

（１）金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局の間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情

報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を通じたモニタリングの実効性の強化を図る必要がある。そのため、Ⅱ－１－７に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換、事例の集積を通じて得られたノウハウの共有を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

(2) 管轄財務局長との連絡調整

- ① 金融庁長官又は財務局長は、他の財務局長が管轄する区域における金融商品取引業者の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止、業務の休止及び再開に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
- ② 金融庁長官又は財務局長は、所管する金融商品取引業者等の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、金商法第51条から第54条までの規定に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。
- ③ 財務局長は、金融庁長官又は他の財務局長が所管する金融商品取引業者の主要株主から、金商法第32条の規定に基づく届出を受理した場合は、当該届出書の本紙を速やかに、金融庁長官又は当該他の財務局長に送付するものとする。また、金商法第32条の3の規定に基づく届出を受理した場合も同様に取り扱うものとする。
- ④ 金融庁長官又は財務局長は、所管する金融商品取引業者の主要株主に対して、金商法第32条の2の規定に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所（当該主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該主要株主が非居住者である場合は関東財務局長）にその命令内容を連絡するものとする。
- ⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者等（金融商品仲介業者及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第4項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者等を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

Ⅱ－１－６ 自主規制機関との連携

金融商品取引業者等の監督に当たっては、法令上の規制と併せて各自主規制機関の定める規則を重視する必要があることに留意する。また、自主規制機関との間では、取引の公正性の確保や投資者保護を図る目的の範囲において、金融商品取引業者等を監督する上で

必要と考えられる情報についての情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じたリスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めることとする。また、各自主規制機関の間の連絡調整のための会議等に参加するなど、横断的な自主規制機能の発揮に向けた取組みを、当局としても積極的に支援することとする。

なお、金融商品取引業からの暴力団等の排除に関し、証券保安連絡会を通じた関係機関との連携を適切に図ることとする。

Ⅱ－１－７ 内部委任

(1) 金融庁長官への協議

財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。

なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 金商法第29条の4第1項又は第33条の5の規定による登録の拒否
- ② 金商法第30条第1項の規定による認可業務の認可
- ③ 金商法第32条の2の規定による主要株主に対する行政処分（金商法第32条の4で準用する場合を含む。）
- ④ 金商法第44条の3第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による弊害防止措置に関する適用除外の承認
- ⑤ 金商法第51条、第51条の2、第52条第1項又は第52条の2第1項の規定による業務改善・停止命令、登録取消又は認可取消の行政処分
- ⑥ 金商法第52条第2項及び第52条の2第2項の規定による役員（外国法人にあっては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。）の解任処分
- ⑦ 金商法第53条の規定による自己資本規制比率に係る業務改善等処分
- ⑧ 金商法第54条の規定による長期業務休止金融商品取引業者等に対する登録取消処分
- ⑨ 金商法第187条の規定による調査に必要な処分
- ⑩ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（以下「自己資本規制告示」という。）第7条第1項の規定による金利感応度の分析の承認
- ⑪ 自己資本規制告示第10条の規定による内部管理モデル方式の承認
- ⑫ 自己資本規制告示第14条第5項の規定による承認取消処分

(2) 金融庁長官への報告

財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。

- ① 財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等が金商法第29条の3第1項又は金商法第33条の4第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書の正本及び添

付書類を金融庁長官へ送付すること。

- ② 財務局長は、各四半期末現在における主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）の状況について、別紙様式Ⅱ-7により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。
- ③ 財務局長は、事故確認に関する事務（金商法第39条第3項ただし書）について、別紙様式Ⅱ-8（確認事務処理状況報告書）により半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに金融庁長官へ報告すること。
- ④ 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
 - イ. 国際業務に関する報告書（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第173条第2号）
 - ロ. 駐在員事務所の設置又は廃止の届出書（金商業等府令第199条第11号チ）
- ⑤ 財務局長は、金商法第50条の2第1項又は第7項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑥ 財務局長は、金商法第57条第3項の規定に基づき通知をしたとき（金商法第194条の4第1項の規定に基づく財務大臣への通知を要する場合に限る。）は、速やかに通知書の写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑦ 財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等となる者から、金商法第63条の9第1項の規定による届出を受理した場合は、速やかに届出書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。
- ⑧ 財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等となる者から、金商法附則第3条の3第1項（同条第7項において準用する場合を含む。以下Ⅱ-6において同じ。）の規定による届出を受理した場合は、速やかに届出書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。
- ⑨ 財務局長は、自己資本規制告示第14条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑩ 財務局長は、財務局監理金融商品取引業者等の前事業年度における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。

（3）財務事務所長等への再委任

財務局長は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

- ① 金商法第29条の2第1項及び第33条の3第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ② 金商法第30条の3第1項に規定する認可申請書の受理に関する事務
- ③ 金商法第35条第4項に規定する承認申請書の受理に関する事務

- ④ 金商法第31条第1項及び第3項又は金商法第33条の6第1項及び第3項、金商法第31条の2第5項及び第8項、金商法第35条第3項及び第6項、金商法第46条の6第1項、金商法第50条第1項並びに金商法第50条の2第1項及び第7項の規定による届出の受理に関する事務
- ⑤ 金商法第32条第1項及び第3項、金商法第32条の3、金商法第32条の4、第57条の26第1項の規定による届出の受理に関する事務
- ⑥ 金商法第46条の3第1項及び第2項、金商法第47条の2、金商法第48条の2第1項及び第2項、金商法第49条の3第1項及び第2項の規定により提出される書類の受理に関する事務

(4) 留意点

登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ-1-7(1)②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(2)②、④及び⑨、(3)②、③及び⑤は適用しない。

Ⅱ-1-8 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点

本指針の各様式における役員等の氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、別紙様式Ⅲ-1、別紙様式Ⅵ-11、別紙様式Ⅵ-12、別紙様式Ⅵ-13、別紙様式Ⅵ-14及び別紙様式Ⅵ-15においては、法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅱ-1-9 書面・対面による手続についての留意点

金融商品取引業者等による当局への申請・届出等及び当局から金融商品取引業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタルライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。

金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融商品取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための

金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。

更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の廃止、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、Ⅱ－１－１０に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。

Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点

Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。

ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。

（１）金融庁電子申請・届出システム

金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。

ただし、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Govを利用した提出についても可能とする。

（２）金融庁業務支援統合システム

金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に基づく事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規定する事業報告書及び同法第63条の12第2項（同法附則第3条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。））において適用する場合を含む。）に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。

Ⅱ－２ 相談・苦情等への対応

(1) 基本的な対応

金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関してあつせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、金商法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、指定ADR機関（金商法第156条の38第1項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。

なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融商品取引業者等側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融商品取引業者等への情報提供を行うこととする。

(2) 情報の蓄積

各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情等のうち、金融商品取引業者等に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式Ⅱ－９）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。

(3) 金融サービス利用者相談室との連携

監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。

- ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
- ② 相談室との情報交換

Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応

Ⅱ－３－１ 法令照会

(１) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、金商法及びこれに関連する法令であって金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

(２) 照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式Ⅱ－10)を作成し、金融庁担当課室と電子メール等により協議するものとする。
- ③ 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体(注)から受けた、次のイ及びロの項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注) 事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。

イ. 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること(法令適用事前確認手続制度の利用が可能でないこと)。
- b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。
- c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。
- d. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものではないこと。

ロ. 照会書面(電子的方法を含む。)

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記イに記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して

照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

ハ. 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課室とする。財務局担当課室が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。

二. 回答

- a. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2ヵ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヵ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

- b. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

- c. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

ホ. 公表

上記二の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- ④ 上記③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」（別紙様式Ⅱ-11）を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課室の企画担当係に保存するものとする。
- ⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅱ-3-2（2）に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

Ⅱ-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

イ. その事業や取引を行うことが、無許可業務等にならないかどうか。

ロ. その事業や取引を行うことが、無届け業務等にならないかどうか。

ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか。

ニ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ハ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

ニ. 上記ロにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれている場合、これを除いて公表することができる。

II-3-3 グレーゾーン解消制度

産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第 7 条第 1 項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和 4 年 7 月 15 日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。

なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。

財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、照会書を速やかに送付する。

(注) 財務局においては、照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書受領後の流れ

照会書を受け付けた後は、総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。

① 確認の求めの主体

以下のイ.及びロ.を満たすか。

イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。

(注) 「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第4項、産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（以下、「強化法命令」という。）第2条）。

ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。または、提出者が、その新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めようとしている者であること。

② 照会の対象

提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めらるものであって、以下のような照会を行うものか。

イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。

ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。

ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。

二. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。

③ 照会書の記載要領

強化法命令様式第九に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。

- イ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
- ロ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
- ハ. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
- ニ. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等
- ホ. 具体的な確認事項

(3) 回答

照会書を回付された課室は、総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。

また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。

Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点等

金融商品取引業者等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第３２条）

- ① 行政指導等の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。例えば、以下の点に留意する。
 - イ. 行政指導等の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
 - ロ. 相手方が行政指導等に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導等を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
 - イ. 行政指導等に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
 - ロ. 行政指導等を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導等を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導等をする事自体を否定するものではない。

（２）申請に関連する行政指導等（行政手続法第３３条）

申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導等を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導等に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導等の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導等の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導等に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。
- ③ 例えば、以下の点に留意する。
 - イ. 申請者が行政指導等に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
 - ロ. 申請者が行政指導等に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導等を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
 - ハ. 申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、

申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導等（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導等に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導等に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導等に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導等の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導等を行う際には、相手方に対し、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

ロ. 当該行政指導等をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。

イ. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

ロ. 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ハ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

II-4-2 面談等を行う際の留意点

職員が、金融商品取引業者等の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ① 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ② 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ③ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ④ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ⑤ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅱ－４－３ 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅱ－５ 行政処分を行う際の留意点

Ⅱ－５－１ 検査結果等への対応

(1) 検査結果への対応

検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況、登録金融機関の業務の運営に関し、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、金融商品取引業者等に対し、当該報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1ヵ月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、金商法第56条の2第1項の規定に基づき命ずるものとする。

また、合併等によりシステム統合等を予定している金融商品取引業者等において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、同項の規定に基づき報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式Ⅱ－12により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、金融商品取引業者等から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。
- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施状況、指摘事項の改善状況について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果等を踏まえ、証券取引等監視委員会より、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき「行うべき行政処分その他の措置」について勧告があった場合には、監督部局においては、その内容についての検討を行った上で、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令、金商法第51条から第52条の2までの規定に基づく行政処分、その他の適切な措置を検討することとする。

(2) オフサイト・モニタリング等に基づく報告徴求

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、金融商品取引業者等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、金

商法第56条の2第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。

- ③ 上記報告を検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、金融商品取引業者等の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ 必要があれば、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

II-5-2 金商法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）

金融商品取引業者等からの報告又は証券取引等監視委員会からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、以下（1）から（3）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適切かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

（1）当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

金融商品取引業者等が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

③ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融商品取引業者等の行為が悪質であったか。

④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者もかかわっていた

のか。更に経営陣の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

上記(1)及び(2)の他に、行政による対応に先行して、金融商品取引業者等自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。特に、金融商品取引業者等が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

II-5-3 登録金融機関に対する処分に係る留意点

登録金融機関が行う有価証券関連業務について不適切な事例が見られた場合においては、金商法に基づく投資者保護等の観点に加え、銀行法等に基づく経営の健全性の観点も踏まえ、銀行監督担当部局等と連携して、報告徴求を行い、必要に応じ業務改善命令等を発出することとする。

II-5-4 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間

金商法第51条から第52条の2までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、

① 検査部局から勧告書若しくは検査報告書(写)を受理したときから、1ヵ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2ヵ月)以内を目途に行うものとする。

② なお、当該勧告書若しくは検査報告書において指摘された事項につき、事実確認等のため金融商品取引業者等やその他の者に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときから1ヵ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2ヵ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

(a) 複数回にわたって、金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)

には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

(b) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

II-5-5 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該金融商品取引業者等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づき業務改善命令を発出している金融商品取引業者等に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該金融商品取引業者等の報告義務は解除される。
- (2) 金商法第51条又は金商法第51条の2の規定に基づき業務改善命令を発出している金融商品取引業者等に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

II-5-6 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

業務改善命令・業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、金商法第57条第2項の規定に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第8条に基づき、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合及び報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第82条に基づき、金融庁長官に対して審査請求ができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合及び報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

II-5-7 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、金融商品取引業者等からの求めに応じ、監督当局と金融商品取引業者等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した金融商品取引業者等から、監督当局の幹部（注1）と当該金融商品取引業者等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注2）であって、監督当局が当該金融商品取引業者等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注1）監督当局の幹部の例：金融庁・財務局の担当課室長

（注2）金融商品取引業者等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

II-5-8 関係当局・海外監督当局等への連絡

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

II-5-9 不利益処分の公表に関する考え方

（1）業務停止、登録・認可の取消しを命じたときは、金商法第54条の2の規定に基づき、

官報に告示しなければならないことに留意する。

- (2) 業務改善命令等の不利益処分については、他の金融商品取引業者等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

Ⅱ－６ 準用

(1) 適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務を行う者への準用

適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号。以下、Ⅵ－2－1 1－1を除いて「改正法」という。）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、海外投資家等特例業務（金商法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。）、移行期間特例業務（金商法附則第3条の3第5項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。）又は金商法附則第3条の3第7項に規定する行為に係る業務（移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－1－4（2）から（4）まで、Ⅱ－1－5（1）、Ⅱ－1－7（1）⑤及び⑨、（2）③、Ⅱ－1－8、Ⅱ－2、Ⅱ－3、Ⅱ－4並びにⅡ－5の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－1－7（3）に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

- ① 金商法第63条第2項、第8項及び第13項、金商法第63条の2第2項から第4項まで（これらの規定を金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。）並びに金商法第63条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務
- ② 金商法第63条第9項及び第10項（これらの規定を金商法第63条の3第2項において準用する場合を含む。以下、Ⅸにおいて同じ。）の規定による契約書の写しの受理に関する事務
- ③ 金商法第63条の4第2項（金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。）の規定により提出される書類の受理に関する事務
- ④ 金商法第63条の9第1項、第7項及び第10項、金商法第63条の10第2項から第4項まで（これらの規定を金商法第63条の11第2項において準用する場合又は同法附則第3条の3第4項において適用する場合を含む。以下Ⅵ－3－3において同じ。）、金商法第63条の11第1項並びに金商法附則第3条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務
- ⑤ 金商法第63条の12第2項（金商法第63条の11第2項において準用する場合又は同法附則第3条の3第4項において適用する場合を含む。）の規定により提出される書類の受理に関する事務

(2) 金融商品仲介業者への準用

金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ－1－4（3）及び（4）、Ⅱ－1－7、Ⅱ－1－8、Ⅱ－2、Ⅱ－3、Ⅱ－4並びにⅡ－5の各規定に、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ－1－5（2）①及び②

の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

- ① 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。
- ② 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

(3) 証券金融会社への準用

証券金融会社に係る事務処理については、Ⅱ-1-8、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4及びⅡ-5に準ずるものとする。

(4) 投資法人への準用

投資法人に係る事務処理については、Ⅱ-1-4(3)及び(4)、Ⅱ-1-8、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

(5) 商品投資販売業者への準用

商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、Ⅱ-1-5(1)及び(2)②、Ⅱ-1-6、Ⅱ-1-7(1)、Ⅱ-1-8、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅱ-4並びにⅡ-5(Ⅱ-5-9(1)を除く。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）

Ⅲ－１ 経営管理（共通編）

市場が健全な発展を実現していくためには、金融商品取引業者自らが法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。日常の監督事務においては、金融商品取引業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視統制が有効に機能しているかといった観点から、望ましいと考えられる金融商品取引業者の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

（１）主な着眼点

金融商品取引業者の経営管理が有効に機能するためには、金融商品取引業者の全役職員が、金融商品取引業者が金融商品市場の担い手として重大な社会的責任を有することを認識した上で、自らに与えられた役割を十分理解しその業務運営に参画していくことが必要である。その中でも特に、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、内部監査部門の担う責務は重要である。

代表取締役が、金融商品取引業者を代表する権限を付与された取締役として、金融商品取引業者の経営の最高責任を担うことは言うまでもない。取締役会は、金融商品取引業者の経営の最高意思決定機関として、業務執行の具体的な決定を行う権限を有するとともに、代表取締役や担当取締役の行う業務執行を監視し独断的経営を抑止する機能を併せ持つ。監査役・監査役会は、上記のような金融商品取引業者の経営上重要な責務を有する取締役等の業務執行を監査するための広範かつ強力な権限を付託されており、経営監視において重要な職責を有する。

さらに、上場会社は、平成26年の会社法改正及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされており、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。

こうしたことから、上場会社である金融商品取引業者の経営管理態勢のモニタリングにおいては、コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準の経営管理態勢を構築するに当たり、コーポレートガバナンス・コードに則って、適切に取組みを進めているかに留意し、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

なお、親会社が上場会社である金融商品取引業者については、その経営管理の検証に必要な範囲内で、コーポレートガバナンス・コードへの取組状況を含め親会社の経営管理態勢を確認するものとする。

（注）コーポレートガバナンス・コードは、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）、及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用していることに留意することとする。

なお、各上場市場においてコーポレートガバナンス・コードの各原則の適用範囲が定められていることに留意することとする。

上記を踏まえ、金融商品取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(注) 指名委員会等設置会社である金融商品取引業者については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等、また、監査等委員会設置会社である金融商品取引業者については、取締役会、監査等委員会の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行っているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

① 代表取締役

イ. 代表取締役は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。

ロ. 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

ハ. 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

ニ. 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持し、金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「政府指針」という。）の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

② 取締役・取締役会

イ. 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

ロ. 取締役会は、金融商品取引業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。

ハ. 取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、

当該方針について社内で周知を図っているか。さらに、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

ニ. 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に、担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定、モニタリング、管理等の手法について、深い認識と理解を有しているか。

ホ. 取締役会は、戦略目標を踏まえた各種リスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針を、定期的に、あるいは戦略目標の変化やリスク管理手法の発達等にあわせて随時見直しているか。更に、定期的にリスクの情報に係る報告を受けて必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

ヘ. 取締役会は、顧客資産の分別管理が投資者保護ひいては金融商品市場の健全な発展に資するものであることを理解した上で、顧客資産の分別管理の重要性を認識しているか。また、顧客資産の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、顧客資産の分別管理が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。

ト. 取締役会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

③ 監査役・監査役会

イ. 監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

ロ. 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

ハ. 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

ニ. 監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

④ 内部監査部門

内部監査は、金融商品取引業者の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、金融商品取引業者の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、金融商品取引業者の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- イ. 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門から独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ロ. 内部監査部門は、金融商品取引業者の全ての業務を監査対象として、被監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立案しているか。
- ハ. 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。
- ニ. 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
- ホ. 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。

⑤ 外部監査の活用

金融商品取引業者に制度上義務付けられる会計監査人による財務諸表等監査以外に、外部監査人による業務監査（本社、グループ等による監査を含む。）を義務付けるものではない。しかしながら、企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理態勢の実効性を確保するためには、会計監査人等によるこれら外部監査は、金融商品取引業者自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましいことから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- イ. 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。
- ロ. 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

(2) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

① 経営上の課題等に関するヒアリング

経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、必要に応じ、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。

② 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況を把握する観点から、必要に応じ、金融商品取引業者の内部監査部門に対し、内部監査態勢、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等につきヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、金融商品取引業者の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

③ 日常の監督事務を通じた経営管理の検証

上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ、金融商品事故等届出書の受理等の日常の監督事務を通じて、経営

管理の有効性について検証することとする。

④ モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。

⑤ 監督手法・対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）

Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢

（１）法令等遵守（コンプライアンス）態勢の整備

我が国金融・経済の発展のためには、公正、透明で効率的な市場の下で、金融商品・サービスが適切な方法で提供される必要があり、金融商品取引業者に対する利用者の信頼は、そのための最も重要な要素の一つである。金融商品取引業者は、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが強く求められている。金融商品取引業者のコンプライアンス態勢の整備については、その業容に応じて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- ① コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は役職員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに日常の業務運営において実践されているか。
- ② 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容の見直しが行われているか。
- ③ コンプライアンス関連の情報が、営業を行う部門（主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう。以下「営業部門」という。）、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。
- ⑤ 金融商品取引業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、金融商品取引業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者（金商法施行令第15条の4第1号に規定する者をいう。）の機能が十分に発揮される態勢となっているか。例えば、内部管理部門の独立性を確保するとともに、営業部門に対する牽制機能を十分発揮するための権限を付与する等しているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、内部監査部門により、その評価及びフォローアップが行われているか。

（２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の法令等遵守態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場

合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応

金融商品事故等（注）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

（注）金融商品事故等とは、次のいずれかをいう。以下同じ。

- (a) 金商業等府令第199条第7号に規定する法令等に反する行為
- (b) 金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。
- (c) その他金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記(a)又は(b)に掲げる行為に準ずるもの。

（１）主な着眼点

① 金融商品事故等の発覚の第一報

金融商品取引業者において金融商品事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融商品取引業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

- イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。
- ハ. 当該事故等の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において当該事故等の調査・解明を実施しているか。

② 業務の適切性の検証

金融商品事故等と金融商品取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ロ. 当該事故等の内容が金融商品取引業者の経営等にどのような影響を与えるか、顧客や金融商品市場にどのような影響を与えるか。
- ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。例えば、金融商品事故等の発生の原因を分析の上、経営陣の積極的な関与の下で再発防止策を策定し、営業部門等にこれらの措置を周知しているか。
- ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。
- ヘ. 当該事故等による損失の全部又は一部を補てんするために財産上の利益の提供を行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。また、その実行状況を、営業部門から独立した内部管理部門等においてチェックする体制が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

金融商品取引業者からの報告や届出書の提出等により金融商品事故等があったことを把握した場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢

Ⅲ－２－３－１ 適合性原則・誠実公正義務

金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。また、金融商品取引業者は、適正な投資勧誘の履行を確保するために整備した態勢に基づいて、顧客に対する誠実公正義務を果たす必要がある。

そのため、金融商品取引業者は、投資勧誘の前提として、提供する金融商品の内容を適切に把握するための態勢を確立する必要がある。また、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要である。さらに、金融商品の内容が顧客の属性等に適合することの合理的な理由があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、顧客に対してこのような合理的な理由を欠く投資勧誘行為や、不相当又は不誠実な投資勧誘行為が行われないようにする必要がある。

以上を踏まえ、例えば以下のような点に留意して検証することとする。なお、投資勧誘の方法としては、営業店に来訪した顧客への勧誘、電話による顧客への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところではあるが、それぞれの特性に応じた適切な勧誘の方法を検討する必要があることもあわせて留意する。

(1) 主な着眼点

① 金融商品の内容の適切な把握

金融商品取引業者が提供する個別の金融商品について、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該金融商品の特性等に応じ、商品の組成者等とも連携しつつ、研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、投資勧誘に携わる役職員が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる態勢を整備しているか。

② 顧客の属性等及び取引実態の的確な把握並びに顧客情報の管理の徹底

イ. 顧客の投資目的、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、顧客カード等については、顧客の投資目的を十分確認して作成し、顧客カード等に登録され

た顧客の投資目的を金融商品取引業者と顧客の双方で共有しているか。また、顧客の申出等により、顧客の資産・収入の状況又は投資目的が変化したことを把握した場合には、それ以降の投資勧誘に際して顧客カード等の登録内容の変更を行うか否かを顧客に確認した上で変更を行い、変更後の登録内容を金融商品取引業者と顧客の双方で共有するなど、適切な顧客情報の管理を行っているか。

ロ. 顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座ごとの売買損益、評価損益、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、顧客の取引実態の把握の参考としているか。

ハ. 取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。）による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。また、契約締結以降も、長期にわたって取引が継続するデリバティブ取引等の実態の把握について、同様の取組みをしているか。

③ 投資勧誘に際しての合理的な理由についての検討・評価

イ. 顧客に対する金融商品の勧誘に先立ち、勧誘対象となる個別の金融商品や当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、把握した顧客属性や投資目的に適うものであることの合理的な理由があるかについて検討・評価を行っているか。

ロ. その検討・評価を確保する観点から、金融商品の特性等に応じ、あらかじめ、商品の組成者等とも連携しつつ、どのような考慮要素や手続をもって行うかの方法を定めているか。

例えば、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して通貨選択型ファンドなどのリスクの高い商品を販売する等、顧客の投資目的に適合しない不適切な勧誘が行われることがないように、顧客属性等に応じて一定の金融商品の投資勧誘を管理職による承認制とするなどの慎重な販売管理を行っているか。

④ 不適当又は不誠実な投資勧誘行為

顧客に対する不適当又は不誠実な投資勧誘行為として、例えば、以下のような金融商品の勧誘行為が行われていないか。

イ. 金融商品取引業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたときに、顧客属性や投資目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為（合理的な理由を欠く高頻度か否かの判断にあたっては、顧客の年間の平均投資残高に対する支払手数料の累計額の割合、当該顧客の過去の取引頻度等について、通常の投資行動から著しく逸脱したものではないか留意するものとする。）

ロ. 顧客に対し、顧客属性や本来の投資目的に適合しない金融商品を勧誘するため、当該金融商品に適合するような投資目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為

ハ. 顧客属性や投資目的を踏まえると複数の金融商品が顧客に適合する可能性のある状況において、合理的な理由がないにもかかわらず、手数料の高い金融商品を勧誘

する行為

⑤ 内部管理部門による検証

イ. 内部管理部門においては、上記①②③④の検証を行うとともに、それを踏まえた態勢の見直しを行う等、その実効性を確保しているか。

ロ. また、上記②ハの営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築するよう努めているか。

⑥ 一般投資家の申出による特定投資家への移行

金商法第34条の3第1項の規定に基づき、「一般投資家」である顧客より「特定投資家」への移行の申出を受けた際には、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして「特定投資家」として取り扱うことがふさわしいか否かを考慮した上で、承諾の可否について判断しているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適合性の原則等に関する金融商品取引業者の態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－３－２ 営業員管理態勢

金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態等の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

① 営業員の勧誘実態等の把握及びその適正化

イ. 勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。

ロ. 特定投資家向け有価証券の取扱いにあたっては、各営業部門における管理責任者等において、特定投資家の範囲に中小法人等が含まれていることに鑑み、金商法第40条の5第1項及び第2項に規定する告知又は書面交付について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。

ハ. 内部管理部門においては、上記イ及びロの勧誘実態等の把握に係る具体的な方法を

定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。

② 役職員の法令遵守意識の徹底

イ. 役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。

ロ. 内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高める措置を講じているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の営業員管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-3-3 広告等の規制

金融商品取引業者が行う広告等（金商業等府令第73条第1項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の表示は、投資者への投資勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から最も重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

（注）なお、広告等には、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、信書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット等による多数の者に対する情報提供が含まれるが、実際に広告等に該当するか否かの判断は、投資者との電子メール等のやり取り、イメージCM、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。

(1) 主な着眼点

① 顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要事項に関する留意事項

イ. 顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。

ロ. 元本欠損が生ずるおそれがある場合又は当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。

② 明瞭かつ正確な表示

広告等において金商法第37条に規定する項目を表示する場合に、金商業等府令第73条第1項に規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以下の点に留意することとする。

イ. 当該広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。

特に、金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれがある旨・その理由、及び元本超過損が生ずるおそれがある場合の、その直接の原因、元本超過損が生ずるおそれがある旨・その理由は、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しているか。

ロ. 取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。

ハ. 当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

③ 誇大広告に関する留意事項

イ. 有価証券等の価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益を得られるように誤解させて、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。

ロ. 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っているとは誤解させるような表示をしていないか。

ハ. 申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、これらが限定されていると誤解させるような表示を行っていないか。

ニ. 登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、金融商品取引業者を推薦し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。

ホ. 不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。

ヘ. 社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。

④ 顧客を集めての勧誘

イ. セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。）を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。）を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しているか。

ロ. 上記イの「金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示」することには、セミナー等の名称が、金融商品取引に関連するものであることを明確に表していることのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している必要がある。

⑤ 広告等審査体制

金商法第37条の規定を遵守する観点から、広告等の審査を行う広告等審査担当者が配置され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。

（２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の広告等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢

金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

(1) 説明態勢に関する主な着眼点

① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

② 適切な商品・サービス説明等の実施

イ. 取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。

ロ. セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。

ハ. 商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。

ニ. 商品や取引の内容（基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。

特に、契約締結前交付書面に係る記載順に関する規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。また、デリバティブ取引等について、相場の変動等により追証（顧客が預託する保証金の総額が必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金をいう。以下同じ。）が発生するおそれがあるにも関わらず、そのおそれが著しく少ない又は追証の額が実際の商品性に比して著しく小さいとの誤解を与えるおそれ

のある説明をしていないか。

へ. 市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合において、顧客に対して適時適切な情報提供に努め、顧客の投資判断をきめ細かくサポートしているか。

また、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。Ⅵ-2-3-4において同じ。）は、市場動向の急変時や市場に重大なインパクトを与える事象の発生時において、運用状況等についてのレポートを速やかに作成し、販売した金融商品取引業者に提供しているか。

ト. 第三者が作成した相場予測等を記載した資料（新聞記事、アナリストレポート等を含む。）を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。

チ. その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘、又は投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

③ 約定内容等の説明

金融商品取引の約定後に、約定内容（約定日時、約定金額又は約定数値等）について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

④ インターネットを通じた説明の方法

金商業等府令第117条第1項第1号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。

（2）説明書類に係る留意事項

① 金商法第46条の4又は第47条の3に規定する説明書類（Ⅲ-2-3-4（2）、Ⅲ-3-1（10）及びⅤ-2-2-2（2）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

② 説明書類については、法令に規定する事項に、各金融商品取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。

（3）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の顧客に対する説明態勢等に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重

大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の发出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢

顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に掲げる法人関係情報をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

（１）顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項

- ① 経営陣は、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。当該取扱基準は、顧客等に関する情報に関し、金融商品取引業者の社内若しくは社外、又は社内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know 原則を踏まえたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ③ 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を有する者の範囲がNeed to Know 原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が

使用することの防止等)、内部関係者による顧客等に関する情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ④ 顧客等に関する情報の取扱いを委託(注)する場合は、以下の措置を講じているか。

(注)「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、金融商品取引業者が他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。

イ. 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

ロ. 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

ハ. 外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される従業員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

更に、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突号を含む。)が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

ニ. 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。

- ⑤ 顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。

- ⑥ 独立した内部監査部門等において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。当該業務が金融グループ全体で統一に行われている場合、グループ内の他の金融機関(持株会社を含む。)の内部監

査部門等との連携が図られているか。

また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

(2) 個人情報管理に係る留意事項

- ① 個人である顧客に関する情報については、金商業等府令第123条第1項第6号の規定に基づきその安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

イ. 金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置

ロ. 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置

(従業員の監督について必要かつ適切な措置)

ハ. 金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置

ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

(委託先の監督について必要かつ適切な措置)

ホ. 金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置

ヘ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

- ② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、金商業等府令第123条第1項第7号の規定に基づき金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

(a) 労働組合への加盟に関する情報

(b) 民族に関する情報

(c) 性生活に関する情報

(d) 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報

(e) 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報

(f) 犯罪により害を被った事実に関する情報

(g) 社会的身分に関する情報

- ③ 金融商品取引業者は、クレジットカード決済による有価証券の売買の受託等について、金商法第44条の2により原則禁止されているが、金商業等府令第148条又は第149条第1号イからハに定める要件を全て満たした場合には、例外的に認められているところである。

この場合において、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いため、金融商品取引業者は、上記①・②に加え、特に以下の措置を講じているか。

イ. クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存

期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。

ロ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ一画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。

ハ. クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に点検・立入検査を行っているか。

④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 12 条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。

イ. 金融分野ガイドライン第 3 条を踏まえ、個人である顧客から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様としているか。

ロ. 過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか。

ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である顧客において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。

ニ. 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である顧客が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項

① プライベート部門（営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス（チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。）を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。

また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。

(注) 「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役員職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる

- ② 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、当該社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
- ③ 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。
- ④ 法人関係情報を入手し得る立場にある、金融商品取引業者の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。
- ⑤ 金融商品取引業者が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されているか。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の顧客等に関する情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－５ 苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）

(1) 相談・苦情・紛争等（苦情等）対処の必要性

金融商品・サービスは、リスクを内在することが多く、その専門性・不可視性等ともあいまってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、金融商品・サービ

スの販売・提供に関しては、トラブルを未然に防止し顧客保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じることに加え、苦情等への事後的な対応が重要となる。

近年、金融商品・サービスの多様化・複雑化によりトラブルの可能性も高まっており、顧客保護を図り、顧客からの信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対応がさらに重要になってきている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に金融商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについては、（注）参照）が導入されており、金融商品取引業者においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

（２）対象範囲

金融商品取引業者の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。金融商品取引業者には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対応を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、金融商品取引業者には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、金融商品取引業者においては、顧客からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

Ⅲ－２－５－１ 苦情等対応に関する内部管理態勢の確立

（１）意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対応は、顧客に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、金融商品・サービスへの顧客の信頼性を確保するため重要なものである。金融商品取引業者は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、顧客から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対応すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

（２）主な着眼点

金融商品取引業者が、苦情等対応に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

① 経営陣の役割

取締役会は、苦情等対処機能に関する全社的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

② 社内規則等

イ. 社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めるとともに、顧客の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

ロ. 苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に、顧客からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則（苦情等対処に関するものに限らない。）等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

③ 苦情等対処の実施態勢

イ. 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

ロ. 顧客からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える顧客からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

ハ. 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。

ニ. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、郵便、ファックス、電子メール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、顧客の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅲ-2-4（顧客情報の管理）参照）。

ヘ. 金融商品仲介業者等を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、金融商品取引業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅲ-2-7（2）、Ⅲ-2-10（1）、Ⅵ-2-2-4-2（4）及びⅦ-2-1-5（2）④参照）。

ト. 苦情等対処に当たっては、損失補てん等の禁止（金商法第39条）規定との関係も踏まえ、適切な対応をとるための態勢を整備しているか。

チ. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力を通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため、関係部署への速やかな連絡や（必要に応じて）警察等関係機関との連携等を適切に行える態勢を整備しているか（Ⅲ-2-11（反社会的勢力による被害の防止）参照）。

④ 顧客への対応

イ. 苦情等への対処について、単に処理手続の問題と捉えるにとどまらず、事後的な

説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ顧客から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指しているか。

ロ. 苦情等を申し出た顧客に対し、申出時から処理後まで、顧客特性にも配慮しつつ、苦情等対処の手續の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手續の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う態勢を整備しているか。

ハ. 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や顧客の要望等に応じて適切な外部機関等を顧客に紹介するとともに、その標準的な手續の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、顧客の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要がある。

ニ. 外部機関等において、苦情等対処に関する手續が係属している間にあっても、当該手續の他方当事者である顧客に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など顧客に対して通常に行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

⑤ 情報共有・業務改善等

イ. 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

ロ. 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関等が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に顧客対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に活用する態勢を整備しているか。

ハ. 勧誘態勢や事務処理の改善や再発防止等の策定等に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情等の状況を確認し、当該取組みの効果を確認する態勢を整備しているか。

ニ. 苦情等対処の実効性を確保するため、監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

ホ. 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

⑥ 外部機関等との関係

イ. 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

ロ. 外部機関等に対して、自ら紛争解決手續の申立てを行う際、自らの手續を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、顧客からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき社内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

Ⅲ－２－５－２ 金融ADR制度への対応

Ⅲ－２－５－２－１ 指定ADR機関が存在する場合

(1) 意義

顧客保護の充実及び金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上を図るためには、金融商品取引業者と顧客との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に金融商品取引業者と指定ADR機関との間の手続実施基本契約（金商法第156条の38第13項）によって規律されているところである。

金融商品取引業者においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

(2) 主な着眼点

金融商品取引業者が、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ－２－５－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

① 総論

イ. 手続実施基本契約

- a. 紛争解決等業務の種別（金商法第156条の38第12項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）ごとに存在する指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。
- b. 例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の指定などの異動があった場合であっても、顧客利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、顧客へ周知する等の適切な対応を行っているか。
- c. 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。

ロ. 公表・周知・顧客への対応

- a. 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない顧客も想定される場合には、そのような顧客にも

配慮する必要がある。

公表する際は、顧客にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、顧客が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。

- b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客から苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

- c. 手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
- d. 保険会社が組成した保険商品を金融商品取引業者が販売する場合、当該商品を組成した保険会社や、当該商品を販売した金融商品取引業者といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

（注）保険商品の場合、金融商品取引業者（保険募集人）による販売時の説明等の問題であっても、所属保険会社等は、保険業法第283条第1項の規定により保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う（同条第2項に掲げる場合を除く）とされていることから、顧客は、金融商品取引業者が手続実施基本契約を締結する指定ADR機関のみならず、保険会社が手続実施基本契約を締結する指定ADR機関に対しても、原則として申立てを行うことができることに留意する。

② 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

金融商品取引業者が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

イ. 共通事項

- a. 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。
- b. 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。

ロ. 紛争解決手続への対応

- a. 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。
- b. 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。
- c. 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程（金商法第156条の44第1項）等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要

な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅲ－２－５－２－２ 指定ADR機関が存在しない場合

(1) 意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。金融商品取引業者においては、これらの措置を適切に実施し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、顧客保護の充実を確保し、金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上に努める必要がある。

(2) 主な着眼点

金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ－２－５－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

① 総論

イ. 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

a. 登録を受けた業務の種別（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業の別をいう。）ごとに、業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、顧客にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、顧客の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。

(a) 苦情処理措置

- i) 苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること
- ii) 自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等すること
- iii) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- iv) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- v) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- vi) 苦情処理業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること

(b) 紛争解決措置

- i) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること
- ii) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- iii) 弁護士会を利用すること
- iv) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること

- v) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- vi) 紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること
- b. 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について、検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。
- c. 「苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人」((a) vi・(b) vi)を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(金商業等府令第115条の2第1項第5号、同条第2項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。
- d. 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手順のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。
- e. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、顧客の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理と紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

ロ. 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する必要がある(Ⅲ-2-5(2)参照)。

② 苦情処理措置(自社で態勢整備を行う場合)についての留意事項

イ. 消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する場合

- a. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
- b. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。

ロ. 自社で業務運営体制・社内規則を整備する場合

- a. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき、公正かつ適確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。
- b. 苦情の申出先を顧客に適切に周知するとともに、苦情処理に係る業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。

周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、顧客が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知・公表の方法について、Ⅲ-2-5-2-1(2)①ロを参照のこと。

③ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項

イ. 周知・公表等

- a. 金融商品取引業者が外部機関を利用している場合、顧客保護の観点から、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、顧客にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。

b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話し合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、顧客に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等（苦情処理措置・紛争解決措置として金融商品取引業者が利用している外部機関に限らない。）による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を顧客に紹介する態勢を整備しているか。

d. 保険会社が組成した保険商品を金融商品取引業者が販売する場合については、Ⅲ-2-5-2-1(2)①ロ. d. を参照すること。

ロ. 手続への対応

a. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

b. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

c. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、d及びeにおいて「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

d. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

e. 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅲ-2-5-3 各種書面への記載

金融商品取引業者は、各種書面（契約締結前交付書面、事業報告書、説明書類等）において金融ADR制度への対応内容を記載することが義務付けられている。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は、苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、金融商品取引業者が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載すべきことに留意する。

Ⅲ-2-5-4 行政上の対応

日常の監督事務等を通じて把握された、金融商品取引業者の苦情等対応態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規

定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

また、指定ADR機関が存在する場合において、金融商品取引業者が手続応諾の求めに応じない場合等であっても、一義的には金融商品取引業者と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行の問題であることに留意しつつ、金融商品取引業者の対応を注視するものとする。

なお、一般に顧客と金融商品取引業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め、当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅲ－２－６ 取引時確認等の措置

市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。

金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。

特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第11条に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

（１）主な着眼点

犯収法に基づく取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の措置の的確な実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。

（注１）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成24年10月金融庁）を参考にすること。

（注２）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

① 犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険

度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。

- ロ. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。
- ハ. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第11条第3号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。

② 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。

- イ. 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

- a. 取引時確認を実施する担当部署、責任者とその役割
 - b. 担当部署が行った取引時確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における取引時確認事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割
 - c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）
 - d. 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存（個人番号及び基礎年金番号の適切な取扱いを含む。）
- ロ. 取引時確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

また、顧客から取得した取引時確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。

例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。

- a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。

- b. 住所等の取引時確認情報の変更に関して、例えば、変更等が生じた場合は金融商品取引業者に連絡が必要であること等を顧客に対して定期的に周知する等の方法により適時把握する。
- ハ. 社内規則等において、顧客受入方針が適切に定められているか。また、取引時確認手続きの実施などを通じて把握された顧客の属性などに関して、顧客受入方針が的確に適用されているか。
- 二. 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 P E P s（注）該当性の確認を行っているか。
- （注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第 12 条第 3 項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。
- とりわけ、犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯収法施行令第 12 条各項に基づく下記 a. ~ d. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。
- a. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
 - b. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
 - c. 犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との特定取引等
 - d. 外国 P E P s に該当する顧客等との特定取引
- ホ. 顧客の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。
- ヘ. 役職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。また、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。
- ト. 役職員に対して、取引時確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
- チ. 取引時確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。
- ③ 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 社内規則等において、疑わしい取引の届出を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

a. 疑わしい取引を把握する部署、責任者とその役割

b. 上記イにおいて把握された疑わしい取引の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における疑わしい取引の把握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割

c. 上記 a、b の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）

ロ. 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。

ハ. 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、取引時確認情報、顧客属性、取引態様、取引時の状況その他の金融商品取引業者が取得・保有している具体的な情報及び犯罪収益移転危険度調査書を総合的に勘案し、犯収法第 8 条第 2 項及び犯収法施行規則第 26 条、第 27 条に基づく適切な検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

（注 1）考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例：F A T F が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国 P E P s 該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等、国内外の取引の別が考えられる。

（注 2）金融商品取引業者において、疑わしい取引の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることに留意する必要がある。

ニ. 金融商品取引業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析しているか。

ホ. 役職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。また、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。

ヘ. 役職員に対して、疑わしい取引の届出に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。当該研修等の機会を捉えて、疑わしい取引の届出に該当する可能性がある事例や金融商品取引業者が過去に届出を行った事例等について、「疑わしい取引の参考事例」（金融庁ホームページ参照）も参考にし、研修資料等として活用することも、役職員の理解の促進のために有用と考えられる。

また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ト. 疑わしい取引の届出に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、

その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

- ④ 取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるよう、一体的、一元的な社内態勢等が構築されているか。
- ⑤ 海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。

（注）特に、FATF勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。

ロ. 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。

ハ. 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供しているか。

- ・ 当該国・地域
- ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由
- ・ テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

（２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－７ 事務リスク管理態勢

(1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

① 主な着眼点

- イ. 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。
- ロ. 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ハ. 事務リスクの管理部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規程が明確に定められているか。また、当該諸規程は必要に応じて適切に見直しが行われているか。
- ニ. 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務リスクの管理部門は、営業部店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部店の事務水準の向上を図っているか。

(2) 事務の外部委託について

金融商品取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

① 主な着眼点

- イ. 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- ロ. 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような態勢を構築しているか。
- ハ. 外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- ニ. 委託契約によっても金融商品取引業者と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、当該金融商品取引業者が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
- ホ. 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、金融商品取引業者において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。
- ヘ. 委託事務に係る苦情等について、顧客から金融商品取引業者への直接の連絡窓口

を設けるなど適切な苦情相談体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の事務リスク管理態勢ないし事務の外部委託管理態勢に係る課題については、金融商品取引業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告をを求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクをいうが、金融商品取引業者の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、金融商品取引業者の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。

システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

また、金融機関のIT戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略をIT戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、経営者がリーダーシップを発揮し、ITと経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「ITガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっており、かかる点の重要性は金融商品取引業者等についても同様である。

(参考) 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (平成31年6月)

(1) 主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする。

① システムリスクに対する認識等

イ. 取締役会等において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

ロ. 取締役会等は、システム障害やサイバーセキュリティ事案 (以下「システム障害等」

という。)の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

(注)サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

ハ. 取締役会等は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システムを統括管理する役員として定めているか。

ニ. 取締役会等は、システム障害等発生の際の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。

また、必要に応じて自らが指揮を執る訓練を行う等して、その実効性を確保しているか。

② 適切なリスク管理態勢の確立

イ. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。

ロ. システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

③ システムリスク評価

システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

④ 情報セキュリティ管理

イ. 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。

ロ. 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。

ハ. コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

ニ. 金融商品取引業者が責任を負うべき顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

顧客の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

- ・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
- ・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
- ・ ATM（店舗外含む）等に保存されている取引ログ 等

ホ. 洗い出した顧客の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

- ・ 情報の暗号化、マスキングのルール
- ・ 情報を利用する際の利用ルール
- ・ 記録媒体等の取扱いルール 等

ヘ. 顧客の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

- ・ 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
- ・ アクセス記録の保存、検証
- ・ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 等

ト. 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。

チ. 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

リ. 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

ヌ. セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む）を行っているか。

（参考）セキュリティの確保にあたっては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などがある。

⑤ サイバーセキュリティ管理

イ. サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

ロ. サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。

- ・ サイバー攻撃に対する監視体制
- ・ サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
- ・ 組織内 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）等の緊急時対応及

び早期警戒のための体制

- ・ 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等
- ハ. サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。
- ・ 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）
 - ・ 内部対策（例えば、特権 I D・パスワードの適切な管理、不要な I Dの削除、特定コマンドの実行監視 等）
 - ・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）
- ニ. サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。
- ・ 攻撃元の I Pアドレスの特定と遮断
 - ・ DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能
 - ・ システムの全部又は一部の一時的停止 等
- ホ. システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。
- ヘ. サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。
- ト. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。
- ・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の I D・パスワードのみに頼らない認証方式
 - ・ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
 - ・ ハードウェアトークン等でランザクション署名を行うランザクション認証 等
- (注) 不正アクセスによる顧客口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合（例えば、振込先金融機関口座（出金先口座）の指定・変更手続きにおいて、顧客口座と名義が異なる出金先口座への指定・変更を認めないこととし、更に転送不要郵便により顧客の住所地に口座指定・変更手続きのための書面を送付するなどにより、顧客口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合）は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる。
- チ. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。
- ・ 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供

- ・ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を金融商品取引業者側で検知し、警告を発するソフトの導入
- ・ 電子証明書をICカード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
- ・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

リ. サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。

ヌ. サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

⑥ システム企画・開発・運用管理

イ. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。

ロ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。

ハ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

ニ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。

ホ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。

ヘ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

⑦ システム監査

イ. システム部門から独立した内部監査部門において、定期的なシステム監査が行われているか。

ロ. システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。

ハ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

ニ. システム監査の結果は、適切に取締役会等に報告されているか。

⑧ 外部委託管理

イ. 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

ロ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

ハ. システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行われているか。特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準

じて、適切なリスク管理を行っているか。

ニ. 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

また、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

⑨ コンティンジェンシープラン

イ. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

ロ. コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

ハ. コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融商品取引業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

ニ. コンティンジェンシープランは、他の金融機関におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

ホ. コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的を実施しているか。

ヘ. 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

⑩ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント

イ. 金融商品取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

ロ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ハ. 業務を外部委託する場合であっても、金融商品取引業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

ニ. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

ホ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

（参考）システム統合リスク・プロジェクトマネジメントに関する検証に当たっての着眼点については、金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（平成31年6月）別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）」も参考となる。

⑪ 障害発生時の対応

イ. システム障害等が発生した場合に、顧客に無用の混乱を生じさせないための適切

な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

ロ. システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

ハ. 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役等に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

ニ. システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について必要に応じて公表するとともに、顧客からの問合せに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。

また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

ホ. システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

ヘ. システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステマ的な仕組みを整備しているか。

ト. システム障害等が発生した場合、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。

(2) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者のシステムリスク管理態勢上の課題については、金融商品取引業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。

また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条又は第52条第1項の規定に基づき業務改善命令等を発出する等の対応を行

うものとする。

② システム統合時

金融商品取引業者が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、必要に応じて、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の公表後から当該システム統合完了までの間、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を定期的に求めるものとする。

（3）障害発生時

① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式Ⅲ-1）にて当局あて報告を求めものとする。

また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。）。

なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、金融商品取引業者又は金融商品取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、金融商品取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他顧客利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合。）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

② 必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づき追加の報告を求め、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ-2-9 危機管理態勢

近年、金融商品取引業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など金融商品取引業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対応

できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。こうした多様なリスクが顕在化した場合であっても、金融商品取引業者は業務の公共性に鑑み、その機能を極力維持することで、市場ひいては社会における無用の混乱を抑止するよう努めることが望ましいと考えられる。以上を踏まえ、金融商品取引業者の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1) 主な着眼点

① 平時における対応

イ. 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。

ロ. 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは自社の業務の実態や自社を取り巻くリスク環境等に応じ、常時見直しを行うなど実効性が維持される態勢となっているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
- ・ テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
- ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
- ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
- ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
- ・ 業務上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
- ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
- ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）

ハ. 危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握による客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

ニ. 危機管理マニュアルには、危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への報告・連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。

ホ. 日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

② 危機発生時における対応

イ. 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該金融商品取引業者における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に

努めるとともに、必要に応じ金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告徴求を行うこととする。

ロ. 上記の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

③ 事態の沈静化後における対応

金融商品取引業者における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該金融商品取引業者に対して、事案の概要と金融商品取引業者の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて、金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告徴求を行うこととする。

④ 風評に対する危機管理態勢

イ. 風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他社や取引先に関する風評が発生した場合の対応方法についても検討しておくことが望ましい。

ロ. 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の危機管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－１０ 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置

(1) 金融商品仲介業者の法令違反の防止に係る留意事項

金融商品取引業者が金融商品仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該金融商品仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢の確立につき指導するとともに、当該金融商品仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その法令違反の防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得たうえで顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、投資勧誘に当たって、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう金融商品仲介業者に対して求める

具体的取扱方法を定め、当該方法を金融商品仲介業者に周知し、徹底しているか。

ロ. 顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、金融商品仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を金融商品仲介業者に周知し、徹底させているか。

ハ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。

② 金融商品仲介業者の投資勧誘実態の把握及びその適正化

イ. 金融商品仲介業者による投資勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。

ロ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者による投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を金融商品仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築させるよう努めているか。

ハ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者による説明が適切に行われているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を講じているか。

③ 金融商品仲介業者の法令遵守意識の徹底

イ. 金融商品仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、金融商品仲介業者の法令遵守意識の向上に努めているか。

ロ. 管理担当部門においては、金融商品仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者による金融商品仲介業者の法令違反の防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－１１ 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極め

て重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融商品取引業者においては、金融商品取引業者自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品取引から排除していくことが求められる。

もとより金融商品取引業者として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融商品取引業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が金融商品市場に介入し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融商品取引業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

（2）主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応する

ための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、金融商品取引業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、自主規制機関等から提供された情報を適切に活用しているか。さらに、反社会的勢力に関する情報を取引先の審査や当該金融商品取引業者における株主の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。

ロ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

ハ. 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

- イ. 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ロ. 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ハ. 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。
- ニ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

- イ. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ロ. 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
- ハ. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。
- ニ. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

(3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された金融商品取引業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく厳正な処分について、必

要な対応を検討するものとする。

Ⅲ－２－１２ 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等

（１）意義

- ① CSRは、一般的に、企業が多様な利害関係者（以下「ステークホルダー」という。）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- ② 金融商品取引業者のCSRについては、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である金融商品取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- ③ しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が金融商品取引業者を選択する際、その金融商品取引業者及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、金融商品取引業者がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

（２）主な着眼点

金融商品取引業者のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、金融商品取引業者の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

① 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

② 信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

③ 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該金融商品取引業者の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

（３）監督手法・対応

金融商品取引業者によるCSRを重視した取組みやその情報開示は、金融商品取引業

者が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

Ⅲ－２－１３ 障害者への対応

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられているところである。

また、金融商品取引業者については、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）において、これらの具体的な取扱いが示されている。

障害者への対応に当たって、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行う、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理態勢が整備されているかといった点に留意して検証することとする。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者からの苦情等を通じて把握された金融商品取引業者における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。また、金融商品取引業者の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

Ⅲ－２－１４ 暗号等資産に関する留意事項

暗号等資産（金商法第 2 条第 24 項第 3 の 2 号に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号等資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号等資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいくことを踏まえると、顧客の適合性について慎重に確認する必要がある。加えて、暗号等資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。

これらの点を踏まえ、金融商品取引業者等における有価証券の売買その他の取引等に関する暗号等資産の取扱いについては、例えば、以下の点に留意して監督を行うものとする。

なお、金融商品取引業者等が金融商品取引に関し顧客から預託を受けた暗号資産（資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第 2 条第 14 項に規定する暗号資産をい

う。以下同じ。)を管理する場合には、資金決済法第63条の2の登録が必要であることに留意する。

(1) 暗号等資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又は金融商品取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等(金商法第185条の23第1項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。)を取引の対象としないため、例えば下記のような措置を講じているか。

- ① 新たな暗号等資産等を取引の対象とするに当たっては、当該暗号等資産等を取引の対象とすることにより生じ得るリスク(以下「取引リスク」という。)を特定・評価し、顧客保護及び業務の適正かつ確実な遂行の観点から、当該暗号等資産等を取引の対象とすることの可否を的確に審査する態勢を整備しているか。
- ② 既に取り引の対象となっている暗号等資産等に関し、定期的に取り引リスクの内容を見直した上で、必要に応じ、当該暗号等資産等の取引対象の可否を改めて審査することとしているか。
- ③ 暗号等資産等を新たに取引の対象とする場合には、当該暗号等資産等の取引対象の可否に係る審査結果を踏まえ、取締役会の承認を得るなど組織的に決定をしているか。
- ④ 暗号等資産等の取引対象の適否を審査する部門は、営業部門から独立させた上で、専門的知見を有する人材を配置するなど、取引リスクを適切に検証できる体制を整備しているか。

(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

取り扱う暗号等資産の範囲については、当該暗号等資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれ等を踏まえ、慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号等資産については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、有価証券の売買その他の取引等の対価として受領したり、当該暗号等資産による配当等が行われる有価証券を取り扱ったりすることがないよう留意する。

また、暗号等資産を対価とする有価証券の売買その他の取引等を行う場合、Ⅲ-2-6及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、暗号等資産を取り扱うことに伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを実効的に低減する態勢が構築されるとともに、当該取引が疑わしい取引に該当するおそれがないか、適切に確認が行われているか。特に、取引の相手方の属性や暗号等資産の管理方法等に関し、取引の相手方が暗号等資産の真の保有者であることについて疑わしい点がないかを適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。

さらに、暗号等資産の発行者、管理者その他の関係者が制裁対象者及び反社会的勢力等に該当しないかの確認が適切に行われる態勢にあるか。

(3) 勧誘・説明態勢

① 暗号等資産関連業務に関する留意点

金融商品取引業者が、金商法第43条の6及び金商業等府令第146条の3に規定する暗号等資産関連業務を行うときは、金商業等府令第146条の4に規定する事項について、書面を交付する等して適切に説明を行っているか留意するものとする。

このうち、金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する「暗号等資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号等資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、例えば、以下の事項が考えられる。

イ. 暗号等資産の主な用途

ロ. 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ. 暗号等資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限

ニ. 暗号等資産の流通状況

ホ. 暗号等資産に内在するリスク

また、金商法第43条の6第2項に定める「暗号等資産の性質…についてその顧客を誤認させるような表示」として、例えば、以下の事項が考えられる。

イ. 暗号等資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示

ロ. 暗号等資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示

ハ. 暗号等資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、顧客を誤認させるような表示

② 有価証券の売買その他の取引等に関して、顧客が暗号等資産を配当や対価として受け取ること等が予定される場合には、暗号等資産に関する顧客の知識や取引経験を確認する等して適合性を確認するとともに、暗号等資産の仕組みや性質、価格変動リスク等に関して上記①も踏まえ適切に説明を行っているか留意するものとする。

(4) 財務の健全性の確保

第一種金融商品取引業者が暗号等資産の保有等をする場合は、上記(1)から(3)までに記載の点に加えて、その価格変動リスク等が財務の健全性に与える影響についても検証する必要があることから、当該暗号等資産の特性のほか、当該暗号等資産の保有等に係る業務の内容・特性・規模等に照らして、IV-2に基づいて、当該暗号等資産の保有等に伴う各種リスクを適時かつ的確に把握し、当該リスクを適切に管理するなど財務の健全性の確保のための必要な態勢を構築しているか。

III-2-15 長期に亘り業務を休止した場合等の監督上の対応について

(1) 金融商品取引業者が金融商品取引業を行うことができることとなった日から三月以内に業務(金融商品取引業者が二以上の種別の業務を行う場合は、その行ういずれか一の業務であっても対象となる。III-2-15において同じ。)を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときに該当するおそれがあると認められる場

合は、当該金融商品取引業者の事業の実態を踏まえつつ、当該金融商品取引業者に対して、その正当性について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、速やかに理由を把握することとする。

(2) 上記の検証の結果、例えば、以下のような状況が認められた場合は、「正当な理由がない」と考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。

① 業務の開始又は再開するための事業計画等が合理的な根拠に基づいて作成されておらず、その見通しが立たないと認められる場合

② 引き続き三月以上業務を休止することにより、投資者に不測の損害が及ぶおそれがあると認められる場合

(3) 金融商品取引業者が正当な理由もなく業務を開始せず又は休止したと認められた場合には、金商法第50条第1項第1号の規定に基づく業務の休止に係る届出又は第50条の2第1項第2号の規定に基づく業務の廃止に係る届出（金融商品取引業者が二以上の種別の業務を行う場合におけるその行ういずれか一の業務の廃止については、第31条第4項の規定に基づく変更登録）の遡及や、第51条の規定に基づく業務改善命令の発出を含め、必要な対応を行うものとする。更に、業務の開始又は再開が見込まれないことが明らかな場合等業務を開始せず又は休止することに正当な理由がなく、その改善も期待できない場合には金商法第52条の規定に基づく業務停止命令等の発出又は第54条の規定に基づく登録取消しの発出等の対応も検討するものとする。

Ⅲ－３ 諸手続（共通編）

Ⅲ－３－１ 登録

（１）商号

申請に係る商号が改正法附則第25条第2項に抵触しないか確認するものとする。

また、投資者等の誤認を防ぐ観点から、過去に存在した証券会社、金融先物取引業者、投資信託委託業者、投資顧問業者等の名称は、事業譲渡等により業務に継続性が認められる業者が使用する場合などを除き、極力使用されないことを確保することとする。

（２）営業所又は事務所

登録申請書に記載する営業所又は事務所とは、金融商品取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他金融商品取引業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所又は事務所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所又は事務所の名称等を記入させることとする。

また、無人の営業所又は事務所についても、金商法第36条の2第1項の規定による標識の掲示を行う必要があることに留意するものとする。

（３）本店等の名称及び所在地

登録申請書に記載する「本店等の名称及び所在地」（金商業等府令第7条第12号、第44条第13号及び第258条第4号）は、「本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地」（金商業等府令別紙様式第1号別添6、別紙様式第9号別添4及び別紙様式第24号別添2）の記載に当たって、本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、国内における主たる営業所又は事務所をその次に）記載することによることとしているか確認するものとする。

なお、登記事項証明書上の本店が主たる営業所又は事務所としての機能を有さないなど、当該本店と主たる営業所又は事務所とが異なる場合には、当該主たる営業所又は事務所を最初に記載する必要があることに留意する。

（４）登録申請書の添付書類

① 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 生年月日

② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第9条第2号ロ、第3号ロ及び第9号

イ(1)に規定する「これに代わる書面」に該当する。

(5) 登録までの間の留意事項等

- ① 登録申請者に対しては、金融商品取引業者登録簿に登録されるまでは一切の業務を行わないように注意喚起するものとする。
- ② 登録申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。
なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、Ⅲ－２－１に留意するものとする。

(6) 登録番号の取扱い

- ① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、42、83、103、893は欠番とする。）ものとし、金融商品取引業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。
例) ○○財務局長（金商）第○○号
- ② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- ③ 登録番号を別紙様式Ⅲ－２による金融商品取引業者登録番号台帳により管理するものとする。

(7) 登録申請者への通知

金融商品取引業者登録簿に登録した場合は、別紙様式Ⅲ－３による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

(8) 登録の拒否（Ⅱ－５－６参照）

- ① 登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した別紙様式Ⅲ－４による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。
- ② 登録拒否通知書には、拒否の理由及び拒否の理由に該当する金商法第29条の4第1項各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(9) 金融商品取引業者登録簿

- ① 金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第11面までにより作成するものとする。
- ② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融商品取引業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。
なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している金融商品取引業者の新株予

約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を翌月15日までに提出させ、1ヵ月ごとに当該金融商品取引業者登録簿を差し替えるものとする。

- ③ 本庁監理金融商品取引業者から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は1ヵ月分を取りまとめて翌月20日までに、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。
- ④ 金融商品取引業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融商品取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ⑤ 金融商品取引業者登録簿の縦覧者には、別紙様式Ⅲ-5による金融商品取引業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。
- ⑥ 金融商品取引業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- ⑦ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - イ. 上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者
 - ロ. 金融商品取引業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑧ 他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に登録を行った財務局が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。

Ⅲ-3-2 届出

金商法に定める各種届出等の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。

(1) 管轄財務局長の管轄区域を越える本店等の位置の変更

- ① 財務局の管轄区域を越える本店等の位置を変更した届出書を受理した財務局長は、金商業等府令第20条第2項に規定する当該変更届出書及び金融商品取引業者登録簿のうち当該金融商品取引業者に係る部分と併せてその他の書類として、登録申請書及びその添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録を行うこととなる財務局長に送付するものとする。
- ② 上記書類の送付を受けた財務局長は、当該金融商品取引業者の登録を行った場合には従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付するものとする。
- ③ 登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該金融商品取引業者の登録を抹消するものとする。

(2) 対象議決権保有届出書の提出に係る留意事項

国内に在留する外国人が提出した住民票の抄本（国籍等の記載のあるものに限る。）、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第38条第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

(3) 廃業等の届出に係る留意事項

① 金融商品取引業者から金商法第50条第1項第7号、第50条の2第7項及び金商業等府令第199条第5号の規定に基づく届出書を受理した場合には、検査を行うなどによって、次の点について確認するものとする。

イ. 届出を行った金融商品取引業者につき、金商法第52条第1項の規定による登録取消しの事由の存しないこと。

ロ. 顧客に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあること。

ハ. 顧客に対する債権債務の残高照合等の手段により、簿外債務のないことが確認されていること。

② 金融商品取引業者から金商業等府令第199条第11号トの規定に基づく届出書の提出があった場合で、金融商品仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該金融商品仲介業者が金融商品仲介業務を廃止するためであるときは、当該金融商品仲介業者につき、金商法第66条の20第1項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該金融商品取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。

(4) 買収等による株主構成の重要な変更等

金融商品取引業者その他の者からの届出又は報告等により、金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（(4)において「持株会社」という。）の買収等に伴い、当該金融商品取引業者若しくは持株会社の株主構成に重要な変更等が生じ、又は生じるおそれがあることを知った場合であって、当該金融商品取引業者若しくは持株会社の役員や重要な使用人の構成、事業内容、経営方針又は事業の決定方法等に重要な変更が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、当該金融商品取引業者又は持株会社の事業の実態を踏まえつつ、深度あるヒアリングや、必要に応じて、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めると等を通じて、事業の内容や業務執行体制等の変更の有無を把握し、業務を適切に遂行するための人的構成や体制が引き続き整備されているかについて登録審査と同様に検証することとする。

検証の結果、業務執行体制を含む適切な体制の確保等を図る必要があると認められる場合には、当該体制の確保に要する期間を勘案した一定の期限を付した上で、必要に応じて、金商法第50条第1項第1号の規定に基づく業務の休止に係る届出の懲憑や、体制整備を目的とした第51条の規定に基づく業務改善命令又は第52条の規定に基づく業務の全部又は一部停止命令を発出する等の対応を行う。

Ⅲ－３－３ 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ－３－２－４、Ⅵ－３－５－３、Ⅷ－２－３及びⅪ－２－３を除く。）。）は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

（１）基本的留意事項

- ① 帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは金商業等府令第157条及び第181条に規定する名称と異なる名称を用いることがそれぞれできるものとする。ただし、それぞれの帳簿書類の種類に応じた記載事項がすべて記載されている場合に限る。
- ② Ⅲ－３－３において、外国法人については、本店とあるのはその国内における主たる営業所又は事務所と、支店とあるのはその他の営業所又は事務所とそれぞれ読み替えるものとする。
- ③ 自己の取引の発注に係る注文伝票を作成する場合において、金商業等府令第158条中「受注」とあるのは「発注」と読み替えて作成するものとする。
- ④ 帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。
- ⑤ 金商業等府令第157条第1項第1号イ（４）に規定する書面（金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時等交付書面）の写しについては、当該書面と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該書面の記載事項がすべて記載された他の帳簿書類をもってこれに代えることができる。
- ⑥ 注文伝票、媒介又は代理に係る取引記録、募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録及び投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介に係る取引記録の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、それぞれの帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもってそれぞれの帳簿書類とすることができる。当該取引契約書は別つづりとする。
- ⑦ 帳簿書類の記載事項については、当該金融商品取引業者において統一した取扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができる。
- ⑧ 帳簿書類の記載事項の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号等により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる。
- ⑨ 金商業等府令第157条第3項ただし書及び同第181条第4項ただし書の各後段は、同条第1項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所若しくは事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを

認めるものである。ただし、金融商品取引業者において、顧客等に関する情報管理態勢（Ⅲ－２－４）やシステムリスク管理態勢（Ⅲ－２－８）等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。

（２）帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存

- ① 帳簿書類の作成後３年を経過し、かつ、この間に検査部局により帳簿書類の検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。
- ② 次に掲げる場合には、帳簿書類を当初からマイクロフィルムにより作成・保存できるものとする。
 - イ. 対象となる帳簿書類が、金商業等府令第157条第１項第１号イ（４）、第９号、第11号、第16号（ロ及びハに限る。）及び第17号（イを除く。）に掲げるものである場合
 - ロ. 検査部局による検査等に際し、各営業所において合理的期間内に書面による帳簿の作成が可能である場合
 - ハ. マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合

（３）帳簿書類の本店における集中保管

- ① 帳簿書類の保管場所については、作成後３年を経過し、かつ、この間に検査部局による検査が行われている場合には、本店（事務センター等を含む。下記②において同じ。）において集中保管することができるものとする。
- ② 帳簿書類の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として本店及び金融商品取引業者が帳簿書類の作成を委託している会社において作成時から集中保管することができるものとする。
 - イ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。
 - ロ. 帳簿書類の閲覧が本支店において合理的期間内に可能な体制となっていること。
 - ハ. 内部監査に支障がないこと。

（４）注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 受注（自己の取引の発注の場合は、発注）と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。
- ③ 入力データのバックアップを作成・保存すること。
- ④ 入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。
- ⑤ 入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステ

ムとなっていること。

- ⑥ 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。
- ⑦ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。

(5) 発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

発注伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 発注と同時に、発注内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等発注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、発注時に手書きで発注伝票を作成すること。ただし、発注時に作成した手書きの発注伝票とその発注内容を後で入力して作成した発注内容等が記載されたコンピュータ作成の発注伝票を併せて保存する場合は、手書きの発注伝票に追記を行う必要はない。
- ③ 上記①及び②のほか、上記(4)③から⑤まで及び⑦に準ずるものとする。

(6) 帳簿書類の電子媒体による保存

帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 手書きにより作成された帳簿書類については、画像データとして保存すること。
- ② 保存に使用する電子媒体は金商業等府令第157条第2項及び第181条第3項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
- ③ データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（帳簿書類の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。
- ④ 上記③の「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。
- ⑤ 顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。
- ⑥ 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
- ⑦ 入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑧ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。
- ⑨ 作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。
- ⑩ 電算システムにより作成した帳簿書類のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データ

として保存を行わないときは、当該ハードコピーを原本として保存すること。

Ⅲ－３－４ 産業競争力強化法関係

強化法等に定める事業再編に関する計画、特定事業再編に関する計画及び中小企業承継事業再生に関する計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

- (1) 事業再編の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）一. の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
- ① 実施指針一. イ. (2) の「有形固定資産回転率」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。
 - ② 実施指針一. イ. (3) の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員1人当たりの営業利益、人件費及び減価償却費の和を指す。
 - ③ 実施指針一. ロ. (1) の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。
 - ④ 実施指針一. ロ. (2) の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。
- (2) 実施指針二. イ. の事業再編の定義に関する事項
- ① 実施指針二. イ. (3) の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。
 - ② 実施指針二. イ. (5) の「当該商品又は役務の提供に係る販売費」は、例えば、販売費・一般管理費を指す。
- (3) 実施指針二. ロ. (3) の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準
実施指針二. ロ. (3) (ii) の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、営業収益を指す。
- (4) 実施指針三. の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
実施指針三. イ. (2) 及び(3) 並びにロ. (1) については、上記(1)を準用する。
- (5) 実施指針四. イ. の特定事業再編の定義に関する事項
実施指針四. イ. (4) 及び(5) の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。
- (6) 中小企業承継事業再生の実施に関する指針（以下「再生実施指針」という。）一. の中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項
- ① 再生実施指針一. イ. の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。

- ② 再生実施指針一.ロ.の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。

IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）

IV－1 経営管理（第一種金融商品取引業）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。IVにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

なお、第一種金融商品取引業を行う外国法人については、「Ⅲ－1 経営管理（共通編）」の適用に際し、代表取締役を本邦における代表者、取締役会等を本邦における営業所又は事務所における最高意思決定機関等と適宜読み替えるものとする。

IV－1－1 金融商品取引業者の役員

（1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員（金商法第52条第2項の解任命令の対象となる役員をいい、以下本IV－1－1、V－1－1、VI－1－1及びⅦ－1－1において「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからリまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令（金商法第46条の6第2項を除く。）又は法令に基づいてする行政官庁の処分には違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。
- ⑤ 金商法第30条第1項の認可に付した条件には違反していないこと。

（2）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第7号若しくは第9号から第11号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員等の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員等の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

IV－1－2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等

(1) 主な着眼点

IV-4-1に規定する事項に照らし、金融商品取引業（第一種金融商品取引業に限る。IVにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。

(2) 監督手法・対応

IV-4-1に規定する事項は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保等に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-1-3 利益相反管理体制の整備

(1) 利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方

金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、証券会社等（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。以下同じ。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。

こうしたことから、金商法第36条第2項に基づき、証券会社等が自社及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。

なお、証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等（以下「親子法人等」という。）との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏ま

え、当該証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、その際には、顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク（社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。）が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい。

一方、証券会社等のグループ会社の中には、当該証券会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

また、証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。

（２）利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備

① あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化（注）しているか。

（注） 2022年に、証券会社等とその親子法人等との間で、上場企業等からのオプトアウトが行われるまではその同意なく当該上場企業等に係る非公開情報の共有を可能とするなどの規制緩和（Ⅳ－３－１－４（２）参照）が行われたことにより、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等（「親子金融機関等」という。以下（２）（注）において同じ。）においては、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要がある。こうした点を踏まえ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例を挙げると、以下のような取引が考えられる。但し、以下はあくまでも例示に過ぎず、証券会社等のビジネスモデルの実態や、証券会社等が属する金融グループ内の他の金融機関の業態等に応じて適切に特定されるべきことに留意するものとする。

（参考）「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—」（2021年6月18日）

〔M&A関係〕

- ・証券会社等がM&Aにおいて買手候補に対してアドバイザリー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等が競合する別の買手候補に対して融資を行い、又は売手側（対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。）に対して既に融資残高がある場合。
- ・証券会社等がM&Aにおいて売手側に対してアドバイザリー業務を行いつつ、単

独又は複数の買手候補に対して自己又はその親子金融機関等が融資を行う場合。

- ・ M & Aにおいて買手候補及び売手側の双方に対して証券会社等又はその親子金融機関等がアドバイザー業務を行う場合。

〔引受関係〕

- ・ 事業会社が有価証券（普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。）の発行により資本市場での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合。
- ・ 証券会社等又はその親子金融機関等が引受けや顧客の有価証券発行に関する助言等を行いながら、証券会社等又はその親子金融機関等が他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。

〔その他〕

- ・ 証券会社等又はその親子金融機関等が発行又は組成する有価証券を、当該証券会社等が顧客に推奨・販売する場合。
 - ・ 証券会社等又はその親子金融機関等が顧客に対して資本市場での資金調達に係る引受けや助言等、M&Aに係るアドバイザー業務の提供、又は融資を行いながら、当該証券会社等が当該顧客に関するリサーチレポートを他の顧客に対して提供する場合。
- ② 利益相反のおそれのある取引の特定にあたり、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の行う業務の内容・特性・規模等を適切に反映できる態勢となっているか。
- ③ 特定された利益相反のおそれのある取引について、例えば新規業務の開始等に対応して、その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか。

（3）利益相反管理の方法

- ① 利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢となっているか。また、当該取引の特性に応じ、例えば以下のような点に留意しつつ、適切な利益相反管理の方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。
- イ. 部門の分離による管理を行う場合には、当該部門間でチャイニーズウォール（Ⅲ-2-4（3）①参照）が構築されているか。
 - ロ. 取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行う場合には、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。
 - ハ. 利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理を行う場合には、想定される利益相反の内容及び当該方法を選択した理由（他の方法を選択しなかった理由を含む。）について、当該取引に係る契約を締結するまでに、当該顧客に対して、顧客の属性に応じ、当該顧客が十分理解できるような説明を行っているか。
 - ニ. 情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した部署等に

において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。

- ② 自社及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、必要な確認が図られる態勢となっているか。
- ③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。

(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

- ① 利益相反管理方針（金商業等府令第70条の4第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の類型、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の類型、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。
- ② 公表すべき利益相反管理方針の概要は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。
- ③ 利益相反管理方針の概要は、店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等の方法により、適切に公表されているか。

(5) 人的構成及び業務運営体制

- ① 証券会社等及びその子金融機関等の経営陣は、利益相反管理の重要性を認識し、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）とも連携する等して、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。
- ② 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続が書面等において明確化されているか。また、当該証券会社等及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続きに関する研修の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。
- ③ 利益相反管理に携わる部署（以下「利益相反管理部署」という。）に利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元

的に行う体制となっているか。

- ④ 利益相反管理統括者並びに利益相反管理部署及びその職員（以下「利益相反管理統括者等」という。）は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。
- ⑤ 利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。営業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定にあたって利益相反管理統括者等が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。
- ⑥ 利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。
- ⑦ 独立した内部監査部門等において、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。金融グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られているか。
- ⑧ 証券会社等が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、利益相反管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準で、利益相反のおそれのある取引の特定や適切な管理を行う態勢が確立されているか。

（6）監督手法・対応

利益相反管理体制は、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等に応じ、まずは各証券会社等が自ら整備すべきものであり、上記（1）から（5）までに掲げる事項は、その基本的な枠組みを示したものである。各証券会社等においては、自社及びその子金融機関等の業務の内容・特性・規模等に応じ、それぞれ適切な利益相反管理体制を整備することが求められる。

ただし、証券会社等による利益相反管理体制の整備状況に関わらず、顧客の利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、金商法第56条の2第1項又は第3項の規定に基づく報告を求めることとする。また、報告徴求の結果、証券会社等の利益相反管理体制に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令及び金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）

金融商品取引業者の自己資本規制は、金融商品取引業者の業務が市場環境の変化に影響されやすいことを踏まえ、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、金融商品取引業者の財務の健全性が保たれ、投資者保護に万全を期すことを目的としている。金融商品取引業者は適切な自己資本規制比率を維持すること等を通じて、その業務に伴うリスクを総体的に把握・管理し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（＝固定化されていない自己資本）を保持しなければならない。当局としては、自己責任原則の下で行われる適切な自己資本規制比率の維持等を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングを通じ、金融商品取引業者の財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

IV-2-1 自己資本規制比率の正確性

自己資本規制比率の算出の正確性については、金商法第46条の6第1項及び金商業等府令等の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証することとする。

（1）劣後債務・劣後特約付社債の適格性について

- ① 金商法第50条第1項（金商業等府令第199条第12号）の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。
- ② 金商業等府令第176条第2項各号又は第3項各号に掲げる性質のすべてを有しているか。
- ③ 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。
- ④ 次のような場合には、金商業等府令第176条第4項第3号に規定する劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っているものとして、当該資金の額を控除しているか。
 - イ. 当該借入先又は当該保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合（当該劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。）。
 - ロ. 当該借入先又は当該保有者に、経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合
 - ハ. 当該借入先又は当該保有者の株券その他の有価証券等を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合（経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、当該株券その他の有価証券等を、純投資目的等により流通市場

等からの調達により保有している場合、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。。

(2) 控除資産から控除する担保金等について

金商業等府令第177条第2項及び第3項の規定に基づき土地・建物の評価額等を控除している場合又は同条第5項及び自己資本規制告示第2条第5項の規定に基づき担保金その他の資産の評価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

- ① 土地・建物の評価額等を控除している場合に、当該土地・建物の評価額が適切に算出されているか。
- ② 担保金その他の資産の評価額を控除している場合に、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその評価額及び当該評価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

(3) リスク相当額の把握について

金商業等府令第178条第2項の規定に基づき、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

- ① すべての保有する有価証券等の評価額（月末にあっては、客観性の検証を行った評価額）に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、概算により把握することができるものとする。
- ② 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、未収入金及び未収収益については、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの（受渡日に入金されなかったものを除く。）を除くことができるものとする。
- ③ 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。

特に、顧客から約定元本の一定率の証拠金（保証金）の預託を受け、差金決済による外国為替の売買を行う取引（いわゆる「外国為替証拠金取引」）を行っている金融商品取引業者については、為替相場の急激な変動などが財務の健全性や自己資本に及ぼす影響を的確かつ適正に把握できるリスク管理及び内部管理態勢を整備しているか。

(4) 貸付有価証券の確認

保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。

(5) 暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の基礎的リスク相当額について

暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をするにあたっては、上記（３）①から③までに記載の点に加え、特にインターネットに接続された状態で秘密鍵が管理されている暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等については流出リスクが存在することに鑑み、当該リスクに係る基礎的リスク相当額を適切に把握する必要があるため、かかる基礎的リスク相当額について、毎営業日、把握しているか。

IV-2-2 金融商品取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応

金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法として、金商法第46条の6第1項の規定に基づき、自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められており、金融商品取引業者はその健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取り組みを行う必要がある。

このため、自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応として、以下に掲げるような措置を講ずることにより、金融商品取引業者に早期の改善を促していくものとする。

- (1) 金商業等府令第179条第3項の規定に基づく届出があったときは、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、ヒアリング等を通じて自己資本規制比率の当面の見通し等について確認し、自主的な改善を促すこととする。

なお、長期に亘り自己資本規制比率が140%を下回っている場合や、繰り返し140%を下回っている場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行う等により当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況の把握に努めるものとする。

また、金商業等府令第179条第5項の規定に基づく届出書が提出されるまでの間、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書の確認やヒアリングを行う等により、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況や各リスクの状況の把握に努めるものとする。

- (2) 上記の届出において、自己資本規制比率が120%を下回っている場合は、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行う等により、自己資本規制比率回復のための具体的方策及び時期、顧客資産の分別管理の状況、資金繰りの状況を把握し、改善のための努力を促すこととする。

- (3) 上記(2)の状態において、報告徴求やヒアリング等により把握した当該金融商品取引業者の状況を踏まえ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、その必要性に応じて、

- ① 自己資本規制比率について、法定の自己資本規制比率を回復し、恒常的に維持するための方策（その具体的内容及び実施時期を含む。）を立案し、講ずること、
- ② 不測の事態に備え、有価証券、金銭等の適切な保全管理、資金繰りのきめ細かな管

- 理等により投資者保護のために万全の措置を講ずること、
- ③ 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、
 - ④ 自己資本規制比率回復のための具体策を反映した日々ベースの貸借対照表、資金繰り及び自己資本規制比率の見通しの策定、
- などについて、金商法第53条第1項の規定に基づく命令の発出を行うこととする。

IV-2-3 市場リスク管理態勢

市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

（1）主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか。

（2）監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。

（3）具体的取扱い

① 自己売買業務に係るリスク管理

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、金商業等府令第178条第2項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

イ. 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a. 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。
- b. 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c. 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a. 株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われること

を管理する態勢を整備すること。

b. 日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、上記イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。

i) 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

ii) 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法

iii) イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダーごと又はユニットごとに配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる態勢を整備すること。

② 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制告示第3条第4項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

イ. リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

a. リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

ロ. 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

a. 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。

b. 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される態勢となっているか。

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数として相応しいか確認するものとする。

イ. 日本国 日経平均株価、日経300指数、東京証券取引所株価指数

ロ. アメリカ合衆国 S & P 500種

ハ. イタリア共和国 M I B 30指数

ニ. オーストラリア連邦 A S X 200指数

- ホ. オランダ王国 A E X 指数
- ヘ. カナダ S & P トロント総合指数
- ト. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T 100指数
- チ. スイス連邦 S M I 指数
- リ. スウェーデン王国 O M X 指数
- ヌ. スペイン I B E X 35指数
- ル. ドイツ連邦共和国 D A X 指数
- ヲ. フランス共和国 C A C 40指数
- ワ. ベルギー王国 B E L 20指数
- カ. 香港特別行政区 ハンセン指数

④ 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。

⑤ 内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している金融商品取引業者に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

⑥ 国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

イ. リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利－ α 」により決定される国債については、「直近の基準金利－前回債の α 」）を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。

ロ. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

⑦ 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のよう
な点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（自社でオ
リジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）やC D S 取引に
ついては、同様の留意が必要となる。

イ. 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやC D S 取引も含む。）に関し

て、以下のような点を留意して、価格評価を行っているか。

- a. 価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。
 - b. フロント部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。
 - c. ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。
 - d. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。
- ロ. 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握
- a. 証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付機関の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
 - b. 証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。
 - c. 証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。
 - d. 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。
- ハ. 市場流動性リスクの管理
- a. 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、

- i) 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること
 - ii) ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや実際に売却可能な価格水準を把握すること
 - iii) 各種指数等（証券化商品のインデックス等）の分析により市場環境の変化をモニターすること
 - iv) 市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること
- 等が考えられる。

b. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢が整備されているか。

二. 証券化商品の組成等に係るリスク管理

a. 証券化商品等を組成し、販売する（又は市場性のあるローンを売却する）までの過程において、市場環境が変化し、原資産にかかるリスク（又は当該ローンのリスク）を投資家に移転することが困難になる可能性（パイプラインリスク）について検討されているか。また、証券化商品等の販売後、買戻し特約等により再び原資産に係るリスクを負う可能性がある場合に、買戻し等を行った際の対応（新たな投資家の確保や自己のポートフォリオへの組込み等）があらかじめ検討されているか。証券化（シンジケーション）業務を行うに当たっては、以上のリスクも織り込んで、リスク・リターンの判断を行っているか。

b. 非連結の特別目的会社等を用いて、証券化商品等を組成・販売する等により、原資産に係るリスクを投資家に移転した場合であっても、レピュテーションリスクなどから、市場環境の変化によっては、再び原資産に係るリスクを負う可能性について、ストレステストに織り込む等の方法によりあらかじめ検討されているか。証券化（シンジケーション）業を行うに当たっては、以上のリスクも織り込んで、リスク・リターンの判断を行っているか。

IV-2-4 取引先リスク管理態勢

取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1) 主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、新商品・新規業務導入時の社内検証の実施、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、取引先リスクが適切に管理されているか。

(2) 監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、取引先

リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。

(3) 具体的な取扱い

① 与信相当額から控除している担保金等の確認

自己資本規制告示第15条第5項及び第6項の規定に基づき担保金その他の資産の評価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

イ. 当該担保金その他の資産が担保として相応しいものであるか。

ロ. 当該担保金その他の資産の評価額及び当該評価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

② 法的に有効な相対ネットリング契約の確認

取引先リスク相当額を算出する場合において、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引について、相殺した後の額により与信相当額を算出しているときは、次の点を確認するものとする。

イ. その法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、金融商品取引業者の与信が当該ネットリング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解（リーガル・オピニオン）を必要に応じ書面により確認しているか。

ロ. 関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。

a. 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所又は事務所の所在する国の法律

b. ネットリングの対象となる個々の取引に係る法律とネットリングの根拠

c. ネットリングを行うために必要な契約に係る法律とネットリングの根拠

③ 保証予約の確認

形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているか確認するものとする。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第58条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約に該当するものとする。

④ 債務超過と認められた法人の確認

公表又は未公表を問わず、検査部局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制告示第15条第3項第3号の表（注3）（4）の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当する。

⑤ 連結財務諸表提出会社の確認

自己資本規制告示第15条第3項第3号の表（注1）に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている適格格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

⑥ 国際機関

標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。

（4）非清算店頭デリバティブ取引

① 変動証拠金

金融商品取引業者（金商業等府令第123条第12項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、金商業等府令第123条第1項第21号の10その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成27年3月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。

イ. 取引の相手方との変動証拠金に係る適切な契約書（例えば、ISDAマスター契約及びCSA契約）の締結

ロ. 金商業等府令第123条第11項第1号において、変動証拠金が金銭をもって充てられる場合については、為替リスクに係るヘアカットを適用しない旨規定されているところ、変動証拠金を主要な通貨（日本円、米国ドル、ユーロ等）以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれあらかじめ定めたる通貨と異なる場合における一定の為替リスクの考慮

金商業等府令第123条第12項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の金融商品取引業者は、取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール（証拠金の随時請求）に対応した変動証拠金の授受を行うための態勢整備に努めているか。

② 当初証拠金

金商業等府令第123条第1項第21号の11の規定（当初証拠金）の対象となる金融商品取引業者は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、同号その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されない

デリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」(平成27年3月)を踏まえ、例えば以下の点に留意し、当初証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。

- イ. 取引の相手方との当初証拠金に係る適切な契約書(例えば、ISDAマスター契約及びCSA契約並びに当初証拠金管理に係る契約(信託の設定に係る契約等))の締結
- ロ. 金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合等については、当初証拠金を安全な方法により運用することが金商業等府令第123条第1項第21号の11ホにおいて許容されているところ、当該安全性の適切な確保

ハ. 当初証拠金の算定

- a. 「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の11イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法」(以下「潜在的損失等見積額の算出告示」という。)第1条において、定量的計算モデル又は標準表の使用が規定されているところ、潜在的損失等見積額の算出告示に基づくいずれの方法を使用する場合でも、対象取引のリスクを適切に捕捉できる取引区分を用いた潜在的損失等見積額の算出
- b. 定量的計算モデルを使用する場合、潜在的損失等見積額の算出告示第6条第2号から第5号に基づく、モデル管理部署による、適切な管理手続きの作成並びに運営及びバックテストその他検証の実施
- c. 定量的計算モデルを使用する場合、潜在的損失等見積額の算出告示第6条第6号を踏まえた適切な内部監査の実施

③ 当初証拠金及び変動証拠金共通

①又は②における金融商品取引業者は、例えば以下の点に留意し、当初証拠金及び変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。

- イ. 証拠金に用いられる資産について、例えば、流動性の低い有価証券は一定未満とするなどの適切な分散
- ロ. 証拠金に係る紛争について、紛争が発生した場合の対応策の事前の策定、適切な対応の実施並びに紛争内容の記録及び保存
- ハ. 一括清算の約定の法的有効性が確認されていない外国の金融機関等を取引相手とした、証拠金の授受等の措置を講ずることが求められていない非清算店頭デリバティブ取引に係る適切なリスク管理

IV-2-5 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等(市場流動性リスク)からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1) 主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価及び役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等を図るため、業務の内容・規模に応じて例えば以下のような措置を講じるなど、流動性リスクを適切に管理しているか。

- ① 日々の資金繰りの管理及び中長期の資金繰り見通しの策定・管理
- ② 各資産の運用限度額（リミット）の設定・管理
- ③ 円建取引・外貨建取引や国内取引・海外取引の統合的な管理
- ④ 業容又は市場環境の急変に備えた資金調達手段（支払準備資産）の確保
- ⑤ 流動性リスク管理の担当者に対する、情報収集・業務管理権限の付与

（２）監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、流動性リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求を行い改善を促すこととする。

IV-2-6 早期警戒制度

金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法としては、金商法第46条の6第1項の規定に基づく、「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融商品取引業者であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、金融商品取引業者が、以下に掲げる自己資本規制比率の変動、有価証券の価格変動等について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。

（注）早期警戒制度の枠組みの下では、個々の基準に該当する金融商品取引業者に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該金融商品取引業者の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

また、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用するものとする。

（１）自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

（２）有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

(4) 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。

また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）

IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

IV-3-1-1 法令等遵守態勢

証券会社等は、個人投資家、機関投資家、有価証券の発行体である企業等が、金融商品市場にアクセスする際に、市場仲介者として機能し、円滑な取引を可能とする役割を果たしている。こうした業務には高い公共性が付随しており、証券会社等は、適正な投資者保護を図りつつ、信頼性の高い業務を遂行することにより、市場仲介機能を効率的かつ安定的に発揮することが求められている。また、そのためには、市場プレイヤーとしても、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営することが求められている。

こうした証券会社等のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、市場仲介機能等の適切な発揮の観点から策定された自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

IV-3-1-2 勧誘・説明態勢

（1）説明書類に係る留意事項

金商法第46条の4（金商業等府令第174条第4号）に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

（2）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知（下記④については顧客の同意した方法による場合を含む。）していない場合は、金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。

- ① 金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時等の書面に記載すべき事項
- ② 顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該国債に係る入札が成立した後においては、当該取引に係る銘柄、単価及び金額並びに当該取引の約定の際に取引報告書において通知した事項（償還予定日及び約定利回りを除く。）
- ③ 顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該取引契約に係る停止条件が不成就となった後においては、当該事実及び当該取引の成否に係る事項（通知しないことについて顧客から同意を得た場合を除く。）
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）

(3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項

高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）を踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。
- ② 商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。

(4) 投資信託の勧誘に係る留意事項

投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。

また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、証券会社等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。

以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、例えば、以下の点にも留意して監督するものとする。

- ① 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。②及び③において同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。
 - イ. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）
 - ロ. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率）、信託財産留保額等）
- ② 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かり易く説明しているか。
- ③ 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。

(5) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項

投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短時間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。

こうした点を念頭に、証券会社等が、顧客の理解度に応じて、投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の乗換えの投資目的との整合性を含め、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項の説明を行っていない場合において、実効的な検証を行うために必要な社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第123条第1項第9号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。なお、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項としては、例えば、投資信託等の販売にかかる一般的な説明事項のほか、解約する投資信託等の概算損益や、解約する投資信託等と取得する投資信託等の商品性や費用等の比較といった事項等が含まれ得るものの、個別の事案毎に顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なり得ることに留意するものとする。

(6) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項

① 証券会社等が、金商法第2条第8項第8号又は第9号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（金商業等府令第123条第1項第11号に規定する有価証券をいう。（6）において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、金商業等府令第123条第1項第11号に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。

イ. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨

ロ. 当該債券の償還条件が、金融商品市場における相場その他の指標（以下「指標等」という。）の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨

② 上記①イについては、以下の点に留意すること。

イ. 「当該債券」とは、個人向け社債等（日本証券業協会自主規制規則「個人向け社債

等の店頭気配情報の発表等に関する規則」第2条第1号に規定する個人向け社債等をいう。以下同じ。)に該当する債券をいうこと。

ロ。「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券（新発債）の償還日に6ヵ月を加えた期間内に償還日が到来するもののうち、当該債券（新発債）の償還日に最も償還日の近い銘柄（複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。）をいうこと。

ハ。「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集（売出）時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値（ α ）を基に判断すること。

$\alpha = X$ （類似の債券のクレジット・スプレッド相当分） $- Y$ （当該債券（新発債）のクレジット・スプレッド相当分）

$X =$ （類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値（募集を行う日の前日付で発表された値）の平均値（注）） $-$ （類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単利（募集を行う日の同日付で発表された値））

$Y =$ （当該債券（新発債）の応募者利回り（単利）） $-$ （当該債券（新発債）と償還日が最も近い国債の公社債売買参考統計値の平均値単利（条件決定日の翌日付で発表された値））

（注）「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各報告会員の報告値（単利）を単純平均したものとする。

③ 上記①ロについては、以下の点に留意すること。

イ。「顧客にとって不利な状況」とは、証券会社等があらかじめ一定の値幅を定め、債券を取得させ又は売り付けようとする時点の（又はその前日の対象銘柄の終値等を基にした）当該債券の理論価格が募集（売出）価格からの当該値幅を超えて下落している場合をいうこと。

ロ。上記イの理論価格は債券の発行（売出）条件を決定した際に基となった算定式によって算定すること、値幅は募集・売出期間後の販売に係る社内ルールにおいて定められた水準（仕切値幅制限）を踏まえたものであること、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行うこと及び当該取扱いに係る社内ルールの整備など適切な社内管理体制を整備すること。

ハ。他社株転換権付社債や償還特約付日経平均リンク債といった株式市場の相場により償還条件が決まる債券（以下「EB等」という。）に関する「顧客にとって不利な状況」については、イの方法に代えて、EB等を取得させ又は売り付けようとする時点の対象銘柄の価格（又はその前日の対象銘柄の終値）が、当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）と比較して7%以上下回る場合とすることも認められること（募集（売出）期間前に当該方法によることをあらかじめ定めている場合に限る。）。

ニ。募集・売出期間中に上記のいずれの方法を採用するかにかかわらず、募集・売出

期間経過後のEB等の販売に当たっては、社内ルールに基づいて算出した適正な取引価格を提示しない場合には、金商業等府令第117条第1項第2号違反となる場合があること。

- ④ 金商業等府令第123条第1項第11号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。

(7) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）

証券化商品の中には、複雑な構造を有し、組成・販売の過程に複数の関係者が介在するものがあり、原資産の組成者から、証券化商品の組成者、販売者（場合によっては二次販売者）、投資家に至る一連の流れの中で、原資産の内容やリスクにつき適切な情報伝達となされない場合には、投資家におけるリスクの的確な把握が困難になるおそれがある。

証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士（証券会社等と適格機関投資家等）の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も勘案し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえ、以下のような点に留意するものとする。

なお、証券会社等が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

- ① 販売に先立ち、原資産の内容やオリジネーターのリスクの継続保有状況、リスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。
- ② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

(8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項

家計の安定的な資産形成を支援する仕組みとして、平成26年1月より導入された少額投資非課税制度（以下「NISA制度」という。）については、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備する観点から、令和6年1月より、抜本的拡充・恒久化が

行われた。具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けないこととされた。あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資枠が拡充された。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な「成長投資枠」を設けることとし、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）との併用が可能とされた。

こうした点を踏まえ、NISA制度が、その趣旨に則り適切に利用されるよう、NISA制度を利用する取引の勧誘等に関し、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」（NISA推進・連絡協議会）（以下本（8）において「ガイドライン」という。）を踏まえつつ、以下のような点に留意して監督するものとする。

① 顧客に対する説明態勢の整備

イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み

NISA制度は、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が想定されるところ、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシーの向上を図り、自らの資産形成に取り組んでもらうことが顧客・証券会社等相互の利益につながるという観点に立って、政府等における金融経済教育の取組みと連携しつつ、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供できるよう努めているか。

ロ. NISA制度に関する説明

NISA制度に係る非課税口座（以下「NISA口座」という。）開設の勧誘・申込みの受付時等に、適合性原則等を踏まえた説明がされているか。例えば、ガイドラインで説明すべきとされている事項を、必要に応じて、顧客に誤解を与えないよう正確に、分かりやすく説明しているか。

② 制度設計・趣旨等を踏まえた金融商品の提供

NISA制度が家計の安定的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨やNISA制度を利用する顧客の目的等を考慮しつつ、適合性原則等を踏まえて真に顧客の安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行っているか。

なお、顧客の安定的な資産形成に資するかどうかの判断にあたっては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意する必要がある。また、NISA制度の趣旨等に鑑み、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘は顧客の安定的な資産形成につながらないことから、こうした勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行うものとする。

③ ジュニアNISAについて留意すべき事項

平成28年4月より導入された未成年者を対象とする少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」という。）については、令和5年12月をもって新規口座開設・新

規買付けが終了している。ただし、ジュニアNISAに係る未成年者口座（以下「ジュニアNISA口座」という。）においては、その口座開設者が18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているところ、親権者等によって仮名口座として利用されるといったことのないよう留意する必要がある。

こうした観点から、例えば、ジュニアNISA口座開設者の年齢等に応じて取引残高報告書等を当該口座開設者本人宛に送付することや、ジュニアNISA口座の払出し時に、当該口座内の資金が口座開設者本人の資金であり、本人のために利用される旨の確認を行うことといった、適切な口座管理がなされているか。

(9) 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の販売に係る留意事項

投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信託・投資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を販売することは適切ではないことから、当該商品の販売が行われていないかについて留意して監督を行うものとする。

- ① 特定資産以外の資産（以下本（9）において「非特定資産」という。）や非特定資産を投資対象とするファンド出資持分等、実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産（以下本（9）において「非特定資産等」という。）が投資目的となっているような商品（ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。）
- ② ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品

なお、ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のような販売が行われていないか、特に留意するものとする。

- イ. 非特定資産を連想させるような名称が付された商品を販売すること。
- ロ. 非特定資産への投資を強調した勧誘を行い販売すること。
- ハ. 投資家が非特定資産等の保有リスクを負うにもかかわらず、十分なリスク説明や顧客の理解度を確認しないまま、理解度が不十分な顧客に対し販売すること。

(10) 金商業等府令第70条の2第7項に定める業務管理体制の整備に係る留意事項

証券会社等が社内取引システム（金商業等府令第70条の2第7項に規定する社内取引システムをいう。本IV-3-1-2において同じ。）を使用して同項に規定する取次ぎを行う場合、投資者保護の観点から、以下の点について、顧客に対し分かりやすく説明し

ているか留意するものとする。

- ① 社内取引システムを運営する者に関する情報（会社の概要及び社内取引システムを利用した自己勘定取引の有無を含む。）及び他の取引参加者の概要
- ② 社内取引システムを使用して行う金商業等府令第70条の2第7項に規定する取次ぎを取引所金融商品市場又は私設取引システム（金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）における価格（価格に相当する事項を含む。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行う場合、その仕組みの詳細
- ③ 取引ルール（取引の参加基準、拒否事由及び社内取引システムに回送する方法を顧客が注文執行の選択から外す方法を含む。）
- ④ 注文の回送時に対当した価格が必ずしも約定時における有利な価格を保証するものではないこと及び注文を故意に顧客に不利な取引の条件で執行することがないこと
- ⑤ 顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合（当該顧客の求めに応じて金商業等府令第124条第6項に規定する最良執行説明書を交付した場合であって、当該最良執行説明書に当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況が記載されているときを除く。）、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況（価格改善しなかった場合はその理由を含む。）
- ⑥ 社内取引システムを用いて約定した顧客自身の注文に係る金商業等府令第158条第5項の規定による記載事項について当該顧客が開示の請求をする方法

(11) 最良執行方針等に係る留意事項

証券会社等が、有価証券等取引（金商法第40条の2第1項に規定する有価証券等取引をいう。以下(11)において同じ。）に関する顧客の注文について、最良執行方針等（金商法第40条の2第1項に規定する最良執行方針等をいう。以下(11)において同じ。）を定め、当該最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行するに当たっては、投資者保護の観点から、以下の点について留意するものとする。

- ① 最良執行方針等の分かりやすい記載について
最良執行方針等は、顧客の属性や証券会社等のビジネスモデルに応じて、分かりやすく記載しているか。
- ② 最良の取引の条件で執行するための方法について
金商業等府令第124条第2項第1号柱書に規定する場合（当該場合において使用する電子情報処理組織を「最良価格検索システム」という。以下(11)において同じ。）であって、取引所金融商品市場と一若しくは複数の取引所金融商品市場等（同号に規定する取引所金融商品市場等をいう。以下(11)において同じ。）における価格を比較して、最も有利な価格が提示されている取引所金融商品市場等に顧客の注文を回送するときは、基本的に、金商業等府令第124条第2項第2号ロに規定する「最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外の顧客の利益となる事項を主として考慮して

行うものであるとき」に該当しない。

一方、複数の取引所金融商品市場等において取り扱われている銘柄について、最良価格検索システムを使用することなく、特定の取引所金融商品市場等に顧客の注文を回送するときは、基本的に、金商業等府令第124条第2項第2号口に規定する「最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外の顧客の利益となる事項を主として考慮して行うものであるとき」に該当する。

③ 最良価格検索システムによる注文回送ルールについて

金商業等府令第124条第2項第1号口に規定する「取引所金融商品市場等の選択の方法及び順序」に関して、例えば、提示されている気配等を比較し、順次に回送するのか、複数に分割して同時に回送するのかを決定するといった、基本となる注文回送ルールについて、顧客の属性に応じて、最良執行方針等に分かりやすく記載しているか。

④ 最良価格検索システムによる注文回送ルールを採用する理由について

イ. 金商業等府令第124条第2項第1号イに規定する「価格を比較する取引所金融商品市場等」に関して、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムを比較の対象として選択している場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該取引システムを選択する合理的な理由について、資本関係の有無を含め、最良執行方針等に具体的に記載しているか。

ロ. 金商業等府令第124条第2項第1号ロに規定する「複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合におけるもの」に関して、最良価格検索システムの使用に際して比較する複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合に、自社又は自社と系列・友好関係が認められる証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムで優先して注文を執行することとしている場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該取引システムで注文を執行する合理的な理由について、最良執行方針等に具体的に記載しているか。

(12) 営業員の業務上の評価に係る留意事項

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、営業員に対する業務上の評価が投資信託の販売手数料等の収入面に偏重することなく、預り資産の増加等の顧客基盤の拡大面についても適正に評価するものとなっているか留意して監督するものとする。

(13) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を

行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-1-3 取引一任契約等

(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第16条第1項第8号ロの規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されているか。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっているか。

(2) 証券会社等の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の価格（あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。）以上（売り注文の場合）又は以下（買い注文の場合）。
- ② 特定の価格を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ 証券会社等に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該証券会社等が裁量で定めること（いわゆる「CD注文」）。
- ④ 一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること。（いわゆる「VWAPターゲット注文」が含まれる。）

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受

(1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供

証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。以下同じ。）の機会を提供することにより、当該法人顧客がオプトアウトするまでは、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことにつき、当該法人顧客の同意があるものとみなすこととされている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。

- ① 法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を通知しているか。なお、これらの事項の詳細について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を行っている旨及び問合せ先を法人顧客に対する通知において明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合があると考えられる。
- ② 法人顧客に通知した内容に軽微な変更があった場合は、その都度通知を行う必要ではないが、例えば、最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど、法人顧客が必要な情報を入手できるようにしているか。
- ③ オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いて行っているか。
さらに、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトできるようにすることや、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時提供されていることを明確にしているか。
- ④ 法人顧客にオプトアウトの機会の通知を行ってから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しているか。
- ⑤ 証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイン（非公開情報を共有されることについて積極的に同意することをいう。以下同じ。）した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。
- ⑥ オプトアウトする場合に取るべき手続きは、書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、法人顧客の

利便性を考慮したものとなっているか。

- ⑦ 法人顧客からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。

(2) 上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知

証券会社等は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に基づき、上場企業等（注）が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨を容易に知り得る状態に置かれているときは、当該上場企業等の同意を要せず、当該上場企業等がオプトアウトするまでは、その親子法人等との間で、当該上場企業等に係る非公開情報の授受を行うことが認められているところ、こうした対応の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。

（注）上場企業等とは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 18 号ト（1）～（4）までのいずれかに該当する者をいう。なお、上場企業等のうち同（2）の上場しようとする株式会社に該当するかどうかは必ずしも公表されている情報のみでは判断できないため、上場しようとする株式会社に係る非公開情報の授受を行うにあたっては、その該当性について適切な確認（過去に該当していたものが引き続き該当しているか否かの確認を含む。）を要することに留意するとともに、これ以外の上場企業等も含め、その該当性に変更があったことを認知した場合は可能な限り速やかに、かつ適切に対応するものとする。

- ① 証券会社等は、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的、オプトアウトする場合に必要な手続き及び連絡先、並びに親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を上場企業等が容易に知り得る状態に置いているか。なお、上場企業等が容易に知り得る状態とは、上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態をいい、例えば、上記の各事項について店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等がこれに該当すると考えられる。
- ② オプトアウトする場合に取るべき手続きが上場企業等にとって容易に理解可能な内容となっているか。
- ③ 上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しているか。
- ④ ①の各事項に変更があった場合は、その都度店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載の内容を最新の情報に更新しているか。
- ⑤ オプトアウトする場合に取るべき手続きは、書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、上場企業等の利便性を考慮したものとなっているか。また、上場企業等の頂点に位置する

会社が当該グループに属する企業全体を代表してオプトアウトすることを求めた場合、一括してオプトアウトに係る手続きを行うといった各上場企業等の意向や負担への配慮の観点から適切な対応を講じているか。

- ⑥ 上場企業等からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やか、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。

(3) オプトイン（非公開情報の共有の同意）の取得

証券会社等は、金商業等府令第153条第1項第7号イに基づき、オプトインを取得することにより、その親子法人等との間で、当該オプトインをした発行者等に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。当該オプトインの取得方法の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。なお、IV-3-1-4（親子法人等との非公開情報の授受）（1）又は（2）においてオプトアウトを行った発行者等につき、改めて証券会社等がその親子法人等との間で当該発行者等に係る非公開情報の授受を行うためオプトインを取得する場合についても、同様とする。

- ① オプトイン又は当該オプトインの取下げの方法としては、書面の送付のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、当該発行者等の利便性を考慮したものとなっているか。
- ② オプトインの取下げがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。

(4) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項

証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ-2-4のほか、以下の点に留意する必要がある。

- ① 親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲が、あらかじめ特定されているか。
- ② 親子法人等との間で授受を行う非公開情報について、アクセス管理の徹底、関係者による持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止など、十分な情報管理がされているか。
- ③ 証券会社等及び非公開情報の授受を行う親子法人等のそれぞれにおいて、内部管理部門に非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報の管理を一元的に行う体制が整備されているか。また、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報（以下「非共有情報」という。）については、その他の非公開情報と分離して管理されているか。さらに、非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか。
- ④ 内部管理部門に設置する非公開情報の管理を行う責任者等が、営業部門等に対し十分に牽制機能を発揮できるよう、例えば以下の措置が講じられているか。
- イ. 内部管理部門の職員と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。
- ロ. 非公開情報の管理に関する事項について、内部管理部門の判断が営業部門等の判

断に必ず優先するなど、的確な牽制権限を有していること。

ハ. 非公開情報の管理に関する事項について、営業部門等（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこととされていること。

⑤ 非公開情報の管理を行う責任者等の権限及び責任体制や非公開情報の取扱いに関する手続きが、書面等において明確にされているか。特に、営業部門における非共有情報の取扱手続きが、具体的に定められているか。さらに、こうした手続きについて、当該証券会社等及びその親子法人等の役職員への研修の実施等により、周知徹底が図られているか。

⑥ 証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員が、いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報（当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。）を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置が講じられているか。

なお、証券会社等とその親子法人等の兼職者が、いずれかの兼職先の法人等が有する非共有情報（他の兼職先が同様の情報を有していないものに限る。）を当該他の兼職先における業務に関して顧客や役職員等（当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く。）に伝えるといった行為は、これら法人間における非共有情報の授受に該当する。加えて、Need to Know 原則（Ⅲ－２－４（１）①参照）を踏まえ、そもそも兼職者による業務遂行上の必要性のない情報へのアクセスや兼職者間での当該情報の利用が行われないことを確保するための態勢が整備されているかという点にも留意する必要がある。

また、兼職者が新たに非公開情報を取得した場合、当該兼職者のいずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえ、適切に判定するものとする。

さらに、こうした手続きについて、兼職者への研修の実施等により、周知徹底を図るものとする。

⑦ 非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間で非公開情報が漏えいしないような措置が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とも、同様の措置が講じられているか。さらに、非公開情報の漏えいや非公開情報を利用した不正行為が疑われる事象について、適切な検証を実施するための態勢が整備されているか。

⑧ 証券会社等が事務の外部委託を行う場合には、Ⅲ－２－７（２）のほか、非共有情報が委託先を経由して親子法人等に提供されることがないように、以下の措置が講じられているか。

イ. 委託先において、非共有情報とその他の顧客の情報を分離して管理すること等により、非共有情報が親子法人等に提供されない措置を講じていること。

ロ. 委託先を通じて顧客へのサービス提供を行う場合において、当該サービスが、当該証券会社等の親子法人等が提供するものと誤認されないような措置を講じている

こと。

ハ. 上記イ及びロの措置が適切に講じられるよう、証券会社等が委託先を適切に監督していること。

(5) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項

証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部の管理及び運営に関する業務（以下（5）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（5）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はリに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部の管理及び運営に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。また、子法人等の経営管理に関する業務については、当該証券会社等の子法人等からの受領又は親法人等への提供に限る。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。

① 例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第153条第3項第1号の「法令遵守管理に関する業務」に該当するものと考えられる。

- イ. 取扱い商品・サービスに関連する法律問題の検討
- ロ. 顧客等からの苦情・照会等への対応及び顧客等との紛争の処理
- ハ. 利益相反管理及び非公開情報の管理
- ニ. 監督当局への対応
- ホ. 営業部門の取引等における法令等違反の管理（社内処分の検討を含む。）
- ヘ. インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報の管理及びモニタリング
- ト. レピュテーション・リスク及び企業倫理の観点からの業務の検証
- チ. その他法令に基づく義務を履行するために必要な事務

② 例えば以下のような証券会社等における業務は、金商業等府令第153条第3項第2号の「損失の危険の管理に関する業務」に該当するものと考えられる。

- イ. 市場リスク（保有する有価証券等の価格の変動等により損失が発生するリスク）の管理
- ロ. 信用リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により損失が発生するリスク）の管理
- ハ. オペレーショナル・リスク（事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行において損失が発生するリスク）の管理
- ニ. 流動性リスク管理
- ホ. 災害時等の業務継続体制（BCM）の整備・管理

③ 内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。

- イ. 内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと（注）。

(注) もっとも、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守管理に関する業務は、「法令遵守管理に関する業務」(金商業等府令第153条第3項第1号等)に当たるところ、営業部門において当該業務を担当する者が配置されている場合、当該業務のため非公開情報を取り扱う限りにおいて、当該担当者も内部管理部門等に該当するものとし、かかる内部管理部門等と営業部門の職員の兼務まで禁じるものではない。

ただし、当該担当者が当該業務以外の業務のためには本来アクセスできなかった非公開情報を内部管理部門等以外の他の役職員(例えば営業部門の現場担当者)に漏えいしたり、当該非公開情報を当該業務以外の目的(例えば営業目的)で利用したりしないことを確保するための措置(Ⅳ-3-1-4(4)⑥⑦参照)が講じられている必要があることに留意する。

ロ. 内部管理部門等とそれ以外の部門の間の人事異動に際し、非公開情報が漏えいしないような措置(守秘義務規定の整備及び資料管理等)を講じていること。

ハ. 内部管理部門等と非公開情報を取り扱わない部門との間で兼務をする職員がある場合には、非公開情報を取り扱わない部門において、上記イ及びロに準じた措置を講じていること。

④ 役員等(役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以下④において同じ。)が、経営管理又は内部の管理及び運営に関する業務を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報の提供を受けることは、非共有情報の漏えいには該当しないと考えられるが、その場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。

イ. 当該役員等から当該非共有情報が漏えいしないこと。

ロ. 当該役員等が、当該非共有情報を、経営管理又は内部の管理及び運営に関する業務を行う以外の目的(例えば営業目的)で利用しないこと。

⑤ 上記③及び④の措置に関する社内規則を整備するとともに、その遵守状況を検証する態勢となっているか。

(6) 優越的地位の濫用防止

証券会社等が、親銀行等又は子銀行等(以下「親子銀行等」という。)を有する場合、金商業等府令第153条第1項第10号において親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為が禁止されていることに加えて、2022年に証券会社等とその親子法人等との間で、上場企業等からのオプトアウトが行われるまではその同意なく当該上場企業等に係る非公開情報の共有を可能とするなどの規制緩和(Ⅳ-3-1-4(2)参照)が行われたことにより、証券会社等が親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為(注)を防止するための措置を適切かつ厳格に講じる必要があることも踏まえ、以下のような点に留意して監督するものとする。

(注) 「親子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用する行為」としては、例えば、以下のような取引が考えられるが、これに限られるものではなく、証券会社等のビジネスモデルの実態や、証券会社等が属する金融グループ内の他の金融機関の業態

等に応じて異なり得ることに留意するものとする。

- ・有価証券の引受等の金融取引において、自社を利用し又は自社のシェアを増加させなければ、今後の親子銀行等による融資取引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、役職員が顧客に対して不利益な取扱いの可能性を示唆して自社との取引を要請する場合。

- ① 経営陣が親子銀行等の優越的地位の不当利用防止の重要性を認識し、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携等により、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑われる事案のうち、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経営陣が適切に関与しているか。
- ② 証券会社等の営業部門の役職員は顧客に対し、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の締結に応じない場合には、融資等にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、当該金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。
- ③ 顧客が競争者（他の金融商品取引業者等）との間で金融商品取引契約を締結する場合には、親子銀行等固有の業務にかかる取引を取りやめる旨又は当該取引に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。
- ④ 役職員の業績評価等について、優越的地位を不当に利用する行為を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか。また、親子銀行等において同じ顧客に対して証券会社等が金融商品取引契約を締結することを前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、親子銀行等の業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的な地位の不当な利用を誘発しやすい収益上の構造がないか。
- ⑤ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置を適切に講じるための内部管理態勢が整備されているか。

また、当該内部管理態勢の整備にあたっては、証券会社等や金融グループ内の他の金融機関の業務内容や顧客との取引実態に応じて、取引先及び取引形態ごとに優越的な地位の不当な利用が行われるリスクを評価し、当該リスクに応じ、例えば以下のような防止措置を講じているか。

- ・顧客に対して、自社との取引に応じなくとも、今後の親子銀行等との取引に影響を与えるものではない旨を明確に説明する措置。
- ・親子銀行等の優越的地位の不当利用に関する事後的な検証が可能となるよう、顧客との応接録を適切に作成・保存する措置。

- ⑥ 優越的地位を不当に利用する行為を防止するため、銀行業務に関する知識及び実務経験を有するものにより、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。
- ⑦ 優越的地位を不当に利用する行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

- ⑧ 優越的地位の不当利用の防止について、上記⑤の部署又は担当者が営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮されるような体制が整備されているか。また、当該部署は、案件の重要性に応じて、上記⑤の防止措置の実効性が確保されているかの検証といった点について、適切な関与・管理をしているか。
- ⑨ 上記の各留意点について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の監査が連携されているなど、グループベースでの一体的な管理がなされているか。

(7) 金商業等府令第 32 条の解釈について

- ① 金商業等府令第 32 条第 1 号に規定する「金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務の遂行のための業務」とは、金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に関して経営管理上の判断等を伴うことのない業務をいい、例えば次に掲げる業務がこれに該当する。

- イ. 店舗等の不動産及び設備の取得、所有、賃貸借、保守、警備及び管理業務
- ロ. 現金自動預入・支払機等の保守・運行等管理業務
- ハ. 帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務
- ニ. コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等）
- ホ. 計算業務（給与計算及び月次決算の計算等の会計事務を含む。）
- ヘ. 有価証券の管理、整理等に関する業務
- ト. 名義書換の取次業務
- チ. 公社債・投資信託の元利金請求業務
- リ. 金融商品取引所・金融商品取引業者等間等の有価証券の受渡決済業務
- ヌ. 従業員のカウンセリング等役職員の福利厚生業務及び事務の用に供する物品・サービスの一括購入及び管理業務
- ル. 人事（金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者等への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務
- ヲ. 役職員の教育・研修に関する業務
- ワ. 広告宣伝業務
- カ. 自動車の運行、保守、点検等の管理業務
- コ. 統計目的の資料の作成業務
- ク. 出版物等公開情報の提供を行う業務
- ケ. 書類等の印刷、製本、発送及び配送業務

- ② 金商業等府令第 32 条第 2 号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記①に掲げる業務（ハを除く。）をいう。

なお、上記①ニについては「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、ヘについては「有価証券の管理、整理等に関する業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、トについては「名義書換の取次業務（親子法人

等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、ルについては「人事（金融商品取引業者等、金融商品仲介業者等及び親子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。

- ③ 上記①ハ（発送及び配送業務は除く。）、ニのデータの保管管理及びへからりまでの業務は当該金融商品取引業等、金融商品仲介業、有価証券等仲介業務及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該金融商品取引業者等、金融商品仲介業者等の親子法人等又は金商業等府令第32条第1号及び第2号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。

また、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）が上記②に掲げる業務を受託する場合、上記①イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、金商法第35条第4項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する。

- ④ 上記①及び②に掲げる業務について当該金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者等から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者等が免れるものではないことに留意する。

（8）監督手法・対応

証券会社等と親子法人等との間の非公開情報の授受や証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用に関して、日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反等が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用については、優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に寄せられた情報、親子銀行等の監督部局が行った融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。また、親子銀行等においても銀行法施行規則第14条の11の3第3号に基づき、親子銀行等の銀行としての取引上の優越的な地位を濫用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為が禁止されており、これは金商業等府令第153条第1項第10号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、親子銀行等の監督部局及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位

の濫用の禁止を踏まえ、検査・監督の目線や着眼点、手法について、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。

IV-3-1-5 誤認防止措置

(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項

顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。

- ① 証券会社等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、以下の点について、顧客に対して十分に説明しているか。
 - イ. 当該証券会社等と当該金融機関又は親子法人等は、別法人であること。
 - ロ. 当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関又は親子法人等が提供しているものではないこと。
- ② 証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人等の営業部門との間で兼職をしている場合には、以下のような措置が適切に講じられているか。
 - イ. 職員が同一の店舗内で取り扱う商品・サービスの内容及びその提供主体である法人名を、当該店舗に掲示することなどにより、来訪した顧客が容易に認識できるようにすること。
 - ロ. 当該職員が、顧客に対し、その兼職する親子法人等の範囲を分かりやすく明示すること。特に、例えば窓口業務のように、不特定多数の顧客を相手にする業務を行う場合は、当該職員が取り扱う主な商品・サービスの範囲や当該職員の兼職の状況について、当該窓口への掲示等により、顧客に対し常時明示されていることが望ましい。
 - ハ. 特に、当該職員が新規顧客に対し勧誘を行う場合や、顧客に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと。
- ニ. 顧客と契約を締結する際には、書面等による確認を行うなど、当該契約の相手方である法人名を顧客が的確に認識できる機会を確保すること。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の誤認防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、証券会社等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-1-6 業務継続体制（BCM）

（１）意義・対応

金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている証券会社等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアルの策定等を行っておくことが必要である。こうした観点から、証券会社等の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。

（２）主な着眼点

業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、金融商品取引業協会、他の証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。

例えば、

- ① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- ② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- ③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（顧客に対する金銭の払出し、MRF又はMMFの解約、保護預り株式等の売却注文、信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文及び既約定未受渡の取引の決済等）を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリ）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。
- ⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月）

「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）

このほか、基本的に、Ⅲ-2-9に基づき、対応することとする。

（３）海外拠点を活用した業務継続計画に関する留意点

証券会社等が業務継続計画において、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難となったときに、一時的に海外から業務を実施することを想定している場合、上

記（２）に掲げる着眼点のほか、以下の点に留意することとする。

- ① 業務継続計画において、海外から業務を実施することが想定される危機の種類、想定している業務の範囲、規模、実施場所及び実施期間等を特定しているか。

特に、営業部門の業務を海外から行うことを想定している場合、法第58条の２や法第64条等にかかる遵法性が確保されているか。

- ② 海外から実施する業務範囲、規模及び期間は、危機事象に応じて必要な範囲に限られ、また、危機事象の深刻度及び業務への影響を踏まえたものとなっているか。

また、平時から内部管理業務やバックオフィス業務等の一部を海外グループ拠点に委託している場合、海外から業務を実施することによる影響を検証しているか。

- ③ 業務継続計画において、海外から国内の顧客情報にアクセスを行うことが想定されている場合、アクセス権を付与する役職員及びアクセスできる顧客情報の範囲を必要最小限度に限定するなど、個人情報保護法その他の法令等を遵守する態勢が確保されているか。

- ④ 業務継続計画の実行時において、法令違反行為又は投資者保護上問題のある行為が行われていないかについて、内部管理部門による検証を行う態勢が確保されているか。また、海外からこれらの行為が行われた場合における責任の所在を明確にしているか。

- ⑤ 海外から実施する全ての業務について、当庁や関連諸団体との連絡体制が適切に構築されているか。

（注）なお、証券会社等が、グループ海外拠点の業務継続計画に基づき当該拠点の業を行う場合、現地法令及び本邦関連法令を遵守する必要があることについて留意することとする。

IV-3-1-7 災害における金融に関する措置

（１）災害地に対する金融上の措置

災害対策基本法第36条第１項の規定に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害又は国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置
- ④ 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業

店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底

- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮すること。

(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 事前避難対象地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について

イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、証券会社等において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止するとともに、業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。

ロ. 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

ハ. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の金融商品取引業務の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

二. その他

a. 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、証券会社等において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

b. 発災後の証券会社等の応急措置については、IV-3-1-7に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

- ② 事前避難対象地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について

証券会社等において、事前避難対象地域内の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった事前避難対象地域外の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うよう要請する。

(3) 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

IV-3-2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮

証券会社等が金融商品市場において果たしている役割は、その中心に市場仲介者としての機能があり、そこには高い公共性が付随している。また、証券会社等は、市場プレイヤーとして金融商品市場に参加している。

金融ビッグバン以降の制度改革の成果が現れる一方で、金融商品市場における大規模な誤発注や証券会社等のシステム障害、インサイダー取引、相場操縦などの投資者による不公正取引、有価証券報告書の虚偽記載等の発行体による不正行為が相次いで見られたこと踏まえ、平成18年3月に金融庁監督局に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が設置され、6月には「論点整理」が策定・公表された。

「論点整理」に盛り込まれた（1）市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、（2）発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮、（3）投資者に対する証券会社のチェック機能の発揮、（4）市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持、といった4つの課題に関する提言等は、基本的には日本証券業協会等の自主規制機関の策定する自主ルール等として確立するものであるが、監督当局においても、証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮による金融商品市場の信頼性向上の観点から、自主ルール等も踏まえつつ、以下のような着眼点・監督手法をもって必要な対応を行っていくことが重要である。

IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上

（1）注文管理体制に係る留意事項

- ① 証券会社等は、日本証券業協会自主規制規則「協会員における注文管理体制の整備に関する規則」を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。
- ② 売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む注文制限の設定をシステムに組み込むなど、誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされているか。
- ③ 売買システムを統括するCIOの選任を含む人員配置や研修、定期的な検査などを通じ、注文管理体制の充実強化・機能維持が図られているか。
- ④ 発注制限・警告解除への管理者の関与が適切に果たされる体制となっており、また適切に実施されているか。特にホールセール部門において、適切な取扱いが行われているか。
- ⑤ 大規模な誤発注に対する危機対応策が策定され、役職員に対する周知、徹底が図られているか。
- ⑥ 誤発注が発生した場合でも、決済日の決済時限にフェイルが発生しないよう、適切な措置を講ずる態勢が整備されているか。

（2）信用取引に係る代用有価証券の掛目変更に係る留意事項

証券会社等においては、日本証券業協会自主規制規則「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則」を踏まえ、掛目の変更等を行う事象

の顧客への事前説明・周知、掛目変更にあたっての顧客への通知、変更にあたっての周知期間の設定、社内規則の制定等が適切に図られているか。

(3) 証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項

証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、金商業等府令第123条第1項第14号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の規定に該当するものとする。なお、金融商品取引業として高速取引行為を行う証券会社等にあつては、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2に規定する着眼点にも留意することとする。

- ① 自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査等、適切なチェックを定期的に行っていない場合
- ② 売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む注文制限の設定をシステムに組み込んでいないなど、誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされていない場合
- ③ Ⅲ-2-8に掲げる事項等に照らし、適切な態勢が整備されていないと認められる場合

IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮

(1) 引受け等の審査に係る留意事項

- ① 日本証券業協会自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」等を踏まえ、発行体の財務状態及び経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。
- ② 共同主幹事である他の証券会社等の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか。
- ③ 審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。
- ④ 引受けを行うに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。
- ⑤ 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことを防止するために、法令や自主規制規則を踏まえ、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受けの条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。

(2) 親子法人等が発行する株券等の引受けに関する留意事項

証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第4号二に基づき、その親子法人等が発行する株券等の引受けの主幹事会社となる場合には、当該引受けに係る発行価格の決定に

関して他の証券会社等の適切な関与を確保するため、以下の措置が講じられているか。

① 引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査手続きに係る契約書において、以下の点を明記すること。

イ. 当該発行価格の決定に関与する他の証券会社等（以下（２）において「独立引受幹事会社」という。）が、引受主幹事会社と同等の権限を有すること。

ロ. 独立引受幹事会社は、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に表明できること。

② 以下の点に照らして引受業務に十分な経験を有する証券会社等を独立引受幹事会社とすること。

イ. 過去５年以上引受業務に従事していること。

ロ. 過去２年以内に、主幹事会社としての実績を有していること。なお、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合にあっては、過去に、当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。また、社債券の場合にあっては、過去に、当該社債券の発行体と同じ業種に属する者が発行した社債券の引受けについて、主幹事会社としての実績を有していることが望ましい。

（注）各発行体の業種については、例えば、証券コード協議会が設定・公表する「大分類」によることが考えられる。

（３）私募ＣＢ等の引受け・買受けに係る留意事項

第三者割当増資やいわゆる私募ＣＢ（MSCBを含む。）等については、企業再生等に係る資金調達手段として有効と考えられる一方で、発行条件及び利用方法次第で希薄化による既存株主に対する不利益が生じるリスクもある。これを踏まえ、証券会社等がこうした案件を取扱う場合（自社や関連会社が買受ける場合、他のファンド等が買受ける場合を含む。）には、①既存株主への影響等を踏まえた適切な商品設計がなされているか、②発行体（の経営者）に対して商品の理解度に応じた十分な商品説明が行われているか、③発行体による適切な開示がなされているか、といった点について留意することとする。

（４）反社会的勢力関係発行体に係る留意事項

反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係のある企業の株式等の上場を未然に防止する観点から、証券会社等は、関係当局や日本証券業協会等との連携の下、引受け等審査においてその事実を適切に把握するとともに、場合によっては引受け等を行わないこととするなどの対応を行うことが望まれる。

IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮

（１）顧客の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項

証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会自主規制規則「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)

① 顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底

イ. 顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動向等の的確な把握を行っているか。

ロ. 内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

ハ. 内部者登録の正確性を確保する観点から、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき届出を求め、該当する者について上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けるとともに、顧客からの変更の届出があったときには遅滞なくその内容を更新するほか、定期的に顧客の氏名、生年月日及び住所について、J-I-R-I-S-S（日本証券業協会の内部者登録・照合システム）に照合した上で、必要に応じて、上場会社等の役員等に関する他の情報等と照合するなど、内部者登録カードの整備に努めているか。

ニ. 相場操縦的行為やインサイダー取引等を未然に防止する観点から、投資事業組合等との取引や海外からの注文について、原始委託者や最終投資家を特定するよう努めているか。

ホ. 証券会社等が、顧客が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、実取引者の解明に努めるとともに、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。

② 売買審査基準の策定及びその効果的活用

イ. 顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、その騰落率や自社の市場関与率及び特定顧客による売買状況等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。

ロ. 抽出銘柄について、具体的な審査基準を策定し、作為的相場形成等の不公正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な売買管理を行っているか。

ハ. 内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

③ その他

- イ. 顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知することとしているか。
- ロ. 価格制限を潜脱する注文を受託することのないよう、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ顧客への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な売買管理を行っているか。
- ハ. インサイダー取引を行っていると思われる場合には、犯収法第8条の規定に基づき、速やかに監督当局に届出を行うこととしているか。

(2) プレ・ヒアリングに係る留意事項

証券会社等がプレ・ヒアリングを自ら又は第三者に委託して行う場合には、金商業等府令及び日本証券業協会自主規制規則「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」を踏まえ、①法令遵守管理部門による承認、②調査対象者との間における当該有価証券等の売買等及び当該法人関係情報の提供をしないことを約する契約の締結、③記録書面の作成・保存を、自ら行う又は第三者に行わせることとしているか。

(3) 反社会的勢力関係投資家に係る留意事項

証券会社等は、関係当局や日本証券業協会等との連携の下、反社会的勢力との関係を有する可能性のある投資家について十分な売買管理・売買審査を行うことが望まれる。

(4) 高速取引行為者に係る留意事項

金商法第38条第8号及び金商業等府令第116条の4の適用に当たっては、証券会社等において、以下のことが行われているかについて留意する必要がある。

- ① 高速取引行為に該当する取引を行おうとする者から、高速取引行為に係る注文の受託等を開始する場合には、当該者が金商法第38条第8号に規定する高速取引行為者以外の者並びに金商業等府令第116条の4第1号及び第2号に規定する高速取引行為者（以下本(4)において「無登録者等」という。）ではないことを確認しているか。なお、同条第2号に規定する「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない」状況としては、例えば、以下の場合が考えられる。

- イ. 取引開始時に、高速取引行為者の業務管理体制として定める、取引システムの管理を十分に行うための措置を講じていることを書面等で確認できないこと。

- ロ. 取引開始後に、高速取引行為者の取引システムに異常が発生した場合に、書面等による適切な報告・説明を得られないこと。

- ② 高速取引行為者から高速取引行為に係る注文の受託等を開始した後、当該高速取引行為者が無登録者等に該当することとなった場合には、直ちに当該高速取引行為者からの受託等を中止するための措置（例えば、当該高速取引行為者との契約等において、当該高速取引行為者が無登録者等に該当した場合には、その旨を直ちに証券会社等に伝える旨を合意していること等）が講じられているか。

IV-3-2-4 市場プレイヤーとしての自己規律の維持

プリンシパル投資やM&A助言業務、複雑な商品性を有する資金調達提案、証券化取引など、市場プレイヤーとしての証券会社等の業務が多様化・複雑化していることを背景に、証券会社等の業務において潜在的な利益相反や企業倫理の観点から問題を孕むケースが増加している。

こうした状況を踏まえ、証券会社等の市場プレイヤーとしての自己規律の維持に関して、以下のような点に留意する必要がある。

- ① 利益相反防止の観点や倫理規範を遵守する観点から、社内方針・規則が策定され、適切な内部管理態勢（内部監査態勢を含む。）が構築されているか。また、研修等を通じてその周知徹底を図るなど、遵守態勢が適切に整備されているか。
- ② 利益相反のリスクが大きいと考えられるような取引等の洗出しを行っているか。
- ③ 利益相反防止の観点から、必要に応じ、社内組織の分離、営業部門から独立した立場からの適切な事前審査態勢の構築（審査した上で、当該取引等の実施の可否を決定）を行っているか。
- ④ 必要に応じ、利益相反の状況について顧客・投資者への適切な説明・開示を行っているか。

（参考）（潜在的な）利益相反等の問題を孕む事例

- ・ 株式の誤発注に乗じて、誤発注であることを認識しながら行う株式の買付け
- ・ 証券会社等（又はその同一グループ内の他の会社）が投資している未公開企業の上場時に、主幹事として行う引受業務及びその後の当該株式の売却
- ・ 証券会社等（又はその同一グループ内の他の会社）がプリンシパル投資で取得した資産を原資産とする証券化商品を組成し、十分な説明なく他の投資家に販売する行為（リスク転嫁）
- ・ SPC等を利用した会計操作目的、脱税目的が疑われる証券化スキームの提案・検討

IV-3-2-5 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえ、金融商品取引業協会を含む関係機関との連携の下、証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮を促していくこととする。また、公益又は投資者保護の観点から必要があると認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じ金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-3-1 法令等遵守態勢

店頭デリバティブ取引業者（金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。

こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

(1) 通貨関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理する場合、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託（顧客区分管理信託）を、金商業等府令第141条第1項に定める信託（顧客分別金信託）と明確に区分して管理しているか。
- ② 金商業等府令第143条の2第1項第6号に規定する個別顧客区分管理金額（顧客ごとに預託を受けた金銭又は保証金の額）及び顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額の合計額）を適切に算定しているか。

また、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に、次のイからハまでに掲げる額を加減算しているか。

イ. 実現損益

ロ. 評価損益

ハ. スワップ損益

- ③ 金商業等府令第143条の2第1項第6号の信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たないこととなるかどうかの判定を、顧客区分管理必要額の計算基準となる時点の属する日本時間における日を基準日として行っているか。例えば、日本時間における特定の日の午前7時からその翌日（以下、IV-3-3-1において「計算日」という。）の午前7時までの取引について、計算日の午前7時を基準時点として顧客区分管理必要額の計算を行う場合には、計算日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を追加しているか。
- ④ 顧客区分管理信託の受託者である金融機関等からカバー取引相手方に対して保証状等（以下「LG」という。）が差し入れられる場合、LGに基づく支払いがなされた場合でも、常に、信託財産が顧客区分管理必要額を上回るようになってきているか。また、店頭デリバティブ取引業者に係る破産手続・再生手続・更生手続の開始の申立て等により顧客区分管理信託が終了する場合において、顧客に対する金銭又は保証金の返還

がカバー取引相手方に対する支払いに優先する契約内容になっているか。

- ⑤ 区分管理の状況について、例えば、定期的に、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理しているか。

(2) 有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の分別管理に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が有価証券関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第29号に規定する取引をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3-3-1に準ずるほか、IV-3-3-1(1)②における必要額の計算に当たっては、金利調整額及び配当金調整額を加減算することに留意するものとする。

(3) 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第4項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3-3-1(1)に準ずるほか、委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として暗号等資産を代用（以下「代用暗号等資産」という。）する場合には、当該暗号等資産を毎営業日、時価評価の上、金融商品取引業協会の規則の定めに従って、その代用価格を適切に算定することに留意するものとする。

（注1）業として暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第123条第1項第35号に規定する取引をいう。）を行う者を相手方として、業として当該取引を行う者であっても、原則として第一種金融商品取引業の登録を要する。もともと、外国の法令に準拠し、外国において暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業を行う者が外国から暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合であって、金融商品取引業者のうち暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を業として行う者とカバー取引を行う場合には登録を要しないことに留意する。

（注2）委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として暗号資産を代用する場合において、顧客から当該暗号資産の預託を受ける行為は、資金決済法第2条第15項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当し、暗号資産交換業の登録が必要となり得ることに留意する。

(4) 監督手法・対応

- ① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、有価証券関連店頭デリバティブ取引及び暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面その他保証金の管理の状況を確認できる資料の提出を求めるとする。
- ② 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、有価証券関連店頭デリバティブ取引及び暗号資産等関連店頭デリバティブ取引等に係る金銭その他保証金の管理の状況の

適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。

- ③ その他、日常の監督業務を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の法令等遵守態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-2 勧誘・説明態勢

(1) 広告等に係る留意事項

- ① 損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する契約（以下「ロスカットルール」という。）が設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。
- ② セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合も含む。）。この場合、金商法第38条第6号（いわゆる「再勧誘の禁止」）の規定に該当することに留意するものとする。

(2) 説明書類に係る留意事項

金商法第46条の4に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

(3) 店頭デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者が、店頭デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」その他の金融商品取引業協会の規則を踏まえ、①不招請勧誘規制の適用関係、②リスクに関する注意喚起、③トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。

（注）金融商品取引業者が、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。

(4) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項

① 取引時に表示した数値の提示等

- イ. 金商業等府令第123条第1項第21号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。
- ロ. 店頭金融先物取引業者は、取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格について、3年間は保存するものとする。

② 両建て取引

- イ. 店頭金融先物取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に限る。）につき、顧客に対し、当該顧客が行う取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。いわゆる「両建て取引」）の勧誘その他これに類似する行為を行っていないか。
- ロ. 顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、顧客から両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに金商業等府令第117条第1項第26号に該当するものではない。しかし、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、通貨間の金利差調整額（以下「スワップポイント」という。）により逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差（いわゆる「店頭金融先物取引業者の受け取るスプレッド」）について顧客が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨に言及することなく、上記の記載又は表示を行うことは、金商業等府令第117条第1項第26号に規定する「その他これに類似する行為」に該当する。

③ 顧客及びカバー取引相手方との取引

以下の点について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

- イ. カバー取引の発注方法
- ロ. カバー取引の執行基準
- ハ. カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応

④ 相場が急激に変動した場合の対応

相場が急激に変動した場合の対応について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑤ 自己勘定取引に係る社内管理態勢

自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑥ 区分管理の状況

金商業等府令第143条第1項第1号に定める顧客区分管理信託の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑦ ロスカット取引

通貨関連店頭デリバティブ取引等を行う場合には、ロスカット取引（金商業等府令第123条第1項第21号の2に規定する取引をいう。以下同じ。）に関する取決めが設けられていること及びその内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。

⑧ 低スプレッド取引

スプレッド又は手数料が特に低い取引（以下「低スプレッド取引」という。）を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引等業者が、広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしている場合には、例えば、以下のようなおそれが生じていないか。

- イ. 他に顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用があるにも関わらず、顧客が支払う対価又は費用が、実際よりも著しく低額であるかのように誤解させるおそれ
- ロ. 顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ

(5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記（4）に準ずるものとする。

(6) 通貨オプション取引・金利スワップ取引等を行う店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

上記（4）・（5）に該当しない場合でも、店頭デリバティブ取引業者が、例えば通貨オプション取引・金利スワップ取引等の店頭デリバティブ取引を行うときには、以下のような点に留意しているか。

（注）金融商品取引業者が、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。

① 当該店頭デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。

- イ. 当該店頭デリバティブ取引の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪のシナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定最大損失額について、前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性があることも含め、顧客が理解できるように説明しているか。
- ロ. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる損失額及び当該損失額が顧客の経営又は財務状況に重大な影響を及ぼさないかを確認し、上記の最悪シナリ

オに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、金融指標等の状況がどのようになれば、そのような場合になるのかについて顧客が理解できるように説明しているか。

ハ. 説明のために止むを得ず実際の店頭デリバティブ取引と異なる例示等を使用する場合は、当該例示等は実際の取引と異なることを説明しているか。

② 当該店頭デリバティブ取引の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のようなか点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。

(注) 例えば、仕組債の販売の場合には、「中途解約」を「中途売却」と、「解約清算金」を「中途売却に伴う損失見込額」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、下記ロ. について、中途売却に伴う損失見込額の試算が困難である場合でも、可能な限り、最悪のシナリオを想定した説明がされることが望ましい。

イ. 当該店頭デリバティブ取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨について、顧客が理解できるように説明しているか。

ロ. 当該店頭デリバティブ取引を中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及び解約清算金の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額及び当該試算額を超える額となる可能性がある場合にはその旨を含む。）について、顧客が理解できるように説明しているか。

ハ. 当該店頭デリバティブ取引において、顧客が許容できる解約清算金の額を確認し、上記の最悪シナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるように説明しているか。

③ 提供する店頭デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、当該取引について以下が必要であることを顧客が理解しているかを確認し、その確認結果を踏まえて、適切かつ十分な説明をしているか。

イ. 顧客の事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として機能すること（注1）。

ロ. 上記に述べるヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれること（注2）。

ハ. 顧客にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないこと（注3）。

(注1) 例えば、為替や金利の相場が変動しても、その影響を軽減させるような価格交渉力や価格決定力の有無等を包括的に判断することに留意する。

(注2) 例えば、ヘッジ手段自体に損失が発生していない場合であっても、前提とする事業規模が縮小されるなど顧客の事業の状況等の変化により、顧客のヘッジニーズが左右されたりヘッジの効果がそのニーズに対して契約終期まで有効に機能しない場合があることに留意する。

(注3) ヘッジによる仕入れ価格等の固定化が顧客の価格競争力に影響を及ぼし得る点に留意する。

④ 上記①から③までに掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を顧客から確認するため、例

例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。

- ⑤ 不招請勧誘の禁止の例外と考えられる先に対する店頭デリバティブ取引の勧誘については、法令を踏まえたうえ（注）、それまでの顧客の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し、そのニーズの範囲内での契約を勧誘することとしているか。

（注）不招請勧誘の禁止の例外とされている「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人」（金商業等府令第116条第1項第2号）には、例えば、国内の建設業者が海外から材木を輸入するにあたって、海外の輸出者と直接取引を行うのではなく、国内の商社を通じて実態として輸出入を行う場合は含まれるが、単に国内の業者から輸入物の材木を仕入れる場合は含まれないことに留意する必要がある。

- ⑥ 顧客の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等を提供又は通知する等、顧客が決算処理や解約の判断等を行うために必要となる情報を適時適切に提供しているか。
- ⑦ 当該店頭デリバティブ取引に係る顧客の契約意思の確認について、契約の内容・規模、顧客の業務内容・規模・経営管理態勢等に見合った意思決定プロセスに留意した意思確認を行うことができる態勢が整備されているか。

例えば、契約しようとする店頭デリバティブ取引が顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該顧客の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要となることに留意する。

（7）暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、Ⅲ-2-14（3）①、Ⅳ-3-3-2（4）に準じるほか、以下の点とする。

- ① 金商業等府令第146条の4第2項第1号に規定するとおり、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の取扱いにあたっては、顧客に対し、暗号等資産が法定通貨ではないことについて説明が求められる。特に、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引を併せ営むような場合には、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引と通貨関連店頭デリバティブ取引とが、顧客において明確に区別して認識されるよう、取引の方法等も含めて検討を行うものとする。
- ② 金商業等府令第117条第1項第41号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。
- イ. 偏った分析結果を利用して、暗号等資産の価格の推移を予測する行為
 - ロ. 金融商品取引業者が取引の対象とする暗号等資産であることを理由に、当該暗号等資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為
 - ハ. 暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為
- ③ 金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する「暗号等資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号等資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、金融商品取引業協会が公表する暗号等資産の概要説明書記載の内容等も参考

として、Ⅲ－２－１４（３）①に規定する事項を含めた説明を行うものとする。

（８）契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第82条第4号口に規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。
- ② 金商業等府令第82条第8号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。
- ③ 金商業等府令第93条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、最低保証金に関する事項及び当該保証金の総額が、相場の変動等により必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金（以下「追証」という。）に関する事項を含むものとする。
- ④ 通貨に係る取引である場合、金商業等府令第93条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。
- ⑤ 金商業等府令第94条第1項第1号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場（いわゆる「インター・バンク市場」）参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合等であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。
- ⑥ 金商業等府令第94条第1項第4号に規定する「預託先」には、有価証券店頭デリバティブ取引の場合にあっては顧客分別金信託の受託者、有価証券関連店頭デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等の場合にあっては保証金等の預託先となる金商業等府令第143条第1項第1号又は第2号イからニまでに掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。

（９）委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項

金商業等府令第114条第1項第4号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めにに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

（10）不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項

店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を

開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、金商法第38条第4号において、店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引に限る。以下（10）において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をする行為（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。

一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。

こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。

① 不招請勧誘への該当性

- イ. 金商法第38条第4号に規定する「訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。
- ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、同項第2号の2に規定する「未決済の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」、同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」及び同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。
- ハ. 広告等を見た顧客が、店頭デリバティブ取引業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が「金融商品取引契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。

② 顧客からの招請状況等の把握

- イ. 顧客からの招請状況及び過去の取引実態等について、例えば、顧客カードの整備等により、適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該顧客からの招請状況及び過去の取引実態等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底されているか。
- ロ. 顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の顧客情報の管理について、具体的な取扱方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、顧客情報については、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱方法を定めているか。
- ハ. 内部管理部門においては、顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の把握及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、

その実効性を確保する態勢の構築に努めているか。

(11) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の勧誘に係る留意事項（合理的根拠適合性・勧誘開始基準）

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に関しては、顧客にとってリスク等が分かりにくい等の問題により、特に個人顧客との間でトラブルが増加している。こうしたことを踏まえると、個人顧客に対してこれらの仕組債・投資信託の勧誘を行う金融商品取引業者においては、投資者保護の充実を図る観点から、適合性原則等に基づく勧誘の適正化を図ることが重要であり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。

- ① 日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、投資者へ販売する商品としての適合性（合理的根拠適合性）の事前検証を行っているか。
- ② 日本証券業協会自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準を適切に定め、当該基準に従い適正な勧誘を行っているか。

(12) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-3 取引一任契約等

(1) 関係外国金融先物取引業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号ロの規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されているか。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっているか。

(2) 店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含

む。

- ① 特定の対価の額又は約定数値（あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。）以上又は以下。
- ② 特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ 店頭デリバティブ取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又は約定数値について当該店頭デリバティブ取引業者が裁量で定めること。

（3）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-4 業務執行態勢

（1）通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る留意事項

スリッページは、注文の伝達に係る時間の経過等に伴い必然的に発生するものであるが、スリッページの取扱いについては、店頭デリバティブ取引業者が誠実・公正に業務を執行する態勢の整備を図る観点から、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 店頭デリバティブ取引業者が、顧客との取引において発生するスリッページに関して、例えば、以下のような顧客にとって不利となる非対称な取扱いを行っていないか。
 - イ. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。
 - ロ. 店頭デリバティブ取引業者が、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）。
 - ハ. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも

大きく設定すること。

- ② 店頭デリバティブ取引業者が、上記①のような顧客にとって不利となる非対称な取扱いを行わない場合であっても、顧客との取引においてスリッページが発生する場合には、顧客に対し、スリッページが発生する旨とその原因、スリッページが顧客にとって有利・不利のいずれにも働く可能性があること、スリッページが発生した場合の業者における有利・不利の取扱い等について、適切かつ十分な説明を事前に行っているか。

(2) 特定店頭オプション取引に係る留意事項

いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第123条第8項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。

そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。

① 商品性に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者は、自社の提供する個人向けの特定店頭オプション取引について、金融商品取引としての適切性及び健全性を確保するため、以下の点に留意しているか。

イ. 取引期間・取引期限について

- a. 取引期間（取引開始時刻から判定時刻までの期間）について、過度の投機的取引を助長するような短い期間に設定していないか。
- b. 同一の銘柄に係る各取引期限の間隔について、過度の投機的取引を助長するような短い間隔に設定していないか。また、異なる銘柄（通貨ペア等）に跨る取引期限に関し、合理的な理由がないにもかかわらず、互いに短い間隔のずれを設けることにより、銘柄を跨って反復・継続的に過度の投機的取引を助長するような形となっていないか。
- c. 取引期間中、取引期限に至るまで、可能な限り、顧客の買付取引注文又は売付取引注文（新規取引注文を含む。）に応じているか。

ロ. 権利行使価格について

- a. 顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、取引期間の開始前に、取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあっては、その算定方法）を決定・提示しているか。
- b. 過度の投機的取引を助長するような、取引期間の開始時点の原資産の価格から著しく乖離した価格に権利行使価格を設定していないか。

ハ. 取引の公正性について

同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法、又は、権利行使価格について、全ての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除する方法により、店頭デリバティブ取引業者のみが有利となる取引条件を取り除いているか。

二．取引価格（対価）について

権利行使期間、権利行使価格及び原資産の価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出しているか。

② 顧客管理・取引管理に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者は、個人向け特定店頭オプション取引について、例えば以下の点に留意して、顧客の属性等に応じた適切な取扱いを行っているか。

イ．顧客の知識・経験・資力に応じた取引開始基準を設定しているか。

ロ．顧客の属性に応じた取引限度額を設定し、モニタリングを行っているか。

③ 顧客への情報提供に係る留意事項

店頭デリバティブ取引業者は、顧客が取引に係るリスクを正確に把握して適切に投資判断を行えるよう、個人向け特定店頭オプション取引について、そのリスク、商品内容及び損益実績等について、必要かつ十分な説明・情報提供を行っているか。また、店頭デリバティブ取引業者の広告により、投資者が過度な期待や誤った認識を持つことがないように、広告・宣伝の適正化や適切な広告審査態勢の整備を行っているか。

④ 適切な取引条件に係る留意事項

イ．取引条件の算出根拠の開示について

顧客が合理的な投資判断を行うことができるよう、取引価格、権利行使価格及び判定価格の設定根拠について、十分に顧客に説明しているか。

ロ．取引停止（いわゆる「売切れ」）について

取引停止は顧客へのサービスの中断、流動性の供給の停止となることを踏まえ、顧客への影響を考慮し、以下の対応を行っているか。

a．顧客に対し、事前に取引停止の判断基準を説明しているか。

b．取引停止の発生時に、発生した旨及びその理由をホームページ等に公表するほか、文書で保存しているか。

c．取引停止の発生時に、担当部署以外の第三者等による発生原因の解明やモニタリングを行い、再発防止に取り組んでいるか。

ハ．取引条件に関するモニタリングについて

取引価格や判定価格について、担当部署以外の第三者等によるモニタリングを行い、適切性を検証しているか。

（3）暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る留意事項

暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る留意事項は、以下の点のほか、Ⅲ－2－14（1）に準ずるものとする。

① 顧客の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向若しくは内容又は同

取引の状況その他の事情に応じ、金商法第185条の22第1項、第185条の23第1項又は第185条の24第1項若しくは第2項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、例えば、以下のような措置を講じているか。

(注)「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る不公正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする暗号等資産又は当該暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者に関する下記②記載の情報を利用した行為を含む。

イ. 取引審査体制の構築

社内規則等において取引審査を実施するために必要な手続を定め、取引審査の担当部門を設置するなど、顧客による不公正な行為を防止するための必要な体制を構築しているか。

ロ. 顧客の取引動向の的確な把握及び管理の徹底

a. 取引対象となる暗号等資産等の種類、取引手法・形態等の取引動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の取引動機等の的確な把握を行っているか。

b. 内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

c. 顧客が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、実取引者の解明に努めるとともに、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。

ハ. 取引審査基準の策定及びその効果的活用

a. 顧客の取引の公正性を確保するため、暗号等資産等の種類毎に、その騰落率、取引状況、顧客の取引態様等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。

b. 抽出した暗号等資産等について、具体的な審査基準を策定し、相場操縦等の不公正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な取引管理を行っているか。

c. 内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

② 暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の対象とする若しくは新規に取引の対象とする暗号等資産等又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者に関する重要な情報であって、顧客の同取引に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（注）について、例えば、以下のような措置を講じているか。

(注) これに該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられる。ただし、当該暗号等資産関連店頭デリバティブ取引業者の行う金融商品取引業等の全ての顧

客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。

- ・ 当該暗号等資産等に使用されるブロックチェーンの分岐その他暗号等資産等に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号等資産等の機能、効用又は計画に関する重要な変更
- ・ 当該暗号等資産等の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号等資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化
- ・ 当該暗号等資産等の取扱いが開始される又は廃止される旨の決定、当該暗号等資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号等資産等の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生
- ・ 金融商品取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の金融商品取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生

イ. 社内規則等において、当該情報に該当し得る情報の類型や範囲を定めているか。

ロ. 当該情報を管理する部門を独立して設置の上、当該情報を適切に管理するための体制が講じられているか。

ハ. 役職員が当該情報を取得した場合に、業務上必要な範囲を超えて当該情報が第三者に伝達されることを防止する体制が講じられているか。

(4) 電子取引基盤運営業務に係る留意事項

金融商品取引業者等が、金商業等府令第1条第4項第16号に掲げる電子取引基盤運営業務を行う場合については、第一種金融商品取引業者として法令等遵守の徹底を求めるとともに、店頭デリバティブ取引の公正性・透明性確保の観点から、以下の点に留意して監督するものとする。

- ① 電子取引基盤運営業者（電子取引基盤運営業務を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、電子取引基盤の板上において、売付け及び買付けの気配等を正確に公表するための態勢・システムが確保されているか。また、顧客の間の交渉に基づき取引価格を決定する場合に、当事者から提示された売付け又は買付けの気配を正確かつ迅速に相手方当事者に伝達するための態勢・システムが確保されているか。
- ② 電子取引基盤を使用して成立した店頭デリバティブ取引の概要について、電子取引基盤運営業者が、法令等に従い、正確かつ適時に公表するための態勢・システムが確保されているか。

特に、当該公表業務（成立した取引の公表業務）を外部委託している場合、委託先は、公表に際して電子取引基盤運営業者（委託元）のために公表していることを明らかにしているか。また、電子取引基盤運営業者（委託元）は、公表が法令等に従い正確かつ適時に行われるよう、外部委託先の選定・モニタリング等を社内規則等に基づき、適切に行っているか。

- ③ 電子取引基盤運営業者は、顧客が当該業者の定めたルールに従うこと及び顧客が当

該業者の求めに応じ、当該業者との取引に関する情報の提出を行うことを契約書等に定めているか。

(5) 特定通貨関連店頭デリバティブ取引における取引データの保存・報告に係る留意事項
金商業等府令第123条第1項第21号の7、第21号の8及び金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない通貨関連店頭デリバティブ取引業者にあっては、金融庁長官の指定するもの。）の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第28号の2に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）に関する情報を適切に保存・報告する態勢を整備しているか。

(6) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の業務執行態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢

通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。

(1) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項

- ① 顧客との取引後、カバー取引を行うまでの間に時間差が生じる可能性がある場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。
- ② カバー取引を顧客との取引ごととその都度行うのではなく、一定の時間ごと若しくは一定の金額ごとに行う又はディーラーの判断によって行うこととしている場合には、顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じることに十分留意し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。
- ③ 顧客からの指値注文又はロスカット注文について、情報ベンダー等が示す相場の気配等から判断して注文を約定させその後カバー取引を行う場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。
- ④ システムによるカバー取引に係るシステムリスクについては、基本的にはⅢ-2-8における態勢整備の留意点をもって対応することとするが、カバー取引を行う際にカ

バー取引相手方との間でシステム障害により、取引が行えない場合があることを勘案し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。

- ⑤ カバー取引相手方との間の契約内容等を十分に把握し、トラブル発生時の対応が迅速かつ適切になされるような態勢が整備されているか。

(2) 相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項

相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための態勢を整備しているか。

(3) 自己勘定取引に係る留意事項

顧客取引に係るカバー取引以外に自己勘定による取引を行っている場合には、以下の点に留意する必要がある。

- ① 自己勘定取引を行う担当者のポジションリミット、ストップロスリミット（日次・月次）、オーバーナイトポジションのリミット等について社内規程を整備しているか。
- ② 自己勘定取引を行う担当者の取引の発注に関し、誤発注を回避するためのソフトリミット・ハードリミットを設けているか。
- ③ 担当者の行う取引における社内規程の遵守について、バックオフィスにおいて常時モニタリングする態勢となっているか。

(4) 個人向けのロスカット取引に係る留意事項

- ① 顧客の損失が、顧客が預託する証拠金を上回ることがないように、価格変動リスクや流動性リスク等を勘案してロスカット取引を実行する水準を定めているか。
- ② ロスカット取引に関する取決めを明確に定めた社内規程等を策定し、顧客との契約に反映しているか。
- ③ 取引時間中の各時点における顧客のポジションを適切に把握し、上記①の水準に抵触した場合には、例外なくロスカット取引を実行しているか。
- ④ ロスカット取引を実行した状況を、定期的に又は必要に応じて随時に、取締役会等に報告しているか。

(5) 低スプレッド取引に係る留意事項

低スプレッド取引を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引業者は、相当程度の取引量を確保・維持しなければ、財務状況が悪化するおそれがある。一方、経営の安定を確保するに足る取引量について、適切に管理できる態勢を整備する必要がある。

こうしたことから、例えば以下のような点を含め、十分なリスク管理態勢を構築しているか。

- ① 全社的なリスク管理態勢の整備（例えば、リスク管理基本方針の策定等）を行う際に、低スプレッド取引に伴うリスクを十分認識し、適切に反映しているか。
- ② 低スプレッド取引の提供を開始する際には、その収益構造及び取引量に照らして十

分な収益性を確保できるかを検討した上で、スプレッド又は手数料を決定しているか。また、当該決定について、自社の収益構造及び取引量の変化等を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っているか。こうした手続きについて、社内規程等において明確化しているか。

- ③ 低スプレッド取引を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引業者は、当該取引の取引量、取引内容及び自社の財務状況に与える影響等を把握し、適時適切に取締役会等に報告する態勢を整備しているか。
- ④ 低スプレッド取引を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引業者は、その想定する収益構造を実現するため、システムその他の必要な態勢を十分に整備しているか。また、実際の収益状況を随時検証し、当該態勢を適切に見直しているか。

(6) 法人向けの特定通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第117条第1項第39号に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）の為替リスク想定比率に係る留意事項

- ① 通貨関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第31項及び32項に規定する為替リスク想定比率の算出を自社で行う場合
 - イ. 正確性及び合理性が確保されたモデル（「特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る為替リスク想定比率の算出方法を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下（6）において同じ。）を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき為替リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。
 - ロ. モデルを用いて算出した為替リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。
- ② 通貨関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第31項及び32項に規定する為替リスク想定比率の算出を外部委託等する場合
 - イ. 外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき為替リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。
 - ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した為替リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。
 - ハ. 上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じ、通貨関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。
- 二. 金融商品取引業協会が為替リスク想定比率の算出・公表を行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、通貨関連店頭デリバティブ取引業者が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。

(注) なお、上記二の場合には、監督当局が当該協会に対して、適切な業務運営がなされているか、検証するものとする。

(7) ストレステスト実施に係る留意事項

金商業等府令第123条第1項第21号の4及び金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの）に限り、協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない通貨関連店頭デリバティブ取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。）の定めるところにより、決済リスク管理強化のため、ストレステストを適切に実施する態勢を整備しているか。

(8) 監督手法・対応

- ① 通貨関連店頭デリバティブ取引業者のリスク管理態勢の適切性を確認するため、ヒアリング等を通じて、通貨関連店頭デリバティブ取引業者の提供する商品や取引の内容（スプレッド及び手数料等）を把握するものとする。
- ② 日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された通貨関連店頭デリバティブ取引業者のリスク管理態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、通貨関連店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢

個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（1）から（5）及び（8）の各規定に準ずるものとする。

IV-3-3-7 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、下記の留意事項のほか、IV-3-3-5（1）から（5）まで及び（8）の各規定に準ずるものとする。

(1) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項

- ① 顧客から、委託証拠金その他の保証金の全部又一部として、代用暗号等資産の預託を受ける場合には、当該代用暗号等資産の価格変動リスクを踏まえつつ、必要額を上回るだけの十分な数量の暗号等資産を預託させることとしているか。
- ② カバー取引相手方に対して、暗号等資産を預託する場合には、IV-3-6-4（3）により整備された態勢に基づき、当該カバー取引相手方に対する審査を行うほか、当

該カバー取引相手方が、預託した暗号等資産が外部に流出することがないように適切に管理していることを確認しているか。

(2) 法人向けの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第 117 条第 1 項第 49 号に規定する特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引をいう。）の暗号資産等リスク想定比率に係る留意事項

① 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第 117 条第 51 項及び第 52 項に規定する暗号資産等リスク想定比率の算出を自社で行う場合

イ. 正確性及び合理性が確保されたモデル（「特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産等リスク想定比率の算出方法を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下（2）において同じ。）を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産等リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。

ロ. モデルを用いて算出した暗号資産等リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。

② 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第 117 条第 51 項及び第 52 項に規定する暗号資産等リスク想定比率の算出を外部委託等する場合

イ. 外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産等リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。

ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した暗号資産等リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。

ハ. 上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じ、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。

ニ. 金融商品取引業協会が暗号資産等リスク想定比率の算出・公表を行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業者が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。

（注）なお、上記ニの場合には、監督当局が当該協会に対して、適切な業務運営がなされているか、検証するものとする。

IV-3-4 商品関連市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-4-1 法令等遵守態勢

商品関連市場デリバティブ取引業者（金商法第 28 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する行為を

業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、商品関連市場デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、商品関連市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいては商品関連市場の信頼を確保する上で重要である。

こうした商品関連市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

なお、商品関連市場デリバティブ取引業者が対象商品デリバティブ取引関連取引（金商法第43条の2の2に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。）に関し顧客から預託を受けた金銭その他の財産を管理する場合、基本的には金商業等府令第142条の3から第142条の5までの規定による管理が求められるが、商品関連市場デリバティブ取引業者が特定会員（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項に規定する「特定会員」をいう。以下同じ。）である場合には、これらの規定にかかわらず、財産管理措置（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第11号）附則第2条第1項に規定する「財産管理措置」をいう。）を講じることにより、対象商品デリバティブ取引関連取引に関し顧客から預託を受けた金銭その他の財産を管理する方法を選択する可能性があることに留意する。

IV-3-4-2 勧誘・説明態勢

(1) 広告等に係る留意事項

- ① ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。
- ② セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合も含む。）。この場合、金商法第38条第6号（いわゆる「再勧誘の禁止」）の規定に該当することに留意するものとする。

(2) 勧誘受諾意思の確認に係る留意事項

商品関連市場デリバティブ取引の受託等に係る契約の締結については、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘することは禁じられているところ、かかる勧誘の制限について顧客に説明を行い、その勧誘を受ける意思の有無を適切に確認しているか。

また、個人である顧客の場合、当該確認の方法として、訪問・電話による方法や勧誘する目的があることを明示しないで当該顧客を集める方法（金商業等府令第117条第1項第8号の2イ及びロに掲げる方法）を用いていないか。例えば、セミナー等を開催して顧客を集め、当該顧客に対して勧誘受諾意思の確認を行おうとする場合、当該セミナー

等に係る広告や案内等において、商品関連市場デリバティブ取引の受託等に係る契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しているか。

なお、商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引法における商品先物取引（商品先物取引法施行令第 30 条で規定する不招請勧誘が禁止される商品取引契約以外の取引を含む）とでは勧誘に係る規制に異なる点があるところ、商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引の両方を取扱う業者においては、こうした違いを踏まえた社内手続き・ルールを定め役職員に周知徹底するとともに、その状況を内部管理部門等が事後検証できる態勢を整備する等、実効性のある営業員管理態勢が確立されているか留意するものとする。

（３）説明書類に係る留意事項

金商法第 46 条の 4 に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

（４）商品関連市場デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項

商品関連市場デリバティブ取引業者が、商品関連市場デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、①リスクに関する注意喚起、②トラブルが生じた場合の指定 ADR 機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。

（５）商品関連市場デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項

① 両建て取引

イ. 商品関連市場デリバティブ取引の受託等につき、顧客に対し、当該顧客が行う取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。いわゆる「両建て取引」）の数量及び期限を同一にすることを勧めていないか。

ロ. 個人顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに金商業等府令第 117 条第 1 項第 35 号に該当するものではない。しかし、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、損益が固定又は限定されること、逆ざやが生じるおそれがあることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨の説明を行う等して、顧客が当該取引を十分に理解していることを確認しているか。

ハ. また、対当する取引が数量又は期限が同一ではない場合であっても、上記ロの説明を行う等して、顧客が当該取引を十分に理解していることを確認した上で、当該取引の受託等を行っているか。

② 差玉向かいに係る説明義務

「故意に、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引」（以下「特定取引」という。）を行う商品関連市場デリバティブ取引業者は、顧客から個々の取引の委託を受けようとする際、顧客に対し、金商業等府令第 117 条第 1 項第 38 号イ及びロに掲げる事項を、顧客が理解できるよう十分に説明しているか。例えば、特定取引を用いている場合に取引が決済されると、顧客全体の総損金が総益金より多いときには、当該商品関連市場デリバティブ取引業者に利益が生ずるため、当該商品関連市場デリバティブ取引業者と顧客との間で利益相反関係が生ずるおそれがあること等を説明しているか。

また、顧客が商品関連市場デリバティブ取引業者の行う特定取引について説明を受けた上で、取引を委託した場合であっても、上記説明による顧客の理解を十分なものとするべく、どの程度の頻度で、自らの委託玉が商品関連市場デリバティブ取引業者の自己玉と対当する結果となっているのかを確認することができるよう、自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた顧客に対し、その委託玉が商品関連市場デリバティブ取引業者の自己玉と対当する結果となったことを通知する等しているか。

（注）「故意に、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引」とは、それぞれ委託玉（商品関連市場デリバティブ取引業者が顧客の委託に基づいてする取引）と自己玉（商品関連市場デリバティブ取引業者が自己の計算をもってする取引）とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡するように自己玉を建てることをいい、人的に又は機械的に行われているかによって区別されるものではなく、また、取組高の均衡とは、売買同数に限られない。

なお、委託玉の受託・執行を行う部門と自己玉の執行を行う部門との間で、委託玉の取引情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合には、委託玉と自己玉とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡したとしても、故意によるものではないと考えられる。

③ 相場が急激に変動した場合の対応

相場が急激に変動した場合の対応について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

④ 自己勘定取引に係る社内管理態勢

自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑤ 区分管理の状況

金商業等府令第 142 条の 5 に定める商品顧客区分管理信託の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。

⑥ ロスカット取引

ロスカット取引に関する取決めが設けられている場合には、その内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。

(6) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第 82 条第 4 号ロに規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。
- ② 金商業等府令第 82 条第 8 号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。

(7) 委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項

金商業等府令第 114 条第 1 項第 4 号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

(8) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された商品関連市場デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、商品関連市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性

IV-3-5-1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方

電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。

IV-3-5-2 電子募集取扱業務の適切性

金融商品取引業者が、法第 3 条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第 15 条の 4 の 2 に規定するものを除く。IV-3-5 及び V-2-4 において同じ。）について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子

募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

IV-3-5-2-1 法令等遵守態勢

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

IV-3-5-2-2 投資者保護のための情報提供

電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場合を含む。IV-3-5及びV-2-4において同じ。）で投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。

（1）商号等の表示

電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第一種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の4の2第8項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。

（2）投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示

電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の2第3項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。

- ① 当該事項をホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示しているか。また、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。
- ② 当該事項をホームページで表示する趣旨や当該事項の記載方法に関する規定の趣旨等を踏まえ、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努めているか。
- ③ 当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。

IV-3-5-3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性

電子申込型電子募集取扱業務等（金商業等府令第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整

備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、IV-3-5-2のほか、以下の点に留意して検証することとする。

IV-3-5-3-1 業務管理体制

(1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査

金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。

(2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点

① 金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。

イ. 応募額が目標募集額に到達しなかった場合であっても有価証券を発行する場合には、発行者の事業計画の内容及び資金用途等との関係で有価証券を発行することが合理的と認められる理由を投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。

ロ. 応募額が目標募集額を超える場合に当該超過分についても有価証券を発行する場合には、目標募集額を上回る金額についての資金用途及び発行者の事業計画の内容に与える影響等について投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。

② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第5号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第7号及び第83条第1項第6号二において同じ。）の払込みを受けないことを確保するための措置」がとられているか。

(3) 申込みの撤回等に関する留意点

電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、相手方が有価証券の取得の申込みをした日から起算して8日を下らない期間が経過するまでの間（以下「申込撤回期間」という。）において、相手方が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができることを確認するための措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。
- ② 投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。

（４）事業の状況についての情報提供の確保

発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。

IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性

第一種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、金商法施行令第15条の4の2第4号及び第5号に掲げる有価証券を除く。）をいう。IV-3-5-4において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、IV-3-5-2及びIV-3-5-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。

IV-3-5-4-1 勧誘・説明態勢

（１）着眼点

第一種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する

必要がある。

(2) 監督手法・対応

第一種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めると通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-5-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点

(1) 基本的留意事項

第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（特定投資家を除く。（2）及び（3）において同じ。）が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 金商業等府令第16条の3第1項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。
- ② 金商業等府令第16条の3第2項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。

(2) 第一種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点

第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総

額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超える場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

(3) 監督手法・対応

第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-3-6 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性

電子記録移転有価証券表示権利等（金商業等府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、IV-3-1に加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。

なお、電子記録移転権利（金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）は、資金決済法第2条第14項に規定するとおり暗号資産には該当しないが、例えば、電子記録移転権利が物品の購入や役務の提供に関する代価の弁済のために用いられる機能を併せもつような場合においては、当該電子記録移転権利の流通や管理等に関して、適宜、事務ガイドライン（第三分冊：16 暗号資産交換業者関係）を参照する等して、態勢整備の状況を検証するものとする。

（注）金融商品取引業者が電子募集取扱業務を行う場合にあっては、IV-3-5もあわせて参照する。

IV-3-6-1 法令等遵守態勢

電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含め幅広い検証を行うこととする。

(1) 適合性原則

電子記録移転有価証券表示権利等は、社債、株式等の振替に関する法律の定める振替機関によらずに、その権利が電子情報処理組織を用いて移転し、電子的方法により記録されるという特徴を有している。かかる仕組みは、上場されていない有価証券にも流通性を付与することが可能となる一方で、その権利等の保有、移転や決済等に関して、通常の有価証券とは異なるリスクが存在し得る。このため、金融商品取引業者において、適合性の観点から、次に掲げる事項について留意して電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いがなされているか、検証を行うものとする。

- ① 金融商品取引業者が取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等に用いられるブロックチェーン等のネットワークに係るリスクについて、その重要性に鑑みて、必要に応じて専門家による検証を経る等、適切な審査が継続的に実施されているか。
- ② 顧客と電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を行うにあたっては、取引開始基準を適切に定めているか。また、当該基準は、顧客の投資経験や財産の状況のみならず、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有や移転の仕組み、これに起因するリスクに関する理解度、同様の仕組みを用いた商品の取引経験等についても考慮した基準となっているか。

(2) 広告等に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあつては、金商業等府令第78条第12号に規定する事項について、不適切な表示を行うことが禁止されるが、「著しく事実と相違する表示」又は「著しく人を誤認させるような表示」としては、例えば、以下のような表示が考えられる。

- ① 電子記録移転有価証券表示権利等の取引数量若しくは価格の推移に関して、損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示
- ② 電子記録移転有価証券表示権利等の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示
- ③ 電子記録移転有価証券表示権利等の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、投資者を誤認させるような表示

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の説明に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面においては、金商業等府令第83条第1項第7号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の概要や顧客の注意を喚起すべき事項を記載することが求められている。

例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の概要の説明に関しては、技術的な説明を伴う場合には図を用いる等して投資者に分かりやすく記載することが望まれる。また、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）

について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明することが求められる点に留意する。

IV-3-6-3 業務管理体制に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等を電子申込型電子募集取扱業務等により取り扱う場合には、上記IV-3-5-3-1記載のとおり、金商業等府令第70条の2第2項第2号から第7号までに規定する業務管理体制を整備する必要がある。このうち、電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに係る審査（同項第3号）においては、「電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項」として、上記IV-3-5-3-1（1）の点に加えて、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、その保有や移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について投資者に重大なリスク等が生じるおそれがないかの審査が適切に行われているか検証を行うものとする。また、電子記録移転有価証券表示権利等に利用されるブロックチェーン等のネットワークに係るリスクについては、その重要性に鑑みて、必要に応じて専門家による検証を経る等、適切な審査が継続的に実施されているか留意する。

IV-3-6-4 取引時確認等の措置

電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引は、一般的に取引が非対面により行われる点や、振替機関によらずにその権利を電子的に移転できる点等に特徴を有する。かかる取引の性質等を踏まえれば、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止する観点からは特に留意すべきであって、上記Ⅲ-2-6及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。

（1）電子記録移転有価証券表示権利等の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

電子記録移転有価証券表示権利等の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該電子記録移転有価証券表示権利等の出資対象事業や裏付資産の内容等を含む。）、流通状況及び当該電子記録移転有価証券表示権利等に使用される技術その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の特性を踏まえ、電子記録移転有価証券表示権利等のリスクの特定・評価が行われ、下記（2）の措置を含め、当該リスクを適切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これらについて定期的な検証及び見直しが行われているか。

（2）マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の範囲については、当該電子記録移転有価証券表示権利等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれ等を踏まえ、慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である電子記録移転有価証券表示権利等については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、売買その他の取引をすることがないように留

意する。

また、電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を行う場合、Ⅲ－２－６及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱うことに伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを実効的に低減する態勢が構築されるとともに、当該取引が疑わしい取引に該当するおそれがないか、適切に確認が行われているか。特に、取引の相手方の属性や電子記録移転有価証券表示権利等の管理方法等に関し、取引の相手方が電子記録移転有価証券表示権利等の真の保有者であることについて疑わしい点がないかを適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。

(3) 金融商品取引業者間での取引に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を他の金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者との間で行う場合や、自社が開発したシステムを他の金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者が使用することを許諾する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。

- ① 取引の相手方の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び国外の事業者については現地における監督当局の当該事業者に対する監督体制等について情報収集し、当該取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。
- ② 統括管理者による承認を含め、取引の相手方との間の取引に係る契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。
- ③ テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する取引の相手方との間の責任・役割分担について、文書化する等して明確化すること。

(4) 業務の提携先等に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に関して、他社との提携や業務の一部を委託する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。なお、当該提携先及び委託先（以下「提携先等」という。）が犯収法第2条第2項に定める特定事業者である場合には、上記（3）に掲げる事項を参照のこと。

- ① 提携先等の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況について情報収集し、提携先等のテロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。
- ② 提携先等との契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。

- ③ 提携先等とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。

IV-3-6-5 システムリスク管理態勢

電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引にあたっては、その業務の性質上、インターネットを前提とする高度・複雑な情報システムを有していることが多く、また、電子記録移転有価証券表示権利等はブロックチェーン等に電子的に記録されネットワークで移転できる財産的価値に表示されるものであるため、日々手口が高度化するサイバー攻撃により重要情報に対する不正アクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。また、金融商品取引業者においてこれらの業務を第三者に委託することや、複数の金融商品取引業者が共同して設計・開発した共通のネットワークを利用する場合も考えられる。このような場合においては、上記Ⅲ-2-8(1)記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。

(1) システムリスク管理態勢、システムリスク評価

- ① システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(注) システムリスク管理態勢については、定期的に第三者(外部機関)からの評価を受けることが望ましい。

- ② システム部門は、洗い出したリスクへの対策後の残存リスクを評価し、取締役会に報告をしているか。

なお、システムリスクには、以下のようなものを含めているか。

- ・ 外部サービスを利用することによって生じるリスク
- ・ APIの公開・提供・接続等を実施することによって生じるリスク 等

(2) サイバーセキュリティ管理

- ① サイバー攻撃を受けた場合の影響範囲の確認や原因究明のためにログ保全やイメージコピー取得など事後調査(フォレンジック調査)に備えた手順を整備しているか。

- ② 脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行っているか。

(3) システム企画・開発・運用管理

- ① システム開発工程に従い、設計/開発に関わるドキュメントやプログラムの作成について規程を策定しているか。なお、システム設計/開発段階では、以下のようなセキュリティに係わる事項を含めること。

- ・ 具体的なセキュリティ要件を明確化すること
- ・ セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと 等

- ② 以下のような内容を含む品質管理についての規程および手順書が策定されているか。
 - ・ レビューを実施し、記録を残すこと
 - ・ 各工程の完了基準を策定し、評価をすること
 - ・ 性能設計を十分なものとし、システムキャパシティ、パフォーマンスの上限値を管理すること
 - ・ システム開発時に限界値把握をすること 等
- ③ システム変更に係る規程が定められているか。また、システム変更に係るドキュメントの作成、責任者による承認が行なわれているか。
- ④ 以下のような点を考慮し、システム運用管理規程および手順書が策定されているか。
 - ・ 監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み
 - ・ 監視にかかわるエスカレーションルールの統一化
 - ・ 作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み
 - ・ システムの運用管理に係る業務の実施状況を文書にて記録し保管 等
- ⑤ システム構成の管理の目的及び方針、適用範囲を定めているか。
また、以下のような点について、構成の把握を行い、管理の有効性を確認しているか。
 - ・ 物理資源（ハードウェア、ネットワーク、サーバー、PC 等）
 - ・ 論理資源（ライセンス、ソフトウェア、接続構成 等）
 - ・ クラウドサービス、第三者への委託業務 等
- ⑥ 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。

（４）外部委託管理

- ① クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。
例えば、以下のような点を実施しているか。
 - ・ 重要なデータを処理・保存する拠点の把握
 - ・ 監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映
 - ・ 保証報告書の入手・評価 等
- ② システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。
- ③ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手・評価する等しているか。
「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会において公表しているIT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」や、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」等が考えられる。

(5) コンティンジェンシープラン

- ① コンティンジェンシープランについて、計画に沿った手順書が整備されているか。
また、重要な外部委託先も含めた緊急時体制が構築されているか。
- ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、以下のようなリスクを想定した十分なリスクシナリオとなっている。
 - ・ サイバー攻撃
 - ・ 災害、パンデミック
 - ・ システム障害
 - ・ 情報漏えい事案 等
- ③ 定期的にデータのバックアップを取るなど、データがき損した場合に備えた措置を取っているか。

IV-3-6-6 分別管理に係る留意事項

金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、金商法第43条の2及び金商業等府令第136条第1項第5号又は第6号の規定に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。

特に、下記IV-3-6-7のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有及び移転の仕組みに関しては、流出リスクへの対応が求められることを踏まえれば、以下の点に留意する必要がある。

(1) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等を自己で管理する場合

- ① 一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は、「常時インターネットに接続していない電子機器等」（金商業等府令第136条第1項第5号ロ）に該当しない。
- ② 「同等の技術的安全管理措置」（金商業等府令第136条第1項第5号ロ）といえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な秘密鍵その他の情報（以下「秘密鍵等」という。）が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。
- ③ 「顧客の利便の確保及び金融商品取引業の円滑な遂行を図るために…必要な最小限度」（金商業等府令第136条第1項第5号及び第6号）といえるかどうかは、電子記録移転有価証券表示権利等の内容やその流通性を踏まえ、個別に検討する必要があるが、例えば、以下のような場合には、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理することは認められない。

- イ. 電子記録移転有価証券表示権利等が法人の議決権等の共益権を含む等しており、流出した場合に金銭的補償のみによって投資者の損害を回復することが困難である場合
- ロ. 権利等の移転に係る合意と同時に決済が執行されない等、移転の即時性が求められず、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理する必要性が低い場合

(2) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等の管理を第三者に委託する場合

「自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、以下の点をいずれも満たしている場合などが考えられる。

- ① 当該第三者において、上記(1)に規定する点を踏まえ、金商業等府令第136条第1項第5号口の措置が適切に講じられており、かつ、IV-3-6-7に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。
- ② 委託者である金融商品取引業者において、上記Ⅲ-2-8(1)⑧及びIV-3-6-5(2)に記載のとおり、委託先管理が適切に行われること。

IV-3-6-7 電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクへの対応に係る留意事項

金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、受託した電子記録移転有価証券表示権利等に係る秘密鍵等が不正アクセス等により流出することによって、顧客に対して電子記録移転有価証券表示権利等の返還ができなくなるなど投資者保護が図られないおそれがある。このため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。

電子記録移転有価証券表示権利等に係る記録・移転等は、具体的には、ブロックチェーン等のネットワークを通じて行うことになるところ、同様の仕組みを用いた暗号等資産においては、不正アクセス等により多額の受託暗号等資産が流出した事案も複数発生していることから、電子記録移転有価証券表示権利等の受託においても、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつである。

電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける金融商品取引業者において、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際しては、例えば、以下の点に留意するものとする。

(1) 流出リスクの特定・評価

- ① 取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等ごとに、当該電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクを適切に特定・評価しているか。
- ② 流出リスクの特定に当たっては、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有及び移転の仕組みや当該電子記録移転有価証券表示権利等に使用される技術、社内のシステム・ネットワーク環境、受託した電子記録移転有価証券表示権利等に係る秘密鍵等

の使用（署名）に至るオペレーション等の事情を勘案のうえ、想定され得る流出の場面（秘密鍵等の漏えい、盗難、不正利用、消失等を含むがこれに限られない。）を洗い出し、当該流出の原因となるリスク（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限らない。）を具体的に特定しているか。

- ③ 特定した流出リスクの評価に当たっては、当該リスクが顕在化することによって生じ得る受託した電子記録移転有価証券表示権利等への影響その他顧客及び経営への影響等を具体的に分析し、評価しているか。また、定期的にはリスク評価を見直すほか、受託した電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関し、重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合には、必要に応じてリスク評価を見直すこととしているか。
- ④ 新たな電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いを開始する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転有価証券表示権利等の分析を行い、流出リスクの観点から検証しているか。

（２）流出リスクの低減

流出リスクの低減に際しては、流出の態様の変化や技術の進歩等を踏まえつつ、例えば、以下の点を含め、上記（１）で特定・評価された流出リスクに対して有効な低減措置を講じているか。

- ① 受託した電子記録移転有価証券表示権利等を移転する場合には、あらかじめ社内規則等で定められた手続に従い、複数の担当者が関与する体制となっているか。
- ② 権限者以外の者が使用（署名）できない方法で秘密鍵等を管理しているか。特にハードウェアや紙等の物理媒体で秘密鍵等を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以外の者がアクセスすることができない環境で保管しているか。
- ③ 受託する電子記録移転有価証券表示権利等の移転について、複数の秘密鍵等を用いた電子署名を必要とする等の適切な措置を講じているか。複数の秘密鍵等を用いる場合には、各秘密鍵等の保管場所を分けて管理しているか。
- ④ 受託する電子記録移転有価証券表示権利等の移転に際して、当該電子記録移転有価証券表示権利等の移転に係る取引内容が真正であることを確認しているか。
- ⑤ 秘密鍵等が紛失した場合に備え、バックアップを作成しているか。バックアップについても、上記②を踏まえ安全に管理しているか。
- ⑥ 受託する電子記録移転有価証券表示権利等の移転の手続について内部監査の対象としているか。

（３）流出時の対応

- ① 受託する電子記録移転有価証券表示権利等の流出を直ちに検知可能なシステム監視体制その他流出を直ちに検知するために必要な内部管理体制が整備されているか。
- ② 受託する電子記録移転有価証券表示権利等の流出を検知した場合には、検知した内容について、経営陣に対して確実かつ速やかに伝達するための社内連絡体制が整備されているか。

- ③ 受託する電子記録移転有価証券表示権利等の流出を検知した場合の対応について、流出時を想定したコンティンジェンシープランを策定の上、例えば、以下の措置を含む緊急時体制を構築しているか。

イ. 二次被害を防止するために必要な措置

(注) 例えば、インターネットと接続した環境で秘密鍵等を保管している場合には、当該秘密鍵等を直ちにインターネットから隔離すること、当該秘密鍵等で管理される電子記録移転有価証券表示権利等を直ちにインターネットに接続されていない環境に移転させること、他の電子記録移転有価証券表示権利等に影響がないか確認することなど、流出の状況や保管している電子記録移転有価証券表示権利等の特性などに応じ、対応を検討する必要がある。

ロ. 被害にあった利用者への対応（相談窓口の設置等を含む。）

(注) 利用者への被害回復にあたっては、金商業等府令第 70 条の 2 第 5 項に規定する債務の履行に関する方針に従った対応が求められることに留意する。

ハ. 当局及び外部委託先等を含む関係者への報告・連携

ニ. 速やかな原因分析及び新たなリスク低減措置の検討・実施

(注) 原因分析を迅速に行うためには、関連するサーバー等の証拠保全を適切に行うこと、事象の追跡に十分な情報を含むアクセスログなどを記録しておくことが必要である点に留意すること。

IV-3-6-8 電子記録移転権利の発行者に対する審査態勢の整備

(1) 引受け等の審査に係る留意事項

電子記録移転権利は、様々な権利を表章することが可能であるし、その仕組み上、高い流通性を有する可能性がある。他方で、流通性が高まる場合、発行者と投資者との間に情報の非対称性が生じやすくなることから、発行者において開示規制に基づく義務が適切に履行される必要がある。また、開示内容の正確性を担保し、詐欺的な事案等を抑止するためには、第三者による発行者の事業・財務状況等の審査の仕組みを適切に整備していく必要がある。

このため、金融商品取引業者が行う電子記録移転権利の引受け等においては、法令や自主規制機関の策定する自主規制規則を踏まえ、発行者に対する審査を的確に行うための態勢を適切に整備しているか、例えば、以下の点について検証を行うものとする。

- ① 発行者の事業・財務状況、電子記録移転権利の売買その他の取引に利用されるブロックチェーン等のネットワークその他引受け等の適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。
- ② 複数の金融商品取引業者が共同して引受け等を行う場合においても、他の金融商品取引業者の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか。
- ③ 審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。
- ④ 引受け等を行うに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有

しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。

- ⑤ 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受け等を行うことを防止するために、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受け等の条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。

(2) 反社会的勢力関係発行者に係る留意事項

反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係のあるものによる電子記録移転権利の流通を未然に防止する観点から、電子記録移転権利を取り扱う金融商品取引業者においては、関係当局や自主規制機関等との連携の下、その事実を適切に把握するとともに、場合によっては引受け等を行わないこととするなどの対応を行うことが望まれる。

IV-3-6-9 暗号等資産による出資金等に係る分別管理

金融商品取引業者が、電子記録移転権利に該当する集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条の3及び金商業等府令第125条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていなければならない。

また、暗号等資産が出資又は拠出される場合には、当該暗号等資産が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理されなければならないが、金融商品取引業者においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。

IV-3-7 協会未加入業者に関する監督上の留意点

(1) 主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（IV-3-7において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2) 監督手法・対応

協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さら

に、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）

IV-4-1 登録

（1）商号

申請に係る商号が金商法第29条の4第1項第6号ロに抵触しないか確認するため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に照会するものとする。

（2）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

- ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。
 - イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
 - ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
 - ハ. 常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。
 - ニ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。（特に元引受け業務を行う際には当該業務を公正かつ的確に遂行することができる態勢・人員を確保すること。）
 - ホ. 営業部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。
 - ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - b. ディスクロージャー
 - c. 顧客資産の分別管理
 - d. リスク管理
 - e. 電算システム管理

- f. 売買管理、顧客管理
- g. 広告審査
- h. 顧客情報管理
- i. 苦情・トラブル処理
- j. 内部監査

② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。

ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。

ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。

ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。

（注）なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

（3）業務の内容及び方法を記載した書類等

- ① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類欄にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。
- ② 電子取引基盤運営業者が、金商法第40条の7第2項に基づく公表に関し、公表業務を外部委託する場合には、金商業等府令第8条第6号ト（8）「法第四十条の七第二項に基づく公表を行う方法」において、その旨及び外部委託先が記載されていることを確認するものとする。
- ③ 商品関連市場デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、勧誘受諾意思の確認に係る社内手続き・ルールが設けられ、その履行状況を事後検証できる態勢が整備されていることを確認するものとする。
- ④ 暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、金商業等府令第9条第10号に基づき、暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類（③において「概要説明書」という。）を登録申請書に添付することが求められるが、添付すべき概要説明書の内

容は、金融商品取引業協会が別に公表する様式等に準拠するものとする。

(注) 概要説明書は、新たに暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の対象とする暗号等資産等を事前に届け出る際においても必要となることに留意する。

(4) 金融商品取引業者登録簿の認可事項欄

金融商品取引業者登録簿の認可事項欄には、金商法第30条第1項の認可を行った旨を記載する。また、本庁は、本庁監理金融商品取引業者に対して認可を行った場合は、1ヵ月分を取りまとめて翌月15日までに、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対して通知するものとする。

(5) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

- ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はIV-3-7に準じた監督上の対応がとられること。
- ② 協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。

(6) 新規登録申請に係る留意事項

新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないかを確認することとする。

なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、原本によるものとする。

- ① 純財産額（金商法第29条の4第1項第5号口に規定する純財産額をいう。）を算出した書面の疎明資料
- ② 金商法第29条の4第1項第6号イに規定する比率を算出した書面の疎明資料
- ③ 直近月の純財産額及び自己資本規制比率を算出した書面の疎明資料
- ④ 通貨関連デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。）を業務として行おうとする業者については、金銭の区分管理を行うため信託会社又は信託業務を営む金融機関に開設した信託口座に係る信託契約書の写し又はそれに準ずる書面

IV-4-2 承認及び届出等

IV-4-2-1 認可

私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定す

る業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。

① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。

イ. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。

(注) 例えば、金商業等府令第70条の2第7項に規定する価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものを使用して行う同項に規定する取次ぎは、基本的に、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。一方、当該取次ぎであっても、システム内で注文の集約又は相殺等を行うような場合は、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する可能性がある。

ロ. 顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくものについては、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する場合がある。

ハ. 株価や金融情報を提供している金融商品取引業者や情報ベンダーについても、複数の金融商品取引業者等が提示している気配に一覧性があり（気配の競合）、専用情報端末の配布や注文・交渉のためのリンク等の設定をはじめとする取引条件に係る合意手段が提供されている場合には、金融商品取引業（媒介）に該当し、かつPTS業務の認可を併せて要することに留意する。

② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

イ. 内部管理

当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。

a. 当該業務を管理する責任者が有価証券関連業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。

b. 当該業務において犯収法に基づく取引時確認を的確に実施する方法が確立していること。

c. 当該業務において、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第13号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。

d. 当該業務において特定投資家向け有価証券を取扱う場合は、金商法第40条の4において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第17条第5号に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。

- e. 当該業務に関し、金商法等の法令及び諸規則に則った社内規則が整備されていること。
 - f. 当該業務において金融商品取引業者が信用取引を取扱う場合は、以下の措置が講じられていること。
 - i) 当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならない等、利益相反防止の観点からの適切な措置
 - ii) 日本証券業協会の自主規制規則を踏まえ、当該業務における信用取引の取扱いに係る規則を整備するとともに、当該整備した規則を当該業務における信用取引に参加する者に遵守させること等を通じて、当該業務における信用取引の取扱いに関し、金融商品取引所における信用取引に係る自主規制機能と同等の措置
- ロ. 顧客への説明義務等
- 当該業務に係る顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる体制が整備されているか。
- a. 売買価格の決定方法
 - b. 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール
 - c. 決済不履行の場合の取扱い
 - d. 提示された価格による約定可能性
- ハ. システムの容量等の安全性・確実性の確保
- 当該業務に係るシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されているか。
- a. 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保すること。
 - b. 上記見込みに基づいて、十分なテストを実施すること。
 - c. システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその態勢が確立されていること。
 - d. システムの異常発生時における対処方法（顧客への説明・連絡方法等）及びその体制が確立されていること。
 - e. システムが二重化（バックアップ）されていること。
 - f. 上記事項について、第三者（外部機関）の評価を受け、システムの容量等の安全性・確実性が確認されていること。
- 二. 取引情報の機密保持のための予防措置
- 当該業務に係る顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられているか。
- a. 当該業務部門とその他の部門で、業務に従事する者を明確に区別すること。
 - b. 当該業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されていること。
 - c. 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられていること。

d. 上記方策について、社内規則が整備されていること。

③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

イ. 価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（金融商品取引業協会等に関する内閣府令第14条各号に規定する有価証券をいう。）を対象とする場合に限る。）

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

ロ. 取引量に係る数量基準

取引量に係る数量基準には私設取引システムの取引量の数値を用いる。ただし、当該私設取引システムが属する私設取引システムネットワーク（私設取引システム及び当該私設取引システムにおける注文を電子情報処理組織を使用して他の私設取引システムにおける注文との間で約定させることができる場合の当該他の私設取引システムで構成されるネットワークをいう。）における取引量をもって算定した数値についても、数量基準に抵触しないよう留意する必要がある。

a. 競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システム業務において株券又は新株予約権付社債券（金融商品取引所に上場されているもの又は金商法第67条の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合

「1 過去6ヵ月において、株券及び新株予約権付社債券（金融商品取引所に上場されているもの及び金商法第67条の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。

イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う態勢（組織及び人員）を拡充・整備すること。

ロ 決済履行の確実性を確保するため、金融商品取引所における違約損失準備金制度と同様の制度を整備すること。

ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェックを定期的に行うこと。

2 過去6ヵ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上となった場合には、金融商品市場開設の免許の取得を行うこと。

3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」

b. その他の場合

「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」

ハ. 取引量に係る報告

a. 競売買の方法により価格決定を行う私設取引システムの場合、

「金融商品取引業者は、金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」

(注) 金商法施行令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「ロ. 取引量に係る数量基準」ただし書に基づき算定した数値についても報告を求めるとする。

b. 競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システムの場合、

「金融商品取引業者は、上記ロ a 1 及び 2 に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」

ニ. 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

④ 当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。

イ. 認可条件が充足されているかどうかについては、取引高等について報告書等により確認すること。

ロ. 認可の際に審査した諸方策についての履行状況について、必要に応じ、報告徴求等により確認すること。

ハ. 認可後、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法を始めとする業務の方法等を変更しようとする場合には、速やかに変更認可申請を行うよう求めること。

IV-4-2-2 承認

(1) 金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

① 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。

② 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率に適切に反映されることとなっているか。

③ 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立しているか。

④ 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な方策等が具体的に整備されているか。

⑤ 当該業務に係る社内規則が整備されているか。

⑥ 申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率が140%以上となっているか。

(2) 暗号等資産の預託等に係る留意事項

金商法第2条の2に基づき、暗号等資産は、有価証券の売買に係る金銭とみなされるが、金融商品取引業者が有価証券の売買に関連して、顧客から暗号等資産の預託等を受

ける場合であっても、金融商品取引業に付随する業務とはいえないときは、金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認を要する点に留意する。

IV-4-2-3 届出

金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第35条第2項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、金商法第35条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

- (1) 民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。）

金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。

- (2) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

② 業務の運営等

業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。
- ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。
- ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。
- ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。
- ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。

IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項

金商法第35条第1項第7号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点に留意して検証することとする。

- (1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 金融債その他特別の法律により法人の発行する債券
- ④ 電気事業会社の発行する社債券等定期的に相当額の発行が行われると認められる社債券
- ⑤ 投資信託受益証券（上場投資信託受益証券を除く。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
 - イ. 単位型投資信託
 - ロ. 追加型投資信託（公社債投資信託を除く。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
 - ハ. 公社債投資信託
- ⑥ 外国投資信託受益証券
- ⑦ 投資法人の投資証券（上場投資証券を除く。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
- ⑧ 外国投資証券
- ⑨ 株券（ただし、金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であり、かつ、(10)によるものに限る。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
- ⑩ 上場投資信託受益証券（(11)によるものに限る。Ⅳ－４－２－４において同じ。）
- ⑪ 上場投資証券（(12)によるものに限る。Ⅳ－４－２－４において同じ。）

(2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法

- ① 買い付ける有価証券は、新規発行分に限るものとし（株券、上場投資信託受益証券及び上場投資証券についてはこの限りでない。）、あらかじめ契約によりその種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めておくこと。ただし、契約において予定している買付時期に新規発行がない場合その他新規発行分を手当てできない場合においては、あらかじめ契約で定めるところに従い、同一種類の既発行分の有価証券を買い付けることができるものとする。
- ② 顧客からの払込金又は顧客が寄託している有価証券（以下「寄託有価証券」という。）の果実若しくは償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者の預り金（以下「払込金等」という。）が顧客の買い付ける有価証券の買付価額（又はその整数倍）に達したときは、金融商品取引業者は、遅滞なく当該有価証券の買付けを行うこと。ただし、顧客はいつでも金融商品取引業者に指示し、有価証券の買付けを中止することができるものとする。
- ③ 有価証券の買付価額は次によるものとする。
 - イ. 国債証券、地方債証券、金融債その他特別の法律により法人の発行する債券及び社債券については、公募又は売出価額。ただし、上記①のただし書に規定する場合においては、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価その他の適正な価額
 - ロ. 次に掲げる投資信託受益証券については、次に定める価額
 - a. 単位型投資信託 募集価額
 - b. 追加型投資信託 買付日の前日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収す

る追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額)

c. 追加型公社債投資信託 買付日又は買付日の前日の基準価額

ハ. 外国投資信託受益証券については、買付日の前日の基準価額

ニ. 投資証券又は外国投資証券については、規約又はこれに相当する書類に定める価額

ホ. 株券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

ヘ. 上場投資信託受益証券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

ト. 上場投資証券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

(3) 累積投資業務における金銭の払込み及び預り金の管理方法

① 顧客は、有価証券の買付代金の一部又は全部を随時払い込むことができること。ただし、下記(8)から(12)までにおいては、別によるものとする。

② 顧客からの払込金等は、累積投資預り金として区分経理するものとし、当該預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

(4) 累積投資業務における有価証券の所有権の移転及び引渡しの時期

共同買付けの場合には、買付有価証券の回記号及び番号が当該顧客について確定したときに共有が終了し、当該顧客に当該有価証券の所有権が移転するものであること。また、当該有価証券の果実又は元本に対する顧客の請求権は、当該買付の日から発生すること。

(5) 累積投資業務における有価証券の保管方法

① 累積投資業務において買付けた有価証券の保管は次により行うこと。

イ. 累積投資業務に基づく有価証券の寄託残高、新たな寄託高及び償還高は他の有価証券と分別して管理すること。

この場合、金融商品取引業者と顧客が共有している有価証券は、更に分別すること。

ロ. 当該有価証券を自ら管理することに代えて、金融商品取引業者名義をもって証券金融会社、銀行又は信託会社に再寄託することができること。

なお、顧客の権利又は利益を害さないと認める場合には、顧客の同意を得たうえで、保管又は再寄託に当たり、大券をもってすることができること。

ハ. 顧客からの申出により寄託有価証券を返還する場合には、当該有価証券を市場価格（所定の手数料を含む。）で売却した代金の返還をもって有価証券の返還に代えることができる旨を契約において定めることができること。

- ② 累積投資契約によらないで買付けた有価証券について、顧客から申出があった場合には、これを累積投資契約に基づく有価証券として保管することができること。ただし、当該有価証券は、当該累積投資契約によって買い付ける有価証券と同一種類のものに限ること。

(6) 累積投資業務における契約の解約

- ① 顧客の申出があったときに解約されること。なお、顧客はいつでも解約の申出をすることができること。
- ② 顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き1年を超えて行わなかったときに解約されること。ただし、顧客が累積投資契約に基づいて有価証券を金融商品取引業者に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付の日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約及び下記(7)に規定する契約についてはこの限りでないこと。
- ③ 金融商品取引業者が累積投資業務を行うことができなくなったときに解約されること。
- ④ 上記のほか、金融商品取引業者は、顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き3月を超えて行わなかったときは、解約することができること。ただし、上記②ただし書に規定する契約があるもの(以下イからニまでの条件を全て満たす場合を除く。)についてはこの限りでないこと。
 - イ. 顧客に対する報告書等が転居先不明等により返戻されていること。
 - ロ. 当該顧客の所在について確認の努力をしたにもかかわらず、なお不明であること。
 - ハ. 上記イの報告書等の返戻後1年間を超えて買付代金の払込み又は売却がないこと。
 - ニ. 残高が少額(1万円未満)であること。

- (7) 金融商品取引業者は、顧客から申出があった場合には、寄託有価証券の一部及び当該有価証券の果実又は償還金の全部又は一部を定期的に返還する契約をすることができるものとする。

(8) 国債の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

- ① 金融商品取引業者が、国債について、他の顧客と共同して買い付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該国債の買付けを行う旨の契約をすること。この場合において、上記(3)①にかかわらず顧客からの第2回目以降の払込金については、払込最低金額に満たない金額を受け入れることができるものとし、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、国債の買付価額(又はその整数倍)に達するときは、金融商品取引業者は、遅滞なく、当該国債の買付けを行うものとする。
- ② 上記①の場合、顧客からの払込金等の合算額について国債の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより、顧客と共同して買い付けること。

- ③ 共同して買付けた顧客（上記②の場合においては、金融商品取引業者を含む。）がその持分に応じて持分権を取得（共有）すること。
- ④ 金融商品取引業者は、顧客の共有持分及び共有持分に係る国債の果実又は償還金の受入れ並びに払込金等を管理するため、顧客ごとに口座を設けて処理すること。

(9) 勤労者財産形成促進法（以下「財形法」という。）に基づく累積投資（以下「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。

- ① 有価証券の買付けの方法のうち、上記（1）⑤ロに掲げる有価証券の買付価額については、上記（2）③ロb）にかかわらず次によること。

イ. 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）

ロ. 財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額

- ② 金銭の払込み及び預り金の管理については、上記（3）①及び②にかかわらず次によること。

イ. 顧客が有価証券の買付代金に充てるため払い込む金額は、1,000円以上（ただし、下記ロbからeまでに掲げる払込みの場合は1円以上）とする。

ロ. 金銭の払込みは、事業主が金融商品取引業者との間にあらかじめ締結した契約に基づき、以下の方法により行うこと。

- a. 当該顧客に支払う賃金等から控除して行う払込み
- b. 事業主が財形貯蓄を奨励する目的をもって当該顧客口座に対して行う払込み
- c. 当該顧客の財産形成給付金又は財産形成基金給付金から行われる払込み
- d. 当該顧客の転職等により転職前の事業所の財形貯蓄取扱機関から行われる払込み
- e. 事業主が財形法第6条第1項に定める返還貯蓄金を当該顧客口座に対して行う払込み

ハ. 顧客からの払込金等は、財形貯蓄預り金として区分経理すること。

ニ. 顧客からの払込金等については、普通預金利子相当額を付して、これを当該顧客の有価証券の買付代金に充てるものとする。ただし、寄託有価証券の果実又は償還金の受入れに基づいて生じた預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

- ③ 財形貯蓄につき顧客との間に、他の顧客と共同して国債を買い付け、一の顧客の当該国債の買付残高と払込金等の合計額が1万円の整数倍に達したときは、当該国債を売却して、一の顧客につき1万円の整数倍を単位として社債を他の顧客と共同して買い付ける旨の契約をすることができるものとする。

この場合において、上記（8）②から④までの規定は、社債の買付けについても適用する。

- ④ 財形貯蓄業務に基づく有価証券の寄託残高及び償還高は、他の累積投資業務に基づ

く有価証券と分別して管理すること。

なお、当該有価証券を自ら保管することに代えて、金融商品取引業者名義をもって、証券金融会社、銀行又は信託銀行に再寄託できるものとする。

⑤ 解約については上記（６）にかかわらず、次によること。

イ. 財形貯蓄に関する契約は次の場合に解約されるものとする。

a. 顧客の申出があったとき。なお、顧客はいつでも解約の申出をすることができる。

b. 顧客が財形法に規定する財形貯蓄の要件を満たさなくなったとき。

c. 金融商品取引業者が「財形貯蓄」業務を行うことができなくなったとき。

ロ. 上記 a のほか、顧客が最初の払込みの後、勤労者財産形成貯蓄契約にあつては 3 年、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあつては 5 年を経過し、引き続き 1 年を超えて有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを行わなかったときは、当該契約を解約することができるものとする。

ただし、顧客が当該契約に基づいて有価証券を金融商品取引業者等に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付けの日より 1 年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約についてはこの限りでない。

⑥ 顧客に対する残高の報告等については、当該顧客の事業主を経由して行える。

(10) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

① 株券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該株券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け等を執行すること。

② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、株券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該株券の買付けを行うこと。

③ 上記②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について株券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。

④ 買付けられた株券は、顧客（上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた株券については、金融商品取引業者を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行会社の期末日等、会社法第124条第1項の規定に基づく基準日までに単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

- ⑤ 顧客が共有している株券に係る配当金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
 - ⑥ 顧客が共有している株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客ごとに口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理すること。
- (11) 上場投資信託受益証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。
- ① 上場投資信託受益証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資信託受益証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、1回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付等を執行すること。
 - ② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資信託受益証券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該上場投資信託受益証券の買付けを行うこと。
 - ③ 上記②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について上場投資信託受益証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付金額と当該金額との差額を払い込むことにより買い付けること。
 - ④ 買付けられた上場投資信託受益証券は、顧客（上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資信託受益証券については、金融商品取引業者を含む。）が共同して所有権を有し、払込金額（上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有すること。当該顧客が共同して買付けた上場投資信託受益証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有部分が単位口数に達した時点で単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
 - ⑤ 顧客が共同して所有権を有する上場投資信託受益証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
 - ⑥ 顧客が共同して所有する上場投資信託受益証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客ごとに口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。
- (12) 上場投資証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。
- ① 上場投資証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け等を執行すること。

- ② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資証券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該上場投資証券の買付けを行うこと。
- ③ 上記②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について上場投資証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。
- ④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客（上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、金融商品取引業者を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投信法第77条の3第2項の規定に基づく基準日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
- ⑤ 金融商品取引業者は、顧客が共有している上場投資証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
- ⑥ 金融商品取引業者は、顧客が共有している上場投資証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客ごとに口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。

IV-4-3 外務員登録

（1）登録対象となる外務員の範囲

金融商品取引業者の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、金商法第64条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明
- ② 金融商品取引等の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ⑤ 金商法第64条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を行う者

（2）届出事項

金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、金商法第64条の4第4号には該当しないことに留意するものとする。

IV-4-4 金融商品取引責任準備金

金商法第46条の5に規定する金融商品取引責任準備金は、次の要件を満たす場合に限り取崩しをすることができることに留意するものとする。

- ① 金融商品取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が認められること。
- ② 取崩し額が、損失の補填に必要な額に応じた適正な額であること。

IV-4-5 電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係

金商業等府令第157条第1項第18号口に規定する「第146条の2第1項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録」には、当該事項を表示したホームページを印刷したものを含み、当該書類を電磁的記録をもって作成する場合には当該ホームページを電磁的方法で保存することを含むものとする。

IV-5 指定親会社グループについて

大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。そのため、金融商品取引業者が大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行っている場合に、当該金融商品取引業者がグループ内の親会社・子会社・兄弟会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突然の破綻に至ることで、金融商品取引業者の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、引いては金融システムへの悪影響が懸念されるおそれがある。

こうしたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う金融商品取引業者について、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大規模な金融商品取引業者のうち、グループ一体で金融業務を行っていると思われるものについては、親会社を含むグループ全体に係る連結規制・監督（いわゆる「川上連結」）の対象とすることとされたところである。

この川上連結の対象となる指定親会社グループについては、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。

なお、「指定親会社グループ」とは、指定親会社及びその子法人等で構成されるグループをいう。

IV-5-1 経営管理

指定親会社グループの経営管理については、Ⅲ-1のほか、以下の点にも留意するものとする。

- ① 指定親会社の取締役は、海外拠点を含むグループ各社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。
- ② 指定親会社は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針・経営計画を明確に定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、海外拠点を含めて計画の達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ、その設置の意義やグループ内での位置づけを含め、見直しを行っているか。
- ③ 指定親会社は、指定親会社グループを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。特に、海外拠点の適切な運営を確保するための態勢として、経営管理会社による直接的な管理と海外拠点の経営陣への必要な権限の付与とを適切に組み合わせるとともに、かつ、責任分掌の明確化を図っているか。
- ④ 指定親会社は、海外拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、グループ全体または海外拠点の内部監査部門において適切に内部監査を実施する態勢を整備しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。

- ⑤ 指定親会社は、海外拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、海外拠点における十分な内部管理態勢の整備を図っているか。
- ⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の業務・財務内容を把握し、各拠点の抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行っているか。

IV-5-1-1 監査役設置会社である指定親会社の場合

(1) 代表取締役

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は検査部局による検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。
また、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
特に、監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会）等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。
- ⑥ 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、指定親会社グループに対する公共の信頼を維持し、指定親会社グループの業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

(2) 取締役及び取締役会

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、指定親会社グループとの人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係を

検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、指定親会社グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑧ 取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑨ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は検査部局による検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。

- ⑩ 取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、社外監査役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。

さらに、社外監査役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ⑪ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ⑫ 取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。
- ⑬ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他金融商品取引業者の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

(3) 監査役及び監査役会

- ① 監査役及び監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役及び監査役会は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、指定親会社グループの健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施

し必要な措置を適時に講じているか。

- ③ 監査役及び監査役会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ④ 各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に社外監査役は、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、社内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。
- ⑤ 監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。
特に社外監査役については、指定親会社グループとの人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。
- ⑥ 指定親会社の監査役は業務監査の職責を担っていることから、取締役が内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）の構築を行っているか否かを監査する職務を担っており、これが監査役としての善管注意義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ⑦ 指定親会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 指定親会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験、その他独立の立場から取締役の職務の執行を監査することにより、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

(参考) 「監査役監査基準」(公益社団法人日本監査役協会)

(4) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、指定親会社グループを取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(5) 外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が、指定親会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が、適切に取り扱われているか。

(6) 監査機能の連携

外部監査機能と内部監査部門又は監査役・監査役会の連携が有効に機能しているか。

IV-5-1-2 指名委員会等設置会社である指定親会社の場合

(1) 取締役及び取締役会

- ① 取締役会は、経営の基本方針、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項など業務執行の決定権限等を明確にしているか。
また、執行役の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制や業務の適正を確保するために必要な体制等を整備し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査委員会又は検査部局による検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。
- ② 取締役会は、監査委員会の職務の遂行のために必要な体制(監査補助要員体制、情報報告・管理体制、内部統制体制)整備等に積極的に取り組んでいるか。
- ③ 取締役会は、あらゆる職階における職員に経営管理の重要性を強調・明示する風土

を組織内に醸成させるとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

- ④ 取締役会は、各委員会を活用し、かつ、各委員会と連携し、業務執行の監督権限を適確に行使しているか。
- ⑤ 取締役会は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ⑥ 取締役は、取締役会における業務執行の決定、取締役及び執行役の職務の執行の監督等に積極的に参加しているか。法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ⑦ 取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。
- ⑧ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

取締役会における経営の基本方針や内部統制システム等に係る事項及び業務執行の決定並びに取締役及び執行役の職務の執行の監督等を積極的に実施するに足る知識・経験、その他金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理を行うことにより、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことが

ないか。

(2) 監査委員会等

- ① 各委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。

監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査委員会をサポートする体制が整備されているか。

- ④ 監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 指定親会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証し、内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験、その他独立した立場から執行役及び取締役の職務を監査することにより、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- e. 過去において所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

(参考) 「監査委員会監査基準」 (公益社団法人日本監査役協会)

(3) 執行役 (代表執行役を含む。)

- ① 執行役は、取締役会の決議に基づき委任された権限と責任を十分認識し、取締役会で決定された経営の基本方針を踏まえた業務執行の意思決定を実施しているか。
- ② 執行役は、経営の基本方針に沿った業務計画を明確に定め、社内に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ③ 執行役は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立・執行のため適切に機能を発揮しているか。
- ④ 執行役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当執行役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑤ 執行役は、経営の基本方針を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑥ 執行役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査機能が十分発揮できる措置を講じるとともに、内部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ⑦ 執行役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、指定親会社グループに対する公共の信頼を維持し、指定親会社グループの業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。
- ⑧ 執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他金融商品取引業者の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられたことがないか。

- e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

（４）内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時に収集する態勢・能力を有し、指定親会社グループを取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表執行役及び監査委員会等に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

（５）外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が、指定親会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が、適切に取り扱われているか。

（６）監査機能の連携

外部監査機能と内部監査部門又は監査委員会の連携が有効に機能しているか。

IV－５－１－３ 監査等委員会設置会社である指定親会社の場合

（１）代表取締役

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えるこ

とを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

- ③ 代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は検査部局による検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。
また、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑤ 代表取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、指定親会社グループに対する公共の信頼を維持し、指定親会社グループの業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

（２）取締役及び取締役会

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、指定親会社グループとの人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。
また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、指定親会社グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法に

ついて深い認識と理解を有しているか。

- ⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑧ 取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑨ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は検査部局による検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。
- また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。
- さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。
- ⑩ 取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査等委員である取締役の選任議案を決定するに際し、監査等委員としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、監査等委員である社外取締役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。
- さらに、監査等委員である社外取締役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ⑪ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ⑫ 取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。
- ⑬ 指定親会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他金融商品取引業者の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

(3) 監査等委員会

- ① 監査等委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査等委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監査等委員会は、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。

監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査等委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査等委員会をサポートする体制が整備されているか。

- ④ 監査等委員会は、取締役が株主総会に提出する監査等委員である取締役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

特に監査等委員である社外取締役については、指定親会社グループとの人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。

- ⑤ 指定親会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

イ. 指定親会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証し、内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経

験、その他独立した立場から取締役の職務を監査することにより、指定親会社グループ業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

ロ. 十分な社会的信用

- a. 反社会的行為に関与したことがないか。
- b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- c. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

（参考）「監査等委員会監査等基準」（公益社団法人日本監査役協会）

（４）内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、指定親会社グループを取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び監査等委員会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

（５）外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が、指定親会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。

- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が、適切に取り扱われているか。

(6) 監査機能の連係

外部監査機能と内部監査部門又は監査等委員会の連係が有効に機能しているか。

(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。

- ① バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)
- ② バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(2006年2月)
- ③ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)
- ④ バーゼル銀行監督委員会「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(2010年10月)
- ⑤ バーゼル銀行監督委員会「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」(2015年7月)

(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役設置会社である指定親会社の場合を前提に記載するが、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社である指定親会社の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。

IV-5-2 業務の適切性

指定親会社グループの業務の適切性については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ全体として各国の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、海外拠点の規模や業務の特性にも応じて、たとえば必要な人的構成の確保(現地の関連法令諸規則に精通した役職員の配置等)や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。指定親会社は、継続的に、海外拠点等において十分な態勢が確保されているかを検証しているか。
- ② 指定親会社は、海外拠点等の役職員による現地の関係法令諸規則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢が確保されているかを検証しているか。
- ③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、指定親会社と海外拠点等の役割分担も明確にしつつ、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。
- ④ 海外拠点における問題を把握した場合には、指定親会社と海外拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。

IV-5-3 自己資本の充実

指定親会社グループの自己資本の充実に関しては、以下の点にも留意するものとする。

(注) 指定親会社グループに該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての(連結ベース等での)財務の健全性についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められているものについて、当該グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第10条の規定等に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての市場リスク相当額を算出できるものとする。

IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・十分性

最終指定親会社が、市場等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。このため、最終指定親会社は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

IV-5-3-1-1 取締役及び取締役会

- (1) 取締役は、最終指定親会社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な自己資本の水準との関係について理解しているか。
- (2) 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、戦略目標に照らして適切な資本計画を策定しているか。
- (3) 取締役会は、経営計画の策定に当たって、現在及び将来において必要となる自己資本の額を戦略目標と関連付けて分析し、同計画において、戦略目標に照らして望ましい自己資本の水準、必要となる資本調達額及び適切な資本調達方法等についての概要を示しているか。
- (4) 取締役は、リスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価するプロセス及び質・量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に参与しているか。
- (5) 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(以下「最終指定親会社告示」という。)第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、取締役及び取締役会は、資本計画の策定に当たり、バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月)(以下「バーゼルⅢ」という。)及びバーゼル銀行監督委員会「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と

追加的な損失吸収力の要件」(2011年7月)(以下これらの文書を含むバーゼル銀行監督委員会における合意を「バーゼル合意」と総称する。)に従い、平成28年以降に段階的に積立てが求められる資本バッファを十分に勘案しているか。

IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価

(1) 最終指定親会社がリスク特性に照らした全体的な自己資本の充実の程度を評価する態勢は、以下の内容を含む適切なものとなっているか。

- ① あらゆるリスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための方針と手続き
- ② 上記①において認識し、評価・計測したリスクとの対比において自己資本の充実の程度を評価するプロセス
- ③ 戦略目標及び経営計画を考慮した上で、リスクとの対比での自己資本の目標を設定するためのプロセス
- ④ 最終指定親会社のリスク管理プロセス全体が適切なものであることを確保するための内部監査部門による検証を含む内部統制のプロセス

(2) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、バーゼル合意の趣旨を踏まえて最終指定親会社告示により、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等Tier 1資本、Tier 1資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、当該最終指定親会社が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。

- ① 普通株式等Tier 1資本は、普通株式に係る株主資本が中心の資本構成となっており、普通株式に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が普通株式等Tier 1資本の主要な部分を占めているか。普通株式等Tier 1資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通株式等Tier 1比率が大きく変動するリスクが存在していないか。
- ② 普通株式、その他Tier 1資本調達手段及びTier 2資本調達手段は、最終指定親会社告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。
- ③ 普通株式は議決権を有する単一の種類の株式によって構成されているか。株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を最終指定親会社告示上の普通株式として発行する場合には、議決権に関する事項を除き、議決権を有する普通株式と同一の内容を有し、最終指定親会社告示に定める要件を全て満たすものとなっているか。
- ④ 最終指定親会社はその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該最終指定親会社の子会社等又は関連会社等が取得していないか。
- ⑤ 資本調達手段が金銭以外の財産によって払い込まれる場合には、現物出資財産の価

額は適切に算定されており、かつ、かかる払込みがなされることについて監督当局の承認を得ているか。

(3) 繰延税金資産

自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいことは最終指定親会社の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。

① 繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。

② 繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時その他の適切な時期に下記イ．～ヘ．の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。

イ．繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む。））及び将来の課税所得の見積り期間（X年間）。

ロ．過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）。

ハ．見積りの前提とした実質業務純益の見込み額（X年間の合計値）。

ニ．見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額（X年間の合計値）。

ホ．調整前課税所得の見積り額（X年間の合計値）。

ヘ．繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。

a．繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。

b．繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。

（注）「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成11年11月9日、日本公認会計士協会）

(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意を踏まえて最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier 1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第5項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。

資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。

カウンター・シクリカル・バッファーとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファーであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスクアセットの額を保有する信用リスクアセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。最終指定親会社告示第2条の2第4項第1号における金融庁長官が別に指定した比率（以下「カウンター・シクリカル・バッファー比率」という。）については、金融庁が適切と認める指標（例えば、総与信・GDP比率、金融機関の貸出態度DIなど）等を参考にしつつ、日本銀行との協議を踏まえ、総合判断を行い、カウンター・シクリカル・バッファー比率を決定する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引上げを行う場合、当該比率を公にした日から1年以内にその適用を開始する。カウンター・シクリカル・バッファー比率の引下げを行う場合には、当該比率を公にした日からその適用を開始する。

G-SIBs バッファー、D-SIBs バッファーとは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファー水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。

グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第2号第32面項番3の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。

国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する13指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する13指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
規模	バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額 (※)	25%
相互関連性	金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額 (※) ・金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。） ・金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及	5%

	<ul style="list-style-type: none"> び株式)の保有額 ・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。) ・金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。) 	
	<p>金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合計額(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等からの預金及び借入金の額(コミットメントの未引出額を含む。) ・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。) ・金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。) 	5%
	発行済有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式)の残高(※)	5%
	時価のあるその他有価証券のうち株式の額	5%
	一般預貯金等のうち、残高が1,000万円を超える場合のその超過する部分の額	5%
代替可能性／金融インフラ	直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額(日本円での決済分に限る。)	8.33%
	信託財産及びこれに類する資産の残高(国内居住者からの預り分に限る。)	8.33%
	直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受けの年間の合計額(国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。)	4.165%
	トレーディング量の合計額	4.165%
複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高(※)	8.33%
	対外与信の残高	8.33%
	対外債務の残高	8.33%

(※) 保険子会社のエクスポージャー額を含める。

(5) 最終指定親会社については、自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準の補完的指標であって、過度なレバレッジの積み上がりを抑制するための簡素かつ非リスクベースの指標である連結レバレッジ比率（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（以下「連結レバレッジ比率告示」という。）第2条第1項に定める連結レバレッジ比率をいう。）について、連結レバレッジ比率告示に定める水準以上のTier1資本を保有することが求められる。

IV-5-3-1-3 資本調達手段の連結自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認

自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-1-3を参照するものとする。

また、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、本監督指針IV-2-1(1)を参照するものとする。

IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性

連結自己資本規制比率のリスクアセットの計算については、特に以下の点に留意してチェックするものとする。

IV-5-3-2-1 意図的保有の該当性の判断・比例連結の方法の使用に関するチェック

(1) 金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示において、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合として、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下、「意図的な保有」という。）を規定している。

この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2（（2-2）を除く。）を参照するものとする。

- (2) 連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2(4)を参照するものとする。

IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法

- (1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。

- (2) 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果を認める。

ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。

なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

- (3) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。

ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合(注)にはリスクアセットの削減効果を認める。

なお、一時的な連結自己資本規制比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。

(注) 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする(ただし、保証等の残存期間が1年以上のものでも、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。)

- (4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジションについては、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。

- (5) 不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。

特に最終指定親会社告示第245条の4第2項について、同項に掲げる要件の全てに該当する場合であっても、不良債権以外の債権に対するリスクアセットの削減を目的と

する場合には、同項に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。

IV-5-3-2-3 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等

最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社においては、マーケット・リスク規制の適用対象取引は最終指定親会社告示第11条に規定するトレーディング業務に係る資産及び負債がその主たる内容となるが、最終指定親会社はマーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。

- (1) マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化しているか。
- (2) 当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。

（注）「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている（パラグラフ271）。

IV-5-3-3 最終指定親会社における連結レバレッジ比率の正確性

IV-5-3-3-1 意義

連結レバレッジ比率については、最終指定親会社の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。

連結レバレッジ比率の計算の正確性については、連結レバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

IV-5-3-3-2 連結レバレッジ比率の計算方法の一貫性

例えば連結レバレッジ比率告示における経過措置の適用等、連結レバレッジ比率の計算方法に関して最終指定親会社に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法が採用されなければならない。

IV-5-3-4 自己資本の充実の状況等の開示

- (1) 自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の

規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出し、連結レバレッジ比率告示第2条に基づき連結レバレッジ比率を算出する最終指定親会社が、開示告示に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。

(2) 一方で、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして必ずしも重要ではない事項については、これらの情報の詳細な開示が行われることで市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨が却って妨げられる可能性も否定できない。このため、経営実態やリスク特性等に照らして重要ではない項目がある場合には、開示を行わなかった項目及び重要ではないと判断をした理由等を開示することで差し支えないものとする。

(3) 財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで最終指定親会社の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、開示を行わなかった項目及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(4) 開示の状況の確認に際しては、開示告示に定められた項目の網羅性に着目すべきではなく、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして重要な事項が適切に開示され、市場による外部評価の規律づけに有用な内容となっているかを確認する必要がある。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-5及びⅢ-3-2-5(2)を参照。

IV-5-3-5 早期是正措置

IV-5-3-5-1 意義

財務の健全性を確保するためには、最終指定親会社が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、最終指定親会社の取組みを補完する役割として、連結自己資本規制比率及び連結レバレッジ比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の早期是正を促していく必要がある。

IV-5-3-5-2 監督手法・対応

「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」(以下、「区分告示」という。)において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率

区分告示第1条第1項第1号、第3号及び第4条の表の区分(以下、「早期是正措置

区分」という。)に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率は、次の連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率によるものとする。

- ① 連結決算状況表により報告された連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率
(ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率、金商法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率)
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率

(注) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率は、連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本規制比率の3つの比率並びに資本バッファ比率によって構成される。早期是正措置の命令発動の前提となる連結自己資本規制比率は、このうち連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本規制比率である。

(2) 早期是正措置区分に基づく命令

- ① 第1区分・レバレッジ第1区分の命令、第2区分・レバレッジ第2区分の命令及び第3区分・レバレッジ第3区分の命令の相違

第1区分又はレバレッジ第1区分の「経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画(原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。)の提出及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として、第1区分に係る連結自己資本規制比率又はレバレッジ第1区分に係る連結レバレッジ比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。

第2区分又はレバレッジ第2区分の「次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、最終指定親会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

第3区分又はレバレッジ第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社(金商法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指

定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。

② 改善までの期間

連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信託を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る連結自己資本規制比率又はレバレッジ第1区分に係る連結レバレッジ比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。

なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超える連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を改善するための所要期間には、以下（3）の連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

（3）区分告示第2条第1項に規定する合理性の判断基準

区分告示第2条第1項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

- ・ 最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が、原則として3か月以内に当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

（注）増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

（4）命令区分の根拠となる連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率

区分告示第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率以下の同表の区分（非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に定める命令」は、原則として3か月後に確実に見込まれる連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の水準に係る区分（非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

（5）計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分又はレバレッジ第3区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が第1区分・レバレッジ第1区分又は第2区分・レバレッジ第2区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲に達したときは、当該時点における連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分又はレバレッジ第2区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したとき、又は当該命令の区分の根拠となった連結レバレッジ比率がレバレッジ第1区分の範囲に達したときは、当該時点において第1区分又はレバレッジ第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超える連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

（6）区分告示第2条第2項に掲げる資産の評価基準

① 第1号「有価証券」

区分告示第2条第2項第1号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から算出日の時価情報として入手した評価額又は最終指定親会社の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。

- イ. 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。
- ロ. 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。

② 第2号「有形固定資産」

イ. 土地

鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの。）又は直近の路線価、公示価格、基準地

価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

ロ. 建物及び動産

原則、帳簿価格とする。

③ 第3号「前二号に掲げる資産以外の資産」

金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、区分告示第2条第2項第1号及び上記①に準ずるものとする。なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

（注）指定国際会計基準又は米国会計基準を採用している最終指定親会社にあつては、当該採用する会計基準によって資産を評価するものとする。

（7）その他

- ① 区分告示第1条第1項第1号、第3号及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。
- ② 第1区分に係る連結自己資本規制比率又はレバレッジ第1区分に係る連結レバレッジ比率の範囲を下回る最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。
- ③ 早期是正措置は、連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の操作を行うといったことがないよう最終指定親会社に十分留意させることとする。

（8）区分告示第4条の表の区分に基づく命令

区分告示第4条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。

IV-5-3-6 社外流出制限措置

IV-5-3-6-1 意義

金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、最終指定親会社に対し、連結資本バッファ比率という客観的な基準（最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsにあつては、レバレッジ・バッファ比率を含む。）を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、最終指定親会社の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。

IV-5-3-6-2 監督手法・対応

「区分告示」（IV-5-3-5-2において定義される。）において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。

- (1) 命令発動の前提となる連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率
- 区分告示第1条第1項第2号及び第4号の表の区分（以下、「社外流出制限措置区分」という。）に係る連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率は、次の連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率によるものとする。
- ① 連結決算状況表により報告された連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率（ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率、法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率）
 - ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率
- (2) 社外流出制限措置区分に基づく命令
- ① 連結資本バッファ率第1区分から連結資本バッファ率第4区分まで又は連結レバレッジ・バッファ率第1区分から連結レバレッジ・バッファ率第4区分までに係る措置
- 区分告示第1条第1項第2号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む連結資本バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」又は同項第4号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む連結レバレッジ・バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」は、計画全体として連結資本バッファ率又は連結レバレッジ・バッファ率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、社外流出額の制限に係る内容については、社外流出額が各区分に掲げた命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであるものとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に最終指定親会社の判断を尊重することとする。
- ② 社外流出可能額
- 区分告示第1条第5項に規定する「特別な理由がある場合」とは、例えば、最終指定親会社が、社外流出制限計画の実行に係る事業年度において普通株式等 Tier 1 比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として社外流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。
- ③ 調整税引後利益の算出方法
- 区分告示第1条第6項に規定する「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法と

して、実際に当該前事業年度において会計上の費用として計上された社外流出額（ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。）に、納税単位における当該前事業年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を前事業年度の実際の税額を加えることにより算出することができるものとする。

④ 賞与の意義

区分告示第1条第5項第5号に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。

イ. 純利益を基準として支給されるもの

ロ. あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの

ハ. あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く。

ニ. 法人税法第34条第1項第2号に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。）

ホ. 法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与

また、「賞与その他これに準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、上記の性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等に上乘せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。

⑤ 子法人等の意義

区分告示第1条第1項第1号に掲げる表に規定する「子法人等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に最終指定親会社の判断を尊重することとするが、指定親会社グループ（本監督指針Ⅳ-5の「指定親会社グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子法人等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、最終指定親会社の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子法人等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子法人等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子法人等は「子法人等」に含めているかに留意するものとする。

⑥ 経営上重要な役員・従業員の意義

区分告示第1条第5項第5号に規定する「経営上重要な」役員及び従業員については、最終指定親会社又は子法人等から高額の報酬等を受ける者であって、最終指定親会社及び子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅳ-5-6-2(2)①ロ、b.及びc.に記載の基準も参考にするものとする。

また、「役員」については、最終指定親会社の判断により、当該最終指定親会社の社外取締役及び社外監査役を除くことができるものとするが、当該社外取締役及び社外監査役が、最終指定親会社から高額の報酬等を受ける者であって、最終指定親会社

及び子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。

(3) 計画の提出及び進捗状況の報告等

社外流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、每期（中間期を含む。）提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。

(4) その他

- ① 区分告示第1条第1項第2号及び第4号並びに第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。
- ② 最終指定親会社の連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率（連結レバレッジ・バッファ比率を含む。）が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。

IV-5-3-7 早期警戒制度

(1) 基本的考え方

最終指定親会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、金商法第57条の21第3項に基づき、連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない最終指定親会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。このため、当局においては、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。

(2) ヒアリング

- ① 決算に関するヒアリング等により、収益性や収益管理態勢等の状況を常時把握し、分析等を行う。
- ② 必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、最終指定親会社の経営者に対し、収益性の改善に向けた経営戦略や業務再構築に向けた取組み方針等について確認する。
- ③ 最終指定親会社の「中期経営計画」等が策定されたときは、随時のヒアリングを行い、経営戦略や業務再構築にむけた取組み内容等を検証する。

(3) 早期警戒制度

基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、以下の①から③の対応等を行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出

するものとする。

① 当局における分析

収益性のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、最終指定親会社が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。

② 対話を通じた課題の明確化と共有

構築した仮説に基づき、最終指定親会社の自己評価を十分に踏まえながら、当局と最終指定親会社との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。

③ 改善に向けた監督・対話

共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。

IV-5-4 流動性に係る健全性

IV-5-4-1 意義

財務の健全性を確保するためには、自己資本の充実を図るだけでなく、流動性リスクにも備える必要がある。流動性リスクに対する短期的な備えとしては、流動性リスクに応じた十分な流動性資産を保有することにより、資金調達が困難な状況に陥っても、業務の継続を可能とする強靭性を高めることが重要である。当局としても、指定親会社グループの流動性リスクを把握し、必要に応じて十分な流動性資産の保有を促していく必要がある。

こうした観点から、最終指定親会社に対しては、連結流動性カバレッジ比率（金融商品取引法第57条の17第1項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（以下「連結流動性比率告示」という。以下同じ。）第2条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）及び連結安定調達比率（連結流動性比率告示第73条に定める連結安定調達比率をいう。以下同じ。）という客観的な基準を用い、十分な流動性資産の保有を求めるものとする。

IV-5-4-2 連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性

IV-5-4-2-1 意義

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率については、最終指定親会社の流動性に係る健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性については、連結流動性比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。

IV-5-4-2-2 留意事項

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性については、連結流動性比率告示上の規定に則って正確に計算されているか。特に以下の点に留意してチェックするものとする。

(1) 最終指定親会社が具体的な計算方法及び資産・負債の特定方法を策定する場合の留意点

連結流動性カバレッジ比率における資金流出項目のうち、連結流動性比率告示第28条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第37条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額及び連結安定調達比率の計測に係る同告示第99条に規定する相互に関係する資産及び負債に係る特例を適用する場合には、規定されている要件を満たす範囲で、最終指定親会社等が具体的な計算の方法を策定する又は対象となる資産・負債の特定を行うものとされている。この場合には、具体的な計算方法や資産・負債の特定方法が同告示を踏まえて適切に策定されているか、次の点について事前に確認するものとする。

- ① 最終指定親会社等が適格オペレーショナル預金に係る特例を用いようとする場合には、適格オペレーショナル預金の額の推計方法が適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
- ② 最終指定親会社等がシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いようとする場合には、そのストレスシナリオの設定及び金額の推計方法がストレスシナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
- ③ 最終指定親会社等が相互に関係する資産及び負債に係る特例を用いようとする場合には、対象となる資産及び負債が連結流動性比率告示第99条に規定する要件の全てを満たす形で設定されているか。

(2) 連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算における計算対象の判定について

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算においては、最終指定親会社等における内部管理等も踏まえつつ計算対象の設定を行う事項があるが、具体的には以下の項目について、適切な取扱いを行っているか。

① 「金融機関等」の定義における「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」の判断

連結流動性比率告示第1条第19号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって連結流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、または利用可能安定調達額を増加することによって連結安定調達比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を恣意的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適切な取扱いを行っていないか。

② 規模の小さな連結子法人等の取扱い

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとする又は利用可能安定調達額をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

（３）過去の流動性ストレス期の判定

連結流動性比率告示第 1 条第32号に規定する「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降（我が国においては、2008年以降）まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で1990年代後半のデータ等を参照することとされている。この際、データが入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。

（４）価格下落率等の確認

連結流動性比率告示上のレベル 2 A 資産及びレベル 2 B 資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められている。例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切に確認を行っているか。

（５）資金流入項目の区分及び資金流出率設定の適切性

連結流動性比率告示上、資金流入項目に係る区分の設定並びにそれらに係る資金流出率（額）又は資金流入額の設定を行う項目、連結安定調達比率については利用可能安定調達額並びに所要安定調達額にかかる項目があるが、これらについては、最終指定親会社等による適切な設定及び検証を求めるとしている。具体的には、以下の項目について留意することとする。

- ① 連結流動性比率告示第20条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否かを検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の資金流出率をそのまま適用することなく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証を行っているか。
- ② 連結流動性比率告示第52条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」及び同告示第98条第3号に定める偶発債務について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。
- ③ 連結流動性比率告示第59条に定める「その他契約に基づく資金流出額」及び同告示第72条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスクの管理上

の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

(6) 残存期間の設定方法の妥当性

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算において、残存期間を価格評価モデルにより計算している場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、残存期間の見積もりの確からしさについても適切性を検証しているか。

(7) 有価証券の割当方法の適切性

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算において、有価証券の調達元が不明な場合（例えば、有価証券のショート・ポジションやレポ形式の取引等の担保として差し出している有価証券の調達元が不明な場合）において、最終指定親会社等が定める任意の割当方法を使用している場合には、当該割当方法を文書により明確化するとともに、当該文書に従って適切に運用されているか。

(8) 連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算方法の一貫性等

例えば、連結流動性比率告示第 34 条第 2 項のネットティング（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、同告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第 37 条に規定するシナリオ法及び同告示第 99 条に規定する相互に関係する資産及び負債の特例を採用している場合にはそれらの取扱いなど、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算方法に関して最終指定親会社等に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。

IV-5-4-2-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の詳細については金商法第 57 条の 23 に基づき定期的に報告を求め、計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

また、連結流動性比率告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例、同告示第 37 条に規定するシナリオ法及び同告示第 99 条に規定する相互に関係する資産及び負債の特例を採用している最終指定親会社等に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、告示に定められた要件を充足しているか、前回から計算方法に変更がないか等について確認することとする。

(2) 検査結果や (1) のオフサイト・モニタリングにより、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の計算の正確性に問題があると認められる場合には、金商法第 57 条

の 23 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

IV-5-4-3 連結流動性比率規制に関する監督上の措置

最終指定親会社の流動性リスク管理における取組みを補完する役割として、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率という客観的な基準を用い、必要に応じた措置を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の改善を求めるものとする。

IV-5-4-3-1 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次又は四半期）

最終指定親会社に対し定期的に連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の報告を求め、最終指定親会社等の流動性リスクの状況を常時把握する。

① 連結流動性カバレッジ比率（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした連結流動性カバレッジ比率について、翌月の第 10 営業日までに指定された様式に基づく報告を求める。その際、連結流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

また、他のオフサイト・モニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

② 連結安定調達比率（四半期毎）

四半期末日を基準日とした連結安定調達比率について、報告徴求により求める。その際、連結安定調達比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結安定調達比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

(注) 原則として連結流動性カバレッジ比率については月末日を基準日とするが、各最終指定親会社が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。

(2) 随時のモニタリング

(1) に加えて、必要と認められる場合においては、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の状況について報告を求めるものとする。

IV-5-4-3-2 監督上の対応

(1) 監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率

(2) に定める監督上の措置の前提となる連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率は、IV-5-4-3-1 における定期的なモニタリング又は随時のモニタリングにより報告されたものとする。

(2) 監督上の措置

連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が最低水準を下回った場合には、その理由や連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率の向上に係る改善策について、金商法第 57 条の 23 に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

また、連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が近い将来に最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行うものとする。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、金商法第 57 条の 23 に基づき報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第 57 条の 19 に基づき業務改善命令を発出するものとする。

ただし、監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の最低水準を維持するために最終指定親会社が取る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

- ① 金商法第57条の23に基づく報告には、以下の内容を含むものとする。また、必要に応じて、追加的な内容を徴求することとする。
 - イ. 連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が最低水準を下回った要因（特定の算入可能適格流動資産又は利用可能安定調達額の減少、特定の資金流出額又は所要安定調達額の増加等）及びその背景
 - ロ. 連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率が最低水準を上回る時期の見通し、及びそれまでの連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率の分子・分母の内訳の推移の見通し
 - ハ. 連結流動性カバレッジ比率について、算入可能適格流動資産に含まれないものの、緊急時において資金調達に用いることが可能な流動性資産の額及びその種類等（注）金商法第57条の23に基づく報告があった際には、報告内容等を踏まえ、例えば、以下の点を分析することが考えられる。
 - a. 連結流動性カバレッジ比率又は連結安定調達比率の低下が、主に一時的な要因に起因するものであるか、あるいは長期的・構造的な要因に起因するものであるか
 - b. 連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の最低水準を維持するための対応策を起因とした金融システムに悪影響を及ぼす可能性及びその経路等
- ② 金商法第57条の19に基づく命令においては、合理的と認められる改善計画の提出を求めるとともに、その確実な実行を求めるものとする。改善計画には、以下の内容を含むものとする。また、改善計画の提出に併せ、上記①のイ、ロ及びハに関する報告及びその他の報告を徴求することとする。
 - イ. 既に講じた措置及び今後講じる予定の措置及びその時期
 - ロ. 改善計画に要する期間

IV-5-4-4 流動性に係る経営の健全性の状況の開示

(1) 一般的な留意事項

流動性に係る経営の健全性の状況の開示は、連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の最低水準及び金融機関の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下「連結流動性比率開示告示」という。）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、最終指定親会社は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。特に情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで金融機関の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-5(2)を参照。

(2) 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

- ① 連結流動性比率開示告示第3条第3項第1号の「時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項」については、過去2年間の連結流動性カバレッジ比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項（直近の最終指定親会社四半期に係るものであり、かつ連結流動性カバレッジ比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの）を使用しているか。
- ② 連結流動性比率開示告示第3条第3項第2号の「連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。
 - イ. 最終指定親会社による連結流動性カバレッジ比率の水準に関する評価
 - ロ. 上記イにおいて課題があると評価された場合には、課題に対する実務上の対応策
 - ハ. 最終指定親会社による今後の連結流動性カバレッジ比率の見通しが開示された比率と大きく乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説明
 - ニ. ハについて、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、その異なった理由の追加的な説明
- ③ 連結流動性比率開示告示第3条第3項第3号の「算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。

- イ. 算入可能適格流動資産の通貨又は種類等の構成や所在地に著しい変動があった場合には、その変動に関する説明
 - ロ. 主要な通貨（例えば、当該通貨建て負債合計額が、金融機関の負債合計額の5%以上を占める通貨）において算入可能適格流動資産の合計額と純資金流出額の間に着しい通貨のミスマッチがある場合には、そのミスマッチに関する評価及びミスマッチへの実務上の対応策に関する説明
- ④ 連結流動性比率開示告示第3条第3項第4号の「その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。
- イ. 連結流動性比率告示第28条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用している場合には、以下の内容に関する説明
 - a. 適格オペレーショナル預金に係る特例の適用対象
 - b. 適格オペレーショナル預金の金額の推定方法
 - ロ. 連結流動性比率告示第37条に定める「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」を適用している場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する説明
 - ハ. 連結流動性比率告示第52条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」、同告示第59条に定める「その他契約に基づく資金流出額」又は同告示第72条に定める「その他契約に基づく資金流入額」に重要な項目がある場合には、当該項目に関する定性的な説明

(注) 連結流動性カバレッジ比率（日次平均の値をいう。）の内訳のうち、連結流動性カバレッジ比率に与える影響に鑑み、重要性が乏しく、かつ、実務上の観点（会計上の制約など）から日次データを使用しない項目がある場合には、その情報の利用者にとって有益であると考えられる項目について、日次データを使用しない内容及び説明について記載すること。なお、その日次データを使用しない項目については定期的に見直すこととし、見直しを行った場合にはその理由とともに記載すること。

(3) 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

- ① 連結流動性比率開示告示第3条第4項第1号の「時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項」については、過去3年間の連結安定調達比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。また、本項目を説明するに当たっては、「連結安定調達比率に関する定量的開示事項」（直近の最終指定親会社四半期及び前四半期にかかるものであり、かつ連結流動性比率開示告示別紙様式を使用して作成したもの）を使用しているか。
- ② 連結流動性比率開示告示第3条第4項第2号の「連結流動性比率告示第九十九条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨」については、以下の内容が記載されているか。
 - イ. 連結流動性比率告示第99条に定める「相互に関係する資産・負債の特例」を適用

している場合には、その適用対象と相互関係性に関する説明

- ③ 連結流動性比率開示告示第3条第4項第3号の「その他連結安定調達比率に関する事項」については、以下の内容が記載されているか。

イ. 最終指定親会社による連結安定調達比率の水準に関する評価

ロ. 上記イ. において課題があると評価された場合には、課題に対する実務上の対応策

ハ. 最終指定親会社による今後の連結安定調達比率の見通しが開示された比率と大きく乖離することが想定される場合には、その見通しに関する定性的な説明

ニ. ハ. について、実績値が当初の見通しと大きく異なる場合には、その異なった理由の追加的な説明

(4) 連結流動性リスク管理に係る開示事項

- ① 連結流動性比率開示告示第3条第2項第1号の「流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項」には、最終指定親会社等の流動性リスクを確実に認識し、計測・評価し、報告するための態勢が記載されているか。

- ② 連結流動性比率開示告示第3条第4項第2号の「流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項」には、必要に応じ、①において計測・評価するリスク管理上の主要な指標等の考え方や活用状況について、例えば、以下の指標等が含まれているか。

イ. 金融機関の内部管理上の流動性資産

ロ. オンバランス及びオフバランス項目の満期区分別の資金流入・資金流出に係るギャップ

ハ. 内部管理上モニタリングしているその他の主要な指標等

ニ. 上記イからハの指標等への限度値の活用状況

ホ. ストレステストの概要及びその活用方法

- ③ 連結流動性比率開示告示第3条第2項第3号の「その他流動性リスク管理に係る事項」については、必要に応じ、例えば、以下の内容が記載されているか。また、以下の内容に限らず、重要な事項が記載されているか。

イ. 流動性リスクを削減するための取組

ロ. 流動性ストレス時の対応策（コンティンジェンシー・ファンディング・プラン（CFP））

(5) 最終指定親会社四半期の開示事項

連結流動性比率開示告示第5条に規定する「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」及び「連結安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、最終指定親会社四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を投資者等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

また、開示に当たっては、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする金商法第24条第1項若しくは第3項に規定する有価証券報告書、金商法第24条の5第1項

に規定する半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信の公表後、速やかに行うことが望ましい。

IV-5-4-5 TLACに係る経営の健全性の状況の開示（TLAC 規制対象会社）

（1）一般的な留意事項

TLACに係る経営の健全性の状況の開示は、TLAC 比率の最低水準及び最終指定親会社の自己管理と監督上の検証を補完し、市場による外部評価の規律づけにより銀行の総損失吸収力及び資本再構築力に係る経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。

また、TLAC 適用対象となる金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

（参考）

- ・ バーゼル銀行監督委員会「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」（2017年3月）

（2）個別の記載事項に関する留意事項

TLACに係る開示事項は、開示告示第3条第8項（第4条第6項で準用する場合を含む。）、第5条第1項第10号から第12号までに掲げる事項となる。具体的には以下の点について留意が必要である。

- ・ 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合には、その要因に係る説明を行うこと。

・ 四半期ごとの開示事項について

- ① 自己資本の充実の状況等（IV-5-3-3参照）に加え、TLACについても、開示告示第5条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。

開示告示第5条に掲げる開示事項のうち、TLACに係る事項を同告示別紙様式第5号又は第10号に基づいて開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金商法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信の公表後、速やかに行うことが望ましい。

- ② 開示告示第5条第1項第12号に掲げる「その他外部 TLAC 調達手段に関する契約内容の詳細」については、第5条第1項第11号に掲げる「その他外部 TLAC 調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該その他外部 TLAC 調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。

なお、これらのその他外部 TLAC 調達手段に関する開示事項については、金融機関がその他外部 TLAC 調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。

IV-5-5 リスク管理態勢

指定親会社グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みを整備している場合、当該枠組みにおいて海外拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、海外拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。
- ② グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、海外拠点が担う役割や海外拠点に適用される管理枠組みは、海外拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。
- ③ グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、海外拠点等としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢を構築しているか。（継続的に赤字を計上するような体質の弱い海外拠点等はないか。）
- ④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、指定親会社と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。
- ⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。

（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-5、Ⅲ-2-3-2-6、Ⅲ-2-3-3を参照。

IV-5-5-1 統合リスク管理態勢

最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループに対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本規制比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリ

スクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。
(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－１及びⅢ－２－３を参照。

IV－５－５－２ 流動性リスク管理態勢

指定親会社グループ（特に、最終指定親会社告示第２条に基づき連結自己資本規制比率を算出する指定親会社グループ）の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。

- ① 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。
- ② 海外拠点を含むグループ全体について、流動性の状況を的確に把握し、リスク管理部門と連携して適切に管理する態勢を整備しているか。たとえば、ストレス時に流動性が影響を受ける度合いを勘案し、資金調達コスト等を定量化した上で、予算プロセス、業績測定及び新商品の承認等に活用する態勢となっているか。
- ③ 海外拠点を含むグループ全体の資産の状況（資産の構成・特徴・分散の状況を踏まえ必要な安定資金の調達額）、現時点の資金調達の状況（調達源の構成・特徴・分散の状況）及び追加的な資金調達能力（保有資産に対する担保の状況や中央銀行等に担保として受け入れられる可能性を含む。）について、拠点及び通貨毎に、適切に把握できる態勢となっているか。
- ④ 資金移動に関する法的・事務的な制約も考慮した上で、拠点毎の日中の流動性の状況及びリスクを適切に把握できる態勢となっているか。
- ⑤ 指定親会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達の手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。
- ⑥ 指定親会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。
- ⑦ 指定親会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。
- ⑧ 連結安定調達比率について、最低水準を下回るおそれがあると見込まれる場合には、速やかに当局へ報告することとしているか。

(注１) 指定親会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。

(注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－3－4を参照。

IV－5－5－3 リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に関する着眼点

IV－5－5－3－1 意義

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ（以下、「リスクデータ」という。）の集計や、取締役会等へのリスク管理に係る報告（以下、「リスク報告」という。）を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。このような金融機関のリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において金融機関自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、金融機関の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。

国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意（注）の下、G-SIBsについては、金融安定理事会により平成24年までにG-SIBsに選定された銀行等は平成28年1月まで、それ以降にG-SIBsに選定された銀行等については金融安定理事会による選定後3年以内、D-SIBsについてはその選定から3年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、金融機関のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。

（注）バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（2013年1月）

IV－5－5－3－2 着眼点と監督手法・対応

バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、G-SIBs又は最終指定親会社告示に指定されたD-SIBsについては、それぞれその選定の公表から3年後までに「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、取締役会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。

（1）包括的なガバナンス態勢とITインフラ

- ① リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関して、監督指針における他の着眼点や、バーゼル銀行監督委員会が定める原則・指針等と整合的かつ強固なガバナンスの

枠組みが導入されているか。

- ② リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関連するデータ構造や IT インフラについて、平時のみならず、ストレス時・危機時の対応も踏まえた上で、設計・構築し、維持しているか。

(2) リスクデータ集計能力

- ① 平時及びストレス時・危機時の報告において必要とされる正確性及び完全性を満たすリスクデータを作成しているか。また、誤りの可能性を最小化するために、大部分のデータが自動集計されているか。
- ② 全ての主要なリスクデータについて、グループ連結ベースで捕捉・集計しているか。また、エクスポージャー及びリスクの集中や発生を特定し、報告が可能となるよう、ビジネス部門、グループ会社、保有資産種類、エクスポージャーの業種・地域及びその他の重要な区分毎に集計できる態勢となっているか。
- ③ 最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、金融機関全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。
- ④ ストレス時・危機時の対応や内部管理上の必要性の変化、監督当局からの要請を含め、随時の非定形な幅広い要請に対応したリスクデータを集計できる態勢が整備されているか。

(3) リスク報告

- ① リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、金融機関は報告内容について必要な検証を実施しているか。
- ② リスク報告書は、金融機関における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、取締役会等のリスク報告書受領者からの要請と整合的なものとなっているか。
- ③ リスク報告書は、リスク報告書受領者の必要性に応じた有意義な情報を、明確かつ簡潔な方法で包括的に伝えるものとなっているか。
- ④ 取締役会等は、取締役会等の必要性や報告対象リスクの性質・ボラティリティに加え、実効的かつ効率的な意思決定や健全なリスク管理の観点からの重要性に基づいて、リスク報告書の作成及び配布頻度を決定しているか。また、ストレス時・危機時の作成及び配布頻度は、平時よりも高頻度となっているか。
- ⑤ リスク報告書は、取締役会等のリスク報告書受領者に対して、機密性を確保しつつ適切に配布されているか。

IV-5-5-4-1 意義

自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準は、特に単一のカウンターパーティの突然のデフォルトによる多大な損失から金融機関を保護するためには設計されていないため、当該基準を補完する観点から、指定親会社グループにおいても、大口与信の計測と管理の枠組みが必要となる。

こうした観点から、最終指定親会社に対しては、最終指定親会社に係る信用供与等限度額（最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準第1条に定める最終指定親会社に係る信用供与等限度額をいう。以下同じ。）という客観的な基準を用い、適切な大口与信の計測と管理を求めるものとする。

IV-5-5-4-2 主な着眼点

- (1) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。単一の与信先に対する信用の供与等の額が、少なくとも最終指定親会社のTier 1資本の額の5%以上である場合、当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者（注）への信用の供与等の額も考慮した大口与信管理を行っているか。

（注）経済的な相互依存関係が認められる者とは、与信先との間で以下のいずれかの関係にあることを最終指定親会社として認識している者をいう。ただし、以下のいずれかの関係にあるものの、適時に他の協業先や資金源を見つけること等により、財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合には、経済的な相互依存関係が認められる者には該当しない。

- ・ ある者の年間の総収入または総支出の50%以上が、他の者との取引のみから生じている場合（例えば、居住用・商業用不動産等の所有する者の年間の収入の50%以上が、他の者からの賃借料に依存している場合）
- ・ ある者が他の者への与信の全部又は一部を保証する等の方法により負担しており、当該保証請求権等が行使されると、ある者がデフォルトする可能性がある場合
- ・ ある者の製品等の大部分が他の者に販売されており、容易に代替することができない重要な顧客である場合
- ・ ある者による他の者への貸付けについて、期待される返済原資が同一であり、かつ、貸付金を完済するために他に十分な収入源を有していない場合
- ・ ある者の財務上の問題が、全額かつ適時の債務の返済という観点から、他の者に困難な状況を引き起こす可能性がある場合
- ・ ある者の支払不能またはデフォルトが、他の者の支払不能またはデフォルトに関連している可能性がある場合
- ・ 複数の者が資金調達の大部分を同一の資金提供者に依存しており、当該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つけることができない場合

(2) 特定の業種、企業グループ、国、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、国別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。

(3) セクターの内部定義に従い、例えば、個々のポートフォリオ別の与信上限の設定など、信用リスクを分散化できるような管理態勢が構築されているか。

(4) 信用リスクの早めの認知、早めの対応といった観点から、例えば、与信先や取引の特性やリスクの程度に応じて、担保、保証、猶予期間などの契約条件を適切に設定するなどして、信用リスクに応じて与信量を制御できるような管理態勢が構築されているか。

(注) なお、とりわけ、デリバティブ取引に係るカウンターパーティー信用リスク管理については、必要に応じて、金融庁「米国投資会社の破綻事案を踏まえた監督上の留意点と対応」（2022年4月20日）もあわせて参照する。

(5) ファンドや証券化商品等への与信管理にあたって、原資産以外に、ストラクチャー自体に内在する追加的なリスク・ファクターとなり得る関係者（オリジネーター、ファンド・マネージャー、投資ビークルに対する流動性補完やCDS、保証等のプロテクションの提供者等）を特定し、これを踏まえた大口与信管理を行っているか。具体的には、①投資先である複数のストラクチャーに共通の追加的なリスク要因が存在する場合、これらのストラクチャーへの信用の供与等の総額を管理することや、②追加的なリスク要因となる関係者に関連のあるストラクチャーへの信用の供与等を当該関係者への信用の供与等と合算して管理することを検討しているか。

なお、上記で挙げた関係者について、必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではない。例えば、ファンドの運用資産が運用主体や他のファンドの資産と法的に分別して管理されていない場合には運用主体や他のファンドへの信用の供与等の合算した管理を検討する必要がある。また、投資先となるABCプログラムが同一のスポンサーの流動性補完や信用補完に依拠しているような場合や、シンセティック型の証券化商品に同一の者がCDS、保証等のプロテクションを提供している場合には、スポンサーやプロテクションの提供者を大口与信管理の対象として管理する必要がないか検討する必要がある。

(6) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量において損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。

IV-5-5-4-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

最終指定親会社に係る信用供与等限度額の遵守状況の詳細については金商法第57条の23に基づき定期的に報告を求める。いずれかの与信先に対する信用の供与等の合計額が

最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超える等の問題があることが判明した場合には、最終指定親会社に係る信用供与等限度額超過の解消の見込み等について、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(2) 検査結果や(1)のオフサイト・モニタリングの結果等を踏まえ、なお最終指定親会社に係る信用供与等限度額の遵守状況等に問題があると認められる場合には、金商法第57条の23に基づき報告を求め、さらに重大な問題があると認められる場合や確実な改善が必要であると認められる場合には、金商法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(3) 信用供与等限度額超過の承認

① 「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準」第1条第1項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併等をし、又は事業を譲り受けたことその他やむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

当該承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期末を含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

② 「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準」第6条第1項第6号の「その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。」に該当し、承認をする場合としては、例えば、下記イからハまでに掲げるような事情があり、最終指定親会社の健全性に支障が生じないと認められる場合が考えられる。

イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合

ロ. 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合

ハ. 政府系機関等が発行する特定の証券化商品への信用の供与等であり、それにより、当該機関に対する信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合

上記イ～ハに掲げるような事情があり、「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準」第1条第1項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。

IV-5-6 報酬体系

IV-5-6-1 報酬体系に係る留意点等

指定親会社グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスク

テイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。

国際的にも、金融安定理事会等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、指定親会社グループにおいては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。

なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。

- （注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月）
- ・金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）
- ・金融安定理事会「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準の補完的ガイダンスーミスコンダクトリスクに対処するための報酬手法の利用ー」（2018年3月）

（1）報酬委員会等の役割

- ① グループの役職員の報酬体系について、その状況を監視する委員会等その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要な牽制機能を発揮できる機関その他の組織（以下「報酬委員会等」という。）を含めた適切な態勢を整備しているか。また、報酬委員会等は、その監視・牽制機能を営業部門等（担当役員を含む。）から独立して発揮できるよう必要な権限や体制等を確保しているか。
- ② 報酬委員会等は、報酬額全体の水準が、グループ全体の財務の健全性の現状及び将来見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しているか。
- ③ 報酬委員会等は、報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関して、リスク管理部門と密接な連携を図る等、リスク管理の観点に十分留意しているか。
- ④ 報酬委員会等は、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動したり、過度の成果主義を反映したりするといった問題が生じていないか等を確認しているか。

（2）報酬体系とリスク管理等との整合性

- ① リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。

るか。

- ② 役職員（職員においては、グループ全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員。以下Ⅳ－５－６において同じ。）の報酬額に占める業績連動部分の割合は、役職員の職責や実際の業務内容のほか、グループ全体の財務の健全性やグループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなっているか。
- ③ 役職員の報酬額のうち相当部分を業績連動とする場合は、報酬額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況（必要な自己資本や流動性の確保の見込み）を踏まえた設計となっているか。
- ④ 役職員の報酬額のうち業績連動部分は、業績不振の場合には相当程度縮小する設計となっているか。
- ⑤ 役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬支払方法（例えば、株式での支払いやストックオプションの付与）や、リスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬支払方法（例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払いの繰延べ・業績不振の場合の取戻し）を採用しているか。
- ⑥ リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系（複数年にわたる賞与支払額の最低保証、高額な退職一時金制度等）については、適切な改善策を検討・実施しているか。
- ⑦ リスク管理と統合的な報酬体系を設計している場合であっても、役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為（表面的にリスクを減少させるような取引等）を行うおそれについて、適切に監視・牽制する態勢を整備しているか。

Ⅳ－５－６－２ 報酬体系の開示

（１）一般的な留意事項

報酬体系の開示は、「金融商品取引業等に関する内閣府令第 208 条の 26 第 5 号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、市場や投資者等による外部評価の規律づけを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、金融機関の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。

ただし、公にすることにより金融機関の競争上の地位等を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、金融機関の守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に留めるとともに、その理由を記載することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。

（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－２－５（２）を参照。

(参考)

- ・ バーゼル銀行監督委員会「第3の柱における報酬についての開示要件」(2011年7月)
- ・ バーゼル銀行監督委員会「開示要件(第3の柱)の統合及び強化—第2フェーズ」(2017年3月)

(2) 個別の記載事項に関する留意事項

- ① 開示の対象となる報酬告示第2号イに規定する「対象役員」及び「対象従業者等」(以下この(2)において「対象役職員」という。)について、例えば、以下の点に留意して適切な記載がなされているか。

イ. 「対象役員」の範囲について

- a. 「対象役員」から社外取締役又は社外監査役を除く場合は適切な注釈を加えているか。
- b. 直近の事業年度中に退任した者が含まれているか。

ロ. 「対象従業者等」の範囲について

- a. 「主要な連結子会社等」の範囲について

「主要な連結子会社等」の範囲について、最終指定親会社が報酬体系の開示の趣旨を損なわず、投資者等の合理的な判断を妨げないよう、グループの財政状態又は経営成績に与える影響の重要性を勘案し、選定しているか。また、「主要な連結子会社等」の選定過程及び選定された「主要な連結子会社等」の範囲に関する説明が適切に記載されているか。例えば、「指定親会社グループの連結総資産に対する子会社等の総資産の割合が2%を超えない場合には、主要な連結子会社等に該当しないものとする。」などの具体的な基準を用いた記載が考えられる。ただし、子会社等の規模等が僅少であっても、経営上重要な子会社等は主要な連結子会社等に含めて記載しているかに留意するものとする。

- b. 「高額な報酬等を受ける者」の範囲について

- i) 「高額な報酬等を受ける者」の選定に当たっては、対象役員が受ける報酬等の平均額を基礎とし、必要に応じ、過去の実績の変動等を勘案し、実態に即した適切かつ合理的な基準を設けて選定しているか。また、当該基準の設定根拠及びその合理性について適切に記載されているか。例えば、業績不振等により、対象役員が受ける報酬等が減少している場合、過去の実績の変動等を勘案し、調整の上、「高額な報酬等を受ける者」の基準を設定することが考えられるが、その際、当該基準の合理性について適切な注釈を加えているか。

- ii) 「報酬等」の範囲について、対象役員が従業者を兼務しており、従業者として賃金を支給されている場合で、当該賃金のうち重要なものがあるときには、これを含める等、報酬、給与、賃金、給料、手当又は賞与その他名称の如何を問わず、職務の執行の対価又は労働の対償として受ける財産上の利益が含まれているか。

- c. 「最終指定親会社及びその主要な連結子会社等の業務の運営又は財産の状況に

重要な影響を与えるもの」の範囲について

対象従業者等のリスクテイクの状況について把握した上で、グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者が適切に選定されているか。また、その選定方法について適切な説明を行っているか。

- ② 報酬告示第2号イに規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ. 報酬委員会等の整備・確保の状況（報酬委員会等の名称、構成員、権限及び職務その他報酬委員会等がその監視・牽制機能を業務推進部門（担当役員を含む）から独立して発揮するための措置（報酬委員会等による監視・牽制の対象となる地域、業務部門又は対象役職員の範囲等））

ロ. 報酬委員会等が外部コンサルタントに報酬等に関する助言等の依頼・委託を行っている場合は、当該外部コンサルタントの名称並びに当該依頼・委託の趣旨及び概要

ハ. 報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関し、報酬委員会等とリスク管理部門が連携している場合はその連携状況等

ニ. 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額（報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することが不可能である場合等は、記載することを要しない。）及び報酬委員会等の会議の開催回数

- ③ 報酬告示第2号ロに規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ. 対象役職員の報酬等の決定に関する方針（報酬等の種類及び支払方法に関する方針を含む。）を定めている場合はその概要、及び適用範囲（当該方針が適用される地域、業務部門又は対象役職員の範囲等）並びに当該方針を採用した趣旨及び背景

ロ. 対象役職員に含まれる者の類型の説明及びその区分ごとの人数（例えば、対象役員、対象従業者等のそれぞれの内訳及び各区分についての説明）

ハ. 報酬体系の設計・運用に重要な変更が生じた場合はその理由、概要及び当該変更が報酬等に与える影響

ニ. 報酬等の全体の水準が、指定親会社グループの財務の健全性の現状及び将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の充分性に重要な影響を及ぼさないことを確認している場合はその説明

ホ. 報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、また、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないこと等を確認している場合はその説明

- ④ 報酬告示第2号ハに規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ. リスク管理部門・コンプライアンス部門の対象役職員の報酬体系の設計・運用が、

被管理・監視対象である他の業務部門から独立して行われている場合はその説明（特に、リスク管理部門・コンプライアンス部門の対象役職員の報酬に係る業績の測定が、職責の重要性を適切に反映したものとなっており、また、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているかについての説明）

ロ．対象役職員の報酬等の決定において、リスクを勘案している場合には、勘案するリスクの種類、当該リスクの計測・評価手法及び勘案方法の概要（前事業年度から重要な変更が生じた場合はその概要を含む）

⑤ 報酬告示第2号ニに規定する「対象役員及び対象従業者等の報酬等と業績の連動に関する事項」として、例えば、以下の内容が記載されているか。

イ．対象役職員の報酬等の額のうち相当部分を業績連動とする場合について

a．対象役職員の報酬等の額に占める業績連動部分の割合を決定する際、対象役職員の職責や実際の業務内容、グループの財務の健全性又はグループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針を勘案している場合はその勘案方法の概要

b．グループ、証券会社、業務部門又は当該対象役職員の業績を報酬等へ反映させる方法又は業績を測定する方法の概要

c．業績に連動する報酬等の支払いを繰り延べている場合は、報酬等の額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況（必要な自己資本や流動性の確保の見込み）を踏まえた設計となっていることの説明

d．当該業績連動部分を業績不振の場合に縮小させるための措置等の概要（特に、業績不振の該当性を判断するための基準についての説明）

e．報酬等の額の算定にリスク調整後利益を用いることなどにより、リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、対象役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為（一時的にリスクを削減し、表面的にリスクを減少させるような取引等）を行うおそれについて、適切に監視・牽制するための態勢の概要

ロ．リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系（複数年にわたる賞与支払額の最低保証や、業績やリスクの状況等に鑑み、不相応に高額な退職一時金等）を付与している場合は改善策・対応策の概要

ハ．対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬等の種類（例えば、株式での支払いやストックオプションの付与）及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法（例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払の繰延べ・業績不振の場合の減額又は取戻し）を採用している場合はその方針及び概要（対象役職員の所属部門により繰延報酬割合が異なる場合には、その割合及び割合を決定する要因に関する説明を含む。）

⑥ 報酬告示に規定する「定量的な開示事項」として、報酬告示の別紙様式に従った記載がなされているか。

- ⑦ その他報酬等の体系に関する重要な事項がある場合には、報酬告示第2号ホに規定する「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、当該事項を適切に記載しているか。

IV-5-7 監督手法・対応

- (1) グループベースの経営管理、業務の適切性、自己資本の適切性・十分性、リスク管理態勢及び報酬体系に関して、国際的な動向等を踏まえて特定される課題への対応状況について、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握した海外拠点に関する課題等について、深度あるヒアリングを行うこととする。
- (2) 指定親会社に対し、金商法第57条の23の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。
- なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。
- ① 指定親会社グループのリスク管理方針（変更があった場合も遅滞なく報告。）
 - ② 指定親会社グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）
 - ③ 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社にあつては、指定親会社グループの連結自己資本規制比率が8%を下回った旨の報告（8%を下回った場合、直ちに報告。）
 - ④ 最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社にあつては、指定親会社グループの連結自己資本規制比率が140%を下回った旨の報告（140%を下回った場合、直ちに報告。）
- (3) 上記(1)のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、指定親会社グループの業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第57条の23の規定に基づき報告を求める（(2)に掲げる項目を除く。）。
- (4) 上記(2)、(3)の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第57条の19の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

IV-6 特別金融商品取引業者グループについて

IV-6-1 基本的考え方

大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う金融商品取引業者グループについて、連結ベースの規制・監督の対象とする観点から、大規模な金融商品取引業者については、当該金融商品取引業者とその子法人等に係る連結規制・監督（いわゆる「川下連結」）の対象とすることとされたところである。

この川下連結の対象となる特別金融商品取引業者グループの財務の健全性等については、IV-2に準ずるものとする。

なお、「特別金融商品取引業者グループ」とは、特別金融商品取引業者及びその子法人等で構成されるグループをいう。

（注）特別金融商品取引業者グループに対して、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置を発動する場合に前提となる連結自己資本規制比率については、必要に応じ、IV-5-3-4-2（1）を参照。

IV-6-2 監督手法・対応

（1）グループベースの財務の健全性等について、必要に応じ、定期かつ継続的にヒアリングを行うこととする。

（2）特別金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めることとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。

なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。

- ・ 特別金融商品取引業者グループの連結自己資本規制比率が140%を下回った旨の報告（140%を下回った場合、直ちに報告。）

（3）上記（1）のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、特別金融商品取引業者グループの業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第57条の10の規定に基づき報告を求める（（2）に掲げる項目を除く。）。

（4）上記（2）、（3）の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

IV-7 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について

外国持株会社等グループ（外国持株会社等がその経営を管理する金融グループをいう。以下IV-7において同じ。）においては、グループ本部等（グループ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下IV-7において同じ。）が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達の相当部分を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。

したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、IV-1からIV-4までの項目に沿って監督を行う際には、特に以下の点にも留意することとする。

なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているものもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の金商法その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。

IV-7-1 経営管理

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の経営管理については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ本部等が策定するグループ全体の経営方針・経営計画等において、日本拠点を設置する意義やそのグループ内での位置づけが明確にされているか。日本拠点の業務戦略・業務計画は、こうしたグループ全体の方針・計画と整合的であり、かつ、持続可能なものとなっているか。
- ② グループ本部等と日本拠点の経営陣との間で責任分掌の明確化が図られるとともに、グループ本部等から日本拠点の経営陣に付与された権限は日本拠点の適切な運営を確保するために必要なものとなっているか。また、日本拠点内においても、経営陣が適切な経営管理を行えるよう、権限及び責任が適切に配分されているか。
- ③ 日本拠点の内部監査部門は、日本拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、適切に内部監査を実施する態勢となっているか。また、日本拠点の経営陣は、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。
- ④ 日本拠点の内部管理態勢は、グループ内での日本拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、十分なものとなって

いるか。

- ⑤ グループ本部等は、日本拠点の業務・財務内容を把握し、日本拠点の抱えるリスクの特性を十分に理解した上で、日本拠点のリスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行うこととなっているか。
- ⑥ 日本拠点の経営陣は、上記①～⑤に照らして不十分な点がないかを確認し、必要に応じ、グループ本部等と協議の上で適切に対応しているか。

IV-7-2 業務の適切性

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の適切性については、以下の点にも留意するものとする。

(注) 日本拠点として、第一種金融商品取引業者のほかに銀行等も設置されており、両社を兼職する役職員がある場合における業務の適切性等については、別途、IV-3-1-4を参照。

- ① 金商法その他の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、日本拠点として、たとえば必要な人的構成の確保や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。特に、グループ本部等が我が国の金商法その他の関連法令諸規則や取引慣行に精通していない可能性も踏まえ、それらに精通した役職員の配置等の対応を行っているか。
- ② 日本拠点の役職員による金商法その他の関連法令諸規則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢を整備しているか。
- ③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、グループ本部等と日本拠点の役割分担も明確にしつつ、日本拠点が営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。
- ④ 日本拠点における問題を把握した場合には、グループ本部等と日本拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。

IV-7-3 自己資本の適切性・十分性

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の自己資本の適切性(質)・十分性(量)については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、自己資本の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。
- ② グループ内取引が相当規模に達しているような日本拠点においては、日本拠点の自己資本の適切性・十分性の確保にあたり、グループ全体の自己資本の適切性・十分性も考慮しているか。
- ③ 自己資本の適切性・十分性に関するストレステストやコンティンジェンシープランの策定等をグループベースで行う場合、日本拠点のリスク特性や我が国市場の状況を適切に反映しているか。
- ④ 日本拠点の自己資本の適切性・十分性を検証する際には、海外拠点の勘定を用いて行われる取引に係るリスクのうち、潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等について

も、適切に反映しているか。

IV-7-4 リスク管理態勢

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者のリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、日本拠点である第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みが整備されている場合、当該枠組みにおいて日本拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、日本拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。
- ② グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、日本拠点が担う役割や日本拠点に適用される管理枠組みは、日本拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。
- ③ グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、日本拠点としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢となっているか。（日本拠点として、継続的に赤字を計上するような体質となっていないか。）
- ④ 日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体における日本拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて日本拠点が適切な役割を担っているか。また、グループ本部等と日本拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。
- ⑤ 海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記④のほか、特に日本拠点において、当該取引の内容・リスク等を適切に把握し、適切に管理を行う態勢となっているか。

IV-7-4-1 流動性リスク管理態勢

外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢については、以下の点にも留意するものとする。

- ① グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、流動性の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。
- ② 外国グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者は、グループ各社からのグループ内の日本拠点に対する流動性の供給状況を適切に把握するとともに、日本拠点の流動性の適切性・十分性が確保されるよう、必要な取組みを行っているか。
- ③ 特にグループ内取引が相当規模に達しているような日本拠点においては、日本拠点の流動性の適切性・十分性の確保にあたり、グループ全体の流動性の適切性・十分性も考慮しているか。また、ストレス時におけるグループ全体の流動性への影響見込みも踏まえ、日本拠点として業務継続が可能な日数を想定した上で、コンティンジェンシープランの策定等の必要な対応を行っているか。

- ④ 流動性の適切性・十分性に関するストレステストやコンティンジェンシープランの策定等をグループベースで行う場合、日本拠点のリスク特性や我が国市場の状況を適切に反映しているか。
- ⑤ 日本拠点の流動性の適切性・十分性を検証する際には、海外拠点の勘定を用いて行われる取引に係るリスクのうち、潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等についても、適切に反映しているか。

IV-7-5 報酬体系

外国持株会社等グループの報酬体系の設計・運用については、一義的には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブが過度なものとならないよう、グループベースで適切な監督が行われるものである。

一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点である第一種金融商品取引業者の報酬体系の設計・運用の状況についても、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上の問題についてより深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。

(注) 当該モニタリングを行うに当たっての着眼点については、必要に応じ、上記IV-5-6を参照。

IV-7-6 監督手法・対応

- (1) 日本拠点である第一種金融商品業者の経営管理、業務の適切性、自己資本の適切性・十分性、リスク管理態勢及び報酬体系に関して、当該日本拠点の業務等の特性も踏まえつつ、必要に応じ、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、グループ本部等と直接的に対話を行う機会をとらえ、グループ全体及び日本拠点における課題等に関する認識の共有に努める。さらに、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握したグループ全体の課題等について、日本拠点に関する対応状況について深度あるヒアリングを行うこととする。
- (2) 上記(1)のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき報告を求める。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

IV－8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保

IV－8－1 意義

先般発生した世界的な金融危機への反省を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関を迅速かつ秩序立って処理するための枠組みを整備する取組みが、国際的に行われてきた。

かかる枠組みは、世界規模で活動している巨大金融機関が無秩序に破綻すれば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響（システムミック・リスク）が生じることが予想されるために、これらを破綻させることができず、公的資金の注入によってかかる金融機関を救済せざるを得ないという、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）を解決することを目的としている。

まず、2011年11月、G20カンヌ・サミットにおいて、金融安定理事会（Financial Stability Board）から報告された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」が、破綻処理制度の新たな国際基準として了承された。これは、破綻した場合にシステム上重要な影響を及ぼす可能性がある金融機関に対して、再建計画の策定や一定の要件を満たす破綻処理制度の適用を求めるものである。さらに、2015年11月、G20アンタルヤ・サミットにおいて、金融安定理事会から報告された、「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（以下、2017年7月に金融安定理事会から追加的に公表された「グローバルなシステム上重要な銀行の内部総損失吸収力に係る指導原則」と総称し、「TLAC合意文書」という。）が了承された。

これを踏まえ、主要各国においては、金融機関の秩序ある処理に対応するための制度整備等が行われてきた。本邦では、平成25年6月に、預金保険法の改正（平成26年3月施行）により「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み」が導入された。さらに、国内のシステム上重要な金融機関を対象とした本邦TLAC規制の枠組み整備の方針を公表（「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針」平成28年4月初版公表、平成30年4月改訂）したうえで、「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」（以下、「TLAC1柱告示」という。）等の新設等により、平成31年3月、本邦におけるTLAC規制の適用を開始した。さらに、「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき、親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置」（以下、「外証TLAC告示」という。）等の新設等により、令和2年3月、海外G-SIBsの主要子会社を監督する現地当局としてのTLAC規制の適用も開始した。

しかしながら、「大きすぎて潰せない問題」の解決のためには、制度上の対応のみならず、金融機関による平時の対応が必要不可欠である。かかる平時の対応には、そもそも危機から破綻に至ることを防ぐための計画の策定のほか、破綻に至った場合の破綻処理可能性（resolvability）（注1）を高めるための態勢（以下、「破綻処理準備態勢」という。）

の整備等が含まれる。

この点、上記「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」は、各国当局が金融機関の破綻処理可能性を評価し、必要な場合には当該金融機関に対して破綻処理可能性を向上させるための対応を求める権限を持つべき旨を規定している。本邦では、平成25年6月の預金保険法改正で導入された規定において「内閣総理大臣（中略）は、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、金融機関等に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる」こととされた（第137条の4）。

上記の趣旨を踏まえ、金融機関においては、秩序ある処理等（注2）の円滑な実施の確保に向けた対応を行うことが求められる。当局は、金融機関に求められる破綻処理準備態勢等の優先順位やその態勢整備の時間軸は当該金融機関のシステム上の重要性に応じて異なることに留意しつつ、金融機関の取組みを監督していく。また、秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために必要な場合には、国際的な議論等を踏まえつつ、以下に掲げる事項以外にも対応を求めていくものとする。

（注1）金融機関が破綻処理可能（resolvable）であるとは、金融システムの著しい混乱を回避しつつ、金融システム上重要な業務を保護し、納税者を損失の危険にさらすことなく、当該金融機関の破綻処理を行うことが実現可能であり、その信頼性が高い状態を指す。

（注2）IV-8において、「秩序ある処理等」は、預金保険法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置を用いた破綻処理を含むが、これに限られない。

IV-8-2 再建・処理計画の策定等

IV-8-2-1 意義

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。

国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意（注）の下、グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs）及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性がある」と母国当局によって判断された金融機関に対して、堅牢かつ信頼性のある「再建・処理計画（Recovery and Resolution Plans; RRP）」を策定することが求められている。

我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、RRPsの策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。

（注）金融安定理事会「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011年11月）

IV-8-2-2 着眼点と監督手法・対応

(1) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIsに選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsを含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して金商法第57条の23に基づき、年1回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

① 再建計画の概要

- イ. 当該金融機関における再建計画の位置付け
- ロ. 再建計画の策定体制

② 再建計画策定に当たって前提となるべき事項

- イ. 事業概要及びグループ構造の概要
- ロ. 財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢

③ 再建計画発動に係るトリガー

- イ. 危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー（財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含む。）
- ロ. 通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバーシ・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該金融機関固有のストレスシナリオの双方を含む。）
- ハ. トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討における内部意思決定プロセス
- ニ. 通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動時のリスク管理運営との関係

④ グループの子法人等、海外拠点及び各事業部門の概要

- イ. 各子法人等及び海外拠点のプロファイル
 - a. 事業概要・財務情報・金融システム上の重要性（市場シェア等を踏まえたビジネスや子法人等のグループにとっての重要性（コア度）及び金融システム上の重要性（クリティカリティ）の分析）
 - b. 海外子法人等や海外拠点の経営戦略上の位置付け
- ロ. 主な子法人等、海外拠点及び事業部門相互の連関性
グループ内の資本関係・グループ内の資金取引関係・グループ内の保証関係・ITシステムの相互依存性・クリティカルな機能を有する部門等へサービスを提供する子法人等の特定・人事上の関係

⑤ リカバリー・オプションの分析

- イ. ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション（流動性対策、財務の健全性対策）の有効性・適切性・十分性（定量的評価を含む。）
- ロ. 各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価

⑥ その他

イ. 経営情報システム

再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報の一覧並びに当該情報の入手に要する期間

- (2) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIsに選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsを含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年1回又は当該金融機関の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。

IV-8-3 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応

IV-8-3-1 意義

2013年6月の預金保険法改正により、内閣総理大臣は、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等（同条第2項に規定する特定解除等をいう。）を定めた条項（以下「特定解除等の条項」という。）について、同条第1項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定（以下「ステイの決定」という。）を行うことができるようになった。併せて、事業譲渡等における債権者保護手続の特例等に係る同法第131条の規定が改正された。我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第126条の2第1項に規定する特定認定の対象となる第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者等（同条第2項第3号に掲げるものをいう。以下同じ。）は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力及び同法第131条に規定する債権者保護手続の特例等（以下「ステイの決定の効力等」という。）を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。

IV-8-3-2 主な着眼点

外国法準拠の契約における早期解約条項等の一時停止の効力の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢（注）に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。

（注）指定親会社については、指定親会社グループ、特別金融商品取引業者については、特別金融商品取引業者グループで管理態勢を整備する必要がある。

(1) 契約締結等に係る留意事項

預金保険法施行規則第35条の18に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のうち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下総称して「対象取引」という。）

に関して、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合（既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。）及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応（注）を行っているか。（注）以下のような対応が考えられる。

- ① ステイの決定の効力等が外国法準拠の契約に及ぶことを目的とする国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する対応
- ② 対象取引にステイの決定の効力等が及ぶことを契約書に明記する対応

（２）既存の契約に係る留意事項

対象取引に係る特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約（当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。）についても、ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記（１）の対応を行うことが望ましい。

IV－８－３－３ 監督手法・対応

上記の監督上の着眼点に基づき、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者等の管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には指定親会社に対し、金商法第 57 条の 23 及び預金保険法第 136 条の規定、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者に対し、金商法第 56 条の 2 及び預金保険法第 136 条の規定に基づき報告を求めることとする。

また、報告徴求の結果、秩序ある処理等の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、指定親会社に対し、金商法第 57 条の 19 の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者に対し、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。

IV－８－４ 秩序ある処理等において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための対応

IV－８－４－１ 意義

金融機関の破綻処理において、当該金融機関が行う金融システム上重要な業務の継続性を確保することは、システムック・リスクを回避しつつ破綻処理を行うための必要条件であり、国際的にもこの点を重視した議論がなされてきた。我が国でも、2013 年 6 月の預金保険法改正によって特定第二号措置が導入され、金融システム上重要な業務の廃止による我が国の金融システムの著しい混乱を防ぐ観点から、かかる業務を承継機関等に引き継ぎ、継続性を確保することを可能とする仕組みが設けられている。

しかしながら、金融機関の行う業務がグループ内外から提供される各種サービスと連関

している状況を踏まえると、破綻処理の過程において金融システム上重要な業務の継続性を確保するためには、当該業務の維持に不可欠なITインフラ等のサービス及び清算機関等の金融市場インフラへのアクセスが、秩序ある処理等の過程においても維持されることが必要である。

金融機関においては、これらの趣旨及び金融安定理事会におけるガイダンス（注）を踏まえ、秩序ある処理等の過程において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための対応を行うことが求められる。

（注）金融安定理事会「破綻処理時の業務継続の支援に向けた取極めに係るガイダンス」（2016年8月）、「金融機関の破綻処理時における金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンス」（2017年7月）等

IV-8-4-2 主な着眼点及び監督手法・対応

G-SIFIs に選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定された G-SIBs を含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、当該金融機関の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の過程において金融システム上重要な業務の継続性を確保するための以下の対応を求めるものとする。また、監督手法・対応については、IV-8-3-3と同様とする。

（1）クリティカル・ファンクションの特定

金融安定理事会によるガイダンス（注）及びIV-8-2-2（1）④イ. に基づき再建計画の策定の一部として行う子法人等についての分析を踏まえ、グループ内の法人が提供するクリティカル・ファンクション（グループ外の第三者に提供される業務であって、その停止が金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある業務を指す。）を特定すること。

（注）金融安定理事会「クリティカル・ファンクションの特定に関するガイダンス」（2013年7月）

（2）クリティカル・シェアード・サービス（CSS）の継続性の確保

秩序ある処理等の過程におけるクリティカル・ファンクションの継続性を、それを支えるサービスの面から確保するための対応として、以下の事項を求めるものとする。

① 上記（1）で特定された各クリティカル・ファンクションについての深度ある分析に基づき、また、IV-8-2-2（1）④ロ. に基づき再建計画の策定の一部として行うクリティカルな機能を有する部門等へサービスを提供する子法人等の特定を踏まえ、クリティカル・シェアード・サービス（クリティカル・ファンクションを提供する金融機関又はそのグループ内の法人に対して提供されるサービスであって、その停止により当該クリティカル・ファンクションの提供が不可能となる又はそれを提供する能力に重大な支障が生じることが想定されるサービス。グループ外の法人により提供されるサービスを含む。以下、「CSS」という。）を特定すること。

② 上記①で特定された各CSSについて、その提供者との間で締結されている当該C

SSの提供に係る契約上、CSSの受領者又はそのグループ内の法人に秩序ある処理等に係る措置又はそれに伴う親会社の変更等の関連する措置が講ぜられたことをもって当該CSSの提供が停止されるおそれがある場合は、これらの措置が講ぜられた場合であっても当該CSSの提供が継続されることを確保するための契約上の対応を講ずること。

かかる対応としては、契約に基づく支払義務についての不履行がない限り、これらの措置が講ぜられたことをもって当該CSSの提供に係る契約上の解除事由、解約事由その他の終了事由に基づき当該契約を終了させることができない旨を当該契約又は別途の覚書等に定めることが考えられる。

- ③ CSSの提供の継続性を確保するための財務上の措置を講ずること。かかる措置としては、以下の点を財務上確保するための態勢の整備が考えられる。

イ. グループ内の法人により提供されるCSS 秩序ある処理等の過程を通じてCSSの提供者が当該CSSの提供を継続できること

ロ. グループ外の法人により提供されるCSS 秩序ある処理等の過程を通じてCSSの提供者への対価の支払義務を履行できること

(3) クリティカルFMIサービスへのアクセスの継続性の確保

秩序ある処理等の過程におけるクリティカル・ファンクションの継続性を、それを支える金融市場インフラへのアクセスの面から確保するための対応として、以下の事項を求めるものとする。

- ① 上記(1)で特定された各クリティカル・ファンクションについての深度ある分析に基づき、クリティカルFMIサービス(清算機関、資金決済機関、証券決済機関、振替機関、カストディアン等の金融市場インフラが提供する清算、資金決済、証券決済、カストディ業務等のサービスであって、そのサービスへのアクセスの停止によりクリティカル・ファンクションの提供が不可能となる又はそれを提供する能力に重大な支障が生じることが想定されるサービス。グループ内外の直接参加者を通じて間接参加するサービスを含む。)を特定すること。

- ② 上記①で特定された各クリティカルFMIサービスについて、当該クリティカルFMIサービスへのアクセスを維持するために必要な財務上その他の要件(間接参加の場合に直接参加者との関係において生じる要件を含む。)並びに当該クリティカルFMIサービスに関連して提供される信用供与(間接参加の場合に直接参加者から提供される信用供与等)の有無及びその内容を把握すること。

- ③ クリティカルFMIサービスの提供者と協議の上、グループ内の当該クリティカルFMIサービスへの参加者又はその他のグループ内の法人に秩序ある処理等に係る措置又はそれに伴う親会社の変更等の関連する措置が適用された場合に当該クリティカルFMIサービスの提供者が当該参加者に対して講ずると想定される措置(アクセスの継続・停止に係る措置、及び証拠金の追加拠出等の追加的要件がある場合にはその内容を含む。)を把握すること。

- ④ 秩序ある処理等の過程においてクリティカルFMIサービスへのアクセスを維持す

るための計画（コンティンジェンシープラン）を策定すること。コンティンジェンシープランには、最低限以下の内容が含まれていることを確認するものとする。

イ. 上記①、②及び③で把握した情報

ロ. 上記③においてクリティカルFMIサービスの提供者が求めると想定される追加的な要件がある場合には、それに対する対応策

ハ. クリティカルFMIサービスへのアクセスを維持するために求められる財務上の要件への対応策

ニ. コンティンジェンシープランにおける対応策を実行する際意思決定プロセス

ホ. 上記ロ. 及びハ. の対応策にも関わらずクリティカルFMIサービスへのアクセスが停止した場合に生じ得るクリティカル・ファンクションの継続性に対する影響の分析、及びその影響を軽減するために講じ得る代替措置等の対応策が想定される場合にはその内容

IV-8-5 秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた流動性モニタリング・報告態勢の整備

IV-8-5-1 意義

秩序ある処理等の円滑な実施のためには、その一連の過程において必要となる流動性所要額やその所要額を充足するために利用可能な流動性資産の把握など、粒度の細かい流動性モニタリングを行うことが重要である。例えば、秩序ある処理等の過程においてクリティカル・ファンクションの継続性を確保するためには、CSSの提供者に対する支払債務の履行やクリティカルFMIサービスの提供者に対する証拠金等の拠出のために利用可能な流動性資産を把握することが重要となる。また、当局等が金融機関の実質破綻状態の認定等を行うにあたっては、金融機関が流動性の枯渇状況を当局等に対して適時に報告できることが重要である。

金融機関においては、これらの趣旨及び金融安定理事会によるガイダンス（注）等を踏まえ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた流動性モニタリング・報告態勢の整備を進めていく必要がある。

（注）金融安定理事会「グローバルなシステム上重要な銀行の秩序ある破綻処理の支援に必要な一時的資金調達に係るガイダンス」（2016年8月）

IV-8-5-2 主な着眼点及び監督手法・対応

G-SIFIs に選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定された G-SIBs を含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、当該金融機関の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の際に利用可能な流動性資産を適時に把握するための流動性モニタリング・報告態勢の整備を求めるものとする。

かかる対応の例としては、各法域での規制及び内部管理上の制約を加味した上での、法人及び法域間を自由移動可能な適格流動資産（連結流動性カバレッジ比率告示第1条第14号等で定義する「適格流動資産」を指す。）をグループ内の主要法人・主要拠点別及び主

要通貨別に適時に把握し、当局等に報告できる態勢の整備が考えられる。

また、監督手法・対応については、IV-8-3-3と同様とする。

IV-8-6 損失吸収力等の充実

IV-8-6-1 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性

IV-8-6-1-1 意義

TLAC 合意文書は、G-SIBs に対して予め十分な総損失吸収力（Total Loss-absorbing Capacity）の確保を求めている。これは、万一 G-SIB が危機に陥った場合に、当該 G-SIB の株主・債権者に損失を負担させ、かつ資本の再構築を行うことにより、当該 G-SIB の重要な機能を維持したまま、納税者負担によらずにシステミック・リスクを回避する秩序ある処理を行うことを目的としている。

具体的には、当該 G-SIB グループにおいて、当局が破綻処理権限を行使する対象となる会社（以下、「破綻処理対象会社」という。）が外部から調達した損失吸収力・資本再構築力（以下、「損失吸収力等」という。）を予めグループ内部の主要な子会社に配賦しておき、当該子会社が破綻の危機に瀕していると関連当局が判断した際は、生じた損失を破綻処理対象会社に集約して処理する一方、当該子会社は通常どおり営業を継続することが想定されている。この場合、クロスボーダーでの処理が行われるときには、損失が生じた子会社が所在する国の当局（現地当局）と、損失の集約先である破綻処理対象会社が所在する国の当局（母国当局）との連携が重要である。

IV-8-6-1-2 主な着眼点と監督手法・対応

(1) 母国当局としての金融庁の TLAC 規制への対応

① TLAC 規制の適用対象となる金融機関

TLAC 合意文書を踏まえ、告示に指定された G-SIBs は本邦 TLAC 規制の対象とする。さらに、国際的に活動する金融機関グループに関しては、海外の子会社について破綻処理が開始された場合、当該子会社に生じた損失が母国である本邦の親会社に集約され、グループ全体の破綻につながるケースが考えられる。その際、本邦金融システムに特に重要な影響を与えることが想定される金融機関については、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）への対応の必要性が高いため、G-SIBs であるか否かに関わらず、破綻時の十分な損失吸収力等の確保を求めべきと考えられる。

したがって、我が国においては、告示に指定された G-SIBs に加え、告示に指定された D-SIBs のうち、国際的な破綻処理の枠組みに対応する必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関（以下、告示に指定された G-SIBs と総称して「本邦 TLAC 対象 SIBs」という。）を TLAC 規制の適用対象とする。

本邦 TLAC 対象 SIBs として選定した金融機関グループについては、後述する望ましい処理戦略に従って、国内における破綻処理対象グループ（以下、「国内処理対象グ

グループ」という。)及び処理時における損失の集約が必要な先である国内における破綻処理対象会社(以下、「国内処理対象会社」という。)を TLAC 1 柱告示に基づき指定し、外部 TLAC の調達・維持及び内部 TLAC の分配を求めることとする。

新規の選定・指定にあたっては、当該対象金融機関グループの自己資本の充実状況や資金調達構造等を踏まえ、あらかじめ十分な期間をかけて検討するものとする。さらに、所要水準の達成に必要な外部 TLAC を市中から調達するために要する期間を考慮し、本邦 TLAC 規制の適用対象とする旨を、当該金融機関グループの望ましい処理戦略と併せて、事前に公表するものとする。

(注) MPE アプローチを望ましい処理戦略とする海外 G-SIB グループに関し、海外の関連当局と協議の上、本邦の最終指定親会社を一の破綻処理対象会社とすることが合意されたような場合にあっては、上記①を準用し、その国内処理対象会社及び国内処理対象グループを TLAC 1 柱告示に基づき指定することを検討することが想定される。

② 望ましい処理戦略の選択

システム上重要な金融機関の処理戦略としては、(i) 単一の当局が、金融機関グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを一体として処理する方法(SPE (Single Point of Entry) アプローチ)と、(ii) 複数の当局が、金融機関グループの各法人に対してそれぞれ破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを構成する法人を個別に処理する方法(MPE (Multiple Point of Entry) アプローチ)が挙げられる(FSB「再建・破綻処理計画の策定に関するガイダンス」(2013年7月)等)。

本邦 TLAC 対象 SIBs の望ましい処理戦略を決定するにあたっては、当該金融機関グループの組織構造(グループ内の相互関連性や相互依存性を含む。)を踏まえた処理可能性を考慮し、SPE アプローチと MPE アプローチのいずれかを選択するものとする。SPE アプローチを選択した場合、通常、国内処理対象会社は当該金融機関グループの最上位の持株会社となり、国内処理対象グループは当該金融機関グループと一致することとなる。

なお、望ましい処理戦略としていずれを選択した場合であっても、実際にどのような処理を行うかについては、個別の事案毎に当該本邦 TLAC 対象 SIB の実態を考慮のうえで決定すべきことに留意する。

③ 外部 TLAC の充実

望ましい処理戦略を実効的に実現するためには、破綻処理対象会社及びそのグループ会社は、子会社に生じた損失を破綻処理対象会社が吸収した後、最終的に破綻処理対象会社の株主・債権者によって当該損失が吸収されることを可能とする資金調達・分配構造を、予め構築しておくことが必要である。

これを踏まえ、TLAC 1 柱告示においては、本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社に対し、外部 TLAC として、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債の最低所要水準を満たすよう求めている。

イ. 所要水準

a. 適用のタイミング

平成 31 年 4 月 1 日以降に「告示に指定された G-SIBs」となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、告示において G-SIBs として指定してから 3 年後を目処に TLAC 規制の適用を開始するものとする。この場合、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率は 18%、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率は 6.75%とする（TLAC 完全適用）。

また、平成 31 年 4 月 1 日以降に「告示に指定された D-SIBs」が新たに本邦 TLAC 対象 SIBs となった場合における当該金融機関グループの国内処理対象会社については、適用開始時における国内処理対象グループ連結の最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率は 16%、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率は 6%とした上（TLAC 段階適用）、3 年後を目処に最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率は 18%、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率は 6.75%とする（TLAC 完全適用）。

なお、最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率について、TLAC 1 柱告示第 1 条第 11 号ただし書の規定に基づき金融庁長官が別に比率を指定する場合には、当該比率とする。

ただし、これらの適用については、機械的・画一的に運用するものではなく、当該金融機関グループが TLAC 規制対応に要する期間、外部 TLAC 比率の最低水準を達成するために当該国内処理対象会社が採る対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

b. 外部 TLAC の充実度の評価

(i) 本邦 TLAC 対象 SIBs は、外部 TLAC の充実度を評価するに当たって、外部 TLAC の量のみならず、少なくとも以下の点を含む外部 TLAC の質について分析を行うことが必要である。

- ・その他外部 TLAC 調達手段が、TLAC 1 柱告示に規定する要件を全て満たしており、TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえた内容となっていること。
- ・国内処理対象会社がその他外部 TLAC 調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該その他外部 TLAC 調達手段を当該国内処理対象会社の子法人等が取得していないこと。
- ・令和 4 年 3 月 30 日までの間、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段のうち、海外に設立された子会社等から発行されたものである場合又は主要子会社から発行されたものであって、所定の場合に普通株式への転換が行われる特約その他これに類する特約が定められているものについては、当該資本調達手段を外部 TLAC に算入することにつき関係当局が同意していること。

(ii) 外部 TLAC はあくまで破綻時における損失吸収・資本再構築力であって、金融機関の健全性の観点からは平常時の自己資本が充実していることこそが重要であるため、外部 TLAC の充実を優先し、自己資本の質・量の低下を招くよ

うな事態は本末転倒であり、避けなければならない。

もっとも、本邦 TLAC 対象 SIBs が万一破綻まで至った場合には、普通株式等 Tier 1 資本及びその他 Tier 1 資本調達手段（以下、「ゴーイング・コンサーン資本」という。）による損失吸収・資本再構築力には期待できない状況となっていることが想定されることから、本邦 TLAC 対象 SIBs においては、かかるゴーイング・コンサーン資本のみに依存することなく、十分な額の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 調達手段（以下、総称して「ゴーン・コンサーン資本等」という。）が維持されていることが望ましい。

また、金融機関の破綻時においてその株主が被る損失は、株主有限責任の原則の下、自らの出資額が上限となり、特に危機時にはモラル・ハザードを招く可能性があるため、債権者による監視を通じて金融機関の意思決定に影響力を及ぼす必要がある。さらに、負債は発行体が危機に近づくにつれて利払い等のコストが増大するため、平常時から負債を発行することによって、自らが危機に陥らないようにするためのインセンティブを強めることも期待されている。

したがって、外部 TLAC の充実度については、かかるゴーン・コンサーン資本等の十分性を踏まえて評価することとする。

具体的には、TLAC 合意文書の記載も踏まえ、例えばゴーン・コンサーン資本等が外部 TLAC 所要水準の概ね 33%を上回っている場合には、平常時から金融機関が危機に陥らないようにするためのリスクを減少させるインセンティブを維持しており、危機時における損失吸収・資本再構築力も有しているものと評価するが、下回っている場合には、ゴーン・コンサーン資本等の外部調達の計画の立案・実施及びモラル・ハザードが起きないようなガバナンスの枠組みの構築を含め、危機時における損失吸収・資本再構築力を高めるための方策を十分に講じているか継続的にモニタリングしていくこととする。

c. 十分な外部 TLAC 維持のための方策

- ・国内処理対象会社は、上記の外部 TLAC の充実度の評価を踏まえて、質・量ともに十分な外部 TLAC を維持するための適切な方策を講じていることが必要となる。
- ・国内処理対象会社は、仮に資本市場へのアクセスが一時的に阻害された場合であっても十分な外部 TLAC を維持できるよう、特定の時期に満期の到来が集中しないようにする等、外部 TLAC 調達手段の構成を適切に管理することが必要となる。
- ・国内処理対象会社は、仮にその他外部 TLAC が不足した場合のその他外部 TLAC 調達手段と調達可能額について、資本市場における自行の評価、予想外の損失が発生し業績が悪化する局面等において通常よりも調達が困難になる可能性等も踏まえた上での評価・検討をあらかじめ行うことが必要となる。

d. 監督上の措置

外部 TLAC 比率が最低所要総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率を下回った場合には、その理由や外部 TLAC 比率の向上に係る改善策について、金商法第 57 条の

23 に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに確実な改善が必要と認められる場合には、金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づき業務改善命令を発出することとする。

なお、最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率の計算においては、外部 TLAC が不足する場合にはまず資本バッファが外部 TLAC に充当されることから、外部 TLAC 比率が最低所要リスク・アセットベース外部 TLAC 比率を下回った場合には、既に資本バッファはゼロとなっており、社外流出制限措置（所要自己資本を下回っている場合には早期是正措置命令も併用）に従い健全性を回復することが期待される。これらの監督上の対応については、機械的・画一的に運用するものではなく、TLAC 規制対応に要する期間、外部 TLAC 比率の最低水準やゴーン・コンサーン資本等の額を維持するために最終指定親会社がとる対応策の内容やその効果及びその対応策が金融システムに与える影響等に留意する必要がある。

ロ. 外部 TLAC 調達手段の適格性の確認

外部 TLAC の充実度の評価に関連して、その他外部 TLAC 調達手段について、金商法第 57 条の 23 に基づく報告徴求命令に応じて借入れ又は社債の発行に関する報告があった場合等において、これが規制上のその他外部 TLAC 調達手段として適格であるかについて、TLAC 1 柱告示及び TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとする。

a. TLAC 1 柱告示第 4 条第 3 項第 2 号ただし書に従った無担保シニア債としてのその他外部 TLAC 調達手段については、以下の点に留意するものとする。

- ・ 発行者たる国内処理対象会社の債権者が当該国内処理対象会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後している状態である（以下、「構造劣後性を有する」という。）と認められるためには、発行者単体での既存の外部 TLAC の総額（発行者の貸借対照表における純資産の部に計上される額に、発行者の TLAC 適格その他 Tier 1 資本調達手段に係る負債の額、TLAC 適格 Tier 2 資本調達手段に係る負債の額及びその他外部 TLAC 調達手段の額を加えた額とする。）に占める、無担保シニア債と法的若しくは経済的に同順位である又はこれに劣後する除外債務の総額の割合（以下、「除外債務比率」という。）が、原則として 5 パーセントを超えていないことが必要である。
- ・ 除外債務比率は以下の除外債務比率によるものとする。
 - （i）決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された除外債務比率
 - （ii）事業報告書により報告された除外債務比率
 - （iii）法令又は金融商品取引所の規則に基づき除外債務比率を公表している場合には、これにより報告された除外債務比率
 - （iv）上記（i）から（iii）までの報告がされた時期以外に、当局の検査結果等を踏まえ臨時に当該国内処理対象会社から報告された除外債務比率
- ・ 国内処理対象会社についていったん構造劣後性を有すると認められた後、除外債務比率が 5 % を超えるおそれがある場合には、その理由や除外債務比率の低

下に係る改善策について、金商法第 57 条の 23 に基づき速やかに報告を求めるものとする。さらに除外債務比率が 5 % を超えた場合には、国内処理対象会社が構造劣後性の維持を引続き求めるか確認の上、金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づき業務改善命令を発出することとする。

- ・ 秩序ある処理を円滑に実施するため、国内処理対象会社においては、除外債務比率が 5 % 以下であっても、除外債務に該当せず、かつ、外部 TLAC 適格性を有しない無担保シニア債務を負担することは可及的に避けるべきことに留意する。その上で、国内処理対象会社に対しては、決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）において、外部 TLAC 適格性を有しない、グループ外の第三者に対して負っている負債の総額につき報告を求めるものとする。
 - ・ IV-8-6-2-2 ①ハに記載の通り、無担保シニア債としてのその他外部 TLAC 調達手段は、秩序ある処理において、倒産処理手続を通じてその全部又は一部の支払を受けることができないリスクがある。発行者においては、かかるリスクを保有者が十分に認識した上で購入するよう、契約書・発行要項又はその附属書類（目論見書等）においてかかるリスクについて適切に記載を行うのみならず、必要に応じて販売者をして購入予定者の理解度等に応じた十分な説明をさせることが求められる。
 - b. TLAC 1 柱告示第 4 条第 3 項第 8 号に従い償還等に関する契約内容が定められている場合、かかる国内処理対象会社の任意（オプション）による償還等についての事前確認に当たっては、TLAC 1 柱告示の規定に留意するほか、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-1-3（3）の自己資本に係る記載をその他外部 TLAC に係る記載に適宜読み替えて対応するものとする。
 - c. TLAC 1 柱告示第 4 条第 3 項第 9 号に従い外国の法令に準拠する旨の定めがある場合には、必要に応じて、発行者たる国内処理対象会社の損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書及び関連する資料の提出を求めることとする。
- ハ. 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部 TLAC 調達手段についての該当性判断

金融システム内で外部 TLAC 比率向上のためにその他外部 TLAC 調達手段（これに相当するものを含む。このハにおいて同じ。）を相互に意図的に保有することは、最終指定親会社及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない総損失吸収力等が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、連結自己資本規制比率告示第 8 条第 6 項等において、本邦 TLAC 対象 SIBs 及び他の金融機関等との間で相互に外部 TLAC 比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等のその他外部 TLAC 調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該本邦 TLAC 対象 SIBs のその他外部 TLAC 調達手段を保有していると認められる場合（以下、「意図的持合」という。）、最終指定親会社等が保有するその他外部 TLAC 調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本（Tier 2 資本）から控除しなければならないものとしている。この意

図的持合については、資本調達手段の意図的持合に係るⅣ－５－３－２－１（１）も踏まえ、具体的に以下のような場合を指すこととする。

- ・本邦 TLAC 対象 SIBs が、他の金融機関等（我が国の預金取扱金融機関に限られない。）との間で、相互に総損失吸収力等の増強に協力することを主たる目的の一つとして互いにその他外部 TLAC 調達手段を保有することを約し、これに従い、本邦 TLAC 対象 SIBs が当該他の金融機関等のその他外部 TLAC 調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が本邦 TLAC 対象 SIBs のその他外部 TLAC 調達手段を保有している場合

④ 内部 TLAC の充実

国内処理対象会社においては、外部 TLAC で確保した損失吸収力等を、当該国内処理対象会社グループにおける主要子会社（子会社グループを含む。）に対し、その規模等に応じて内部 TLAC として分配することが求められる。

イ. 内部 TLAC の分配先となる主要子会社の選定

内部 TLAC の趣旨は、処理対象グループにおける主要な子会社（子会社グループを含む。以下本④において同じ。）の損失を持株会社等に集約し、当該子会社が担う金融システム上重要な業務が破綻処理時にも継続することを確保する点にある。これを踏まえると、本邦でも、国内処理対象会社グループ全体を危機に陥れる程度の損失を発生させ得る一定規模以上の子会社であって、かつ金融システム上重要な業務を提供する国内子会社については、主要子会社として内部 TLAC による損失集約力の確保を求めることが必要である。

具体的には、TLAC 合意文書を踏まえ、対象先の選定に当たっては、以下の基準①を基本とし、基準②を補完的に用いることとする。

基準①：リスク・アセット、総エクスポージャー、又は営業収益がグループ全体の 5%超であること

（注）採用している会計基準等において営業収益の科目が存在しない場合にあっては、採用している会計基準等において用いられる収益の総額を示す科目を用いることとする。

基準②：当該子会社の行う業務の本邦金融システム上の重要性及び本邦金融システム上重要な業務の継続に支障を生ずる程度の損失が発生する蓋然性

選定した国内の主要子会社については、TLAC 1 柱告示に基づき、国内処理対象会社による内部 TLAC の分配先として指定する。

選定先は毎年 1 回見直すこととし、金商法第 57 条の 23 に基づき、原則として毎年 3 月末時点でのデータ提出を報告徴求することとする。また、グループ構造の変更等がある場合には、可能な限り事前に変更後の予想計数の提出を求めることとする。

なお、海外における主要子会社については、当該子会社が設立された現地の当局が選定することとなるため、必要に応じて海外の関連当局と協議するものとする。

ロ. 所要水準

- a. 平成 31 年 4 月 1 日以降に本邦 TLAC 対象 SIBs に指定された金融機関に対する適用のタイミング

平成 31 年 4 月 1 日以降に「告示に指定された G-SIBs」となった又は「告示に指定された D-SIBs」が新たに本邦 TLAC 対象 SIBs となった金融機関グループの国内における主要子会社については、当該金融機関グループの国内処理対象会社について外部 TLAC の最低水準の適用が開始された日と同日に適用を開始するものとする。

また、平成 31 年 4 月 1 日以降に新たに指定された国内における主要子会社については、指定から 3 年後を目処に内部 TLAC の所要額の適用を開始するものとする。

b. 内部 TLAC 水準調整係数

国内における主要子会社については、当該主要子会社に適用される自己資本規制をベースとして、仮に当該主要子会社が国内処理対象会社であったと仮定した場合の所要外部 TLAC 水準を算出し、さらに 75%以上 90%以下の範囲で当庁が設定した内部 TLAC 水準調整係数を乗じて内部 TLAC の所要額を求める。

内部 TLAC 水準調整係数を決定するに当たっては、国内における主要子会社については、その処理が原則として国内で完結すること、平時よりグループとして本邦当局による一体的な監督が可能であることから、その損失吸収力等を事前配賦する要請は高くないため、国内における主要子会社の内部 TLAC 水準調整係数については、原則として 75%としたうえ、①当該金融機関グループの望ましい処理戦略、②当該主要子会社のシステム上の重要性・資本構成・ビジネスモデル等を踏まえ、事前配賦の必要性に応じた調整を行うものとする。

決定した内部 TLAC 水準調整係数については、TLAC 1 柱告示に規定したうえ、必要に応じて見直すものとする。

なお、海外における主要子会社については、当該子会社が設立された現地の当局が主導して内部 TLAC 水準調整係数を決定することとなるため、本邦当局は必要に応じて海外の関連当局と協議することが想定される。仮に、本邦当局の事前の関与なくして現地当局が所要内部 TLAC 額を設定・適用した場合においては、当該金融機関の危機管理グループ（CMG）における海外関連当局との協議を行い合意が形成されるまでの間は、当該基準は TLAC 1 柱告示第 2 条第 3 項に規定する「最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準」に該当しないものとする。

c. 内部 TLAC の充実度の評価及び十分な内部 TLAC 維持のための方策

- ・内部 TLAC の充実度の評価及び十分な内部 TLAC 維持のための方策については、
（1）③イ b（i）及び c の外部 TLAC に係る記載（取得者に関する事項を除く。）を内部 TLAC に係る記載に適宜読み替えて対応するものとする。
- ・グループ外部の第三者が保有するバーゼルⅢ適格その他 Tier 1 調達手段及び Tier 2 資本調達手段が存在する場合、当該商品の株式転換の結果、主要子会社の支配権構造が変更されることにより、経営管理等に影響が生じる可能性があることから、そのような資本調達手段はトリガー時に株式転換されるのではなく、元本削減がなされるようになっていることが望ましい。
- ・国内処理対象会社が主要子会社に対して直接内部 TLAC の配賦をせず、他の子会社を通じた間接的な配賦を行っている場合には、主要子会社についてその実質

破綻認定時における内部 TLAC の元本削減等（以下、「内部 TLAC のトリガリング」という。）が行われた際に、最終的に国内処理対象会社とその損失が確実に移転されるようになっていくことが必要である。主要子会社の親法人等ではない者を通じた配賦は、内部 TLAC のトリガリングによる支配関係の変更が生じないと考えられるような場合を除き、原則として認められないものとする。

- ・ 主要子会社が国内処理対象会社又はその子会社等に対して発行する負債性の規制資本については、内部 TLAC 適格資本としての適格性を有するためには、主要子会社の実質破綻認定時においてその元本の削減等が行われる旨の特約が定められていることが必要であることに留意する。また、債権のヒエラルキーを維持する観点から、国内処理対象会社が TLAC 規制の適用前から保有している主要子会社の負債性の規制資本については、必要に応じて契約内容を変更し、主要子会社の残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、その他内部 TLAC 調達手段に該当する債務に対して劣後的内容を有する旨を規定することが必要であることに留意する。

d. 余剰 TLAC

国内処理対象会社が調達した外部 TLAC については、必ずしも全額を内部 TLAC として分配する必要はないため、国内処理対象会社には余剰分が生じることも想定される。かかる余剰分（いわゆる「余剰 TLAC」）が生じた場合の取扱いに関しては、国際的な議論の進展及び各国での実施状況を踏まえて検討を続けていくこととする。

e. 監督上の措置

内部 TLAC の所要額を満たしているか否かも踏まえ、当該主要子会社が存続不能に陥った場合の損失吸収力等が不足するおそれがあると認められるときには速やかに報告を求めた上、さらなる改善が必要と認められる場合には国内処理対象会社に対する業務改善命令等を出し、内部 TLAC の追加配賦を求めるものとする。

ハ. 内部 TLAC 調達手段の適格性の確認

内部 TLAC の充実度の評価に関連して、その他内部 TLAC 調達手段が規制上のその他内部 TLAC 調達手段として適格であるかについて、TLAC 1 柱告示及び TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとする。

- ・ TLAC 1 柱告示第 7 条第 3 項第 9 号に従い償還等に関する契約内容が定められている場合、かかる主要子会社の任意（オプション）による償還等についての事前確認に当たっては、TLAC 1 柱告示の規定に留意するほか、主要行等向け監督指針Ⅲ-2-1-1-3（3）の自己資本に係る記載をその他内部 TLAC に係る記載に適宜読み替えて対応するものとする。

（2）現地当局としての金融庁の TLAC 規制への対応

TLAC 合意文書では、クロスボーダーでの破綻処理に対応するため、G-SIB グループのうち破綻処理対象会社の属する法域外において設立された主要な子会社に損失が生じた場合に、当該子会社の損失等を破綻処理対象会社に引き渡すための法的な確実性のある

損失吸収力等を予め準備しておくことが求められている。

これを踏まえ、海外 G-SIBs の主要な本邦子会社についても、現地当局として内部 TLAC 規制の適用対象としている。

① 内部 TLAC 規制の適用対象となる主要子会社の選定

(1) ④イに記載の内部 TLAC の趣旨を踏まえ、本邦でも、海外 G-SIBs の我が国の法令に準拠して設立された子会社のうち、金融システム上重要な業務を提供する子会社であって、かつグループ全体を危機に陥れる程度の損失を発生させ得る一定規模以上の子会社（以下「海外 G-SIBs の本邦主要子会社」）については、内部 TLAC による損失集約力の確保を求めることが必要である。

具体的には、TLAC 合意文書を踏まえ、対象先の選定に当たっては、以下の基準①を基本とし、基準②を補完的に用いることとする。

基準①：リスク・アセット、総エクスポージャー、又は経常収益がグループ全体の 5%超であること

基準②：当該子会社の行う業務の本邦金融システム上の重要性及び金融システム上重要な業務の継続に支障を生ずる程度の損失が発生する蓋然性

海外 G-SIBs の本邦主要子会社として選定した金融商品取引業者等については、必要に応じて母国当局を含む海外関連当局との協議を行った上、外証 TLAC 告示に基づき、その親会社との間で所定の内部 TLAC を維持するよう指定する。

選定先は毎年 1 回見直すこととし、金商法第 56 条の 2 に基づき、原則として毎年 3 月末時点でのデータ提出を報告徴求することとする。また、グループ構造の変更等がある場合には、可能な限り事前に変更後の予想計数の提出を求めることとする。

② 内部 TLAC の充実

イ. 所要水準

a. 適用のタイミング

令和 2 年 4 月 1 日以降に新たに外証 TLAC 告示で指定された海外 G-SIBs の本邦主要子会社については、指定から 3 年後を目処に内部 TLAC の所要額の適用を開始するものとする。ただし、母国当局との協議の結果等により、適用開始までの期間を短縮することがあり得る。

b. 内部 TLAC 水準調整係数

海外 G-SIBs の本邦主要子会社については、当該主要子会社に適用される自己資本規制をベースとして、仮に当該主要子会社が国内処理対象会社であったと仮定した場合の所要外部 TLAC 水準を算出し、さらに 75%以上 90%以下の範囲で当庁が設定した内部 TLAC 水準調整係数を乗じて内部 TLAC の所要額を求める。

この点、各国の破綻処理制度の整備には進展が見られるものの、その度合は法域によって異なっており、破綻処理実行に係るリスク等が完全に解消されているわけではない。そのため、海外 G-SIBs の本邦主要子会社の内部 TLAC 水準調整係数については、当該金融機関グループの望ましい処理戦略への信頼性及び各国の破綻処理制度の整備状況を踏まえた破綻処理可能性を考慮した事前配賦の必要性

に応じて決定するものとする。

c. 内部 TLAC の充実度の評価及び十分な内部 TLAC 維持のための方策

海外 G-SIBs の本邦主要子会社たる金融商品取引業者等は、内部 TLAC の充実度を評価するに当たって、内部 TLAC の量のみならず、少なくとも以下の点を含む内部 TLAC の質について分析を行うことが必要である。また、かかる内部 TLAC の充実度の評価を踏まえて、質・量ともに十分な内部 TLAC を維持するための適切な方策を講じていることが必要となる。

- ・その他内部 TLAC 調達手段が、外証 TLAC 告示に規定する要件を全て満たしており、TLAC 合意文書の趣旨を十分に踏まえた内容となっていること。
- ・当該主要子会社がその他内部 TLAC 調達手段の保有者となる親会社に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通していないこと。
- ・破綻処理対象会社が当該主要子会社に対して直接内部 TLAC の配賦をせず、他の子会社を通じた間接的な配賦を行っている場合には、内部 TLAC のトリガリングが行われた際に、最終的に破綻処理対象会社とその損失が確実に移転されるようになっていることが必要である。主要子会社の親法人等ではない者を通じた配賦は、内部 TLAC のトリガリングによる支配関係の変更が生じないと考えられるような場合を除き、原則として認められないものとする。
- ・当該主要子会社が破綻処理対象会社又はその子会社に対して発行する負債性の規制資本については、内部 TLAC 適格資本としての適格性を有するためには、当該主要子会社の実質破綻認定時においてその元本の削減等が行われる旨の特約が定められていることが必要であることに留意する。また、債権のヒエラルキーを維持する観点から、破綻処理対象会社が TLAC 規制の適用前から保有している当該主要子会社の負債性の規制資本については、必要に応じて契約内容を変更し、当該主要子会社の残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、その他内部 TLAC 調達手段に該当する債務に対して劣後的内容を有する旨を規定することが必要であることに留意する。

d. 監督上の措置

内部 TLAC の所要額を満たしているか否かも踏まえ、当該海外 G-SIBs の本邦主要子会社が存続不能に陥った場合の損失吸収力等が不足するおそれがあると認められるときには速やかに報告を求めた上、さらなる改善が必要と認められる場合には当該主要子会社に対する業務改善命令等を発し、内部 TLAC の追加配賦を求めるものとする。

ロ. 内部 TLAC 調達手段の適格性の確認

内部 TLAC の充実度の評価に関連して、その他内部 TLAC 調達手段が規制上のその他内部 TLAC 調達手段として適格であるかについては、(1)④ハを準用する。

IV-8-6-2 TLAC を利用した秩序ある処理等

IV-8-6-2-1 意義

TLAC 規制の適用を受ける金融機関グループの主要子会社が、経営悪化等により金融シス

テム上有する重要な機能の継続が困難となった場合で、資産の売却・親会社による資本増強その他の代替的手段を採り得ないと当局が判断したときには、最終的な手段として、当該主要子会社に係る内部 TLAC のトリガリングにより、その健全性を回復させることが想定される。

内部 TLAC のトリガリングにより破綻処理対象会社に損失が集約された結果、金融機関グループとしての破綻処理が必要と当局が判断した場合には、主要子会社自体の営業は継続させつつ、破綻処理対象会社の株主や債権者にその損失を負担させることとなる。

以下では、本邦での TLAC を利用した秩序ある処理の手続の具体例を記載する。

IV-8-6-2-2 手続の具体例

(1) 母国当局としての金融庁の対応

① 本邦 TLAC 対象 SIBs の国内主要子会社に危機が生じた場合

SPE アプローチを前提とした TLAC を用いた場合の処理としては、例えば以下のイ～ニのような流れが考えられる。イ～ハについては、市場の混乱を避けるため、休業日である週末にかけて迅速に実施し、主要子会社は通常どおり営業を継続することを想定している。

(注) 市場参加者に対する透明性を高め、破綻処理制度の信頼性を向上させるとともに、適時の破綻処理を可能とするためには、当局の望ましい破綻処理戦略を予め公表しておくことが有用である一方、実際にどのような処理を行うかについては、個別の事案毎に係る当局が当該本邦 TLAC 対象 SIB の実態を考慮のうえで決定すべき問題である。したがって、以下のように SPE アプローチに基づき国内処理対象会社について特定第二号措置を講じる以外の処理として、内閣総理大臣が、預金保険法に基づき、国内処理対象会社について特定第一号措置に係る特定認定（預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 1 号）を行うことや、国内の主要子会社について特定第一号措置に係る特定認定又は第一号措置に係る認定（同法第 102 条第 1 項第 1 号）等を行うことがあり得ることに留意する。

イ. 国内主要子会社の内部 TLAC による損失吸収

そもそも、内部 TLAC のトリガリングは当該金融グループ全体に大きな影響を与えることを踏まえ、国内主要子会社について内部 TLAC のトリガリングを行うべき場面は、監督当局が当該主要子会社に対して金商法第 51 条等に基づく業務改善命令を発出してもなお財務状況の改善が見込めず、かつ、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない等適切な代替手段もないような場合や、その財務状況の急激な悪化により業務改善命令や他の代替手段を実行する時間的余裕がなく緊急性が高いような場合に限られることに留意する。

やむを得ず内部 TLAC のトリガリングを選択する場合においては、損失が発生した国内の主要子会社に分配されている内部 TLAC について、国内処理対象会社に当該主要子会社の損失を移転するための措置を講じることとなる。

具体的には、当庁が、国内の主要子会社の債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあると認められた場合（破綻処理対象会社及び主要子会社から当庁に対し、

当該主要子会社に債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあるとの申出があった場合を含む。)に、前述のような代替手段の有無及び緊急性等を考慮したうえで、金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づく命令のうち、内部 TLAC を用いた主要子会社の資本増強及び流動性回復を含む健全性の回復に係る命令を国内処理対象会社に対して発したとき(「主要子会社の実質破綻認定時」)は、内部 TLAC の条件(ローン契約等)に従い元本の削減又は株式への転換が行われることとなる(注 1)。

命令発出に当たっては、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない状況であるか否かを考慮するものとする。また、当該命令を発出した際はその旨を公表する。

なお、仮に内部 TLAC のトリガリングが行われた場合であっても、持株会社及びグループ全体の財務状況等によっては、ロ以降に規定するグループ全体の破綻処理を行わないことも考えられる(注 2)。かかる場合には、グループ全体の破綻処理が開始されるとの誤解を防ぐため、市場とのコミュニケーションに十分留意するものとする。

(注 1) 「主要子会社の実質破綻認定時」について、当庁が金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づき発出する命令においては、特定の国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨を記載したうえで、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言を含めることとする(したがって、金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づく命令であっても、当庁が特定の国内主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨が記載されていない場合や、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言が含まれていない場合には、「主要子会社の実質破綻認定時」には該当しないこととなる。)

(注 2) 例えば、国内処理対象会社と主要子会社のいずれについてもこれ以上の預金保険法上の措置を講じない場合のほか、国内処理対象会社について特定第一号措置に係る特定認定(預金保険法第 126 条の 2 第 1 項第 1 号)を行う場合や、国内の主要子会社について特定第一号措置に係る特定認定又は第一号措置に係る認定(同法第 102 条第 1 項第 1 号)等を行う場合もあり得る。

ロ. 内閣総理大臣による特定認定

内部 TLAC のトリガリングが行われた場合において、主要子会社から損失を吸収した国内処理対象会社が預金保険法に規定する特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当該国内処理対象会社に対して、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣が、預金保険法に定める特定第二号措置に係る特定認定(同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号)及び特定管理を命ずる処分(同法第 126 条の 5)を行う(以下、かかる特定管理を命ずる処分を受けた国内処理対象会社を「破綻持株会社」という。)。特定認定等が行われた場合、破綻持株会社が発行済みのその他 Tier 1 資本調達手段・Tier 2 資本調達手段(いずれもバーゼルⅢ適格であるものに限る。)について、当該資本調達手段の条件(社債要項等)に従い、破綻持株会社の他の負債(外部 TLAC 適格性を有する社債等を含む。)に先立ち、元本の削減等(元本の削減又は普通株式への転換をいう。以下同じ。)が行われる。

また、破綻持株会社の業務に係る動産又は債権のうち、下記ハにおいて特定承継金融機関等に対して譲渡されるもの（内閣総理大臣が指定するものに限る。）は差押えが禁止される（預金保険法第 126 条の 16）。

（注）本邦 TLAC 対象 SIBs が平成 25 年 3 月 31 日以降に国内処理対象会社から発行した負債性のその他 Tier 1 資本調達手段については、告示に従って算出される国内処理対象会社の連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125% を下回った場合にも、元本の全部又は一部について元本の削減等が実施される。

ハ. 事業等の譲渡

特定認定を受けた破綻持株会社は、内閣総理大臣による特定事業譲受け等を行うべき旨の決定（預金保険法第 126 条の 34 第 1 項第 2 号）の下、株主総会の特別決議に代わる許可を裁判所から得たうえで（預金保険法第 126 条の 13 第 1 項第 3 号）、預金保険機構が設立した特定承継金融機関等（同法第 126 条の 34 第 3 項）に対し、そのシステム上重要な取引に係る事業等（破綻持株会社が保有する主要子会社の株式を含む。以下同じ。）の譲渡を行う。

このとき、外部 TLAC 適格性を有する社債等（残存期間が 1 年未満のものを含む。）に係る債務は、特定承継金融機関等が引き受けることなく、破綻持株会社が引き続き負担することが想定される。

（注）特定承継金融機関等は、国内処理対象会社に対する特定第二号措置に係る特定認定から原則として 2 年以内に、受皿となる金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行うことが想定されている（預金保険法第 126 条の 37、第 96 条第 1 項、第 126 条の 3）。

二. 破綻持株会社の法的倒産手続

事業等の譲渡を行った破綻持株会社について、預金保険機構が法的倒産手続開始の申立てを行う。破綻持株会社は、再生型の法的倒産手続ではなく、清算型の法的倒産手続（具体的には破産手続）によって処理されることが想定される。

この場合、破綻持株会社の債権者（外部 TLAC 適格性を有する社債等の債権者を含む。）は、破産法等に従い破産財団の範囲で配当を受けるため、当該破産手続において損失を吸収することとなる。

② 本邦 TLAC 対象 SIBs の海外主要子会社に危機が生じた場合

本邦 TLAC 対象 SIBs の海外主要子会社については、当該子会社が設立された現地の当局が内部 TLAC のトリガリングの実施を判断することとなる。かかる判断に際しては、TLAC 合意文書に従い、一定期間を定めて本邦当局の同意の有無の確認を求められることがあることが想定される。かかる場合においては、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が可能か否かを考慮の上、同意の有無を決定するものとする。

なお、仮に海外主要子会社について内部 TLAC のトリガリングが行われた場合であっても、持株会社及びグループ全体の財務状況等によっては、①ロ以降に規定するグループ全体の破綻処理を行わないことも考えられる。かかる場合には、グループ全体の破綻処理が開始されるとの誤解を防ぐため、市場とのコミュニケーションに十分留

意するものとする。

(2) 現地当局としての金融庁の対応

海外 G-SIBs の本邦主要子会社についても、(1) 同様、内部 TLAC のトリガリングを行うべき場面は、監督当局が当該主要子会社に対して金商法第 51 条等に基づく業務改善命令を発出してもなお財務状況の改善が見込めず、かつ、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない等適切な代替手段もないような場合や、その財務状況の急激な悪化（金融グループ全体に危機が生じている場合を含む。）により業務改善命令や他の代替手段を実行する時間的余裕がなく緊急性が高いような場合に限られることに留意する。

やむを得ず内部 TLAC のトリガリングを選択する場合には、当該主要子会社に分配されている内部 TLAC について、当該グループの破綻処理対象会社に当該主要子会社の損失を集約するための措置を講じることとなる。この場合、関連海外当局にも実務上可能な限り事前に連絡し、情報提供を行った上で、対応を協議する。

具体的には、当庁が、当該主要子会社の債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあると認めた場合（当該主要子会社から当庁に対し、債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあるとの申出があった場合を含む。）に、金商法第 51 条に基づく命令のうち、内部 TLAC を用いた当該主要子会社の資本増強及び流動性回復を含む健全性の回復に係る命令を当該主要子会社に対して発したとき（「海外 G-SIBs の本邦主要子会社の実質破綻認定時」）は、内部 TLAC の条件（ローン契約等）に従い元本の削減又は株式への転換が行われることとなる（注）。

当該主要子会社の債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれの有無を判断するに当たっては、グループ全体の財務状況等も考慮するものとする。

また、命令発出に当たっては、グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない状況であるか否かを考慮するものとする。その判断に際しては、海外の母国当局に対して通知の上、原則として 24 時間以上 48 時間以下の期間を定めて内部 TLAC のトリガリングへの同意の有無を確認することとする。所定の期間内に母国当局の同意があった場合又は通知から所定の期間が経過した場合には、グループ会社等からの支援による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない状況であると判断する。

ただし、母国での破綻処理の開始や他法域での内部 TLAC のトリガリングが実施された場合であって、当該金融グループの状況及び本邦の金融システム等への影響に鑑み緊急性を要すると認められるときは、例外的に同意の確認期間を短縮すること又は同意確認手続自体を省略することもあり得るものとする。

母国当局に内部 TLAC のトリガリングに係る通知を行う際には、併せて当該金融機関の危機管理グループ（CMG）に参加している海外関連当局にも実務上可能な限り通知する。

（注）「海外 G-SIBs の本邦主要子会社の実質破綻認定時」について、当庁が金商法第 51 条に基づき発出する命令においては、特定の海外 G-SIBs の本邦主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨を記載したうえで、「内部 TLAC を用いた主要子会

社の健全性の回復に係る命令」との文言を含めることとする（したがって、金商法第 51 条に基づく命令であっても、当庁が特定の海外 G-SIBs の本邦主要子会社につき財務危機事由が存在すると認めた旨が記載されていない場合や、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言が含まれていない場合には、「海外 G-SIBs の本邦主要子会社の実質破綻認定時」には該当しないこととなる。）。

IV-8-7 秩序ある処理等の円滑な実施のためのバリュエーション

IV-8-7-1 意義

秩序ある処理等の円滑な実施のためには、当局による適時・適切な措置を講ずることが必要であり、そのためには、金融機関においても自らの財務状況や資産・負債の評価（以下、「バリュエーション」という。）を適時・適切に実施し、当局に報告することが必要となる。

国際的には、金融安定理事会が 2018 年 6 月に「ベイルイン実行に関するプリンシプル (Principles on Bail-in Execution)」を公表しており、当該ガイドラインでは秩序ある破綻処理を実施するために必要となるバリュエーションについての原則を策定している。

このような国際的な動向を勘案しつつ、当局としては、秩序ある処理等を円滑に実施するうえで必要となるバリュエーションに関する金融機関の態勢整備を図る必要がある。

以下では、本邦 TLAC 対象 SIBs の秩序ある処理の手続の具体例（IV-8-6-2-2）を前提に、その過程で必要となるバリュエーションについて、その目的や意義等を記載する。

(1) バリュエーション 1（主要子会社の実質破綻認定に係るバリュエーション）

当庁が、国内処理対象会社に対し、内部 TLAC を用いた主要子会社の資本増強及び流動性回復を含む健全性の回復に係る金商法第 57 条の 19 第 1 項に基づく命令を発出する（主要子会社の実質破綻認定）にあたっては、（イ）当該主要子会社につき、債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあることを認定するとともに、（ロ）グループ会社からの支援等による当該主要子会社の健全性の回復が困難又は期待できない状況であることを考慮する必要がある。

具体的には、（イ）に対応するものとして、当該主要子会社の資産・負債等の財務状況の適時・適切な把握、（ロ）に対応するものとして、グループ全体の再建可能性を判断するために、グループ内のサポート契約や現地規制等も踏まえて当該主要子会社に対して移動させることが可能な、グループ全体で保有する資本・資産（余剰 TLAC を含む。）及びその場所の把握が必要となる。

(2) バリュエーション 2（国内処理対象会社に対する特定認定に係るバリュエーション）

内部 TLAC のトリガリングにより主要子会社から損失を吸収した国内処理対象会社に対し、内閣総理大臣による特定第二号措置に係る特定認定がなされるにあたっては、当該

国内処理対象会社が預金保険法に規定する特定第二号措置の適用要件を満たす必要がある。

すなわち、当該国内処理対象会社につき、債務超過若しくは支払停止又はそれらのおそれがあることが認められる必要があるが、かかる判断を行う前提として、当該国内処理対象会社から当庁に対する財務状況の報告（当庁からの報告徴求命令に応じて行われる報告を含む。）がなされる必要がある。

以上を踏まえ、国内処理対象会社は、主要子会社について内部 TLAC のトリガリングが行われた場合における自らの財務状況を適時・適切に把握し、当庁へ報告する必要があると考えられる。その際の評価手法としては、例えば、直近の国内処理対象会社の財務諸表を前提に、内部 TLAC のトリガリングの影響を踏まえて資産・負債の評価を調整することが考えられる。

（3）バリュエーション3（事業等の譲渡対価算定に係るバリュエーション）

預金保険機構が設立した特定承継金融機関等が、特定認定を受けた国内処理対象会社（破綻持株会社）から、そのシステム上重要な取引に係る事業等の譲受けを行うにあたっては、特定承継金融機関等から破綻持株会社に対し、その対価を交付する必要があると考えられる。

当該事業等の譲渡対価の算定にあたっては、株式算定実務において一般的に広く用いられるインカムアプローチ、マーケットアプローチ及びコストアプローチの中から、譲渡対象会社の事業内容及び取得可能な情報の制約等を考慮し、適切な算定手法を選択し、又は組み合わせたうえで算定することが考えられる。

その際には、譲渡対象会社の直近の財務諸表作成時点から譲渡時点までの事業及び市場環境の変化、それらを踏まえた譲渡対象会社の純資産価値の情報、特定承継金融機関等の下でのグループ全体の再建計画の内容、並びに再譲渡の時期その他の将来事業予測等を踏まえる必要があるため、客観性・合理性が認められる評価方法（例えば、ファイナンシャルアドバイザーその他の外部専門家の意見・評価を取得する等）であることが望ましい。

（注）もっとも、短い期間で事業等の譲渡の時点における譲渡対象会社の公正な株式価値を精緻に算定することは困難であることが予想される。

そこで、事業等の譲渡対価に関しては、例えば、株主総会の特別決議に代わる許可（代替許可）を裁判所に申し立てるにあたり、当該申立時点においては価格調整条項を付した暫定的な対価（例えば、簿価・時価純資産をベースに算定したもの）としつつ、事業等の譲渡後に、第三者に一定期間をかけて破綻持株会社の子会社等の将来事業予測等を加味した株式価値の算定を依頼し、その得られた数値を確報値として譲渡対価算定の基礎とすることを前提に、当該代替許可の申立を行うこと等が考えられる。

なお、事後的な調整の具体的な方法については、個々のケースに応じて柔軟に対応するべきと考えられる。

IV-8-7-2 主な着眼点及び監督手法・対応

上記IV-8-7-1を踏まえ、G-SIFIsに選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsを含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、当該金融機関の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等を円滑に実施するためのバリュエーションを実行可能とする態勢整備に係る検証（IV-8-8に記載するテストの実施を含む。）を求めるものとする。当該検証においては、以下の点に留意することとする。また、監督手法・対応については、IV-8-3-3と同様とする。

（1）バリュエーション1

- ① グループ全体の再建可能性を判断するため、海外法域における現地規制等も踏まえた移動可能な資本・資産（余剰 TLAC を含む。）について把握することができる態勢を整備しているか。
- ② 海外を含めた子会社の財務状況について、海外法域における危機時のバリュエーションに係る規制等を十分に把握したうえで、適時に把握・報告する態勢を整備しているか。親会社等からのグループ内支援が必要な場合（サポート契約や余剰 TLAC の配賦を含む。）については、その額を適時に把握する態勢を整備しているか。
- ③ 主要子会社について、直近の財務諸表作成以降に純資産の額への影響の観点から時価の再評価が必要な資産・負債について、適時の算出が可能な態勢を整備し、評価の前提、評価モデル及び算出期間等を検証・確認しているか。

（2）バリュエーション2

- ① その他 Tier1 資本調達手段・Tier2 資本調達手段（いずれもバーゼルⅢ適格であるものに限る。）及び内部 TLAC について、元本の削減又は株式への転換後の国内処理対象会社（単体）及びグループ連結の財務諸表の算出が可能な態勢を整備しているか。
- ② 国内処理対象会社（単体）に関して、直近の財務諸表作成以降に純資産の額への影響の観点から時価の再評価が必要な資産・負債について、適時の算出が可能な態勢を整備し、評価の前提、評価モデル及び算出期間等を検証・確認しているか。

（3）バリュエーション3

- ① 前述のように、譲渡対価の算定にあたっては、客観性・合理性のある評価方法（例えば、ファイナンシャルアドバイザーその他の外部専門家の意見・評価を取得する等）によって算定することが望ましい。
- ② 円滑な事業譲渡等を実現する観点から、事業譲渡に必要な対価を算出するために必要な情報を外部の専門家等へ適時・適切に提供する態勢を整備しているか。

（4）バリュエーション1～3共通

- ① 上記（1）～（3）を実施可能とするために、適切なガバナンス態勢が整備されて

いるか。

- ② 上記（１）～（３）による評価を適時に当局へ報告する体制が整備されているか。

IV－８－８ 秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテスト

IV－８－８－１ 意義

秩序ある処理等の円滑な実施のためには、平時から破綻処理準備態勢等を自己検証（テスト）することにより、破綻処理の実効性を高めることが重要である。例えば、金融機関において、再建計画の実行及び秩序ある処理等にかかる手順をプレイブックとして文書化したうえで、当該文書に基づく演習を実施して破綻処理準備態勢等の実行可能性を検証し、問題が認められる場合には改善していくことを通じて、継続的な高度化に取り組むことが期待されている。

IV－８－８－２ 主な着眼点及び監督手法・対応

G-SIFIs に選定された金融機関（最終指定親会社告示に指定された G-SIBs を含む。）及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して、当該金融機関の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテストにおいて、以下の点に留意して確認するものとする。また、監督手法・対応については、IV－８－３－３と同様とする。

- ① 本監督指針で金融機関に求められる破綻処理準備態勢等に基づいた危機時における実際の対応手順（例えば、再建計画の実行及び秩序ある処理等に係る金融機関内部の意思決定プロセスや当局・関係者等とのコミュニケーションプロセス等）をプレイブックとして文書化しているか。
- ② プレイブックに基づき、検証内容に応じて、経営陣や海外拠点も含めたシミュレーション形式での演習等を実施したうえで、破綻処理準備態勢等の実行可能性について内部監査部門や第三者等を交えた効果的な検証を行い、その検証を通じて破綻処理準備態勢等の改善点を確認し、高度化を図るといった、いわゆるPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。
- ③ テスティングに関する方針やテーマを明確にしたうえで、中期の計画を策定しているか。
- ④ 上記を実行するために必要な態勢整備を行っているか。

V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）

V-1 経営管理（第二種金融商品取引業）

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う者に限る。Vにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

V-1-1 金融商品取引業者の役員

（1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからリまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

（2）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第7号、第9号若しくは第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等

（1）主な着眼点

V-3-1に規定する事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。Vにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。

(2) 監督手法・対応

V-3-1に規定する事項は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保等に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無等を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。

V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）

V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性

V-2-1-1 勧誘・説明態勢

（1）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等（金商法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者（以下「自己募集業者」という。）、同項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」という。以下同じ。）を行う者をいう。）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。

- ① 金商法第37条の4第1項に規定する契約締結時の書面に記載すべき事項
- ② 金商業等府令第108条第1項各号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項
- ③ 上記①及び②に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）

（2）投資信託の勧誘に係る留意事項

投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。

また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、みなし有価証券販売業者等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。

以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、例えば、以下の点にも留意して監督するものとする。

- ① 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。②及び③において同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。
 - イ. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）
 - ロ. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファン

ド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率)、信託財産留保額等)

- ② 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。
- ③ 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。
- ④ 高齢顧客への勧誘による販売に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（３）に準ずる。
- ⑤ NISA制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（８）に準ずる。
- ⑥ 特定資産以外の資産へ投資する投資信託等の販売に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（９）に準ずる。

(3) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項

投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短時間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。

こうした点を念頭に、みなし有価証券販売業者等が、顧客の理解度に応じて、投資信託等の乗換えの投資目的との整合性を含め、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項の説明を行っていない場合において、実効的な検証を行うために必要な社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第123条第1項第9号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。なお、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項としては、例えば、投資信託等の販売にかかる一般的な説明事項のほか、解約する投資信託等の概算損益や、解約する投資信託等と取得する投資信託等の商品性や費用等の比較といった事項等が含まれ得るものの、個別の事案毎に顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なり得ることに留意するものとする。

(4) ファンドに関する説明義務に係る留意事項

① ファンドに関する説明義務に係る留意事項

金商法第2条第2項第5号及び第6号では、集団投資スキーム（ファンド）及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しく

は私募を行う者の中には、金商法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられる。

そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。

特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、金商法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携の下、適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。

② 契約締結前の書面交付に係る留意事項

金商業等府令第92条の2第1項第3号に規定する「事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性」としては、具体的には、(i) 顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要、(ii) 顧客は出資した金銭の実際の用途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること、(iii) 出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではないこと等について記載するものとする。

(5) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）

みなし有価証券販売業者の中には、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託受益権について金商法第28条第2項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「信託受益権販売業者」という。）があるが、これらの者が取り扱う信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するものについても、原資産の情報が投資者に適切に伝達されることが重要である。そのため、信託受益権販売業者がこのような信託受益権の販売等を行う場合においても、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」に準じて、以下のような点に留意するものとする。

なお、信託受益権販売業者が単なる売買の媒介しか行わないなど限定的な役割しか担わない場合であっても、投資者と接点を有する限りにおいては、実務上可能な範囲で協力をすることが望ましい。

- ① 販売に先立ち、原資産の内容やオリジネーターのリスクの継続保有状況、リスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行っているか。
- ② 販売の際に、格付けのみに依存することなく、原資産のリスク、格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。
- ③ 投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する

情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。

- ④ 市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たっては、情報利用者による意図的な特定の利用に資することを優先した恣意的な算定等がなされていないか。

(6) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-1-2 取引一任契約等

(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号ロの規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されていること。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっていること。

(2) みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の価格（あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。）以上（売り注文の場合）又は以下（買い注文の場合）。
- ② 特定の価格を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ みなし有価証券販売業者等に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該みなし有価証券販売業者等が裁量で定めること（いわゆる「CD注文」）。
- ④ 一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること。（いわゆる「VWAPターゲット注文」が含まれる。）

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-1-3 誤認防止措置

(1) 他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合には、顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点について顧客に十分に説明しているかに留意して検証することとする。

- ① 当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関は、別法人であること。
- ② 当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品・サービスは、当該金融機関が提供しているものではないこと。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の誤認防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-1-4 暗号等資産による出資金等に係る分別管理

みなし有価証券販売業者等が、集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条の3及び金商業等府令第125条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていないなければならない。

また、暗号等資産が出資又は拠出される場合には、当該暗号等資産が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理されなければならない。みなし有価証券販売業者等においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。

V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

V-2-2-1 法令等遵守態勢

市場デリバティブ取引業者（金商法第28条第2項第3号に規定する行為を業として行う者をいう。以下同じ。）が、デリバティブ取引市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいてはデリバティブ取引市場の信頼を確保する上で重要である。

こうした市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

なお、市場デリバティブ取引業者が、通貨関連市場デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項第1号及び第3号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に関し顧客から金銭の預託を受ける場合には、当該行為が有価証券等管理業務に該当するため、第一種金融商品取引業の登録が必要であることに留意する。市場デリバティブ取引業者が通貨関連市場デリバティブ取引等に関し顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の法令等遵守態勢に係る留意事項及び監督手法は、Ⅳ-3-3-1に準ずるものとする。

V-2-2-2 勧誘・説明態勢

（1）広告等に係る留意事項

- ① 取次ぎ等が行えるデリバティブ取引市場又は海外のデリバティブ取引市場等について誤解させるような表示をしていないか。
- ② ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。
- ③ セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合も含む。）。この場合、金商法第38条第6号（いわゆる「再勧誘の禁止」）の規定に該当することに留意するものとする。

（2）説明書類に係る留意事項

「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法並びに内部監査体制について、記載することとする。

（3）市場デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項

市場デリバティブ取引業者が、市場デリバティブ取引を行うときの顧客に対する注意

喚起に係る留意事項は、Ⅳ－３－３－２（３）に準ずるものとする。

（４）契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第82条第4号口に規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。
- ② 金商業等府令第82条第8号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。
- ③ 金商業等府令第93条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引等に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、最低証拠金に関する事項を含むものとする。
- ④ 通貨に係る取引である場合、金商業等府令第93条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。

（５）通貨関連市場デリバティブ取引等業者の説明責任に係る留意事項

通貨関連市場デリバティブ取引等業者が、顧客から預託を受けた金銭を取引所に預託せずに管理する場合の説明事項に係る留意事項は、Ⅳ－３－３－２（４）⑥に準ずるものとする。また、通貨関連市場デリバティブ取引等業者が行うロスカット取引に関する説明事項に係る留意事項は、Ⅳ－３－３－２（４）⑦に準ずるものとする。

（６）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された市場デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V－２－２－３ 投資者に対するチェック機能の発揮

Ⅳ－３－２－３（４）の規定は、市場デリバティブ取引業者について準用するものとする。

V-2-2-4 取引一任契約等

(1) 関係外国金融先物取引業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されていること。
- ② 帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理されることとなっていること。

(2) 市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について

金商業等府令第123条第1項第13号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の対価の額又は約定数値（あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。）以上又は以下。
- ② 特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したもの。
- ③ 市場デリバティブ取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又は約定数値について当該市場デリバティブ取引業者が裁量で定めること。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-2-5 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢

顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（8）②の各規定に準ずるものとする。

V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性

みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱い

であって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。

このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。

(1) 電子記録移転有価証券表示権利等の私募の取扱いの場合

- ① 顧客が適格投資家であることを確認しているか。
- ② 取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。
- ③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。
- ④ 私募の取扱いの対象となる電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値について、適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置が講じられているか。

(注) 適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置としては、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値の譲渡につき発行者又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者の事前承諾が要件とされており、かつ、当該承諾を行う者において、あらかじめ譲受人が適格投資家であることが適切に確認されない限り、譲渡の効力が生じないような措置等が考えられる。

- ⑤ 上記④の措置の実効性を確認しているか。
- ⑥ 上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。
- ⑦ 上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。

(2) (1) 以外の場合

- ① 顧客が適格投資家であることを確認しているか。
- ② 取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。
- ③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。
- ④ 金商業等府令第16条の5第2項各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。
- ⑤ 上記④の契約内容の履行状況を確認しているか。
- ⑥ 上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。
- ⑦ 上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。

V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性

V-2-4-1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。

V-2-4-2 電子募集取扱業務の適切性

金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

V-2-4-2-1 法令等遵守態勢

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

V-2-4-2-2 勧誘・説明態勢

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は、組合契約等の概要や、ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、投資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。

V-2-4-2-3 投資者保護のための情報提供

電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。

(1) 商号等の表示

電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第二種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の4の3第3項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。

(2) 投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示

電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の2第3項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。

- ① 当該事項をホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示しているか。また、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。
- ② 当該事項をホームページで表示する趣旨や当該事項の記載方法に関する規定の趣旨

等を踏まえ、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

- ③ 当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。

V-2-4-3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性

電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、V-2-4-2のほか、以下の点に留意して検証することとする。

V-2-4-3-1 業務管理体制

(1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査

金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。

(2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点

- ① 金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。

イ. 応募額が目標募集額に到達しなかった場合であっても有価証券を発行する場合には、発行者の事業計画の内容及び資金用途等との関係で有価証券を発行することが合理的と認められる理由を投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。

ロ. 応募額が目標募集額を超える場合に当該超過分についても有価証券を発行する場合には、目標募集額を上回る金額についての資金用途及び発行者の事業計画の内容に与える影響等について投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。

- ② 目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第5号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金（これに類するものを含む。第7号及び第83条第1項第6号二において同じ。）の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がと

られているか。

(3) 申込みの撤回等に関する留意点

電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、申込撤回期間において、相手方が申込みの撤回等を行うことができることを確認するための措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。
例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。
- ② 投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。

(4) 事業の状況についての情報提供の確保

発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。

V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性

第二種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の4の3第4項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（金商法第29条の4の3第4項に規定する有価証券をいう。V-2-4-4において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第二種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、V-2-4-2及びV-2-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。

V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢

(1) 着眼点

第二種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われ

るものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 3 の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

（２）監督手法・対応

第二種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めると通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点

（１）基本的留意事項

第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。（２）及び（３）において同じ。）の発行価額の総額が 1 億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（特定投資家を除く。（２）及び（３）において同じ。）が払い込む額が 50 万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 金商業等府令第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第 2 条第 8 項第 7 号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。
- ② 金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得

している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額) について適切な方法により確認しているか。

(2) 第二種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点

第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超える場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。

(3) 監督手法・対応

第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めると通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-2-5 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性

(1) 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、V-2-1又はV-2-3に加え、IV-3-6を準用して監督するものとする。

(注) 金融商品取引業者が電子募集取扱業務を行う場合にあっては、V-2-4もあわせて参照する。

(2) 金融商品取引業者による募集の取扱い等が可能である、定義府令第9条の2に基づいて電子記録移転権利から除かれる電子記録移転有価証券表示権利等(以下「適用除外電子記録移転権利」という。)は、保有者が定義府令第9条の2に規定する要件を満たす必要がある。このため、保有者となる顧客属性の管理やその権利等の譲渡の仕組みが重要であるところ、特に、金融商品取引業者が以下の点に留意して顧客属性の管理等を行っているかを確認するものとする。

① 適用除外電子記録移転権利の発行又は移転に際して、あらかじめ、発行者又はその取扱いを行う金融商品取引業者において、当該権利等を保有しようとする者が定義府

令第9条の2第1項第1号に規定する要件を満たす者であるかを確認しているか。

- ② 適用除外電子記録移転権利に係る財産的価値の移転について、その都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾が必要な技術的措置がとられていることを確認しているか。なお、契約等において権利等の移転の申込みが発行者に到達した場合に承諾があったものとみなされることとされている場合や、譲渡契約の成立をもって自動的に発行者の承諾があったものと扱われる仕組みを用いる場合等は、当該要件を満たしているとはいえないことに留意する。
- ③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。
- ④ 上記①及び②の措置の実効性を確認しているか。
- ⑤ 上記①から④までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。
- ⑥ 上記①から⑤までの手続を社内規程として定めているか。

V-2-6 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について

金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も最低資本金規制(個人にあっては、営業保証金規制)のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産手続・再生手続・更生手続の開始の申立て(以下「破産等手続開始の申立て」という。)を行うおそれに留意が必要である。また、例えば金融商品取引業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、投資者保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実確認等に努めていくことが必要である。

こうした点を踏まえ、監督当局において金融商品取引業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ-3-2に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。

なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。

(1) 金融商品取引業者に財務上の問題を把握した場合の対応

- ① 対象業者の財務の状況、顧客との契約の状況(みなし有価証券販売業者等においては取り扱っているファンドが現に行っている事業の状況を、信託受益権販売業者においては取り扱っている信託受益権の原資産の状況を含む。)をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。
- ② ヒアリングの結果、投資者保護上問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。
- ③ 報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られない場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対

応も検討するものとする。

(2) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

- ① 金商法第 50 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ③ 上記②の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅴ－２－６において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

(4) 破産手続開始の決定がされた場合

- ① 金商法第 50 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。

(5) 営業所を確知できない場合

金商法第 52 条第 4 項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から 30 日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。

(6) その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合

- ① 任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ② 当該金融商品取引業者が上記①のヒアリングに応じない場合や、上記①のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者の業務の継続に懸念が認められる場合は、金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握

するものとする。また、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

V-2-7 協会未加入業者に関する監督上の留意点

(1) 主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（個人である場合を除く。V-2-7において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2) 監督手法・対応

協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）

V-3-1 登録

（1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

- ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。
 - イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
 - ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
 - ハ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
 - ニ. 営業部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。
 - ホ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - b. ディスクロージャー
 - c. リスク管理
 - d. 電算システム管理
 - e. 売買管理、顧客管理
 - f. 広告審査
 - g. 顧客情報管理
 - h. 苦情・トラブル処理
 - i. 内部監査
- ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
 - イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。

- ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。
 - ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。
- （注）個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。

（2）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

- ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はV-2-7に準じた監督上の対応がとられること。
- ② 協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する可能性があること。

V-3-2 外務員登録

（1）登録対象となる外務員の範囲

金融商品取引業者（市場デリバティブ取引業者に限る。V-3-2において同じ。）の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、金商法第64条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明
- ② 金融商品取引等の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ⑤ 金商法第64条第1項第3号に掲げる行為を行う者

（2）届出事項

金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は金商法第64条の4第4号には該当しないことに留意するものとする。

V-3-3 営業保証金の供託等に係る留意事項

- (1) 金融商品取引業者が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託をした後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本について、別紙様式V-1による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管していた供託書正本を金融商品取引業者に返還する。
- (2) 金融商品取引業者が既に供託している有価証券の償還金の代供託を行うため、供託所に代供託・付属供託請求書を提出した後、その受入証書正本を届け出てきた場合は、下記(5)に準じ保管証書を交付するとともに、既に受理保管していた原供託書正本を金融商品取引業者に返還する。
- (3) 金融商品取引業者から営業保証金に代わる契約の内容の変更又は解除の承認申請があった場合において、投資者保護に欠けることがないと判断するときは、別紙様式V-2による保証契約変更承認書又は別紙様式V-3による保証契約解除承認書により、当該申請を承認する。
- (4) 営業保証金取戻し公告は、別紙様式V-4により行う。
- (5) 供託書正本を受理した場合は、別紙様式V-5による保管証書を交付する。
- (6) 登録申請者等に対して、金商法第31条の2第9項の規定に基づき国債により営業保証金を供託している場合、国債ニ関スル法律により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となる旨を周知する。

V-3-4 電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係

金商業等府令第181条第1項第5号ロに規定する「第146条の2第1項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録」には、当該事項を表示したホームページを印刷したものを含み、当該書類を電磁的記録をもって作成する場合には当該ホームページを電磁的方法で保存することを含むものとする。

VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

VI-1 経営管理（投資運用業）

金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。VIにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

VI-1-1 金融商品取引業者の役員

（1）主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからリまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

（2）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等

（1）主な着眼点

VI-3-1に規定する事項に照らし、金融商品取引業（投資運用業に限る。VIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。

(2) 監督手法・対応

VI-3-1に規定する事項は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成等の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2 業務の適切性（投資運用業）

VI-2-1 法令等遵守態勢

投資者の資産運用において重要な役割を担っている金融商品取引業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金商法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。また、金融商品市場における市場プレイヤーとしても健全かつ適切に業務を運営することが求められる。

こうした金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性

投資一任業者（投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）に基づき、同号に掲げる行為を業として行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

VI-2-2-1 業務執行態勢

（1）運用財産の運用・管理

投資一任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

- ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。
- ② 運用部門における運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の運用方法が、具体的に定められているか。
- ③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。
- ④ 金商法第42条の3の規定により権利者（金商法第42条第1項に規定する権利者をいう。以下同じ。）のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。
- ⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。

- ⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資一任契約及び運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。
- ⑦ 運用財産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか。特に、運用財産に非上場の株式・債券等が組み入れられている場合、適正な時価を把握する体制を整備しているか。
- ⑧ 運用財産の管理について権利者（特定投資家を除く。以下⑧～⑩までにおいて同じ。）が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券（金商業等府令第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下⑧～⑩までにおいて同じ。）に投資する際、信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置として、（i）当該信託会社等が対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者から直接に通知を受けられることを確保するための措置、または、（ii）当該信託会社等が当該対象有価証券の価額について、当該価額の算出を行う者に対し直接に確認することができることを確保するための措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。
- ⑨ 運用財産の管理について権利者が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券に投資する際、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産に係るファンド監査（金商業等府令第130条第4項に規定するファンド監査をいう。以下同じ。）が行われるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、当該ファンド監査が行われているかを定期的に確認しているか。さらに、投資一任業者がファンド監査に係る外部監査人の選任に関与する場合にあっては、その監査の独立性・実効性の確保に努めているか。
- ⑩ 運用財産の管理について権利者が信託会社等への信託をする場合において、対象有価証券に投資する際、信託会社等がファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けられるために必要な措置が講じられるよう適切な態勢整備が行われているか。また、投資一任業者が、当該対象有価証券への投資後においても、かかる措置が確保されているかを定期的に確認しているか。

（2）取引の執行

投資一任業者は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資一任業者の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。）

イ. 部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

ロ. 取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

ハ. 顧客への開示及び顧客の同意

顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

② 一括発注による取引

複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資一任業者が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた態勢整備等が行われているか。

③ 運用財産相互間における取引

運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。

他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。

金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資一任業者が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。

投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針（投資一任業者がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。

他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。

こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてト

レーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれ無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量が与えられていないもの。）

- ロ． 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）
- ハ． ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）
- ニ． 契約又は信託約款等の規定に基づき系統的に運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）
- ホ． 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資一任業者以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）
- ヘ． 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

（3） 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の業務執行態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-2-2 勧誘・説明態勢

（1） 誇大広告の禁止等

- ① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）
- ③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと

等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

(2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項

- ① 投資一任業者が投資一任業に係る業務以外の業務を行う場合で、投資一任業に係る業務の報酬と当該業務以外の業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収するときは、金商法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資一任に係る業務に対する報酬の額と当該業務以外の業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。
- ② 金商業等府令第96条第1項第1号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類(個別運用、同一運用(複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客ごとに個別に管理されるものをいう。以下同じ。))、合同運用(複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものをいう。以下同じ。))、その他具体的運用方法の種類)を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。
 - イ. 同一運用する場合
 - a. 同一運用する資産を管理する機関に関する事項
 - b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - ロ. 合同運用する場合
 - a. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項
 - b. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
 - c. 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - d. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法(合同運用から中途脱退する場合を含む。)に関する事項
- ③ 金商業等府令第96条第1項第3号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」には、金商法施行令第16条の12各号に掲げる者(以下「再委任先」という。)の商号、住所、代表者氏名及び再委任の範囲を含む。
- ④ 金商業等府令第96条第1項第6号に規定する「財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの(これらに相当するものを含む。)が該当する。
 - ・金商法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に係るもの(VI-3-2-3(1)④において「財務諸表監査」という。)及び同第2項の規定に基づく監査証明に係るもの(VI-3-2-3(1)④において「内部統制監査」という。)
 - ・会社法に基づく会計監査人による監査

- ・ 監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements (SSAE) No.16「Reporting on Controls at a Service Organization」（米国公認会計士協会）、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) No. 3402「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」（国際監査・保証基準審議会）等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務（VI-3-2-3（1）④において「内部統制保証業務」という。）
- ・ 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証

- ⑤ 金商業等府令第96条第2項第3号に規定する「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を記載する。
- ⑥ 金商業等府令第96条第2項第3号に規定する当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。
- ⑦ 金商業等府令第96条第1項第3号に掲げる事項について、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

（3）契約締結時の書面交付に係る留意事項

- ① 金商業等府令第107条第1項第6号の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。
- ② 金商業等府令第107条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。
 - イ. 同一運用する場合
 - a. 同一運用する資産を管理する機関に関する事項
 - b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - ロ. 合同運用する場合
 - a. 合同運用する資産の規模に関する事項
 - b. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項

- c. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
 - d. 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - e. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項
- ③ 金商業等府令第107条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委任先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。
- ④ 金商業等府令第107条第1項第7号に掲げる事項について、投資一任契約に基づく投資判断を行う者の氏名又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名に代わり、当該投資判断又は投資を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該投資判断又は投資を行う者の氏名に係る記録が、投資一任業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

（４）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-2-3 弊害防止措置・忠実義務

（１）二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資一任業者が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

（２）投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

(3) 権利者への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資一任業者がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の弊害防止措置等に関する課題については、権利者に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-2-4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置

投資一任業者が代理・媒介業者（代理・媒介業（金商法第2条第8項第13号に規定する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該代理・媒介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢の確立につき指導するとともに、当該代理・媒介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要である。その法令違反に係る防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

VI-2-2-4-1 代理・媒介業者の選定等

(1) 代理・媒介業者の選定に係る留意事項

- ① 代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。
- ② 代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を

損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者（代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資一任契約を締結する投資一任業者をいう。VIにおいて同じ。）のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。

（２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された所属業者による代理・媒介業者の選定に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、所属業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-2-4-2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置

（１）代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備

- ① 代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか（代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む）。
- ② それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。

（２）代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項

- ① 所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリングを実施しているか。
 - イ. 代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る業務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
 - ロ. 代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- ② 上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

(3) 代理・媒介業委託契約の解除のための措置

代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

(4) 苦情処理のための措置

代理・媒介業者が行う代理・媒介業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(5) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、所属会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-2-5 その他留意事項

(1) 取引決済のための口座

- ① 投資一任業者は、自己の計算で行う取引について、金商法第42条の5ただし書の行為による取引の決済のための口座を利用してはならないことに留意する。
- ② 投資一任業者が、顧客から一任された投資判断に基づく投資に係る取引と自己の計算で行う取引を一括して発注するために当該決済口座を利用することは、金商業等府令第130条第1項第11号の「当該取引の決済以外の目的で当該口座を利用」することとなることに留意する。

(2) 現金担保の再投資についての留意事項

証券の貸し手（及び／又はその代理業者）である投資一任業者は、担保付きで行う証券の貸借取引の際に受領した現金担保を再投資する場合には、それがレバレッジをかけて運用していると認められる場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言6を踏まえ、以下のような点に留意することとする。

① ハイレベル原則

- イ. 現金担保の再投資に係る戦略や投資ガイドラインを策定するにあたっては、証券の借り手によっていつでも現金担保の払戻し請求がされ得る可能性に鑑み、合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有する資産を保有している

- かを検討のうえ、関連する流動性リスクを管理する措置を講じることとしているか。
- ロ. 現金担保を再投資するにあたっては、元本の保全を主な目的の一つとして実施することとしているか。特に、現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定するにあたっては、現金担保の再投資の対象資産の市場の流動性が低下し、当該資産の流動化が損失を招くような状況において、予期せぬ多額の現金担保の払戻し請求があった場合に当該請求に応じることができるか否かを勘案することとしているか。
- ハ. 現金担保の再投資は、証券の貸し手である投資一任業者が定め、社内で承認を受けた投資方針に沿って実施されることで、当該投資一任業者のリスクプロファイルに重大な追加的リスクが生じないようにすることとしているか。現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを策定・承認するにあたっては、自社の活動全体に対する当該活動の規模を勘案することとしているか。
- ニ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインが、正式に文書化され、現金担保の実質保有者に通達されることとしているか。
- ホ. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを、明示的に承認し、正式に文書化し、定期的に見直しを行うこととしているか。当該ガイドラインは、①のハイレベル原則に沿った内容となっているか。証券の貸し手の代理業者である投資一任業者は、全ての顧客がこのような現金担保の再投資に係る投資ガイドラインを備えていることを確認しているか。
- ヘ. 現金担保の払戻し請求に備えて保有する資産は、非常に流動性の高い、透明性のある価格設定がされたものであり、少なくとも日次で値洗いされ、必要な場合には売却前の評価額に近い価格での売却が可能か。
- ② 流動性リスク、信用リスク、及びその他のリスク
- イ. 現金担保を再投資するにあたって、次のような点に留意することとしているか。
- a. 内在する満期ミスマッチを抑制する措置を講じているか。
- b. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるに足る十分な流動性を有し、かつリスクの低い資産（ストレスシナリオに備えるためのバッファーを含む。）を保有しているか。
- c. 現金担保の再投資に係る投資ガイドラインに基づくリスク管理態勢を構築しているか。
- ロ. 現金担保の再投資に係るポートフォリオ制限や、現金担保の払戻し請求に備えた流動性バッファーについて、次のような要件を策定し、継続的に遵守しているか。
- a. 合理的に予想される現金担保の払戻し請求に応じるべく、短期間（例えば、「一日」や「一週間」）で容易に換金可能な再投資先として、次のようなポートフォリオに最低限の割合を設定しているか。
- ・ 短期預金（信用力の高い金融機関に預け入れられるものに限る。）
 - ・ 極めて流動性の高い短期金融資産（例えば、信用力の高い短期国債や債券）
 - ・ 短期取引（例えば、極めて流動性の高い資産を裏付とするオーバーナイトのリースレポ取引）
- b. 再投資先のポートフォリオについて、WAM（加重平均満期）及び／又はWAL

(加重平均残余期間)に一定の上限を設定しているか。

- c. 再投資先の個々の組入資産の残存期間について、流動性に応じた資産区分によって異なる上限を設定しているか。

③ ストレステスト

イ. 合理的に予想される、及び予期せぬ現金担保の払戻し請求に応じることができるかを評価すべく、継続的にストレステストを実施することとしているか。

ロ. 上記イのストレステストは、現金担保の再投資先のポートフォリオの流動性を評価するにあたって、次のようなストレスシナリオを設定しているか。

- a. 金利変動
- b. 想定を超える金額の現金担保の払戻し請求
- c. 貸付証券を含むファンドの投資家からの想定を超える償還請求
- d. 現金担保の再投資先のポートフォリオにおける信用力の変動

④ 開示

イ. 証券の貸し手の代理業者である投資一任業者は、証券の実質保有者である顧客に対し、十分な頻度で、貸付証券のポートフォリオ及び現金担保の再投資先のポートフォリオの構成銘柄及び評価額に係る開示を行っているか。

ロ. 上記イの開示事項として、少なくとも次のようなものが含まれているか。

- a. 現金、又は流動性ホライズンが「一日」や「一週間」の現金同等物で保有している資産の割合
- b. 現金担保の再投資先のポートフォリオのWAM（加重平均満期）及び／又はWAL（加重平均残余期間）
- c. 個別投資の最長残存期間
- d. 「流動性の低い証券」（その定義の仕方を含む。）で保有している資産の割合
- e. 貸付証券を含むファンドにおける以下の項目の最大エクスポージャー
 - ・ 個別証券
 - ・ 発行体
 - ・ 資産の種類
- f. 有担保エクスポージャーと無担保エクスポージャーの配分
- g. リバースレポ取引で受領した担保の配当
- h. 現金担保の再投資先のポートフォリオの平均利回り
- i. ストレステストの結果

(3) レポ形式の取引についての留意事項

投資一任業者が担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買（以下「レポ形式の取引」という。）を行うとき（その代理業者である場合を含む。）には、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言9を踏まえ、担保の評価及び管理について、以下のような社内規定等を策定しているか。

① 担保の種類

レポ形式の取引に係る担保としては、取引相手の破綻時であっても次のような要件を満たすものだけを認めることとしているか。

- イ. 法令等に反することなく一定期間保有することが可能であること。
- ロ. 評価が可能であること。
- ハ. 適切なリスク管理が可能であること。

② コンティンジェンシープラン

- イ. 市場で最大規模の取引相手が破綻した場合（市場のストレス時を含む。）のコンティンジェンシープランを策定しているか。
- ロ. 上記イのコンティンジェンシープランには、次のような項目が含まれているか。
 - a. デフォルト後の担保の管理方法
 - b. 秩序ある方法での担保の流動化の可否

③ マージンコール

- イ. 担保及び貸付証券の値洗いを少なくとも日次で行うこととしているか。
- ロ. マージンコール（値洗いにより生じた担保金の過不足を期間内にいつでも請求することができる権利のことをいう。）を少なくとも日次で行うこととしているか。

（４）監督手法・対応

日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された、取引決済のための口座、現金担保の再投資及びレポ形式の取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

（５）金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロの解釈について

金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号ロからホまでに規定する契約は、金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約に該当しない。

（６）厚生年金保険法の規定による投資一任契約についての留意事項

- ① 顧客である存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 3 条第 11 号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）が、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号）第 1 条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第

39条の15第1項の規定により、特定の運用方法に集中しない方法により年金給付等積立金を運用するよう努めなければならないとされていること（以下「分散投資義務」という。）を踏まえ、存続厚生年金基金により分散投資義務が履行されていないおそれがあることを認識した場合に、当該存続厚生年金基金に対してその旨を通知するための適切な態勢が整備されているか。また、当該通知を行ったにもかかわらず、なお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合において、例えば運用指針の変更の検討を当該存続厚生年金基金に対して求める等、協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお分散投資義務に違反するおそれが解消しない場合においては、最終的に投資一任契約の解除を含めて検討を行う等、当該存続厚生年金基金が分散投資義務を履行することを確保するための必要な方策を講じることとしているか。

- ② 存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的等について把握し、当該存続厚生年金基金から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該存続厚生年金基金に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。
- ③ 存続厚生年金基金から、廃止前厚生年金基金令第30条第3項の規定に違反して、運用財産の運用に関して、特定の債券・株式・受益証券等を取得又は処分する等の指図（以下「個別指図」という。）がなされた場合に、当該指示に基づく運用に応じないこととする等、金商業等府令第130条第1項第13号を遵守できるよう適切な態勢が整備されているか。また、存続厚生年金基金による個別指図を促すような商品勧誘や説明を行わないよう適切な態勢が整備されているか。

なお、以下の行為は、金商業等府令第130条第1項第13号に反しない。

- ・ 存続厚生年金基金から、(i) 投資一任業者の自社系ファンド（ファンドの設定者又は運用会社が、当該投資一任業者、金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等であるファンドをいう。）の取得等に関する指図（運用指針や契約書等に明記する場合を含む。）、(ii) 特定の銘柄の有価証券の取得の禁止に関する指図、(iii) 1銘柄または1業種に対する投資比率制限等の運用方針に関する指図を受けた場合に、これに応じること
 - ・ 投資一任業者が、投資一任契約の勧誘に際し、当該契約の締結後に当該契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金商業等府令第96条第4項に規定する対象有価証券をいう。）を投資の対象とする方針である場合において、存続厚生年金基金に交付する契約締結前交付書面に、当該有価証券について記載し、説明する行為
- ④ 投資一任業者が、運用成績の説明等のため、金融商品取引業を行う者を帯同して顧客である存続厚生年金基金を訪問する際、当該訪問における説明等が、実質的に当該金融商品取引業を行う者の組成する商品等の勧誘となり、存続厚生年金基金の個別指図を促すようなものとならないよう適切な態勢が整備されているか。
- ⑤ 年金給付等積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること

のないよう適切な態勢が整備されているか。

- ⑥ 金商業等府令第96条第2項第2号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューデリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則や業務マニュアル等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューデリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。

(注) 投資一任業者は、顧客である存続厚生年金基金に対し、必要なリスク説明等を行うことが求められているが、当該リスク説明等を行ったことのみによって、投資一任業者としての善管注意義務を免れるわけではないことに留意するものとする。

VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

投資信託委託会社等（投資信託委託業等（金融商品取引業のうち、金商法第2条第8項第12号イに規定する契約に基づく同号に掲げる行為又は同項第14号に規定する行為（外国投資信託を国内から直接設定・指図する行為を除く。）を業として行うことをいう。）を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

VI-2-3-1 業務執行態勢

(1) 運用財産の運用・管理

家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。

このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

- ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。
- ② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。また、投資信託の運用体制の状況に関し、受益者等に対し、それぞれの投資信託の特性に応じて、例えば以下のような点について分かりやすい明示に努めているか。さらに、ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については、受益者等に対し投資先ファンドの概要（主な投資対象等）や投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率について分かりやすい明示に努めるとともに、販売する金融商品取引業者等

に対して運用管理費用を説明するための情報を提供しているか。

- イ. 運用担当者に係る事項（運用責任者の運用経験年数・経歴等、運用チームの概要等）
- ロ. 運用基本方針を踏まえた具体的な運用に当たっての投資判断の決定プロセス
- ③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。
- ④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。
- ⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。
- ⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資信託約款、資産運用契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。
- ⑦ MRF（投信法施行規則第25条第2号に規定する公社債投資信託をいう。以下⑦及び⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が1口1円を割り込むことで個人投資家の証券取引等に支障が生じることを回避するため、元本に生じた損失の全部又は一部を補填することが例外的に認められるが（金商法第42条の2第6号、金商業等府令第129条の2）、これによりMRFの安定運用や投資信託委託会社等の健全性を害する事態とならないよう、MRFの運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MRF及びMMFの運営に関する規則」を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出される緊急時対応策（以下「コンティンジェンシープラン」という。）については、MRFの安定運用を害する事態を十分に想定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっており、コンティンジェンシープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じた見直しが行われているか。
- ⑧ MMF（投資信託財産の計算に関する規則第59条第1項第2号に規定する公社債投資信託のほか、基準価額が1口1円となるように運用している公社債投資信託（MRFを除く）をいう。以下⑧において同じ。）については、保有債券の突発的な価値の下落等により基準価額が1口1円を割り込む又はその蓋然性が高まることで、投資家による大量の解約請求が行われ混乱が発生する可能性がある。これによりMMFの安定運用や金融システムの健全性を害する事態とならないよう、MMFの運用に当たっては、投資信託協会自主規制規則「MRF及びMMFの運営に関する規則」を遵守しているか。特に、当該規則に基づき金融庁に提出されるコンティンジェンシープランについては、MMFの商品特性等を踏まえ、MMFの安定運用を害する事態を十分に想

定し、その事態に対する対応策が実効的なものとなっているか。また、コンティンジェンシープランの実効性の検証を定期的に行い、必要に応じたコンティンジェンシープランや商品性を見直しが行われているか。

- ⑨ 運用財産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか。特に、運用財産に非上場の株式・債券等が組み入れられている場合、適正な時価を把握する体制を整備しているか。
- ⑩ 正確な基準価額の算出が行われるよう、その算出過程を適切に管理しているか。また、基準価額に著しい変動がある場合にはその原因を把握し、重大な問題が認められた場合には、内部管理部門や取締役会等へ報告を行う等しているか。

(2) 取引の執行

投資信託委託会社等は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も権利者の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資信託委託会社等の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。）

イ. 部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

ロ. 取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

ハ. 権利者への開示及び権利者の同意（投資法人との資産運用契約に係る場合に限る。）

権利者への事前開示及び権利者の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、権利者に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

- ② 一括発注による取引

複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、投資信託委託会社等が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、運用財産間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。

- ③ 運用財産相互間における取引

運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。

他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切

に検証できる態勢が求められる。

金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、投資信託委託会社等が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。

投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針・投資計画（投資信託委託会社等がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流出入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。

他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情が考慮される。

こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。）

ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ハ. ゼラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づき系統的に運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

(3) 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成に係る留意事項

投資信託及び投資法人に関する法律において、投資信託や投資法人は、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものである。こうした投資信

託・投資法人制度の趣旨に照らすと、以下のような商品を組成することは適切ではないことから、当該商品の組成が行われていないかについて留意して監督を行うものとする。

- ① 特定資産以外の資産（以下本（３）において「非特定資産」という。）や非特定資産を投資対象とするファンド出資持分等実質的に非特定資産と同等の性格を有する特定資産（以下本（３）において「非特定資産等」という。）が投資目的となっているような商品（ただし、非特定資産等が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する「公共施設等」等、公共的な性質を有するものである場合には、この限りではない。）
- ② ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、本来の投資目的である特定資産のリスクに比べて、価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような商品

なお、ファンドの投資目的以外の資産への投資に当たり、価格変動や流動性等のリスクの低い非特定資産等に投資するような商品であっても、投資信託・投資法人制度の趣旨に照らして、以下のような商品の組成が行われていないか、特に留意するものとする。
イ．非特定資産を連想させるような名称を付した商品を組成すること。

（４）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資信託委託会社等の業務執行体制に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-3-2 受益者等に対する勧誘・説明態勢

（１）誇大広告の禁止等

- ① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されてい

るか、等について必要な確認を行うものとする。)

- ③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

(2) 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

投信法第13条第1項の規定による受益者への書面の交付に当たっては、用語の解釈は次のとおりとし、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

① 「同種の資産」の解釈

投信法第13条第1項第1号、第2号及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という。)第19条第1項に規定する「同種の資産」には、投資信託約款又は投資法人の規約において投資の対象とする特定資産の内容に制限が付されていることにより、当該特定資産の内容と他の委託者指図型投資信託又は投資法人の投資の対象とする特定資産の内容が競合しない場合を含まない。

② 「管理の委託」の解釈

投信法施行令第19条第3項第1号の「管理の委託」とは、不動産に係るテナントとの賃貸借契約の更改や賃料の収受のテナント管理業務を委託するものをいい、建物の警備や保守等を外部の専門業者に委託する場合を含まない。

(3) 利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付

投信法第203条第2項の規定による投資法人等への書面の交付に当たっての留意事項は、上記(2)に準ずるものとする。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された受益者に対する勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(1) 二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資信託委託会社等が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

(2) 投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

(3) 権利者への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資信託委託会社等がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資信託委託会社等の弊害防止措置等に関する課題については、権利者に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-3-4 投資信託委託会社の業務継続体制（BCM）

(1) 意義・対応

金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている投資信託委託会社においては、

危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアルの策定等を行っておくことが必要である。こうした観点から、投資信託委託会社の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。

（２）主な着眼点

業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、金融商品取引業協会、証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。

例えば、

- ① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- ② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- ③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（投資信託（MMF、MRFを含む。）の解約注文に伴う解約口数の集計、連絡業務（販売会社からの解約連絡受付、集計、受託銀行への連絡等）、基準価額の算出、発表業務、既存ポジションの把握、必要最小限の運用指図業務及び直販顧客に係る解約業務（直販顧客からの解約受付等窓口業務）並びにこれらの業務を遂行するための法令対応（有価証券届出書等の作成・提出等も含む。）、組織管理、システム管理及び危機管理業務等（顧客説明業務を含む。）を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。
- ⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月）

「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）

このほか、基本的に、Ⅲ－２－９に基づき、対応することとする。

Ⅵ－２－３－５ ESG考慮に関する留意事項

（１）意義

名称や投資戦略にESG（Environmental・Social・Governance）を掲げるファンドが国内外で増加しており、運用実態が見合っていないのではないかと懸念（グリーンウォッシュ）

シング問題)が世界的に指摘されている。こうした中、名称や投資戦略にESGを掲げる我が国の公募投資信託について、市場の信頼性を確保し、ESG投資の促進を通じた持続可能な社会構築を図る必要がある。このため、投資家の投資判断に資するよう、ESGに関する公募投資信託の情報開示や投資信託委託会社の態勢整備について、以下の点に留意して検証することとする。

(2) ESG投信の範囲

本監督指針において、ESG投信は、以下に該当する公募投資信託とする。

- ① ESGを投資対象選定の主要な要素としており、かつ、
 - ② 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に①の内容を記載しているもの
- なお、外部委託運用(ファンド・オブ・ファンズ形式を含む。以下同じ。)の場合は、投資戦略やポートフォリオ構成を踏まえ、投資信託委託会社が適切に判断することとする。

(3) 開示

① 投資家の誤認防止

投資家に誤解を与えることのないよう、ESG投信に該当しない公募投資信託の名称又は愛称に、ESG、SDGs(Sustainable Development Goals)、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブルなど、ESGに関連する用語が含まれていないか。

投資対象の選定において、財務指標など他の要素と並ぶ要素としてESGも考慮する公募投資信託について、交付目論見書や販売用資料、広告等のESGに関する記載が、当該公募投資信託がESGを投資対象選定の主要な要素にしていると投資家に誤認されるような説明となっていないか。

ESG投信に該当しない公募投資信託のうち、2023年3月末までに設定されたものについて、その名称又は愛称にESGに関連する用語が含まれている場合には、ESGを投資対象選定の主要な要素としているものではない旨を交付目論見書に明記しているか。なお、上記の場合には、ESGに関連する用語をできる限り速やかに名称又は愛称から除外することが望ましい。

② 投資戦略

ESG投信の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」(ハにおいては、「ファンドの目的・特色」又は「投資のリスク」)に、以下の事項を記載しているか。

- イ. ESGの総合評価又は環境や社会の特定課題等、投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的内容
- ロ. 主要な要素となるESGの運用プロセスにおける勘案方法(関連する基準や指標、評価方法等の説明を含む)
- ハ. 主要な要素となるESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク
- ニ. 持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について、その目的、インパクトの内容、及び目標とする指標・数値、方法論などインパクトの評価・達成方法
- ホ. 投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連する個別の公募投資信託固有の方針又は全社的なステューワードシップ方針がある場合には、当該方針の内容
- ヘ. イ~ホについて、更に詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先

③ ポートフォリオ構成

ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資額(時価ベース)の比率について目標や目安を設定している場合、又は、ESG投信の投資対象の選定において主要な要素となるESGのポートフォリオ全体の評価指標の達成状況について、目標や目安を設定している場合、交付目論見書の「ファンド

の目的・特色」に、当該比率やその他の計数を記載しているか。また、こうした目標や目安を設定していない場合、その理由を説明しているか。

④ 参照指数

公募投資信託の運用において、ESG指数への連動を目指す場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、参照指数におけるESGの勘案方法や当該ESG指数を選定した理由を記載しているか。

⑤ 定期開示

ESG投信の交付運用報告書（上場投資信託の場合には継続的な開示書類。以下同じ。）に、以下の事項を継続的に記載しているか。

イ. 純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資額（時価ベース）の比率について、目標や目安を設定している場合には、実際の投資比率

ロ. 投資対象の選定において主要な要素となるESGのポートフォリオ全体の評価指標の達成状況について、目標や目安を設定している場合には、その達成状況

ハ. 持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について、インパクトの達成状況

ニ. 投資信託委託会社として、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連する個別の公募投資信託固有の方針又は全社的なスチュワードシップ方針がある場合、当該方針に沿って実施した行動

ホ. イ～ニについて、更に詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先

⑥ 外部委託

ESG投信の運用を外部委託する場合、外部委託先に対する適切なデューデリジェンスや運用状況の確認を行い、交付目論見書や交付運用報告書に外部委託運用の②～⑤の内容を反映した開示がなされているか。また、これらの開示が困難な場合には、その理由を説明しているか。

(4) 態勢整備等

① 組織体制

ESGに関連するデータやITインフラの整備、人材の確保等、投資戦略に沿った運用を適切に実施し、実施状況を継続的にモニタリングするためのリソースを確保しているか。

運用を外部委託する場合には、上記のリソースの状況を把握する等、外部委託先に対するデューデリジェンスや(3)②～⑤の内容の確認を行うための体制を整備しているか。

② ESG評価・データ提供機関の利用

公募投資信託の運用プロセスにおいて第三者が提供するESG評価を利用する場合や自社のESG評価に第三者が提供するデータを利用する場合、ESG評価・データ提供機関の組織体制や評価の対象、手法、制約及び目的を理解する等、デューデリジェンスを適切に実施しているか。

VI-2-3-6 その他留意事項

VI-2-2-5 (2) (3) (4)の規定は、投資信託委託業等に係る業務の適切性について準用するものとする。

VI-2-4 外国投資信託委託業に係る業務の適切性

外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用業に係る業務の適切性の検証は、VI-2-3（VI-2-3-2（2）及び（3）、並びにVI-2-3-4並びにVI-2-3-5を除く。）に準ずるものとする。

VI-2-5 ファンド運用業に係る業務の適切性

ファンド運用会社（ファンド運用業（金融商品取引業のうち、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

VI-2-5-1 業務執行態勢

（1）運用財産の運用・管理

ファンド運用会社が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

- ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。
- ② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。
- ③ 運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。
- ④ 金商法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。
- ⑤ 発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められているか。
- ⑥ 投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が金商法第2条第2項第5号に規定する出資者との出資契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。

（2）取引の執行

ファンド運用会社は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技

術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、ファンド運用会社の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 平均単価による取引（約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄ごと・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。）

イ. 部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

ロ. 取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

ハ. 顧客への開示及び顧客の同意

顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の運用財産に係る約定配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

- ② 一括発注による取引

複数の運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄ごと・売買別に合算した後に、金融商品取引業者が予め定めた配分基準により、各運用財産への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記①に準じた体制整備等が行われているか。

- ③ 運用財産相互間における取引

運用財産相互間取引は、一方のファンドの投資者に不利益となるおそれがあり、ファンド間の利益の付け替えといった投資者保護上問題がある行為にも用いられ得ることから、原則として禁止されている。

他方、金商業等府令第129条第1項第1号に規定する取引については、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められているところ、運用財産相互間取引を行うに当たっては、管理部門等が同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たしていることを適切に検証できる態勢が求められる。

金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、ファンド運用会社が運用財産相互間取引を行う場合に、顧客間における公平性の確保及び顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請が満たされている場合をいうところ、運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する）場合は、これに該当する。

投資判断の必要性・合理性の有無の判断に当たっては、各ファンドの投資方針（ファンド運用会社がリスク管理等の観点から社内で設定している投資制限を含む）、ファンドの解約・設定に伴う資金の流入（各ファンドのポートフォリオ維持のために売買を行う必要性等を含む）等の事情が考慮される。

他方、最良執行の観点からは、取引の価額に加えて、取引コストやマーケットイン

パクト軽減等の事情が考慮される。

こうした観点からすれば、以下のような取引についても、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられる（ただし、これらは例示に過ぎず、当該例示に限られるものではない。）。

イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量が与えられていないもの。）

ロ. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ハ. ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引（当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ニ. 契約又は信託約款等の規定に基づきシステムの運用するインデックスファンドに係る取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ホ. 個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、ファンド運用会社以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

ヘ. 銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等（当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの。）

（3）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の業務執行体制に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-5-2 勧誘・説明態勢

（1）誇大広告の禁止等

- ① 運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ② 運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投

投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）

- ③ 運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。（運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。）

（２）契約締結前の書面交付に係る留意事項

ファンド運用会社が投資運用業に係る業務以外の業務（兼業業務）を行う場合であって、投資運用業に係る報酬と兼業業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収する場合は、金商法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資運用業に対する報酬の額と兼業業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。

（３）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-5-3 弊害防止措置・忠実義務

（１）二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

ファンド運用会社が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業務に応じた、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理

規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

(2) 投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者又は利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

(3) 権利者等への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任があるファンド運用会社はその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の弊害防止措置等に関する課題については、権利者又は運用財産に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-5-4 その他留意事項

VI-2-2-5(2)(3)(4)の規定は、ファンド運用業に係る業務の適切性について準用するものとする。

VI-2-6 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項

不動産投資信託をはじめ、不動産関連ファンドは、個人投資家を含む幅広い投資家からの資金を、不動産（原資産を不動産とする金融商品を含む。VIにおいて同じ。）を主たる投資対象として運用する仕組みの金融商品である。これらを運用する金融商品取引業者（以下「不動産関連ファンド運用業者」という。）に係る監督は、投資者の保護と、不動産市場における適正な価格形成機能の発揮の前提となる、デュープロセスの履行、情報開示の実施、利益相反取引防止の取組み等の適切性を確保し、もって投資者に対し忠実に職務を遂

行すること及び善良な管理者としての注意をもって職務を遂行することを求めるものである。

不動産関連ファンド運用業者の監督にあたっては、VI-2-2からVI-2-5までに示された監督上の着眼点及び監督手法・対応をその運用形態に応じて適用するが、追加的に以下の項目についても留意する必要がある。その際、当該業者は、不動産の他の一般の諸財と異なる特性及び投資する際にその特性により生じるリスクについて十分理解・把握した上で健全かつ適切に職務を遂行する必要があることから特に留意して検証することとする。なお、こうした監督は個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意する必要がある。

VI-2-6-1 法令等遵守態勢

不動産関連ファンド運用業者の法令等遵守態勢については、基本的には、III-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、不動産関連ファンドの業務において特有の利益相反取引防止のための施策等を含めた幅広い検証を行うことが必要である。

VI-2-6-2 内部管理態勢

不動産関連ファンド運用業者には、善管注意義務及び忠実義務を課せられていることから、十分な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を構築することが求められている。不動産関連ファンド運用業者の経営陣は、法令遵守を徹底するための諸規程、並びに不動産投資に係るリスクを分析・評価し、適切なリスク管理が行われるような各種リスク管理規程を作成するとともに、その遵守状況を確認する必要がある。

その際、不動産の特性を踏まえたデューデリジェンス態勢を含めた内部管理態勢を構築する必要があることに留意することとする。

VI-2-6-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目

(1) 不動産の取得及び売却の際のデューデリジェンス態勢に係る評価項目

不動産のデューデリジェンスは、不動産の適正な投資価値を把握するための重要な作業であることから、その適切性について、特に以下の点に留意して検証することとする。

なお、経営陣は、デューデリジェンスの適切性を確保するための方策の実施状況及び審査機能の実効性について、問題認識を持ちつつ、内部監査を通して常に把握できる状況でなければならない。

- ① 将来キャッシュフローに与える影響の大きさに鑑み、各種修繕・更新費用等の見積りについて、適切に調査し不動産の評価額に反映させることとしているか。
- ② DCF法は、キャッシュフローに基づく価値を求める方法であり、不動産の評価においては代表的で有効な評価手法であるが、将来予測に基づく前提条件が多く、内容が不明確になるおそれがある。そのため、DCF法を採用する際には、以下について

必要な確認を行い、確認したものは記録を残すこととしているか。

イ. 適用数値（特に将来予測に基づくもの）の妥当性及び判断の根拠

ロ. シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠

ハ. DCF法の適用結果と他の方法・手法の適用結果の比較衡量

③ エンジニアリング・レポート（以下「ER」という。）及び鑑定評価書の作成を委託及び受領する場合には、以下の点に留意することとする。

イ. ER作成業者及び不動産鑑定業者については、客観的基準に基づいた選定等により第三者性が確保されているか。

ロ. ER及び不動産鑑定評価を依頼する際に、ER作成業者及び不動産鑑定業者に対して必要な情報等を提供しているか。また、情報等の提供状況の管理は適切に行われているか。

ハ. 作成を依頼したERを受領する際に、上記ロの情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。

a. 土壌汚染や有害物質の調査においては、必要な調査がなされその調査結果が客観的な根拠により担保されているか。

b. 建物の個別の部位の各種修繕・更新費用等の見積もりにおいて、如何なる修繕が如何なる根拠に基づいて算定されているかについて確認しているか。

c. 対象物件の遵法性の検証に当たっては、法律のみならず地区計画等の条例等まで必要な検証が行われているか。

ニ. 評価を依頼した鑑定業者から鑑定評価書を受領する際に、上記ロの情報等の反映状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。

a. ERの考え方を考慮・反映されたものであるか。また反映していない事項については、その理由及び根拠を確認しているか。

b. DCF法を採用する場合において、将来収支及び稼働率等については、客観的なデータに基づき見積もった上で、妥当性を検証しているか。また、前提条件となるディスカウント・レートやターミナル・レートの見積りも同様に、その水準の妥当性を検証しているか。

c. 不動産そのものの流動性及び不動産の生み出すキャッシュフローに影響を与える可能性のある項目について必要な調査が行われているか。

ホ. デューデリジェンスの結果を踏まえ取得・売却価格を算定する際、ER及び鑑定評価書の記載内容等を活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証するとともに、その根拠を記録保存することとしているか。

（２）利益相反取引防止態勢

経営陣は、利益相反取引が起り得るリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要がある、例えば、以下の点に留意して検証することとする。

- ① 物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合は、当該加減をする幅が市況に鑑み適切であるかについて、定期的に見直しを行う態勢となっているか。また、こうした方針（当該方針を見直した場合は、その理由を含む。）において、適切に公表（私募ファンドにあっては、契約者への通知）を行う態勢となっているか。
- ② 物件情報（売買に係る折衝状況等を含む。）について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることとなっているか。
- ③ 不動産関連ファンドが、第三者が所有する不動産をその売主の希望する時期に取得できない場合において、ウェアハウジング機能を利用するときは、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識し、折衝及び役割分担の明確化並びにデューディリジェンスを適切に行っているか。

(3) 同一の不動産関連ファンド運用業者が複数ファンドからの不動産関連資産の運用受託を行っている場合の留意事項

不動産関連ファンド運用業者が複数のファンドからの運用を受託している場合には、物件情報を入手した時点で、運用する各ファンドで取得が競合することのないような措置を講じているか、各ファンドごとに独立した意思決定が行えるための態勢が整備されているかといった点に留意するものとする。

(4) 海外不動産保有法人の株式取得を行う場合の留意事項

投資法人が海外不動産の取得を行おうとする場合、当該不動産が所在する国の法令の規定、慣行、その他やむを得ない理由によって、投資法人自らが当該不動産の取得等ができない場合においては、当該不動産を保有する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行する株式に係る議決権の総数の過半を取得することができる。その際は、以下の点が全て満たされている必要があることに留意するものとする。

- ① 海外不動産保有法人が、その所在する国において専ら不動産の取得や譲渡等の取引を行うことをその目的としていること。
- ② 海外不動産保有法人の各事業年度の配当可能な額のうち、投資法人の保有する当該海外不動産保有法人の有する株式の数又は出資の額に応じて按分した額（又は当該海外不動産の所在する国における法令若しくは慣行により、割り当てることができる額）の金銭を当該投資法人に支払うこととしていること。
- ③ 海外不動産保有法人が、その財務書類について他人の求めに応じ報酬を得て監査又は証明をすることを業とする者による監査又は証明を受けていること。

(5) その他

① 「不動産の取得」等の範囲について

投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の

建築に係る請負契約の注文者になることを含む。

ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。

- イ. 大規模修繕・改修工事等を行う際には、一定期間テナントの退去が必要になることがあり、その場合のキャッシュフローの変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。
 - ロ. 投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）を投資者に負わせることとなること及び直ちにキャッシュフローを生まない投資であることに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。
- ② 投資法人によるフォワード・コミットメント等について
- 投資法人がフォワード・コミットメント等（先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいう。以下②において同じ。）を行う場合には、以下の点に留意するものとする。先日付の買付け意向表明等を行う場合も、当該意向表明が取引への実質的な拘束力を持つ場合は、これに準じた取扱いを行うこととする。
- イ. 解約条件を適切に公表するなど、フォワード・コミットメント等を履行できない場合における投資法人の財務への影響が明らかにされているか。
 - ロ. 市場環境、資金調達環境及び個別の投資法人の事情等を勘案した上で、フォワード・コミットメント等をした物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを策定し、当該ルールを遵守しているか。特に上場投資法人については、上場廃止要件も踏まえ、配当原資に比して過大な解約違約金を要するフォワード・コミットメント等を慎重に検討する態勢となっているか。
 - ハ. フォワード・コミットメント等をした物件は決済までの間はオフバランスであるが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは投資法人に帰属することに鑑み、保有物件の継続鑑定等と併せて、当該物件の継続鑑定等の結果（当該物件が未竣工建造物であり、鑑定評価が取得できない場合は、価格調査の結果）を公表しているか。

③ 投資法人による劣後投資法人債の発行について

投資法人が劣後投資法人債を発行する場合には、発行条件（利回り等）によっては投資主の利益を損ねるおそれがあることを踏まえ、当該発行による資金調達の必要性や発行条件の妥当性等について慎重に検討するとともに、それらの情報を適切に公表しているかどうか留意することとする。

④ 外部委託管理態勢

不動産関連ファンド運用業者は、当該ファンドから投資運用の一任を受けながら、ER業者、鑑定業者、信託銀行、プロパティ・マネジメント業者、ビル・マネジメント業者等、様々な業者に業務の一部を外部委託している。よって、運用業者が忠実義務

等を果たすためには、当該外部委託先に対する適切な監督は必要不可欠である。その監督に実効性を持たせるためには、外部委託先の選定基準を含めた各種規程・基準を策定したうえで、外部委託先から直接又は信託銀行等を経由して受ける各種報告を充実させ、実効性あるモニタリングを定期的実施すること等により、適切な外部委託管理態勢を構築する必要がある。なお、運用業者と委託先との役割分担の明確化が適切な外部委託管理態勢の前提であることに留意する。

⑤ 開発SPCに対する出資等について

不動産の開発にかかる各種リスク（開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等）について、分析及びリスク管理が適切に行われているか。また、事業進捗のモニタリングについては適切に行われているか。なお、開発型案件への出資に特化したファンド以外による当該開発SPCに対する出資については、直ちにキャッシュフローを生まないことに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与えることのないように留意すること。

⑥ 情報管理態勢

上場不動産投資法人を運用する不動産関連ファンド運用業者における情報管理については、資産運用委託契約等に基づく投資判断等（取得及び売却にかかる意思決定等）の意思決定前・取引行為前・開示前の情報の機密性確保のための施策が講じた上で、適切に管理する必要がある。

（6）監督手法・対応

上記評価項目に関して、日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、不動産関連ファンド運用業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-7 適格投資家向け投資運用業に関する特に留意すべき事項

適格投資家向け投資運用業者（金商法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性は、VI-2-2からVI-2-6までに準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。

VI-2-7-1 業務執行態勢に関する留意事項

（1）取引の執行態勢に関する留意事項

適格投資家向け投資運用業者にあつては、投資判断を行う部門（担当者）と、注文を発注する部門（担当者）が分離されていない場合、これに代わるものとして、運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らし、投資運用業に係る禁止行為を防止するための措置が講じられているか。

（２）コンプライアンス業務を外部委託している場合の留意事項

適格投資家向け投資運用業者が、コンプライアンス業務を外部委託している場合には、例えば以下の点に留意する必要がある。

なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、適格投資家向け投資運用業の業務の状況に照らし、追加的な検証を必要とする場合があることに留意する。

- ① 委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- ② 国内外のグループ法人にコンプライアンス業務を委託する場合には、当該法人のコンプライアンス機能の具備状況や委託業務の執行状況等からみて、適格投資家向け投資運用業者のコンプライアンスに関する体制が構築されていると評価できるか。
- ③ 弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者（以下この③及びⅥ－３－１－２において「弁護士等」という。）にコンプライアンス業務を委託する場合には、以下の点に留意しているか。

イ. 業務を委託している弁護士等は、金融商品取引業に関し法令等を遵守するために必要な指導等を適正に遂行することができるかと認められる者であるか。

ロ. 当該弁護士等との間で締結している委託契約において、次に掲げる事項について規定しているか。

- a. 法令等遵守の観点から業務実態の把握及び検証
- b. コンプライアンス・マニュアルの作成・管理や、コンプライアンス研修の定期的な実施
- c. コンプライアンスに関する報告書の定期的な作成、保管、委託者への提供
- d. 委託者と委託先との連絡体制（トラブル発生時の対応を含む。）
- e. aからdまでに掲げる事項のほか適格投資家向け投資運用業に係るコンプライアンス業務に必要な事項

Ⅵ－２－８ 海外投資家等特例業務に関する特に留意すべき事項

海外投資家等特例業者の業務の適切性については、Ⅵ－２－５及びⅥ－２－７に準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。

Ⅵ－２－８－１ 業務執行態勢に関する留意事項

（１）海外投資家等特例業務の要件

海外投資家等特例業者（海外投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）は、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する者が、海外投資家等特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法第63条の8第2項に規定する海外投資家

等をいう。以下Ⅵ-2-8及びⅥ-3-3において同じ。)に該当すること、その他海外投資家等特例業務の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- ① Ⅵ-1-2の着眼点に準じて、海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。
- ② 海外投資家等のうち非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）の出資割合がファンドの総出資額の2分の1超となっているか。
- ③ 顧客からの自己申告の書面及び顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）、又は金商業等府令第246条の14第1項第5号ハに規定する書面等を活用することにより、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する外国に住所を有する個人である顧客が、金商業等府令第246条の10第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを十分に確認した上で、確認結果及びその根拠を記載した書面を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。
- ④ 出資要件を満たさない顧客に出資をさせるため、顧客に事実と異なる資産状況等の申告を誘導していないか、必要に応じて検証を行うなど、適正な勧誘に努めているか。特に、海外投資家等のうち特定投資家以外の者が顧客となる場合は、契約締結前交付書面等の金商法上の書面交付義務その他の行為規制も適切に遵守しているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された海外投資家等特例業者の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第63条の14（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下Ⅵ-3-3において同じ。）の規定に基づく報告を求める。特に、海外投資家等特例業務においては、当該業務の相手方が主として非居住者になるため、海外当局との協力の枠組みも積極的に活用し、課題の早期把握・解消に努めるものとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第63条の13第1項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下Ⅵ-3-3において同じ。）の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第63条の13第2項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下Ⅵ-3-3において同じ。）の規定に基づく業務停止命令又は金商法第63条の13第3項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。以下Ⅵ-3-3において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅵ-2-9 移行期間特例業務等に関する特に留意すべき事項

移行期間特例業者（移行期間特例業務等を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性については、Ⅵ-2-2、Ⅵ-2-4及びⅥ-2-8の各規定に準ずるほか、以下の点に

特に留意して検証することとする。

VI-2-9-1 業務執行態勢に関する留意事項

(1) 移行期間特例業務等の要件

移行期間特例業者は、顧客が移行期間特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法附則第3条の3第6項に規定する海外投資家等をいう。以下VI-2-9において同じ。）に該当すること、その他移行期間特例業務等の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 移行期間特例業務を行う者が、顧客が海外投資家等のみであることを適切に確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。
- ② 移行期間特例業務を行う者が、顧客が投資運用業を行う金商業者及び登録金融機関である場合、当該金商業者及び登録金融機関の商号、登録番号、所在地等を確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。
- ③ 外国投資運用業者について、我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有する国又は地域において、投資運用業を行うことについて金商法上の登録と同種類の登録を受けているか。
- ④ 外国投資運用業者について、外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから3年以上の業務実績があるか。また、業務実績の期間算定に休業期間等を含めていないか。
- ⑤ 主な運用対象が、国内企業等に対する議決権のある株式、新株予約権、新株予約権付社債や、これらを信託財産とする信託受益権となっていないか。

(2) 監督手法・対応

移行期間特例業務等は、我が国資本市場の国際金融センターとしての機能発揮に向けて、海外投資運用業者等の受入れを促進する観点から、時限措置として、簡素な手続きによる業務開始を可能としたものである。こうした制度趣旨に鑑み、例えば、以下のような点に留意して監督を行うものとする。

- ① 移行期間特例業務等を行うことができるのは、届出の日から5年を経過したとき、又は当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者となった場合には、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者となったときまでとされているところ、当該5年間の時限措置期間内に、日本において、金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となることが予定されているか。
- ② 金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者について、登録又は届出を行う場合には、それぞれの業態に応じた要件を満たす必要があることについて検討が行われているか。

VI-2-10 投資法人の業務の適切性

VI-2-10-1 投資法人の機関運営等に関する事項

(1) 役員会運営における留意事項

- ① 役員会が形骸化していないか。例えば、実際に役員が参集せず、いわゆる持ち廻りによる決議を行っていないか等に留意すること。
- ② 役員会での審議の実効性を確保するため、資産運用会社から適切な資料の交付及び十分な説明を受けているか。
- ③ 役員会において、一般事務受託者、資産運用会社の委託業務の内容について業務分担が明確に区分され、当該区分に応じた適切な手数料となっているかについて確認されているか。

(2) 執行役員の役割

執行役員は役員会で決議すべき事項を把握し、当該事項について漏れのないよう役員会に付議しているか。

(3) 監督役員の役割

監督役員は投信法第111条第1項の規定のとおり、執行役員を監督するために存在していることを認識し、役員会に出席するだけでなく、執行役員の業務執行内容を監督しているか。

また、状況に応じて執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対し、報告を求め、又は必要な調査を行っているか。

(4) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された機関運営等に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて投信法第213条の規定に基づく報告を求めるとして、投資法人における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、投信法第214条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、投信法第216条第1項の規定に基づく登録取消しの発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-2-11 その他留意事項

VI-2-11-1 投信法及び信託法に関する留意事項

新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、VI-2-11-1における用語の定義は以下のとおりとする。

- ① 「新信託法」：信託法（平成18年法律第108号）
- ② 「信託法整備法」：信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）
- ③ 「新投信法」：改正法第5条の規定による改正後の投信法
- ④ 「旧投信法」：信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法
- ⑤ 「新法信託」：新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託
- ⑥ 「旧法信託」：新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託

旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定（新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び金商法施行令・内閣府令）は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、金商法施行令・内閣府令が適用されることに留意する。

VI-2-11-2 委託者非指図型投資信託に関する留意事項

投信法第54条第1項において準用する同法第13条第1項の規定に基づく受益者等への書面の交付に当たっての留意事項はVI-2-3-2（2）に準ずるものとする。

VI-2-11-3 投資法人の合併に関する留意事項

吸収合併をする場合において、吸収合併消滅法人の投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口の算定にあたって、合併比率調整等のために合併比率調整金又は分配代り金等の金銭（以下「合併交付金」という。）を交付することとする場合には、投信法第147条第1項第2号に掲げる事項として、合併交付金の額又はその算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて割り当てる合併交付金の額に関する事項が含まれることに留意する。

VI-2-11-4 分別管理等に関する留意事項

（1）暗号等資産の管理等に係る留意事項

投資運用業において暗号等資産を運用財産として管理する場合には、金商法第42条の4及び金商業等府令第132条第1項が準用する同第125条第2号ニに基づき、暗号等資産に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる暗号等資産が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部

監査態勢を含む。)の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。

かかる管理の状況については、V-2-1-4を準用して監督するものとする。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の管理等に係る留意事項

投資運用業において電子記録移転有価証券表示権利等を運用財産として管理する場合には、金商法第42条の4及び金商業等府令第132条第2項第5号又は第6号並びに金商法第43条の2及び金商業等府令第136条第1項第5号又は第6号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる電子記録移転有価証券表示権利等が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢(業容に応じた内部監査態勢を含む。)の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。

かかる管理の状況については、IV-3-6-6及びIV-3-6-7を準用して監督するものとする。

VI-2-12 協会未加入業者に関する監督上の留意点

(1) 主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者(VI-2-12において「協会未加入業者」という。)は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備(役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など)が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2) 監督手法・対応

協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VI-3 諸手続（投資運用業）

VI-3-1 登録

VI-3-1-1 投資運用業

（1）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。

ハ. 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。

ニ. 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当者）が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

ホ. 上記ハ及びニのほか、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

- a. 帳簿書類（VI-3-2-4に規定する帳簿書類を含む）・報告書等の作成、管理
- b. ディスクロージャー
- c. 運用財産の分別管理
- d. リスク管理
- e. 電算システム管理
- f. 管理部門による運用状況管理、顧客管理
- g. 法人関係情報管理
- h. 広告審査

- i. 顧客情報管理
 - j. 苦情・トラブル処理
 - k. 運用部門による資産運用業務の執行
 - l. 内部監査
 - m. 投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその審査
- ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
- イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。
 - ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。
 - ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。
- （注）なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

（2）業務の内容及び方法を記載した書類

業務の内容及び方法を記載した書類には以下の点が適切に記載されていることを確認するものとする。

- ① 業として行う金融商品取引行為の種類
- ② 金商業等府令第8条第9号に掲げる事項
- ③ 業務運営に関する基本原則
 - イ. 投資運用業者の業務の基本方針及び業務運営の原則に関する事項
 - ロ. 資産運用の基本方針に関する事項
 - ハ. 運用する資産の種類
 - ニ. 運用権限の委託に関する事項
 - ホ. 投資運用業者の財務の健全化に関する事項
- ④ 業務執行の方法
 - イ. 運用の方法に関する事項

- ロ. 顧客の勧誘及び契約の締結等に関する事項
 - ハ. 運用財産の管理に関する事項
 - ⑤ 業務分掌の方法
 - 投資運用業者の組織に関する事項
 - ⑥ 苦情解決のための体制
 - ⑦ 加入する金融商品取引業協会の名称及び協会自主規制等の遵守に関する事項
- (3) 金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面）の記載事項
- ① 投資運用業の開始時における役職員の構成（役員については、各人ごとに運用の指図又は運用を行う資産に関する知識及び経験の記載を含む。）、組織図及び各組織が担当する業務の概略
 - ② 資産の運用に係る業務運営体制
 - イ. 資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項
 - ロ. 資産の運用を行う部門における運用体制
 - ハ. 運用を外部委託（再委託する場合を含む。）する場合には、外部委託先の選定及び外部委託先との資産の運用に関する事務連絡体制に関する事項
 - ③ 資産の運用を行う者の知識及び経験
 - 資産の運用を行う者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること。
 - ④ コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験
 - コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること。
 - ⑤ 資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制
 - 運用の指図（外部委託する場合にあっては当該外部委託先の運用の指図又は運用を含む。）その他各部門に関する内部検査等を担当する部門及び各事務処理体制等細則に関する事項
 - ⑥ 法人関係情報の管理体制
 - イ. 管理責任者が社内規則等において定められており、当該者の記載があること。
 - ロ. 管理体制が社内規則等において定められており、当該規則が十分に機能する体制となっていること。
 - ⑦ 投資信託財産の運用を行う場合にあつては、投資信託財産の計算の事務を行う者の当該事務に関する知識及び経験
 - イ. 投資信託財産の計算の事務を行う者について、各人ごとに当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。
 - ロ. 投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあつては、当該第三者の当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。
- (4) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

- ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅥ－２－１２に準じた監督上の対応がとられること。
- ② 協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。

(5) 登録が不要である場合

金商法第61条第2項又は第3項に該当する場合（外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者が、金融商品取引業者（投資運用業を行う者）等のみを相手方として投資運用業を行おうとする場合）には、金商法第29条の規定にかかわらず、投資運用業を行うことができる。

(6) 新規登録申請に係る留意事項

新規に登録を申請する業者に対しては、原則として、以下の書類の提出を求めることにより、登録拒否要件等に該当しないか確認することとする。

なお、疎明資料のうち金融機関が発行する預金等の残高証明書については、原本によるものとする。

- ① 純財産額（金商法第29条の4第1項第5号口に規定する純財産額をいう。）を算出した書面の疎明資料
- ② 直近月の純財産額を算出した書面の疎明資料

Ⅵ－３－１－２ 適格投資家向け投資運用業

(1) 登録審査に際しての基本的留意事項

適格投資家向け投資運用業は、投資運用業の参入を促進する観点から、顧客を適格投資家に限定した小規模な投資運用業について、登録要件が一部緩和されたものである。こうした制度趣旨に鑑み、その登録審査に当たっては、透明性・迅速性に留意しつつ、運用の方針、運用財産の額その他行おうとする適格投資家向け投資運用業の状況に応じた審査を行うこととし、画一的な審査に陥ることのないよう留意するものとする。

(2) 体制審査の項目

適格投資家向け投資運用業の体制審査に当たっては、原則としてⅥ－３－１－１（1）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 権利者のために資産運用を行う者については、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか。

イ. 運用を行おうとする資産に関し、少なくとも1年以上、助言又は運用を行う業務に従事していた者

ロ. イに準ずる者

- ② 独立したコンプライアンス部門（担当者）の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか（コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。）。

イ. 金融商品取引業に関し、少なくとも1年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者

ロ. イに準ずる者

- ③ 行おうとする業務について、Ⅵ-3-1-1（1）①へaからmまでに掲げる体制整備（運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要なものを除く。）に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。

（注）法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、②において確保される人員と③において確保される人員が同一人となることを妨げない。

（3）適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目

適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、（2）に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の4各号に掲げる者を含む。以下このⅥ-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。

- ① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。

- ② 適格投資家向け投資運用業者は、業務の運営状況が金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第13号の2に掲げる「金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当することのないように業務を行わなければならないこととされている。

そのため、適格投資家向け投資運用業について、次に掲げる措置を講じているかを確認する。

イ. 次に掲げる事項を社内規程として定めていること。

- a. 適格投資家向け運用業者が自ら販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明すること。

- b. 第三者が販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明する旨を確認すること。
 - c. 権利者の属性や転売制限の実施状況を継続的に確認すること（これに違反していることが判明した場合の事後対応を含む。）。
 - ロ. 上記の社内規程に従い、勧誘する顧客属性の事前確認や、転売制限が付されている旨の説明が行われていることを継続的に確認していること。
 - ハ. 上記の社内規程に従い、実際の権利者の分布状況を継続的に確認していること。
 - ニ. 上記の社内規程に従い、違反した場合の事後対応が適切に行われていること。
 - ホ. 上記イからニまでの措置が適切に行われているかどうかを内部監査等により検証することとしていること。
- ③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者、金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務若しくは特例投資運用業務を行っている者又は同法の届出を行い海外投資家等特例業務を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。
- イ. 全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えないこと。
 - ロ. 全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。

(4) 業務の内容及び方法を記載した書類

業務の内容及び方法を記載した書類の記載事項は、VI-3-1-1(2)に準ずるものとする。

ただし、「④業務執行の方法」については、運用財産の管理に関する事項として、全ての運用財産の総額の管理等に関する事項を含めて記載されていることを確認するほか、全ての運用財産に係る権利者の管理等に関する事項が記載されていることを確認するものとし、「⑤業務分掌の方法」については、投資運用業者の組織に関する事項として、コンプライアンスなど業務の外部委託に関する事項（委託先の商号、名称又は氏名を含む。）が記載されていることを確認するものとする。

(5) 金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面）の記載事項

業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面の記載事項は、VI-3-1-1(3)に準ずるものとする。

ただし、「④コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験」について、コンプライアンス業務を国内外のグループ法人や弁護士等に外部委託する場合には、次に掲げる事項が記載されているか確認するものとする。

- イ. 委託先の商号、名称又は氏名
- ロ. 委託先の住所又は所在地
- ハ. 委託先が行っている業務の概要
- ニ. 業務委託契約の概要

ホ. 委託者である適格投資家向け投資運用業者が行おうとする業務の状況に照らし、委託先のコンプライアンスに係る業務体制（担当者の知識及び経験を含む。）

（６）その他

Ⅵ－３－１－１（４）から（６）までの事項は、適格投資家向け投資運用業の登録に関する事務において準ずるものとする。

Ⅵ－３－１－３ 投資法人

（１）投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

① 設立届出書の審査に係る留意事項

イ. 設立届出書第2面の1. 設立しようとする投資法人の商号

投資者に公的機関と誤認されるおそれのある商号となっていないか。

ロ. 設立届出書第2面の3.（４）設立に際して出資される金銭の額

投資口の発行価額の総額は、投信法施行令第57条に規定する出資総額を下回っていないか。

ハ. 設立届出書第2面の3.（７）当該投資法人の資産運用の概要

資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。

② 設立届出書の添付書類の審査に関する事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第108条第2項第1号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。

③ 設立届出書の受理手続等

イ. 受理手続

財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に受理番号、受理日及びその他必要事項を第1面右下に記入した上で、届出者に還付しなければならない。

ロ. 財務局長は、投資法人設立届出書を受理した後、投資法人設立届出書等整理簿（別紙様式Ⅵ－１）にその内容を記載しなければならない。

（２）投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法施行規則第110条第1項の規定に基づく投資法人の不成立に関する届出書の受理等に当たっては、以下の手続を行わなければならない。

① 設立企画人に対して、投資口の申込みをなしたる者に対する対応を聴取し、その事績を記録しておくこと。

② 投資法人設立届出書等整理簿に投資法人の不成立に関する届出書の受理年月日を記載し、投資法人が成立しなかった理由を摘要欄に簡記すること。

(3) 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法第188条第1項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第9号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。

① 登録申請書の審査に係る留意事項

イ. 登録申請書第2・3面の2.（5）常時保持する最低純資産額

最低純資産額は、投信法施行令第55条に規定する額を下回ることとなっていないか。

ロ. 登録申請書第2・3面の2.（6）資産運用の対象及び方針

資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。

ハ. 登録申請書第6面の9.（1）出資総額

投資法人の成立時の出資総額は、投信法施行令第57条に規定する額を下回っていないか。

② 登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第215条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

③ 登録申請書の受理等に係るその他の留意事項

イ. 財務局長は、投資法人登録申請書を受理したときは、投資法人設立届出書等整理簿に投資法人登録申請書の受理年月日を記載しなければならない。

ロ. 財務局長は、投資法人設立届出書に記載されている設立の際発行する投資口の募集期間を経過した後、投資法人登録申請書の提出に係る通常必要とされる期間を経過した後においてなお当該投資法人登録申請書又は投資法人の不成立に関する届出書が提出されない場合には、当該投資法人設立届出書を提出した設立企画人に照会をし実体把握を行うものとする。

④ 登録の手続等

イ. 登録番号

a. 登録番号は、財務局ごとに一連番号を付す。ただし、4、9、13、42、83、103、893は、欠番とする。

b. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

c. 登録番号を別紙様式VI-2による登録投資法人登録番号台帳により管理するものとする。

ロ. 登録申請者への通知

財務局長は、投資法人登録申請書の審査終了後、当該投資法人登録申請書及び添付書類に不備がなく、登録拒否要件に該当しない場合には、速やかに、登録申請者に投信法施行規則別紙様式第14号により通知するものとする。

⑤ 金融庁長官への報告

財務局長は、投資法人の登録を行った場合には、別紙様式VI-3により1月ごとに取りまとめ、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

⑥ 登録の拒否（Ⅱ－５－６参照）

財務局長は、登録を拒否する場合には、投信法施行規則別紙様式第15号に、拒否の理由及び拒否の理由に該当する投信法第190条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにすること。

⑦ 登録申請書等の保存

設立届出書、不成立に関する届出書及びこれらの添付書類は、当該届出書の提出を受けた財務局長が、登録申請書、変更届出書、解散届出書及びこれらの添付書類は、登録投資法人が現に登録を受けている財務局長が保存する。

⑧ 登録投資法人登録簿

イ. 登録投資法人登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に別紙様式Ⅵ－４による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。

ロ. 登録投資法人登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間の変更並びに縦覧の停止又は拒否をすることができる。

ハ. 登録投資法人登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出させてはならない。

Ⅵ－３－２ 承認及び届出等

Ⅵ－３－２－１ 承認

金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。
- ② 申請する金融商品取引業者の純財産額が5千万円（適格投資家向け投資運用業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）が申請する場合にあっては、1千万円）を下回るおそれはないか。
- ③ 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な利益相反防止の方策等が具体的に整備されているか。
- ④ 当該業務に係る社内規則が整備されているか。

Ⅵ－３－２－２ 届出

金商法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、金商法第35条第2項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他

の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、金商法第35条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

- (1) 民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（金商法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。）

金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。

- (2) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

② 業務の運営等

業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。
- ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。
- ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。
- ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。
- ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。

VI-3-2-3 運用報告書

- (1) 投資一任業に係る運用報告書の記載内容

① 金商法第42条の7第1項に規定する報告書の記載事項について、金商業等府令第134条第1項第2号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。

② 金商業等府令第134条第1項第3号ニ(1)に規定する「有価証券の売買その他の取引」のうち、レポ形式の取引については、その取引に係る運用手法が顧客のポートフォリオにレバレッジをかけて運用していると認められるものである場合に限り、金融安定理事会「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」（平成25年8月）の提言5を踏まえ、次の事項を記載するものであること。

- イ. グローバル・データ：貸付可能資産合計額、運用財産に占める貸付証券の金額、及

びレポ形式の取引の帳簿価格

- ロ. 集中度に関するデータ：発行体が受け取った受入担保証券の上位 10 件、及びレポ形式の取引の取引相手の上位 10 件
- ハ. レポ形式の取引のデータ内訳：
- a. 担保種類別
 - b. 通貨別
 - c. 満期別（取引自体）
 - d. 地理別（取引相手）
 - e. 現金担保と非現金担保
 - f. 満期別（非現金担保）
 - g. 決済・清算の方法別（三者間／中央清算機関／相対）
- ニ. 再利用及び再担保のデータ：再利用及び再担保に供した受入担保があれば、承認された最大額に占める割合。証券の種類について制限があれば、その情報
- ホ. 収益のデータ内訳：
- a. 証券の買戻又は売戻条件付売買
 - b. 担保付きで行う証券の貸借取引
 - c. 現金担保の再投資
- ヘ. カストディアンの数及び各カストディアンが保管する資産の額
- ト. 取引相手が受領した証券の保管方法（分別勘定／合同運用勘定）
- ③ 金商業等府令第134条第1項第4号に規定する記載事項には、投資一任契約に係る業務と有価証券関連業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理料等の費用を徴収した場合は、これらの内訳を記載するものであること。
- ④ 金商業等府令第134条第1項第6号に規定する記載すべき取引の内容については、約定した全ての取引ごとに価額、数量等を記載する必要は無く、当該取引の目的及び性質に照らし簡略化することも可能であり、例えば、行われた運用財産相互間取引の類型（金商業等府令第129条第1項各号に規定する要件等）を記載することでも足りるものとする。
- ⑤ 金商業等府令第134条第1項第11号に規定する「財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。
- ・財務諸表監査及び内部統制監査
 - ・会社法に基づく会計監査人による監査
 - ・内部統制保証業務
 - ・資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証
- ⑥ 金商業等府令第134条第2項に基づき、運用報告書に金商業等府令第96条第2項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第3号の「当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が金融商品取引業者等の金商業等府令第1条第3項第14号に規定する親法人等、同項第16号に規定する子法人等又は

第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する場合に、その旨を記載する。

また、金商業等府令第96条第2項第3号の当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。

(注) 投資一任業者が権利者に交付する運用報告書の対象期間を、金商業等府令第134条第3項に定める期間（6月（権利者が存続厚生年金基金又は国民年金基金である場合は3月）。以下この注において「法定期間」という。）より短く設定した場合、当該権利者に交付するすべての運用報告書に、法定の運用報告書記載事項のすべてを記載する必要はなく、法定期間内に交付されるすべての運用報告書の記載事項を総合的に見て、法定の運用報告書記載事項が網羅されていれば足りるものとする。

(2) 投資信託財産運用報告書（全体版）の記載内容

投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書（全体版）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則（以下「投信財産計算規則」という。）第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

① 当該投資信託の仕組み（運用方針を含む。）

スキーム、運用手法、投資制限、分配方針など当該投資信託の目的・特色が投資者にとって理解しやすいように表示されていること。

② 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

イ. 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に表示された「今後の運用方針」との関連（たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等）が表示されていること。

ロ. 今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に表示されていること。

ハ. 当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が表示されていること。

③ 運用状況の推移

イ. 下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、表示されていること。

a. 単位型投資信託 投資信託財産の信託開始時から当該投資信託財産の計算期間の末日（以下（2）において「当期末」という。）現在まで

b. 追加型投資信託（下記c又はdに該当するものを除く。） 当期以前5期以上（ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、当作成期間以前5作成期間以上）

- c. 追加型公社債投資信託（下記dに該当するものを除く。） 当期以前3期以上（ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、当作成期間以前3作成期間以上）
- d. 計算期間が1日の追加型公社債投資信託 1作成期間以上
- ロ. 当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該投資信託の投資信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。
- ④ 計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等並びに当該信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容
 - 投資者が計算期間中に負担する信託報酬その他の費用及びその対価として享受するサービスの内容が、投資者にとって理解しやすいように表示されていること。
- ⑤ 株式につき、銘柄ごとに、当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（以下（2）において「前期末」という。）及び当期末現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額
 - イ. 株式には新株予約権証券を含むこと。この場合において、「株数」とあるのは「口数」と読み替える。
 - ロ. 通貨の種類ごとに表示されていること。（通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。）
 - ハ. 銘柄別に表示されていること。なお、国内株式（新株予約権証券を除く。）については、業種別に表示し、当期末現在における国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて表示されていること。
 - ニ. 当期末現在における国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。
 - ホ. 当期末現在における外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。
 - ヘ. 当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示され、増減資、株式分割及び額面変更等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が表示されていること。
 - ト. 当該計算期間中における株式の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。
- ⑥ 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
 - イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。（ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が表示されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。）
 - ロ. 種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、新株予約権付社債券及びその他の社債券の区分によりなされていること。
 - ハ. 銘柄別に表示されていること。

- ニ. 当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して表示され、新株予約権付社債券の割当て、償還及び新株予約権の行使等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が注記されていること。
- ホ. 公社債の売買がレポ形式の取引に該当する場合は、上記（１）②の記載事項を準用していること。
- ⑦ 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。（２）において同じ。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、投信財産計算規則第58条第1項第7号に掲げる事項
- イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。（通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。）
- ロ. 当該計算期間中における親投資信託の受益証券一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。この場合において、当該親投資信託受益証券を組入れる投資信託（以下「子投資信託」という。）に係る売買委託手数料については、親投資信託の当該子投資信託に対応する部分について表示されていること。
- ⑧ 当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額
- イ. 株式及び公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。
- ロ. 有価証券の貸付がレポ形式の取引に該当する場合は、上記（１）②の記載事項を準用していること。
- ⑨ デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額
- デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）については、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。（ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額が表示されていても差し支えない。）
- デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものについては、当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。
- ⑩ 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投信財産計算規則第58条第1項第10号に掲げる事項
- 当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。
- ⑪ 投信法施行令第3条第6号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額

及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑫ 投信法施行令第3条第7号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑬ 投信法施行令第3条第8号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑭ 投信法施行令第3条第9号に規定する商品につき、種類ごとに、前期末及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における商品の売買総額

イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)

ロ. 当該計算期間中における商品の売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示されていること。

ハ. 当該計算期間中における商品の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。

- ⑮ 商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑯ 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑰ 当期末現在における投信法施行令第3条第1号若しくは第3号から第9号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率

比率は、各資産(親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと)のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が表示されていること。なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。

- ⑱ 投信法第11条第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要

調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- ⑲ 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投

資信託財産の計算期間中の損益の状態

投信財産計算規則に定める注記事項がある場合には、当該事項が注記されていること。

- ⑳ 当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券及びデリバティブ取引その他取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ㉑ 投資信託委託会社等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、有価証券及びデリバティブ取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ㉒ 投資信託委託会社等が宅地建物取引業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた手数料の総額

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買及び賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ㉓ 投資信託委託会社等が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買及び賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

- ㉔ 当該投資信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、投資信託財産運用総括表

当該信託財産の信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて表示されていること。なお、上記①において当該運用の経過の概略が表示されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。

投信財産計算規則第59条第1項による場合は、投信財産計算規則別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。

- ㉕ 投資信託委託会社等が商品取引受託業務を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額

取引状況は、商品及び商品投資等取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

(3) 投資信託財産に係る交付運用報告書の記載事項

投信法第14条第4項の規定による交付運用報告書は、投資者が運用状況等を正しく把

握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が記載されるべきものである。

かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第58条の2第1項各号に掲げる事項の具体的な表示については、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」を遵守する必要がある上、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

(4) 委託者非指図型投資信託の運用報告書の記載事項

投信財産計算規則第62条において準用する投信財産計算規則第58条第1項各号及び第58条の2第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は上記(2)及び(3)にそれぞれ準ずるものとする。

(5) 投資法人に係る資産運用報告書の記載事項

投信法第129条第2項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則(以下「投資法人計算規則」という。)第71条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記(2)に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第73条第1項第24号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。

VI-3-2-4 投資信託財産等に関する帳簿書類関係

投信法に基づき作成・保存する帳簿書類(以下、VI-3-2-4において、「帳簿書類」という。)については、III-3-3(1)(2)、(3)、(5)、(6)及び(8)を除く。)に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

(1) 投信法に基づき作成・保存する帳簿書類のうち、電磁的方法等による保存の対象となる帳簿書類は、投信法施行規則第26条第1項、第254条第1項及び第255条第1項に掲げる帳簿書類とする。

① 帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存の留意事項

イ. 保存に使用するマイクロフィルムは、次の区分に応じ、次に定める保存期間の耐久性を有していること。

ア. 投資信託財産に関する帳簿書類 投信法施行規則第26条第2項に規定する当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後10年間

- b. 投資法人の帳簿書類 投信法施行規則第254条第2項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間
 - c. 資産保管会社の帳簿書類 投信法施行規則第255条第2項に規定する当該投資法人の決算の承認後10年間
 - ロ. データ保存に使用するマイクロフィルムの一つを「原本」として定め、その旨を明示していること。
 - ハ. 上記ロの「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなっていること。
 - ニ. 検査部局による検査等において、合理的期間内に書面による帳簿の作成が可能であること。
 - ホ. マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されていること。
- ② 帳簿書類の電磁的方法による作成・保存の留意事項
- イ. 保存に使用する媒体の耐久性は、上記①イに準ずるものとする。
 - ロ. データ入力に当たって、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること。
 - ハ. 上記イ及びロのほか、Ⅲ-3-3（6）①、③、④及び⑥から⑩までに準ずるものとする。

VI-3-2-5 外国投資信託に関する届出書の記載要領

外国投資信託に関する届出書の投信法第58条第1項各号及び投信法施行規則第96条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

- (1) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）、受託者及び受益者に関する事項
- ① 委託者に関する事項

委託者（外国投資信託を管理する会社から投資信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国投資信託を管理する会社及び運用会社）の名称、資本金の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。
 - ② 受託者に関する事項

受託者（保管会社）の名称、資本金の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。
 - ③ 受益者に関する事項

分配金受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。
- (2) 受益証券に関する事項
- ① 当該外国投資信託の名称
 - ② 外国投資信託の形態

記名・無記名の別、額面・無額面の別、オープン・エンド型・クローズド・エンド型の別、記名式及び無記名式の引換、記名式受益証券の名義書換及び受益証券の再発行について記載すること。

③ 発行（売出）数

④ 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出する場合には、当該届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

⑤ 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

⑥ 申込手数料

イ. 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

ロ. 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

⑦ 申込単位

⑧ 申込期間

⑨ その他

イ. 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

ロ. 本邦以外の地域において当該外国投資信託の募集の取扱い等が行われる場合には、その発行（売出）数、発行（売出）価額の総額等について記載すること。

(3) 信託の管理及び運用に関する事項

① 信託の管理

イ. 受託者に信託された資金の償還までの管理に関する事項

投資信託財産に関する報告書の作成、利益の処理方法、一部解約に関する事項等を記載すること。

ロ. その他

約款の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他の重要事項を記載すること。

② 信託の運用

イ. 運用の基本方針

投資信託財産の運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

ロ. 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある場合にはその割合を記載すること。

ハ. 投資制限

- a. 法令、約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。
- b. 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

ニ. 分配方針

約款等に規定された分配方針を記載すること。

ホ. 資産の貸付け

投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

(4) 信託の計算及び収益の分配に関する事項

① 信託の計算に関する事項

イ. 資産の評価

外国投資信託の受益証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資の対象とする資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

ロ. 管理報酬等

外国投資信託の投資信託財産から支払われるすべての報酬及び手数料について支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ. その他

外国投資信託の存続時期、信託の計算期間、追加設定又は一部解約に関する制限償還条件等について記載すること。

② 収益の分配に関する事項

イ. 収益分配可能額の算出方法に関する事項を記載すること。

ロ. 償還時の収益金の支払い又は収益金の分配について、受託者から委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）への交付、受託者の免責、および委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）から受益者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の事業の全部又は一部の譲渡に関する事項、事業譲渡の手続、受益者への通知の方法及び事業譲渡に対し受益者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(6) 受託者の辞任及び解任並びに新受託者の選任に関する事項

受託者の辞任及び新受託者の選任に関する手続を記載すること。

(7) 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合（委託者非指図型に類するものの場合に限る。）におけるその委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

- (8) 国内において募集の取扱い等を行う金融商品取引業者等の名称
募集の取扱い等を行うすべての金融商品取引業者等の名称を記載すること。

VI-3-2-6 外国投資信託の運用報告書

(1) 投資信託財産運用報告書（全体版）の表示要領

投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告書（全体版）は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投信財産計算規則第63条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

① 当該外国投資信託の仕組み（運用方針を含む。）

スキーム、運用手法、投資制限、分配方針など当該投資信託の目的・特色が投資者にとって理解しやすいように表示されていること。

② 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

イ. 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該外国投資信託の投資信託財産に係る運用方針との関連が表示されていること。

ロ. 今後の運用方針が当該外国投資信託の投資信託財産における運用方針を基に表示されていること。

ハ. 当期中に権利が確定した1単位当りの収益分配金が表示されていること。

ニ. 信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が表示されていること。

③ 運用状況の推移

イ. 当期以前10期の運用実績（基準価額、分配金等）が表示されていること。

ロ. 当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国投資信託の投資信託財産の運用方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。

④ 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日（以下VI-3-2-6において「当期末現在」という。）における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

イ. 当期末現在における貸借対照表及びその注記表が表示されていること。

ロ. 当該計算期間中における損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、△印又は負号を付記又は括弧書きすること。

⑤ 計算期間中における全ての信託報酬その他の手数料及び当該外国投資信託に係る投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容

投資者が計算期間中に負担する信託報酬その他の費用及びその対価として享受するサービスの内容が、投資者にとって理解しやすいように表示されていること。

⑥ 当期末現在における純資産額計算書

イ. 当期末現在における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、同時点における純資産総額を当該発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額が表示されていること。

ロ. 上記④における貸借対照表において当該項目が表示されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。

⑦ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

イ. 当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、当該銘柄の名称、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

ロ. 上記イ. に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。

⑧ 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況がデリバティブ取引の種類ごとに区分して表示されていること。

⑨ 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。

⑩ 投資の対象とする金銭債権の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

⑪ 投資の対象とする手形の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

⑫ 投資の対象とする投信法施行令第3条第8号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

⑬ 投資の対象とする商品の主な種類

当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日において投資している商品のうち評価額上位30種類について通貨の種類ごとに区分し、当該商品の種類、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。

⑭ 投資の対象とする商品投資等取引に係る権利の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が商品投資等取引の種類ごとに区分して表示されていること。

⑮ 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作

成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投信財産計算規則第58条第1項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

投信財産計算規則第58条第1項に準じて表示する場合には、VI-3-2-3（2）に準じて表示すること。

（2）交付運用報告書の表示要領

投信法第59条において準用する投信法第14条第4項の規定による交付運用報告書は、投資者が運用状況等を正しく把握するために必要な情報を提供するという観点から、運用状況に関する極めて重要な事項が記載されるべきものであり、可能な限り、投資信託に係る交付運用報告書（VI-3-2-3（3）参照）において提供される情報と同程度の情報が提供されるべきである。

かかる趣旨を踏まえ、投信財産計算規則第63条第3項各号に掲げる事項の具体的な表示については、設定された外国の法制やファンドの実態に照らしつつ、投資信託協会自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の内容を参考にした上（設定された外国の法制やファンドの実態に照らし、やむを得ない事情により同規則において規定された事項の表示ができない場合は、当該事項に準じた表示をするなど、柔軟に対応すること）、グラフや図を積極的に活用する、文章による説明は平易かつ簡易な表現で行うなど、投資者から見て正確な理解が容易に得られるよう創意工夫が求められる点に留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

VI-3-2-7 外国投資法人に関する届出書の記載要領

外国投資法人に関する届出書の投信法第220条第1項各号及び投信法施行規則第261条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

（1）目的、商号及び住所

① 目的

イ. 外国投資法人の規約又はこれに相当する書類に記載された目的を記載すること。

ロ. 発行（売出）数、発行（売出）価額の総額、発行（売出）価格、申込手数料、申込単位、申込期間及びその他については、VI-3-2-5（2）に準じて記載すること。

② 商号及び住所

外国投資法人の登記簿又はこれに相当するものに記載された商号又は住所（原語名等を付記すること。）を記載すること。

（2）組織及び役員に関する事項

① 組織に関する事項

イ. 当該外国投資法人の組織の名称及びその内容を記載すること。

ロ. 当該外国投資法人の外国投資証券の発行会社のほか、当該外国投資法人の運営に
関与する関係法人（資産運用会社に相当する者、資産保管会社又はこれに相当する
者及び一般事務受託者又はこれに相当する者等）についてその名称及び関係業務の
概要を記載すること。

② 役員に関する事項

当該外国投資法人の役員の氏名、住所及び担当業務（投資法人の執行役員又は監督
役員に相当する者の業務内容）を記載すること。

(3) 資産の管理及び運用に関する事項

① 資産の管理に関する事項

イ. 当該外国投資法人の解散までの資産の管理に関する事項を記載すること。

ロ. 資産保管会社又はこれに相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内
容並びに業務の概要を記載すること。

ハ. その他

規約又はこれに相当する書類の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、
変更した場合の開示方法に関する事項その他の重要事項を記載すること。

② 資産の運用に関する事項

イ. 運用の基本方針

資産の運用に関する基本的態度について具体的な内容を記載すること。

ロ. 投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある
場合にはその割合を記載すること。

ハ. 投資制限

a. 法令、規約又はこれに相当する書類等に記載されたすべての投資制限について
その根拠を記載すること。

b. 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び
流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合には
その根拠及び内容を記載すること。

ニ. 配当方針

規約又はこれに相当する書類等に規定された配当方針を記載すること。

ホ. 資産運用会社又はこれに相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内
容並びに業務の概要を記載すること。

(4) 計算及び利益の分配に関する事項

① 計算に関する事項

イ. 資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資の対象とする
資産の評価を含む。）、算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載する
こと。

ロ. 管理報酬等

外国投資法人の資産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

ハ. その他

外国投資法人の存続時期、事業年度、追加出資又は出資の払戻しに関する制限、解散条件等を記載すること。

② 利益の分配に関する事項

解散時の利益の支払い又は毎決算時の利益の分配について、資産保管会社から外国投資法人への交付、資産保管会社の免責、および委託者から投資主又はこれに相当する者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5) 外国投資証券が表示する権利に関する事項

議決権、投資主又はこれに相当する者に関する権利、配当受領権、清算金の受領権の内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(6) 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

当該外国投資法人の払戻し又は買戻し請求権に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続を記載すること。

(7) 資産運用会社に相当する者の事業の全部又は一部の譲渡に関する事項

事業譲渡の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び事業譲渡に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(8) 資産保管会社に相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項

資産保管会社に相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する手続を記載すること。

(9) 資産運用会社に相当する者が資産の運用に係る権限を他の者に委託する場合におけるその委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

VI-3-3 海外投資家等特例業務に係る事務処理上の留意点

VI-3-3-1 届出事項の確認

(1) 主な着眼点

① 届出が必要とされる事項について、記載漏れ等はないか。届出の要件は充足されているか。

- ② 添付が必要とされる書類について、添付漏れ等はないか。また、届出事項と添付書類の内容との間に齟齬等はないか。
- ③ 届出者が法人である場合は、当該法人の代表者と連絡が取れる状態にあるか。届出者が外国法人である場合は、当該外国法人の国内における代表者と連絡が取れる状態にあるか。
- ④ 主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所が、いわゆるバーチャルオフィスとなっていないか（届け出られた営業所等が、例えば短期間の契約によるレンタルオフィスである場合など、当該営業所等以外の場所で海外投資家等特例業務を行っていることが想定される場合には、ヒアリングや関係資料の徴求などにより、実態把握に努めるものとする。）。
- ⑤ 海外投資家等特例業者から金商法第63条の10第3項第2号の規定に基づく海外投資家等特例業務の廃止の届出があった場合には、当該海外投資家等特例業者による顧客取引の結了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還が行われているか等について確認を行うこととする。

（2）監督手法・対応

海外投資家等特例業務については、届出書の受理に当たって、海外投資家等特例業務の要件に不備がないか、届出事項に関して必要な確認を行う。その結果、届出事項に関し、不備や届出内容の疑義等が認められる場合は、届出を受理する前に是正を求めることとする。

また、届出を受理した後、不備や届出内容の疑義等が認められた場合には、必要に応じて金商法第63条の14の規定に基づく報告を求め、是正状況を把握し、状況に応じて業務改善命令や業務停止命令など必要な対応を検討する。

具体的な是正策が提示されない場合や、金商法第63条の9第6項各号に規定する欠格事由のいずれかに該当すると認められた場合は、原則として、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出するものとする。

VI-3-3-2 届出者リスト等の作成及び公表等

（1）届出者リストの作成及び公表等

投資者が各海外投資家等特例業者に関する情報を把握できるよう、各海外投資家等特例業者の金商法第63条の9第4項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。）に基づいて公衆縦覧すべき事項等（（4）に規定する事項とし、以下「海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項」という。）を掲載したリスト（以下「海外投資家等特例業務届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。

このため、金融庁は1月ごとに、財務局における届出の受理状況等を確認のうえ、海外投資家等特例業務届出者リストを作成・更新し、金融庁ホームページにおいて公表す

るものとする。

(2) 業務廃止命令を発出した届出者リストの作成及び公表等

金商法第 63 条の 13 第 3 項の規定に基づく業務廃止命令が発出された海外投資家等特例業者を投資者が把握できるよう、業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リスト（以下「業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。

このため、金融庁は、海外投資家等特例業者に金商法第 63 条の 13 第 3 項の規定に基づく業務廃止命令が発出された場合には、当該海外投資家等特例業者について、海外投資家等特例業務届出者リスト又は連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リスト（（3）において定義されるものをいう。）から海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項を削除し、当該海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項を業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リストに掲載して、金融庁ホームページにおいて公表することとする。

(3) 連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストの作成及び公表等

監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者を投資者が把握できるよう、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リスト（以下「連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。

このため、金融庁は、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者が認められた場合には、当該海外投資家等特例業者の届出者リスト等記載事項を海外投資家等特例業務届出者リストから削除し、当該海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項を連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに掲載し、金融庁ホームページにおいて公表する。掲載・公表するに当たっては、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと、確知できない旨を金融庁ホームページに公表した日から 30 日以内に海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等（金商業等府令第 246 条の 20 第 1 項に規定する海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等をいう。以下（4）において同じ。）に申出をすること及び当該期間中に申出がないときは、別途、聴聞等の行政手続を行った上で業務廃止命令を発出することがあることを明示する。

なお、営業所又は事務所を確知できた海外投資家等特例業者については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストから削除した上で、海外投資家等特例業務届出者リストに掲載することとし、金商法第 63 条の 13 第 3 項の規定に基づく業務廃止命令を行った海外投資家等特例業者については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストから削除した上で、業務廃止命令を発出した海外投資家等特例業務届出者リストに掲載することとする。

(4) 海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項

- ① 海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項については、以下の事項とする（但し、ワ. については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに係る海外投資家等特例業務届出者リスト等記載事項からは除くものとし、また、レ. については、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに限るものとする。）。
- イ. 商号、名称又は氏名及び法人番号
 - ロ. 海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等
 - ハ. 代表者、他の役員及び政令で定める使用人の氏名又は名称及び役職
 - ニ. 政令で定める使用人の種別
 - ホ. 業務の種別
 - ヘ. 主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称、所在地及び電話番号
 - ト. 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地及び電話番号
 - チ. ホームページアドレス
 - リ. 他に行っている事業の種類
 - ヌ. 資本金の額又は出資の総額
 - ル. 金融商品取引業者としての登録の有無
 - ヲ. 金商法第 63 条の 9 第 1 項の届出の日又は同条第 7 項の規定に基づく直近の届出の日
 - ワ. 行政処分等の状況
 - カ. 出資対象事業持分の名称
 - コ. 出資対象事業持分の種別
 - ク. 出資対象事業の内容
 - ケ. 営業所又は事務所が確知できない旨を公表した日
- ② 上記①ワ. に規定する行政処分等の状況の記載について
- イ. 金商法第 63 条の 13 第 1 項の規定に基づく業務改善命令若しくは同条第 2 項の規定に基づく業務停止命令を発出した海外投資家等特例業者については、当該行政処分の状況を記載することとする。
 - ロ. この監督指針に基づく警告を行った海外投資家等特例業者や、金商法第 63 条の 14 に基づく報告命令に応じない等の問題が認められた海外投資家等特例業者については、当該問題の内容を記載することとする。

VI-3-3-3 無届業者に関する留意点

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金商法第63条の9第1項に規定する届出を行うことなく海外投資家等特例業務を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止める又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。

VI-3-3-4 海外投資家等特例業者に対する監督上の処分等に関する留意点

(1) 海外投資家等特例業務に該当しないことが疑われる場合の留意点

海外投資家等特例業者が行う業務が、海外投資家等特例業務の要件に該当しない場合は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。

日常の監督事務等を通じ、海外投資家等特例業者について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条の14の規定に基づく報告を求め、その結果として必要な場合には、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応をとるものとする。また、立入検査等において上記の要件に該当しないことが認められた場合にも、同様の対応を行うものとする。

(2) 海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の留意点

海外投資家等特例業者が行う業務について、海外投資家等のうち非居住者以外の投資家の増加等の要因により海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。

① 金商法第63条の9第9項の命令

金商法第63条の9第9項（同法第63条の11第2項において準用する場合を含む。）の「海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたとき」は、海外投資家等特例業務開始時には海外投資家等特例業務に該当していたが、海外投資家等特例業者の責に帰さない何らかの理由で海外投資家等特例業務に該当しなくなったときを想定しており、この場合は、海外投資家等特例業者が行う業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。

② 上記①以外の場合

上記①以外の場合には、金商法第63条の8の特例は適用されず、海外投資家等特例業者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該海外投資家等特例業者に対しては、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出を含め、必要な対応を行うこととする。

(3) 営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者への対応についての留意点

日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない海外投資家等特例業者が認められた場合には、VI-3-3-2(3)に基づき、連絡が取れない海外投資家等特例業務届出者リストに掲載し、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと等を明示し、これを金融庁ホームページにおいて公表した上で、当該公表の日から30日を経過しても当該海外投資家等特例業者から申出がないときは、当該海外投資家等特例業者に対しては、金商法第63条の13第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。

(4) 業務廃止命令を発出する際の留意点

海外投資家等特例業者の業務の適切性に関する問題について、投資者等に与える影響や行った行為の悪質性などが重大又は深刻であり、金商法第63条の13第1項の規定に基づく業務改善命令又は同条第2項の規定に基づく業務停止命令を行ったとしても当該海外投資家等特例業者に係る問題の改善が期待されない場合においては、同条第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。

また、金商法第63条の13第3項に規定する「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」とは、必ずしも、同項の規定に基づく業務廃止命令に先立って業務改善命令又は業務停止命令を発出することを要求する趣旨ではない。例えば、海外投資家等特例業者について、金融商品取引業者等であれば登録の取消しとなるような重大な法令違反が認められた場合、「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」に該当することから、直ちに業務廃止命令を発出することとする。

なお、海外投資家等特例業者に対して業務廃止命令を発出した場合には、当該海外投資家等特例業者による顧客取引の結了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還を確認した上で、金商法第63条の10第3項第2号に規定する海外投資家等特例業務の廃止の届出を求めることとする。

VI-3-4 移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点

移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点については、VI-3-3に準ずるものとする。

VI-3-5 投資法人に係る事務処理上の留意点

VI-3-5-1 登録投資法人の変更及び解散の届出

(1) 登録投資法人変更届出

- ① 登録投資法人変更届出は、VI-3-1-3(3)①及び②に準じて取り扱う。
- ② 財務局長は、投信法第191条第1項の規定に基づく登録投資法人変更届出書を受理した場合（財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。）には、別紙様式VI-5により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。
- ③ 変更届出書により、新たに執行役員となった者が投信法第98条第2号から第5号までのいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が投信法第100条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が投信法第102条第3項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、投信法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。

(2) 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書

- ① 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長は、投信法施行規則第275条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に別紙様式VI-6による財務局の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長に送付する。
- ② 新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、投信法施行規則第275条第2項の規定に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長に変更登録をした旨を電子メール等によりただちに連絡する。
- ③ 新たに登録の権限を有することとなった財務局長から投信法施行規則第275条第2項の規定に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長は、当該投資法人の登録を抹消する。
- ④ 新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、変更の登録を行った場合には、別紙様式VI-7により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

(3) 投資法人解散届出書

財務局長は、投資法人解散届出書（投信法施行規則別紙様式第17号）を受理した場合には、別紙様式VI-8により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

VI-3-5-2 臨時報告書

財務局長が行う手続きは次のとおりとする。

(1) 金融庁長官への報告

投信法第215条第1項の規定に基づく臨時報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、ただちに臨時報告書の写しを送付する。

(2) 投資法人への通告

財務局長は、投信法第215条第2項に規定する通告を投資法人に対し行う場合には、あらかじめ金融庁に協議をすること。

なお、協議の際には、財務局における検討の結果及び意見を付すること。

VI-3-5-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

(1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等

- ① 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。
 - イ. 投信法第73条第4項において準用する会社法第81条第4項の規定に基づく許可
 - ロ. 投信法第73条第4項において準用する会社法第82条第4項の規定に基づく許可

- ハ. 投信法第90条第3項において準用する会社法第297条第4項の規定に基づく許可
 - ニ. 投信法第94条第1項において準用する会社法第318条第5項の規定に基づく許可
 - ホ. 投信法第115条第1項において準用する会社法第371条第2項又は第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
 - ヘ. 投信法第128条の3第2項において準用する会社法第433条第3項の規定に基づく許可
 - ト. 投信法第132条第2項において準用する会社法第442条第4項の規定に基づく許可
 - チ. 投信法第154条の3第2項において準用する会社法第371条第2項又は第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
 - リ. 投信法第157条第3項において準用する会社法第500条第2項の規定に基づく許可
- ② 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる権限の行使については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。
- イ. 投信法第94条第1項において準用する会社法第307条第1項の規定に基づく命令
 - ロ. 投信法第108条第2項の規定に基づく一時役員職務を行うべき者の選任
 - ハ. 投信法第110条第2項において準用する会社法第359条第1項の規定に基づく命令
 - ニ. 投信法第162条の規定に基づく命令
 - ホ. 投信法第144条において準用する会社法第824条第1項の規定に基づく投資法人に対する解散の命令を求める裁判所への請求
 - ヘ. 投信法第144条において準用する会社法第825条第1項の規定に基づく管理人の選任等の処分を求める裁判所への請求
 - ト. 投信法第151条第3項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の選任
 - チ. 投信法第151条第4項の規定に基づく清算執行人及び清算監督人の選任
 - リ. 投信法第151条第5項の規定に基づく清算執行人及び清算監督人の選任
 - ヌ. 投信法第153条第1項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の解任
 - ル. 投信法第153条第1項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の選任
 - ヲ. 投信法第154条第2項の規定に基づく清算執行人の報酬の額の決定又は投信法第154条の2第2項において準用する投信法第154条第2項の規定に基づく清算監督人の報酬の額の決定
 - ワ. 投信法第157条第3項において準用する会社法第501条第1項の規定に基づく価額の不確定な債権の鑑定人の選任
 - カ. 投信法第161条において準用する会社法第508条第2項の規定に基づく帳簿書類を保存する者の選任
 - ヨ. 投信法第153条第2項において準用する投信法第108条第2項の規定に基づく一時清算執行人又は一時清算監督人の職務を行うべき者の選任
 - タ. 投信法第84条第2項、第139条の9第8項、第139条の10第2項、第141条第3項、第144条、第149条の3第4項、第149条の8第4項、第149条の13第4項、第150条及び第163条において準用する会社法第872条の規定に基づく即時抗告
- ③ 財務局長は、上記①の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、別紙様式VI-9により、許可又は承認をしないこととした場合には、別紙様式VI-10に

より、許可又は承認申請者に通知するものとする。

(2) 行政処分等の金融庁への協議

- ① 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理に当たり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。

なお、協議の際には、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

イ. 投信法第214条第1項の規定による業務改善命令

ロ. 投信法第216条の規定による登録の取消し

- ② 財務局長は、設立企画人又は投資法人等に対して行政処分を行う場合には、設立中の投資法人の設立企画人若しくは投資法人又は当該投資法人の資産運用会社、当該資産運用会社から投信法第202条第1項の規定により再委託を受けた者、資産保管会社若しくは一般事務受託者が、他の財務局長の管轄区域内に所在する場合には、原則として、当該財務局長に対し、あらかじめ意見を聴くとともに、その処理結果についても連絡すること。

(3) 関係行政機関の長への通知

投信法施行令第132条第6項及び第135条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に対する通知を行う場合には、以下の点に留意することとする。

- ① 投信法第187条の登録申請について通知を行う場合には、登録申請を受理後速やかに関係行政機関担当部局担当課室宛に通知を行うものとする。
- ② 投信法施行令第132条第3項各号の届出について通知を行う場合には、当月中に受理した届出内容を翌月末日までに速やかに関係行政機関担当部局担当課室宛に通知を行うものとする。

(4) 財務事務所長等への再委任

財務局長は、投信法施行令第135条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び投資法人の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

- ① 投信法第69条第1項に規定する設立に係る届出の受理に関する事務
- ② 投信法第152条第1項の規定による届出の受理に関する事務
- ③ 投信法第188条第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ④ 投信法第191条第1項に規定する変更届出の受理に関する事務
- ⑤ 投信法第192条第1項の規定による届出の受理に関する事務

VI-3-5-4 証明書の発行

(1) 信託会社等に対する証明書の発行

- ① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-11によるものとする。

ロ. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。

ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2の3第2項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（1）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること。

c. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

（提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。）

ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

（本項により要件を満たす場合においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。）

ニ. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。

a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。

b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。

（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定の適用が無い場合、証明書の発行は行わないことに留意すること。

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の地方税法附則第11条第4項に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第5項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-13によるものとする。
- ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。
 - a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
 - b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家のうち、総務省令で定めるものからのものであること。
 - c. 当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。
(提出を受けた運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。)
 - ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。
(本項の要件に該当する場合においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

(2) 投資法人に対する証明書の発行

① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

- イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-14によるものとする。
- ロ. 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。
- ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。
 - a. 規約に資産運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2の3第3項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有す

る特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（２）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

- b. 当該申請者が投信法第187条の登録を受けた者であること。
- c. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家からのものであること。
- d. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 - i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

（提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。）

- ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

（本項により要件を満たす場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。）

- 二. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。

- a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。
- b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。

（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定の適用が無い場合、証明書の発行は行わないことに留意すること。

② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の地方税法附則第11条第5項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第7項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

イ. 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-15によるものとする。

ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。

- a. 規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
- b. 資金の借入がなされている場合は、当該借入が金商法第2条第3項第1号の適格機関投資家のうち、総務省令で定めるものからのものであること。
- c. 当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - i) 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

（提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件に該当しているものとする。）

- ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

（本項の要件に該当する場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。）

Ⅶ. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）

Ⅶ－１ 経営管理（投資助言・代理業）

金融商品取引業者（投資助言・代理業を行う者に限る。Ⅶにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

Ⅶ－１－１ 金融商品取引業者の役員

（１）主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

- ① 欠格事由（金商法第29条の4第1項第2号イからリまで）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。
- ② 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。
- ④ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

（２）監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第7号若しくは第9号若しくは第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

Ⅶ－１－２ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成等

（１）主な着眼点

Ⅶ－３－１に規定する事項に照らし、金融商品取引業（投資助言・代理業に限る。Ⅶにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか、また、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められるか。

(2) 監督手法・対応

VII-3-1に規定する事項は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者等と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否等を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保等に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成等に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない等と認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無等を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。

Ⅶ－２ 業務の適切性（投資助言・代理業）

金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

Ⅶ－２－１ 投資助言業に係る業務の適切性

Ⅶ－２－１－１ 法令等遵守態勢

投資助言業者（金融商品取引業者のうち、投資助言業（金商法第２条第８項第11号に規定する業務をいう。Ⅶにおいて同じ。）を行う者をいう。Ⅶにおいて同じ。）は、顧客に対して有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する情報を提供することにより、当該顧客の財産形成に寄与すべき役割を担っている。このことから、投資助言業者には顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行うことが求められており、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営する必要がある。

こうした投資助言業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

（注）発行者のために、有価証券を顧客に取得させる意図又は目的等をもって当該有価証券の商品内容等を説明する場合は、有価証券の募集又は私募の取扱いを行うものとして第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することに留意する必要がある。例えば、具体的な有価証券の商品内容等を説明するとともに、発行者等から顧客による当該有価証券の取得と連動して支払われる報酬を直接又は間接に受け取っている場合は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当することに留意する必要がある。

Ⅶ－２－１－２ 勧誘・説明態勢

（１）誇大広告の禁止等

- ① 助言の実績について個々の銘柄を掲げて広告を行う場合に、当該投資助言業者に有利なもののみを掲げる表示をしていないか。
- ② 助言の実績、内容又は方法が他の投資助言業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。
- ③ 顧客勧誘の期間、対象顧客数等が限定されていない場合に、これらが限定されると誤解させるような表示をしていないか。
- ④ 投資運用業に係る登録を受けていない投資助言業者が、投資運用業を行えるものと投資者に誤解させるような表示をしていないか。

（２）契約締結前の書面交付及び契約締結時の書面交付に係る留意事項

金商業等府令第95条第１項第２号及び第４号並びに第106条第１項第６号及び第７号に掲げる事項について、分析者等の氏名又は投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名に代わり、金融商品の価値等の分析若しくは当該分析に基づく投資判断を行う部署の名

称又は助言の業務を行う部署の名称を記載する場合において、「照会に対して速やかに回答できる体制」としては、例えば、当該分析者等又は助言の業務を行う者の氏名に係る記録が、投資助言業者において適切に作成・保存されることにより、顧客からの照会に対して、速やかに当該記録を確認し、回答できる態勢となっていることが考えられる。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の広告に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-2-1-3 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）

(1) 投資顧問契約の解除（クーリングオフ）に係る留意事項

- ① 金商業等府令第115条第1項第1号に規定する「投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額」とは、電話代、封筒代等をいい、旅費等は含まれない。
- ② 金商業等府令第115条第1項第3号に規定する「契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び金商業等府令第115条第1項第1号に規定する「解除時」の属する日を含むものとする。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の契約解除（クーリングオフ）に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-2-1-4 弊害防止措置

(1) ニ以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資助言業者がニ以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止

など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

- ① 異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。
- ② 金商業等府令第147条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者が二以上の種別の業務を行う場合の弊害防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

VII-2-1-5 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置

投資助言業者が代理・媒介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該代理・媒介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制の確立につき指導するとともに、当該代理・媒介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要である。その法令違反防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

(1) 代理・媒介業者の選定等

① 代理・媒介業者の選定に係る留意事項

- イ. 代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。
- ロ. 代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者（代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資顧問契約を締結する投資助言業者をいう。Ⅶにおいて同じ。）のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。

(2) 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置

① 代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備

イ. 代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか（代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む。）。

ロ. それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。

② 代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項

イ. 所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリングを実施しているか。

a. 代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る業務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

b. 代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ロ. 上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

③ 代理・媒介業委託契約の解除のための措置

代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

④ 苦情処理のための措置

代理・媒介業者が行う代理・媒介業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者の選定等、又は所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、所属業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1

項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ－２－２ 代理・媒介業に係る業務の適切性

代理・媒介業者の業務の適切性に関しては、例えば、以下に記載する監督上の着眼点に留意して検証することとする。なお、代理・媒介業者に求められる業務の適切性を確保するための措置は、その行う業務の内容、規模及び当該業者の兼業状況等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、監督上の評価項目の一部を充足していないことをもって、直ちに不適切とするものではないことに留意するものとする。

Ⅶ－２－２－１ 法令等遵守態勢

代理・媒介業の制度が創設されたことにより、投資者の投資サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融商品取引業者等の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、代理・媒介業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。

代理・媒介業者を監督するに当たっては、代理・媒介業の適正・確実な遂行を確保するために、代理・媒介業者及び所属業者に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特に、既存の一般事業者が代理・媒介業へ参入した場合など、代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、優越的地位の濫用及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう留意する必要がある。

こうした代理・媒介業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

Ⅶ－２－２－２ 代理・媒介業者の態勢整備

(1) 主な着眼点

- ① 社内規則に顧客への勧誘、契約内容の説明及び契約締結時交付書面の交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。
- ② 法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。
- ③ その行う代理・媒介業の業務に関する十分な知識を有する者が、適切に確保されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者の態勢整備に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金

商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-2-2-3 投資者保護のための情報提供

(1) 主な着眼点

① 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢

代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、代理・媒介業に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

② 預金等との誤認を防止するための態勢

代理・媒介業者が銀行等金融機関である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を行うに当たり、これら金融商品と預金等との誤認防止のための態勢が整備されているか。

③ 利益相反を防止するための態勢

代理・媒介業者が投資一任業者から投資一任契約の締結の媒介の委託を受けている場合において、顧客に対し、投資顧問契約の締結の勧誘や投資顧問契約に基づく助言等を行う際には、投資一任業者と契約している旨等について、顧客にあらかじめ説明する等、利益相反を防止するための態勢が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者による投資者保護のための情報提供に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-2-2-4 二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置

(1) 顧客に対する説明等

所属業者が二以上ある場合には、以下①から④までに掲げる事項を、事前に、顧客に対して明らかにしているか。また、その説明方法については、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすい方法となっているか。

① 顧客が支払うべき報酬の額と同種の契約につき他の所属業者に支払うべき報酬の額が異なるときは、その旨

② 顧客が締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属業者の

ために取り扱っているときは、その旨

- ③ 顧客の求めに応じ、上記②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる所属業者の商号

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者が二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅶ-2-3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について

金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も営業保証金規制のみであり、純資産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれに留意が必要である。また、例えば金融商品取引業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、投資者保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実確認等に努めていく必要がある。

こうした点を踏まえ、監督当局において金融商品取引業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ-3-2に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。

なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方策について調整を行うこととする。

(1) 金融商品取引業者に財務上の問題を把握した場合の対応

- ① 対象業者の財務の状況、顧客との契約の状況（契約期間や報酬、クーリングオフ対象契約料の保全状況等）をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。
- ② ヒアリングの結果、投資者保護上の問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。
- ③ 報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られない場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対

応も検討するものとする。

(2) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

- ① 金商法第 50 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ③ 上記②の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合

破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅶ-2-3において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。

(4) 破産手続開始の決定がされた場合

- ① 金商法第 50 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。
- ② 投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。

(5) 営業所を確知できない場合

金商法第 52 条第 4 項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から 30 日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。

(6) その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合

- ① 任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。
- ② 当該金融商品取引業者が上記①のヒアリングに応じない場合や、上記①のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者の業務の継続に懸念が認められる場合は、金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握

するものとする。また、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。

Ⅶ－３ 諸手続（投資助言・代理業）

Ⅶ－３－１ 登録

（１）体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

（注）審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成等の水準が異なり得ることに留意するものとする。

- ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるか認められるか。
 - イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
 - ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
 - ハ. 有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。
 - ニ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員及び内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
 - ホ. コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。
 - ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - b. ディスクロージャー
 - c. リスク管理
 - d. 電算システム管理
 - e. 顧客管理
 - f. 広告審査
 - g. 顧客情報管理
 - h. 苦情・トラブル処理

i. 内部監査

- ② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
- イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。
 - ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。
 - ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。
- （注）個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。
- ③ 金商業等府令第6条第2項の規定により金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者から除かれる者がある場合には、以下の事項に照らし、当該者を適切に管理する体制となっていると認められるか。
- イ. 顧客からの照会に対して速やかに回答できる態勢となっている等、当該者の氏名を適時適切に把握していること。
 - ロ. 当該者が法第29条の4第1項第2号イからリまでに該当した場合には適切な処分を行う等その業務状況を適切に管理すること及びそのための社内手続き・ルールが設けられていること。
 - ハ. 当該者の業務状況を事後検証できる態勢が整備されていること。

（2）登録の要否の判断に当たっての留意点

登録の要否については、投資助言・代理業に係る一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要がある、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意するものとする。

① 登録が不要である場合

次に掲げる場合については、金商法第29条の規定にかかわらず、投資助言業を行うことができる。

イ. 金商法第61条第1項に該当する場合

外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資助言業を行う者が、投資運用業を行う者その他金商法施行令で定める者のみを相手方として投資助言業を行おうとする場合

ロ. 金商法第50条の2第3項に該当する場合

金商法第50条の2第3項の規定により投資助言業を行うことができる者が、定められた期間内において投資助言業を行う場合

② 投資助言・代理業に該当しない行為

イ. 不特定多数の者を対象として、不特定多数の者が随時に購入可能な方法により、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断（以下「投資情報等」という。）を提供する行為

例えば、以下 a から c までに掲げる方法により、投資情報等の提供を行う者については、投資助言・代理業の登録を要しない。

ただし、例えば、不特定多数の者を対象にする場合でも、インターネット等の情報通信技術を利用することにより個別・相対性の高い投資情報等を提供する場合や、会員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない（単発での購入・利用を受け付けない）ような場合には登録が必要となることに十分に留意するものとする。

a. 新聞、雑誌、書籍等の販売

（注）一般の書店、売店等の店頭で陳列され、誰でも、いつでも自由に内容をみて判断して購入できる状態にある場合。一方で、直接業者等に申し込まないと購入できないレポート等の販売等に当たっては、登録が必要となる場合があることに留意するものとする。

b. 投資分析ツール等のコンピュータソフトウェアの販売

（注）販売店による店頭販売や、ネットワークを経由したダウンロード販売等により、誰でも、いつでも自由にコンピュータソフトウェアの投資分析アルゴリズム・その他機能等から判断して、当該ソフトウェアを購入できる状態にある場合。一方で、当該ソフトウェアの利用に当たり、販売業者等から継続的に投資情報等に係るデータ・その他サポート等の提供を受ける必要がある場合には、登録が必要となる場合があることに留意するものとする。

c. 金融商品の価値等について助言する行為

（注）有価証券以外の金融商品について、単にその価値やオプションの対価の額、指標の動向について助言し、その分析に基づく投資判断についての助言を行っていない場合、又は報酬を支払うことを約する契約を締結していない場合には、当該行為は投資助言業には該当しない。

例えば、単に今年の日本の冬の平均気温について助言するのみでは、投資助言業には該当しない。

ロ. 投資一任契約等の締結の媒介に至らない行為

媒介に至らない行為を投資助言業者又は投資一任業者から受託して行う場合には、投資助言・代理業の登録を得る必要はない。

例えば、以下 a から c までに掲げる行為の事務処理の一部のみを投資助言業者又は投資一任業者から受託して行うに過ぎない者は、投資助言・代理業の登録が不要である場合もあると考えられる。

- a. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
(注) このとき、単に投資助言業者又は投資一任業者の商号や連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- b. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）
(注) このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- c. 金融商品説明会等における金融商品の仕組み・活用法等についての一般的な説明

VII-3-2 営業保証金の供託等に係る留意事項

- (1) 投資助言・代理業者が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託した後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本について、別紙様式V-1による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管していた供託書正本を投資助言・代理業者に返還する。
- (2) 投資助言・代理業者が既に供託している有価証券の償還金の代供託を行うため、供託所に代供託・付属供託請求書を提出した後、その受入証書正本を届け出てきた場合は、下記(5)に準じ保管証書を交付するとともに、既に受理保管していた原供託書正本を投資助言・代理業者に返還する。
- (3) 投資助言・代理業者から営業保証金に代わる契約の内容の変更又は解除の承認申請があった場合において、投資者保護に欠けることがないと判断するときは、別紙様式V-2による保証契約変更承認書又は別紙様式V-3による保証契約解除承認書により、当該申請を承認する。
- (4) 営業保証金取戻し公告は、別紙様式V-4により行う。
- (5) 供託書正本を受理した場合は、別紙様式V-5による保管証書を交付する。
- (6) 登録申請者等に対して、金商法第31条の2第9項の規定に基づき国債により営業保証金を供託している場合、国債ニ関スル法律により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となる旨を周知する。

VII-3-3 投資助言業務に関する帳簿書類関係

(1) 投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面の作成については、以下の点に留意するものとする。

- ① 投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面には、助言日、助言を行った者、相手方である顧客、銘柄及び売買の別（有価証券の価値、有価証券関連オプションの対価の額又は有価証券指標の動向を含む。）を記載するものとする。
- ② 投資顧問契約に基づく助言を文書で行う場合には、当該文書の写し（助言内容を記録した電子媒体を含む。）を保存するものとする。また、投資顧問契約に基づく助言を電子メール、SNS（登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスをいう。）などインターネットを活用して行う場合には、顧客に提供した助言の内容を電子媒体に記録し、保存するものとする。

(2) 金商業等府令第168条の2の規定により、投資顧問契約に基づく助言の内容について、書面の作成に代えて、その全部又は一部について音声の記録により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 当該音声を記録する電子媒体が、金商業等府令第157条第2項及び第181条第3項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
- ② 当該音声の記録について、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること。
- ③ 当該音声の記録について、一元的に保管され、助言日、助言を行った者、相手方である顧客をキーワードとして、特定の記録を容易に検索できるようなシステムとなっており、事後的に業務の適切性を容易に検証できる態勢を構築していること。
- ④ 当該音声の記録のバックアップを作成していること。バックアップについても、上記②を踏まえ安全に管理していること。
- ⑤ 上記①から④までのほか、Ⅲ-3-3（6）⑤、⑧及び⑨に準ずるものとする。

Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）

Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関）

登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）、Ⅲ－２－９並びにⅢ－２－１５を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（６）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）、（２）及び（４）、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－５（Ⅳ－３－５－４を除く。）、Ⅳ－３－６、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅴ－２－５、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

Ⅷ－１－１ 個別業務の適切性

- （１）国債証券等、短期有価証券又は資産金融型有価証券のディーリング業務を行う登録金融機関にあっては、当該業務に係る有価証券等についての投資目的（特定取引勘定（外国銀行支店にあっては特定取引勘定と類似の勘定。以下同じ。）を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。）の売買業務等を一体として行っていないか。また、これらの部門間での顧客の紹介を行っていないか。
- （２）国債証券等のディーリング業務、先物取次業務、短期有価証券の売買等の業務、資産金融型有価証券の売買等の業務のいずれかの業務を行う登録金融機関にあっては、
 - ① 当該業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いは、他の業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いと区分することにより、業務及び財産の状況を明らかにするものとなっているか。
 - ② 当該業務において取り扱う有価証券について、以下に掲げる勘定間振替は一切行わないこととなっているか。
 - イ. 特定取引勘定を設置しない登録金融機関の場合は、商品有価証券勘定とそれ以外の有価証券勘定との勘定間振替
 - ロ. 特定取引勘定を設置する登録金融機関の場合は、特定取引勘定中の商品有価証券勘定とそれ以外の有価証券勘定との勘定間振替及び特定取引勘定中の商品有価証券派生商品勘定とそれ以外の有価証券派生商品勘定との勘定間振替
- （３）選択権付債券売買を行う登録金融機関にあっては、流通性の高い国債証券等を対象銘柄

柄とする選択権料の気配について、店頭掲示する等適切な方法により投資者に公表するように努めているか。

- (4) 登録金融機関にあつては、金商業等府令第149条の2で定める場合を除き、顧客に対して、金融商品取引を成立させるため又は金融商品取引による損失の穴埋め、委託証拠金（追証を含む。）のための信用供与を自動的に行わないこととなっているか。また、明らかに上記を目的とした信用供与を行わないこととなっているか。

（注）当座貸越は自動的な信用供与に該当することに留意する。

このため、例えば次の措置をとること。

- ① 先物取次業務を行う登録金融機関にあつては、新規に債券先物取引用口座を設定し、当該口座について当座貸越を禁止すること、及び、同一名義人の当座貸越設定口座から債券先物取引用口座への自動振替を行わないこと。
- ② 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあつては、顧客が委託金融商品取引業者に開設した証券口座の残高が不足であるために顧客が申し込んだ取引が成立しない場合に、これを成立させるために信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して金融商品仲介行為を行わないこと。

- (5) 先物取次業務を行う登録金融機関にあつては、

- ① GLOBEX社の管理する端末を使用する取引を行う場合においては、業として行う行為の規定にその旨を明記し、かつ、取引に当たっての取扱規程を定めているか。
- ② 債券先物取引用口座への入金処理については、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客（又はその資金担当者）の名前を登録させて、その都度事前に電話連絡等で当該顧客の了解を得ることとなっているか。

- (6) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務全般（受注、売買及び受渡し）を担当する部門については、コマーシャル・ペーパー及び短期社債等（社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期商工債、信用金庫法に規定する短期債及び農林中央金庫法に規定する短期農林債をいう。）の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期することとなっているか。

- (7) 有価証券関連商品の販売を行う登録金融機関にあつては、

- ① 預金と有価証券関連商品とのセット販売の勧誘においては、顧客が誤認することのないよう必要な手当てを講じているか。
- ② 投資信託等有価証券関連商品を販売するにあつては、預金とは異なり、価格変動等のリスクがあることを顧客に十分説明することとなっているか。

- (8) 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあつては、

- ① 金融商品仲介業務と融資業務、金融機関代理業務又は預金等媒介業務（有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。（８）及びⅧ－２－１（２）⑥において同じ。）を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、
- イ. 融資業務、金融機関代理業務又は預金等媒介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を金融商品仲介業務に従事する者に提供しないこととなっているか。
- ロ. 金融商品仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務、金融機関代理業務若しくは預金等媒介業務に利用し、又は融資業務、金融機関代理業務若しくは預金等媒介業務に従事する者に提供しないこととなっているか。
- ② 金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務、金融機関代理業務又は預金等媒介業務に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者（日本証券業協会自主規制規則「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。）等が適切に管理を行っているか。

- （９）有価証券の私募の取扱い業務を行う登録金融機関にあっては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期することとなっているか。

ただし、金商法施行令附則第15条第3項に規定する有価証券の私募の取扱いとしてみなされる行為を行う場合については、この限りではない。

- （10）保険会社である登録金融機関にあっては、金商法施行令第15条の21第2項各号（第3号を除く。）に定める者（以下（10）において「代理人」という。）に金商法第33条の8第2項の特定金融商品取引業務を行わせる場合は、当該代理人が所属している代理店に当該特定金融商品取引業務の支援を行うことを委託することができるものとする。

（11）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された登録金融機関の個別業務の適切性に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅷ－１－２ 非清算店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢

登録金融機関（金商業等府令第123条第12項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。

また、金商業等府令第123条第1項第21号の11の規定（当初証拠金）の対象となる登録金融機関は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。

具体的な監督上の着眼点については、IV-2-4（4）等を参照するものとする。

VIII-1-3 優越的地位の濫用防止

（1）兼業業務における優越的地位の濫用

兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであり、留意が必要である。また、登録金融機関の職員が他の金融機関等との間で兼職をしている場合において、当該兼職先の業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為についても、同様に、留意が必要である。

- ① 登録金融機関が顧客に対し、金融商品取引契約の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。
- ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、金融商品取引契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。
- ③ 顧客が競争者（登録金融機関として行う業務の競争者）との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼業業務の取引を取りやめる旨又は当該業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。
- ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と金融商品取引契約の締結を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。

（2）優越的地位の濫用防止に係る留意事項

優越的地位の濫用を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意して検証するものとする。

- ① 当該行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ② 当該行為を防止するため、登録金融機関の業務に関する知識及び実務経験を有する者により、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。
- ③ 当該行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案

件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された登録金融機関の兼業業務における優越的地位の濫用に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅷ－１－４ 協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点

(1) 主な着眼点

- ① 金融商品取引業協会に加入しない登録金融機関（以下「協会未加入登録金融機関」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。
- ② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。
- ③ 協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2) 監督手法・対応

協会未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、協会未加入登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅷ－２ 諸手続（登録金融機関）

Ⅷ－２－１ 登録

金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ－３－１（（１）及び（４）を除く。）、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅧ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

（１）登録番号の取扱い

金融機関登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例）〇〇財務局長（登金）第〇〇号

（２）体制審査の項目

金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第33条の5第1項第5号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

- ① 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。
- ② 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られているか。
 - イ. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - ロ. ディスクロージャー
 - ハ. 顧客資産の分別管理
 - ニ. リスク管理
 - ホ. 電算システム管理
 - ヘ. 売買管理、顧客管理
 - ト. 苦情・トラブル処理
 - チ. 内部監査
- ③ 常勤役職員の中に有価証券関連業務を3年以上経験した者が複数確保されているか。ただし、引受けを伴わない国債窓販業務のみ又は清算取次業務のみを行おうとする金融機関については、当該業務を適確に遂行するために必要な知識や経験等を有すると認められる者が複数確保されている場合には、本条件は認められたものとみなす。なお、登録後に当該業務以外の有価証券関連業務を開始した場合には、本条件について改めて確認すること。
- ④ 国債証券等のディーリング業務全般、短期有価証券の売買等の業務全般又は資産金融型有価証券の売買等の業務全般のうち、いずれか又は複数の業務全般を行う金融機関の営業所等にあつては、当該業務を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権

限を、当該業務に係る有価証券の投資目的の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立させているか。また、当該業務の担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないか。

- ⑤ 先物取次業務を行う金融機関にあつては、
- イ. 顧客に係る国債証券等の有価証券先物取引等の情報が、自己売買部門に伝達されて不当に使用されることを防止しているか。この場合、先物取次業務等全般を行う営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、原則としてその他の業務（登録金融機関業務のうち、金商法第2条第8項第2号及び第3号業務以外の業務を含む。）から分離、独立しているか。
 - ロ. 先物取次業務等を行う営業所等にあつては、顧客に対して融資・保証等の特別の便宜の提供を約して勧誘することを防止する必要がある、その趣旨に従った業務を行うべく組織上配慮しているか。
- ⑥ 金融商品仲介業務を行う金融機関にあつては、金融商品仲介業務に従事する者と融資業務に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断しているか。例えば、金融商品仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めているか。
- ⑦ 信用金庫等の出資の総額の変更届出書については、Ⅲ－3－1（9）②に準ずるものとする。

（3）金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

- ① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅧ－1－4に準じた監督上の対応がとられること。
- ② 協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。

Ⅷ－2－2 承認及び届出等

Ⅲ－3－2（Ⅲ－3－2（4）を除く。）及びⅣ－4－2－4、Ⅳ－4－3並びにⅥ－3－2（Ⅵ－3－2－3（1）②・（2）⑥ホ・（2）⑧ロを除く。）に準ずるに準ずるものとする。

Ⅷ－2－3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ－3－3に準ずるほか、金商業等府令第184条第1項第3号に掲げる金融商品仲介業務に関する帳簿書類については、委託金融商品取引業者のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託金融商品取引業者にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができ

るが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意するものとする。

Ⅷ－２－４ 外務員登録

Ⅳ－４－３及びⅤ－３－２に準ずるものとする。

Ⅷ－２－５ 金商法第33条の規定の解釈について

(1) 金商法第33条第1項本文の規定の解釈について

① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下Ⅷ－２－５において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。

イ. 取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務

ロ. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融商品取引業者に紹介する業務

② 上記①ロの「紹介」には、以下の行為を含む。

イ. 当該銀行等の店舗に、金融商品取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

ロ. 当該銀行等と金融商品取引業者の関係又は当該金融商品取引業者の業務内容について説明を行うこと。

(2) 金商法第33条第2項の規定の解釈について

金商法第33条第2項に規定する書面取次ぎ行為については、次の点に留意することとする。

① 銀行等は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。

イ. 当該業務内容の説明を顧客に対し行うこと。

ロ. 当該業務内容について、新聞、雑誌、文書、ダイレクトメール、インターネットのホームページ、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること。

ハ. 当該業務に係る注文用紙及びロに規定する文書を当該銀行等の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。

② 銀行等が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の指示を受けものとする。

当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。

Ⅷ－２－６ その他

(1) 分別管理に係る留意事項

登録金融機関（預金取扱い登録金融機関に限る。）が有価証券関連業務に係る取引に

伴って発生する顧客からの金銭の預託等を、当該登録金融機関の本来の業務である預金として取り扱う場合には、当該金銭は分別管理の対象とならないことに留意する。

(2) 社内規則の整備に係る留意事項

金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備すること。また、社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備を図ること。

さらに、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。

Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）

Ⅸ－１ 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性

適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－１、Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３、Ⅲ－２－７からⅢ－２－１０まで及びⅢ－２－１２を除く。）、Ⅲ－３－３、Ⅴ－２－１－１、Ⅴ－２－６（（５）を除く。）並びにⅥ－２－５からⅥ－２－７までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。

Ⅸ－１－１ 勧誘・説明態勢

（１）主な着眼点

① 適格機関投資家等特例業務の要件

適格機関投資家等特例業者は、勧誘する顧客の属性に応じて、出資者の要件に該当することを確認し記録する必要があるため、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- イ. 勧誘する顧客が、金商業等府令第233条の2第3項第1号イに規定する「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その（当該顧客である個人が）保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれる」などに該当する「適格機関投資家等」（金商法第63条第1項第1号に規定する適格機関投資家等をいう。以下Ⅸにおいて同じ。）であることを適切に確認するための措置として、例えば、当該顧客からの自己申告の書面及び当該顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）を活用することにより、全体として「合理的に判断」して、投資性のある金融資産が1億円以上と見込まれることを十分に確認した上で、確認結果及びその根拠を記載した書面（以下①において「確認結果記録」という。）を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。
- ロ. 勧誘する顧客が、「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」（金商業等府令第233条の3各号のいずれかに該当する者（金商法施行令第17条の12第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。以下Ⅸにおいて同じ。）のうち、同条第7号に規定する「特に専門的な能力であって当該業務の継続の上で欠くことができないものを発揮して当該業務に従事した者」の要件に該当する場合、当該要件に該当することが外形的に明らかな場合を除き、当該顧客が従事した業務の内容などの当該要件に関する事実を十分に確認（例えば、当該業務に従事した当時に所属していた会社等が作成した職歴証明書の提出を顧客に求めるなど）した上で、確認結果記録を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。
- ハ. 適格機関投資家以外の投資家（金商法第63条第1項第1号に基づく金商法施行令第17条の12第1項各号のいずれかに該当する者並びに投資に関する事項について知識及び経験を有する者をいう。以下Ⅸにおいて同じ。）が49名を超えていないことを

適切に確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。

二. 出資要件を満たさない顧客に出資をさせるため、顧客に事実と異なる資産状況等の申告を誘導していないか、必要に応じて検証を行うなど、適正な勧誘に努めているか。

② 適合性原則

適格機関投資家等特例業者等は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。

そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

イ. 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

a. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等を適時適切に把握するため、顧客の投資目的・意向を十分確認して顧客管理票等（顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的を記載した書面をいう。以下イにおいて同じ。）を作成し、顧客管理票等に記載された顧客の投資目的・意向を適格機関投資家等特例業者等と顧客の双方で共有しているか（ただし、顧客の資産の状況や投資判断能力が外形的に明らかな場合にまで、一律に顧客管理票等の作成を求めるものではない。）。また、顧客の申出に基づき、顧客の投資目的・意向が変化したことを把握した場合には、顧客管理票等の記載内容の変更を行い、変更後の記載内容を適格機関投資家等特例業者等と顧客の双方で共有するなど、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう徹底しているか。

b. 顧客属性等の状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。

ロ. 一般投資家の申出による特定投資家への移行

金商法第34条の3第1項の規定に基づき、「一般投資家」である顧客より「特定投資家」への移行の申出を受けた際には、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして「特定投資家」として取り扱うことがふさわしいか否かを考慮した上で、承諾の可否について判断しているか。

ハ. 高齢顧客への勧誘に係る留意事項

高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保しているか。また、商品販売後においても、丁寧なフォローアップを行っているか。

二. 電子記録移転有価証券表示権利等の勧誘に係る留意事項

電子記録移転有価証券表示権利等の勧誘に関して、次に掲げる事項について留意しているか。

a. 電子記録移転有価証券表示権利等に利用されるブロックチェーン等のネット

ワークに係るリスクについて、その重要性に鑑みて、必要に応じて専門家による検証を経る等、適切な審査が継続的に実施されているか。

- b. 電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を行うにあたっては、顧客の投資経験や財産の状況のみならず、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有や移転の仕組み、これに起因するリスクに関する理解度、同様の仕組みを用いた商品の取引経験等についても考慮しているか。

③ 顧客に対する説明態勢

- イ. 適格機関投資家以外の顧客に対して、出資対象事業の基本的な商品性、リスクの内容、種類や変動要因、適格機関投資家等特例業務が本来適格機関投資家（いわゆるプロ）向けの制度であり、出資できる者が限定されていることなどを分かりやすく説明しているか。
- ロ. 適格機関投資家等特例業者が、金商法第63条第9項に規定する「適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合」には、契約の締結までに、出資者に対し、運用財産の80%超を未公開株等に対する投資として運用するものであることなど金商法施行令第17条の12第2項第1号イ及びロ並びに第2号及び第3号に掲げる事項を記載した書面を交付し、当該書面及び交付日時に係る記録を作成及び保存しているか。
- ハ. 報酬が無料又は実際のものよりも著しく低額であるという虚偽の表示・説明をしていないか。
- ニ. 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の虚偽の表示・説明又はこれを行っているとの虚偽の表示・説明をしていないか。
- ホ. 「元本保証」、「必ず儲かる」など取引による損失の発生やリスク等のデメリットが全くないとの虚偽の表示・説明をしていないか。
- ヘ. その他商品や取引の内容（基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等）について虚偽の表示・説明をしていないか。
- ト. 届出を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、適格機関投資家等特例業者等の信頼性を保証し、又は金融商品を推奨し、若しくはその広告等の内容を保証しているかのように誤解されるような表示・説明をしていないか。
- チ. 電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明しているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適格機関投資家等特例業者等の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第63条の6（金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく報告を求め

る。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第63条の5第1項（金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第63条の5第2項（金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務停止命令又は金商法第63条の5第3項（金商法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）の施行日より前に、投資者に対して虚偽告知又は損失補てんを行っていると思われる場合には、金商法第63条の6の規定に基づく報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式区-1により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。また、警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ-1-4（4）④に準じて行う。

Ⅸ-1-2 実態把握

（1）実態把握に当たっての留意事項

届出書類の事後確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。

なお、適格機関投資家等特例業務は、基本的には適格機関投資家を相手方とするものであるが、これまでに当局の検査等で把握された問題点や被害の態様等を踏まえれば、適格機関投資家の出資額や出資割合が著しく低い状況その他の事情を考慮して適格機関投資家の実在性が疑われる場合には、特に実態把握の必要性が高い。

- ① 出資対象事業持分を取得する適格機関投資家や出資対象事業持分を有する適格機関投資家（以下（1）において、これらを総称して「出資適格機関投資家」という。）が、実体のない投資事業有限責任組合や、金商法上必要とされる手続を行わずに募集等又は運用が行われている投資事業有限責任組合（金融商品取引業等の登録や適格機関投資家等特例業務等の届出のない者が募集等又は運用を行う場合）などになっていないか。
- ② 出資適格機関投資家が、例えば適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実体のない業務に対する対価として報酬を受け取ることや、適格機関投資家等特例業者の子会社等又は関係会社等で実体のないものとなっていること等によって、実際には適格機関投資家として取得又は保有していないと評価し得るような状況となっていないか。
- ③ 適格機関投資家等特例業者又は適格機関投資家等特例業者が運用する他のファンドが唯一の出資適格機関投資家であるなど、適格機関投資家等特例業務の要件を充足し

ない私募又は運用が行われていないか。

- ④ 適格機関投資家等である旨が適切に確認された者以外の者に対するファンド持分の取得勧誘が行われていないか。また、全ての出資適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合において、金商業等府令第234条の2第1項第1号に規定する「投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額が五億円以上であると見込まれるもの」に該当する投資事業有限責任組合が存在しているか。
- ⑤ ファンドの総出資額に占める「密接な関係を有する者」（金商業等府令第233条の2第1項第2号（親会社等を除く。）から第6号に掲げる者（金商法施行令第17条の12第1項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。）をいう。以下Ⅸにおいて同じ。）及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」の出資割合が2分の1以上となっていないか。
- ⑥ 適格機関投資家以外の投資家が49名を超えていないか。
- ⑦ 虚偽告知、損失補てん、顧客資産の流用や運用内容に係る虚偽報告などが行われていないか。

（2）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適格機関投資家等特例業者等の課題については、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて金商法第63条の6の規定に基づく報告を求める。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第63条の5第1項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第63条の5第2項の規定に基づく業務停止命令又は同条第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）の施行日より前に、投資者に対して虚偽告知又は損失補てんを行っていると思われる場合又は顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条の6の規定に基づく報告を求める。その結果、当該業者が当該行為を行っていることが認められた場合には、別紙様式Ⅸ-1又はⅨ-2により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。また、警告等の措置をとった場合の対応は、Ⅱ-1-4（4）④に準じて行う。

Ⅸ-2 諸手続

Ⅸ-2-1 届出事項の確認

（1）主な着眼点

- ① 届出が必要とされる事項について、記載漏れ等はないか。
- ② 添付が必要とされる書類について、添付漏れ等はないか。また、届出事項と添付書類の内容との間に齟齬等はないか。

- ③ 金融商品取引業の登録を取り消された日から5年を経過していないなど、金商法第63条第7項（改正法附則第48条第3項又は第7項において適用する場合を含む。以下区において同じ。）各号のいずれかに該当していないか。
- ④ 届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家に該当するか。また、全ての出資適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合において、金商業等府令第234条の2第1項第1号に規定する「投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額が五億円以上であると見込まれるもの」に該当する投資事業有限責任組合が存在しているか。
- ⑤ 届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家として実在するものであるか（実在が確認できない場合には、当該適格機関投資家に係る登記事項証明書又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。）。
- ⑥ ファンドの総出資額に占める「密接な関係を有する者」及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」の出資割合が2分の1以上となっていないか。
- ⑦ 届出者が法人である場合は、当該法人の代表者と連絡が取れる状態にあるか。届出者が外国法人である場合は、当該外国法人の国内における代表者と連絡が取れる状態にあるか。届出者が外国に住所を有する個人である場合は、当該個人の国内における代理人と連絡が取れる状態にあるか。
- ⑧ 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務等を行う営業所又は事務所が、いわゆるバーチャルオフィスとなっていないか（届け出られた営業所等が、例えば短期間の契約によるレンタルオフィスである場合など、当該営業所等以外の場所で適格機関投資家等特例業務等を行っていることが想定される場合には、ヒアリングや関係資料の徴求などにより、実態把握に努めるものとする。）。
- ⑨ 適格機関投資家等特例業者等から金商法第63条の2第3項第2号の規定に基づく適格機関投資家等特例業務等の廃止の届出があった場合には、当該適格機関投資家等特例業者等による顧客取引の結了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還が行われているか等について確認を行うこととする。
- ⑩ 適格機関投資家等特例業者が、金商法第63条第9項に規定する「適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合」には、以下の事項の確認を行うこととする。
- イ. 運用財産の80%超を未公開株等に対する投資として運用するものであることなど金商法施行令第17条の12第2項第1号イ及びロ並びに第2号及び第3号に掲げる要件を充足するか。
- ロ. 契約の締結までに、出資者に対し、運用財産の80%超を未公開株等に対する投資として運用するものであることなど金商法施行令第17条の12第2項第1号イ及びロ並びに第2号及び第3号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、当該書面及び交付日時に係る記録を作成及び保存しているか。

- ハ. 金商法第 63 条第 2 項の規定に基づく届出が行われた日又は同条第 8 項の規定による届出に係る変更があった日から 3 か月以内（金商業等府令第 239 条の 2 第 4 項に規定する届出が行われた場合には 6 か月以内）に出資対象事業に係る契約書の写しが提出されているか。
- ニ. 適格機関投資家等特例業者が提出した契約書の写しには、金商業等府令 239 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項が全て記載されているか。
- ホ. 金商業等府令第 239 条の 2 第 6 項に規定する契約を締結することができない旨の届出が行われた権利と同一の権利について、当該届出後においても引き続き「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を相手方とした私募又は運用を行っていないか。

(2) 監督手法・対応

適格機関投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務の届出を受理した場合、届出事項に関して必要な確認を行う。その結果、届出事項に関し、不備や届出内容の疑義等が認められる場合は、必要に応じて金商法第63条の6の規定に基づく報告を求め、是正状況を把握し、状況に応じて業務改善命令や業務停止命令など必要な対応を検討する。

具体的な是正策が提示されない場合や、金商法第63条第7項各号に規定する欠格事由のいずれかに該当すると認められた場合は、原則として、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出するものとする。

Ⅸ-2-2 届出者リスト等の作成及び公表等

(1) 届出者リストの作成及び公表等

投資者が各適格機関投資家等特例業者等に関する情報を把握できるよう、各適格機関投資家等特例業者等の金商法第63条第5項（同法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。）に基づいて公衆縦覧すべき事項等（(4)に規定する事項とし、以下「届出者リスト等記載事項」という。）を掲載したリスト（以下「届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。

このため、金融庁は1月ごとに、財務局における届出の受理状況等を確認のうえ、届出者リストを作成・更新し、金融庁ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 業務廃止命令を発出した届出者リストの作成及び公表等

金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令が発出された適格機関投資家等特例業者等を投資者が把握できるよう、業務廃止命令を発出した届出者リスト（以下「業務廃止命令を発出した届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。

このため、金融庁は、適格機関投資家等特例業者等に金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令が発出された場合には、当該適格機関投資家等特例業者等について、届出者リスト又は連絡が取れない届出者リスト（(3)において定義されるものをいう。）から届出者リスト等記載事項を削除し、当該届出者リスト等記載事項を業務廃止命令を発出した届出者リストに掲載して、金融庁ホームページにおいて公表することとする。

(3) 連絡が取れない届出者リストの作成及び公表等

監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等を投資者が把握できるよう、連絡が取れない届出者リスト（以下「連絡が取れない届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。

このため、金融庁は、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該適格機関投資家等特例業者等の届出者リスト等記載事項を届出者リストから削除し、当該届出者リスト等記載事項を連絡が取れない届出者リストに掲載し、金融庁ホームページにおいて公表する。掲載・公表するに当たっては、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと、確知できない旨を金融庁ホームページに公表した日から30日以内に各管轄財務局等に申出をすること及び当該期間中に申出がないときは、別途、聴聞等の行政手続を行った上で業務廃止命令を発出することがあることを明示する。

なお、営業所又は事務所を確知できた適格機関投資家等特例業者等については、連絡が取れない届出者リストから削除した上で、届出者リストに掲載することとし、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を行った適格機関投資家等特例業者等については、連絡が取れない届出者リストから削除した上で、業務廃止命令を発出した届出者リストに掲載することとする。

(4) 届出者リスト等記載事項

① 届出者リスト等記載事項については、以下の事項とする（但し、カ. については、連絡が取れない届出者リストに係る届出者リスト等記載事項からは除くものとし、また、ラ. については、連絡が取れない届出者リストに限るものとする。）。

イ. 商号、名称又は氏名及び法人番号

ロ. 管轄財務局等

ハ. 代表者、他の役員及び政令で定める使用人の氏名又は名称及び役職

ニ. 政令で定める使用人の種別

ホ. 業務の種別

ヘ. 主たる営業所又は事務所の名称、所在地及び電話番号

ト. 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地及び電話番号

チ. ホームページアドレス

- リ. 他に行っている事業の種類
 - ヌ. 資本金の額又は出資の総額
 - ル. 金融商品取引業者等としての登録の有無
 - ロ. 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）の施行日より前の届出の有無
 - ワ. 金商法第63条第2項の届出の日又は同条第8項の規定に基づく直近の届出の日
 - カ. 行政処分等の状況
 - コ. 出資対象事業持分の名称
 - ク. 出資対象事業持分の種別
 - ケ. 出資対象事業の内容
 - コ. 適格機関投資家の種別及び数
 - セ. 適格機関投資家以外の出資者の有無
 - ネ. 金商業等府令第233条の3各号に掲げる者の有無
 - ナ. 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
 - ニ. 営業所又は事務所が確知できない旨を公表した日
- ② 上記①カ. に規定する行政処分等の状況の記載について
- イ. 金商法第63条の5第1項の規定に基づく業務改善命令若しくは同条第2項の規定に基づく業務停止命令を発出した適格機関投資家等特例業者等については、当該行政処分の状況を記載することとする。
 - ロ. この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、金商法第63条の6に基づく報告命令に応じない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、当該問題の内容を記載することとする。

Ⅸ-2-3 無届業者に関する留意点

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金商法第63条第2項に規定する届出を行うことなく適格機関投資家等特例業務等を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに中止する又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。

Ⅸ-2-4 出資対象事業に係る契約書の写しの提出期限の延長等

(1) 期間延長の届出

適格機関投資家等特例業者が、金商法第63条第9項に規定する「適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合」には、原則として、同条第2項の規定に基づく届出が行われた日又は同条第8項の規定による届出に係る変更があった日から3か月以内に出資対象事業に係る契約書の写しを提出しなければならない。

ただし、上記期間内に契約書の写しを提出できない旨の届出があった場合には、契約書の写しの提出期限が3か月間（最大6ヶ月間まで）延長されることに留意する。

(2) 契約を締結することができない旨の届出

適格機関投資家等特例業者が、(1)に規定する期間内に投資対象事業に係る契約を締結できないときは、当該期間経過後遅滞なく、その旨及び理由を届け出なければならない。

(3) 投資対象事業に係る契約書の写し及び契約を締結することができない旨の届出のいずれも提出されない場合

金商法第63条第2項の規定に基づく届出が行われた日又は同条第8項の規定による届出に係る変更があった日から3か月以内(上記(1)後段の届出が行われた場合には6か月以内)に、投資対象事業に係る契約書の写し及び契約を締結することができない旨の届出のいずれも提出されない場合、たとえ期間経過後に契約書の写し等が提出されたとしても、当該法令違反は治癒できないことを踏まえ、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応を行うこととする。

Ⅸ-2-5 適格機関投資家等特例業者等に対する監督上の処分等に関する留意点

(1) 適格機関投資家等特例業務等に該当しないことが疑われる場合の留意点

適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務の要件に該当しない場合(適格機関投資家等特例業務にあつては、例えば、スキームの組成に必要とされる適格機関投資家が、適格機関投資家等特例業者等から、ほとんど実体のない業務に対する報酬を受け取ることによって、実際には適格機関投資家として投資対象事業持分を取得し、又は保有していないと評価し得るような場合を含む。)は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。

日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条の6の規定に基づく報告を求め、その結果として必要な場合には、金商法63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出も含め、必要な対応をとるものとする。また、立入検査等において上記の要件に該当しないことが認められた場合にも、同様の対応を行うものとする。

(2) 適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の留意点

適格機関投資家等特例業者が行う業務について、適格機関投資家の投資撤退、又は適格機関投資家以外の投資家の増加等の要因により適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合(金商法第63条第9項に規定する「適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合」の要件を満たさなくなった場合を含む。)には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。

① 金商法第63条第12項の命令

金商法第63条第12項（金商法第63条の3第2項において準用する場合を含む。）の「特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたとき」は、特例業務開始時には適格機関投資家等特例業務に該当していたが、適格機関投資家等特例業者の責に帰さない何らかの理由で適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたときを想定しており、この場合は、適格機関投資家等特例業者が行う業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。

② 上記①以外の場合

上記①以外の場合には、金商法第63条の特例は適用されず、適格機関投資家等特例業者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該適格機関投資家等特例業者に対しては、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令の発出を含め、必要な対応を行うこととする。

(3) 営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等への対応についての留意点

日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、Ⅹ-2-2(3)に基づき、連絡が取れない届出者リストに掲載し、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと等を明示し、これを金融庁ホームページにおいて公表した上で、当該公表の日から30日を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、当該適格機関投資家等特例業者等に対しては、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。

(4) 業務廃止命令を発出する際の留意点

適格機関投資家等特例業者等の業務の適切性に関する問題について、投資者等に与える影響や行った行為の悪質性などが重大又は深刻であり、金商法第63条の5第1項の規定に基づく業務改善命令又は同条第2項の規定に基づく業務停止命令を行ったとしても当該適格機関投資家等特例業者等に係る問題の改善が期待されない場合においては、同条第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。

また、金商法第63条の5第3項に規定する「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」とは、必ずしも、同項の規定に基づく業務廃止命令に先立って業務改善命令又は業務停止命令を発出することを要求する趣旨ではない。例えば、適格機関投資家等特例業者等について、金融商品取引業者等であれば登録の取消しとなるような重大な法令違反が認められた場合、「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」に該当することから、直ちに業務廃止命令を発出することとする。

なお、適格機関投資家等特例業者等に対して業務廃止命令を発出した場合には、当該適格機関投資家等特例業者等による顧客取引の結了並びに顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産の返還を確認した上で、金商法第63条の2第3項第2号に規定する適格機関投資家等特例業務等の廃止の届出を求めることとする。

X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）

X-1 外国証券業者に対する基本的考え方

X-1-1 外国証券業者に関する法令の基本的考え方

外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主たる営業所又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として金商法第28条第8項各号に掲げる行為（以下「有価証券関連業に係る行為」という。）を行うことはできない。

他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業者（第一種金融商品取引業に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことについては許容されている。

また、外国証券業者は、金商法第60条第1項に基づく当局の許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる。当該業者に対しては、X-2-1で示す留意点を踏まえて監督するものとする。

X-1-2 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国証券業者がホームページ等に有価証券関連業に係る行為に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内の投資者との間の有価証券関連業に係る行為につながらないような合理的な措置が講じられている限り、国内投資者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

（1）担保文言

日本国内の投資者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと。
- ② 担保文言が、当該サイトを利用する日本国内の投資者が合理的に判読できる言語により表示されていること。

（2）取引防止措置等

日本国内にある投資者との間の有価証券関連業に係る行為を防止するための措置が講じられていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 取引に際して、投資者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払い方法その

他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること。

② 明らかに日本国内の投資者による有価証券関連業に係る行為であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該投資者から注文に応ずることのないよう配慮していること。

③ 日本国内に顧客向けのコールセンターを設置する、或いは国内投資者を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある投資者に対し有価証券関連業に係る行為を誘引することのないよう配慮していること。

また、以上に掲げる措置はあくまで例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、国内投資者向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

(3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が国内投資者向けの「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国証券業者は、日本国内の投資者との間で勧誘を伴う実際の有価証券関連業に係る行為が行われていない旨を証明すべきである。

X-2 業務の適切性

X-2-1 業務の適切性（取引所取引許可業者）

(1) 当局の許可を得て取引所取引業務（金商法第 60 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行う外国証券業者（以下「取引所取引許可業者」という。）の業務の適切性については、Ⅲ-2-1（（1）⑤を除く。）、Ⅲ-2-5（Ⅲ-2-5-2 及びⅢ-2-5-3 を除く。）、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2-8、Ⅲ-2-9、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ-3-2（Ⅳ-3-2-2、Ⅳ-3-2-3（2）（3）、Ⅳ-3-2-4、Ⅳ-3-2-5 を除く。）に準じて検証することとする。なお、取引所取引許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。

(2) 事故等に対する監督上の対応

事故等（金商業等府令第 223 条第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。以下（2）において同じ。）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 取引所取引許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった場合は、以下の点を確認するものとする。

イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。

ロ. 当該事故等の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において当該事故等

の調査・解明を実施しているか。

② 事故等と、取引所取引許可業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。

ロ. 当該事故等の内容が我が国金融商品市場にどのような影響を与えるか。

ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。

ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された取引所取引許可業者の業務上・財務上の課題については、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、取引所取引許可業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、日頃より、取引所取引許可業者が会員となっている金融商品取引所や、情報交換の取決めを締結している海外当局との情報交換等を積極的に行うことを通じ、取引所取引許可業者の課題の早期把握・解消に努めるものとする。なお、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 60 条の 8 第 1 項の規定に基づく業務改善命令や業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

X-2-2 業務の適切性（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）

(1) 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であって、当局の許可を得て電子店頭デリバティブ取引等業務（金商法第 60 条の 14 第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行うもの（以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。）の業務の適切性については、Ⅲ-2-1（（1）⑤を除く。）、Ⅲ-2-4、Ⅲ-2-5（Ⅲ-2-5-2 及びⅢ-2-5-3 を除く。）、Ⅲ-2-6、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2-8、Ⅲ-2-9、Ⅲ-2-11、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ-3-1-6、Ⅳ-3-3-4（4）に準じて検証することとする。なお、電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。

(2) 事故等に対する監督上の対応

事故等（金商業等府令第 232 条の 8 第 10 号に規定する法令等に反する行為をいう。以下（2）において同じ。）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 電子店頭デリバティブ取引等許可業者から事故等にかかる届出書の提出があった場

合は、以下の点を確認するものとする。

- イ. コンプライアンス規程等に則り内部管理部門・内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
 - ロ. 当該事故等の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）において当該事故等の調査・解明を実施しているか。
- ② 事故等と、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。
- イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
 - ロ. 当該事故等の内容が我が国金融商品市場にどのような影響を与えるか。
 - ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。
- ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。

（３）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務上・財務上の課題については、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、電子店頭デリバティブ取引等許可業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、日頃より、情報交換の取決めを締結している海外当局との情報交換等を積極的に行うことを通じ、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の課題の早期把握・解消に努めるものとする。なお、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 8 第 1 項の規定に基づく業務改善命令や業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

X-3 諸手続

X-3-1 諸手続（取引所取引許可業者）

X-3-1-1 許可

金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

（１）許可手続

① 許可申請書の添付書類

- イ. 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。
 - a. 住所
 - b. 氏名

c. 生年月日

ロ. 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 221 条第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

② 許可までの間の留意事項等

イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは取引所取引業務を行わないように注意喚起するものとする。

ロ. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、X-2-1 で準用するⅢ-2-1 に留意するものとする。

③ 許可申請者への通知

金商法第 60 条第 1 項の許可を行った場合は、許可通知書を許可申請者に交付するものとする。

④ 許可の条件

自己の勘定による取引のみを行うために金商法第 60 条第 1 項の許可の申請を行う外国証券業者については、申請業務を適切に行うことができるかどうかを審査することとするが、当該外国証券業者が当該許可を受けた後に、新たに海外顧客の委託注文の取次ぎ業務を行おうとする場合には、当該業務を適切に行うことができるかについて、改めて審査する必要がある。したがって、自己の勘定による取引所取引業務のみを行う外国証券業者に対して許可を付与するときは、許可申請時に申請された業務以外を行おうとする場合には、あらかじめ当局の承認を必要とする旨の条件を付すこととする。

⑤ 許可の拒否（Ⅱ-5-6 参照）

イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対して審査請求ができる旨及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。

ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由及び拒否の理由に該当する金商法第 60 条の 3 第 1 項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(2) 審査事項

① 法人形態の項目

金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する取締役会設置会社と同種類の法人であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

- イ. 意思決定機関として、複数の役職員からなる合議機関を設置しているか。
- ロ. 意思決定機関の体制は、参加者それぞれの牽制が働き、外国証券業者の経営が特定の役員の意思に左右されることがないように配慮されたものとなっているか。
- ハ. 代表者は、複数の役職員による合議等により定めることとされているか。
- ニ. 内部管理部門から営業部門等に対し、適切に牽制が働く体制が整備されているか。
- ホ. 独立した内部監査部門又は外部監査人等により、監査が有効に行われる体制が整備されているか。

② 体制審査の項目

金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ルに規定する、取引所取引業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

- イ. その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行できると認められるか。
 - a. 経営者及び常務に従事する役員が、その経歴及び能力等に照らして、取引所取引業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
 - b. 常勤役職員の中に、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している業務運営の適切性の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び取引所取引業務の公正かつ適確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有する者が確保されていること。
 - c. 取引所取引業務の適確な遂行に必要な人員が適切な部門に配置され、内部管理等の責任者が営業部門から独立して配置されるなど、適正に業務を遂行できる組織体制、人員構成にあること。
 - d. 取引所取引店（金商法第 60 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する取引所取引業務を行う営業所又は事務所をいう。以下同じ。）それぞれに、取引所取引と同種類の取引に係る業務を 3 年以上行っている常勤役職員が複数確保されていること。
 - e. 取引所取引業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - i) 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - ii) 電算システム管理
 - iii) 売買管理
 - iv) 苦情・トラブル処理
 - v) 内部監査
 - vi) 研修
 - f. 委託による取引を行おうとする場合には、インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買審査体制が整備されていること。
 - g. 日本国内の投資者との間の有価証券関連業に係る行為を防止する観点から、X-1-2(2)に掲げる措置を講じるための体制が整備されていること。
 - h. 日本における代表者として、監督当局による報告徴求等に対し、取引所取引店

や本店と適切に連携を図り、的確に対応できる者が選任されていること。

- ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は取引所取引業務を行う使用人のうちに、取引所取引業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、取引所取引許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
 - a. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - b. 禁固以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。

③ その他

- イ. 金商業等府令第 221 条第 10 号に定める「不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。
- ロ. 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 1 号ロの審査にあたっては、本店及び取引所取引店が所在するすべての国において登録等を受けていることを、添付資料や、必要に応じて、海外当局との情報の提供に関する取決めなどを用いて確認するものとする。
- ハ. 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 2 号の審査に当たっては、海外当局への連絡等を通じて、我が国が行う調査協力の要請に応ずる旨の海外当局による保証の実効性を確認するものとする。
- ニ. 金商法第 60 条の 3 第 1 項第 3 号の審査に当たっては、我が国金融商品取引所に対し、外国金融商品取引市場開設者との間で締結される情報の提供に関する取決めの実効性の確認を求めるものとする。

なお、当該「情報の提供に関する取決め」は、個別の取引所間での取決めに限定されるものではなく、市場間監視グループ（Intermarket Surveillance Group（ISG））その他取引所間での情報提供が適切に行われるものであれば、複数取引所間での情報交換の枠組みであっても認められる場合があることに留意する。

X-3-1-2 届出

取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ-3-2（3）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

（1）変更等の届出に係る留意事項

取引所取引許可業者から金商法第 60 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出書を受理した場合には、当該許可外国証券会社に対して、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 60 条の 11 の規定に基づく報告を求めることを通じて、その内容及び適切性を把握・確認することとする。また、重大・悪質な法令等違反行為があると認められる等の場合には、金商法第 60 条の 8 第 1 項に基づく許可の取消しや業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するも

のとする。

(2) 取引所取引店の追加等の届出に係る留意事項

取引所取引許可業者から金商法第 60 条の 5 第 1 項の規定に基づき、取引所取引店の追加又は取引参加者となる金融商品取引所の追加に係る届出書を受理した場合には、当該取引所取引店の人的構成・業務の適切性について、金商法第 60 条の 3 第 1 項各号の規定による許可拒否の事由の存しないことについて確認するものとする。

X-3-1-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3 に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3 において「支店」とあるのは、「取引所取引店」と読み替えるものとする。

X-3-2 諸手続（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）

X-3-2-1 許可

金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 許可手続

① 許可申請書の添付書類

イ. 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- a. 住所
- b. 氏名
- c. 生年月日

ロ. 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 232 条の 5 第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

② 許可までの間の留意事項等

イ. 許可申請者に対しては、許可されるまでは電子店頭デリバティブ取引等業務を行わないように注意喚起するものとする。

ロ. 許可申請者が金融庁所管の法令にかかわる他の事業を行っており、当該事業に係る行政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令等遵守態勢に係る場合には、X-2-2 で準用するⅢ-2-1 に留意するものとする。

③ 許可申請者への通知

金商法第 60 条の 14 第 1 項の許可を行った場合は、許可通知書を許可申請者に交付

するものとする。

④ 許可の拒否（Ⅱ－５－６参照）

イ. 許可を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対して審査請求ができる旨及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した許可拒否通知書を許可申請者に交付するものとする。

ロ. 許可拒否通知書には、拒否の理由及び拒否の理由に該当する金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項各号のうちの該当する号又は許可申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(2) 審査事項

① 法人形態の項目

金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項第1号イに規定する取締役会設置会社と同種類の法人であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

イ. 意思決定機関として、複数の役職員からなる合議機関を設置しているか。

ロ. 意思決定機関の体制は、参加者それぞれの牽制が働き、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の経営が特定の役職員の意思に左右されることがないように配慮されたものとなっているか。

ハ. 代表者は、複数の役職員による合議等により定めることとされているか。

ニ. 内部管理部門から営業部門等に対し、適切に牽制が働く体制が整備されているか。

ホ. 独立した内部監査部門又は外部監査人等により、監査が有効に行われる体制が整備されているか。

② 体制審査の項目

金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項第1号ルに規定する、電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、許可申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

イ. その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行できると認められるか。

a. 経営者及び常務に従事する役員が、その経歴及び能力等に照らして、電子店頭デリバティブ取引等業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

b. 常勤役職員の中に、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している業務運営の適切性の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び電子店頭デリバティブ取引等業務の公正かつ適確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有する者が確保されていること。

c. 電子店頭デリバティブ取引等業務の適確な遂行に必要な人員が適切な部門に配

置され、内部管理等の責任者が営業部門から独立して配置されるなど、適正に業務を遂行できる組織体制、人員構成にあること。

- d. 電子店頭デリバティブ取引等店（金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の2第1項第3号に規定する電子店頭デリバティブ取引等店をいう。以下同じ。）それぞれに、電子店頭デリバティブ取引等と同種類の取引に係る業務を1年以上行っている常勤役職員が複数確保されていること。
 - e. 電子店頭デリバティブ取引等業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - i) 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - ii) 電算システム管理
 - iii) 顧客管理
 - iv) 苦情・トラブル処理
 - v) 内部監査
 - vi) 研修
 - f. 日本における代表者として、監督当局による報告徴求等に対し、電子店頭デリバティブ取引等店や本店と適切に連携を図り、的確に対応できる者が選任されていること。
- ロ. 以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は電子店頭デリバティブ取引等業務を行う使用人のうちに、電子店頭デリバティブ取引等業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等許可業者の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。
- a. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - b. 禁固以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること）。

③ その他

- イ. 金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項第1号口の審査にあたっては、本店及び電子店頭デリバティブ取引等店が所在する全ての国において登録等を受けていることを、添付資料や、必要に応じて、海外当局との情報の提供に関する取決めなどを用いて確認するものとする。
- ロ. 金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の3第1項第2号の審査にあたっては、海外当局への連絡等を通じて、我が国が行う調査協力の要請に応ずる旨の海外当局による保証の実効性を確認するものとする。

X-3-2-2 届出

電子店頭デリバティブ取引等許可業者の届出については、Ⅲ-3-2（3）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

電子店頭デリバティブ取引等許可業者から金商法第60条の14第2項において準用する

金商法第60条の5第1項及び第2項の規定に基づく届出書を受理した場合には、当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者に対して、国内における代表者を通じること等による深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の11の規定に基づく報告を求めることを通じて、その内容及び適切性を把握・確認することとする。また、重大・悪質な法令等違反行為があると認められる等の場合には、金商法第60条の14第2項において準用する金商法第60条の8第1項に基づく許可の取消しや業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

X-3-2-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3に準ずるものとする。なお、Ⅲ-3-3において「支店」とあるのは、「電子店頭デリバティブ取引等店」と読み替えるものとする。

XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）

XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）

金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）、Ⅳ-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ-3-4-2並びにⅣ-3-6-2に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

なお、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

XI-2 諸手続（金融商品仲介業者）

XI-2-1 登録

金商法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1（（1）、（3）及び（9）③を除く。）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

（1）登録手続

① 登録番号の取扱い

金融商品仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例）〇〇財務局長（金仲）第〇〇号

② 登録申請に係る代理申請について

金融商品仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属金融商品取引業者等の利便性、所属金融商品取引業者等の申請事務の効率化、更に、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属金融商品取引業者等が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

（2）審査事項

- ① 金商業等府令第258条第3号に規定する、所属金融商品取引業者等が2以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属金融商品取引

業者等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査にあたっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。

- イ. 事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が明確に特定されているか。
 - ロ. いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が特定されているか。
- ② 金商業等府令第259条に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。
- イ. 業務区域
 - ロ. 業務の形態（対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用、申請者が個人である場合の金融商品仲介業務を行う使用人の有無等）
 - ハ. 営業所の形態（有人の営業所、無人の営業所）
- ニ. 取り扱う有価証券の種類
- ホ. 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち、媒介を行う取引の種類（金商法第2条第21項各号に掲げる取引、同条第23項に規定する取引の区分に応じて）
 - ヘ. 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介を業務として行おうとする場合その旨

（3）その他

金商法第66条の4第4号に規定する金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、下記①については国内に駐在する役職員の状況を、下記②及び③については国内における状況を確認するものとする。

- ① 金融商品仲介業務を行う者（金融商品仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、その行なう業務に関する金融商品取引業協会が実施する外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有しているか。
- ② 申請者が法人又は金融商品仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。
- ③ 申請者が法人又は金融商品仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られているか（下記イ及びロについては、所属金融商品取引業者等に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理することも可能とする。また、下記ハからホまでに掲げる項目のうち、所属金融商品取引業者等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。）。
 - イ. 帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - ロ. 顧客管理

- ハ. 電算システム管理
- ニ. 苦情・トラブル処理
- ホ. 内部監査

XI-2-2 届出

金融商品仲介業者の届出については、Ⅲ-3-2（1）に準ずるほか、廃業等の届出については金融商品仲介業者から金商法第66条の19第1項の規定に基づく届出書を受理する際、当該金融商品仲介業者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、金商法第66条の20第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認を行うことに留意するものとする。

XI-2-3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、Ⅲ-3-3（Ⅲ-3-3（4）及び（5）を除く。）に準ずるほか、金商業等府令第282条に掲げる金融商品仲介業務に関する帳簿書類については、所属金融商品取引業者等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属金融商品取引業者等にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、金融商品仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意するものとする。

XI-2-4 外務員登録

Ⅳ-4-3及びⅤ-3-2に準ずるものとする。

Ⅻ. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）

Ⅻ－１ 経営管理（証券金融会社）

証券金融会社の経営管理については、Ⅲ－１（（１）②へを除く。）に準ずるものとする。また、証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有すると認められる人的構成については、Ⅳ－１－２に準ずるものとする。

Ⅻ－２ 業務の適切性（証券金融会社）

証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－１、Ⅲ－２－３－３、Ⅲ－２－３－４、Ⅲ－２－４（２）①及び②並びにⅢ－２－１５を除く。）、Ⅳ－３－１－６及びⅣ－３－１－７に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第３条の５第１項に規定する事業報告書「３ 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。

（１）安全管理措置の実施状況

証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。

（安全管理について必要かつ適切な措置）

- ① 金融分野ガイドライン第８条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅰ及び別添２の規定に基づく措置

（従業者の監督について必要かつ適切な措置）

- ① 金融分野ガイドライン第９条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

（委託先の監督について必要かつ適切な措置）

- ① 金融分野ガイドライン第１０条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

（２）特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

記載上の注意３（２）における「その他の特別の非公開情報」とは、次に掲げる①から⑦までの情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、金融分野ガイドライン第５条第１項各号に規定する場合をいう。

- ① 労働組合への加盟に関する情報
- ② 民族に関する情報
- ③ 性生活に関する情報
- ④ 個人情報の保護に関する法律施行令第２条第４号に定める事項に関する情報
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第２条第５号に定める事項に関する情報
- ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報

⑦ 社会的身分に関する情報

XII-3 諸手続（証券金融会社）

XII-3-1 免許の審査基準

（1）人的構成

金商法第156条の25第1項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

- ① 金商法第156条の24第1項に掲げる業務（以下「貸借取引業務」という。）の遂行に必要な人員が各部門に配置されているか。
- ② 役職員の中に有価証券関連業務を3年以上経験した者が確保されており、かつ、貸借取引業務の制度に精通した者が確保されているか。
- ③ その行おうとする業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況として、以下の事項に照らし、当該業務を適正かつ効率的に遂行することができるかと認められるか。
 - イ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。
 - ④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。
 - イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。
 - ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。
 - ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。
 - ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）

（2）信用状態及び資金調達能力

金商法第156条の25第1項に規定する信用状態及び資金調達能力の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

- ① 貸借取引業務を行うに足りる株券調達能力及び資金調達能力を客観的に有すると認

められるか。

- ② 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に関する情報が常に入手できる体制が整備されており、迅速な対応が可能と判断できる調達システム及び決済システムが金融商品取引業者及び取引先等との間に確立されているか。

XII-3-2 届出

金融会社府令第1条の2第2項第2号に規定する業務の内容及び方法の変更とは、取引の条件を除く業務の内容及び方法の変更で、内部規程等の変更を伴い取引先に対して周知を行う必要のある事項とする。

XII-3-3 承認

金商法第156条の27第3項の承認を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 承認に係る業務が公益に反し、又は有価証券等を保有することにより多大な価格変動リスク等が発生するおそれがあると認められる場合には、承認を行わないこととする。
- (2) 金融会社府令第2条第1項第1号に規定する収支の予想を記載した書面が、当該業務開始後3ヵ年以内に黒字化されており、当該収支計画の実行が客観的に可能であると認められるか。

XII-3-4 認可

- (1) 業務の内容及び方法の変更

金商法第156条の28第1項に規定する業務の内容及び方法の変更認可に係る申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 改正の内容が貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものとなっていないか。
- ② 改正の内容について速やかに周知徹底が図られるものとされているか。

- (2) 資本金の額の減少

金商法第156条の28第1項に規定する資本金の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 減資後の資本金の額が、金商法第156条の23に定める額を下回らない額であるか。
- ② 減資により、貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものとなっていないか。
- ③ 減資を行う理由が、欠損の解消その他経営維持のためやむを得ない事由によるものと認められるか。

- (3) 業務の廃止又は解散の決議

金商法第156条の36第1号に規定する業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 金商法第156条の32第1項に規定する免許の取消事由が存在していないか。
- ② 資産超過の状態にあり、清算業務がスムーズに進められる体制にあるか。
- ③ 廃業又は解散後も、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における信用取引に支障が生じないように、制度面又は物理面での対応が採られているか。

(4) 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

金商法第156条の36第2号に規定する合併又は事業の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 合併又は事業譲渡により消滅する会社に、金商法第156条の32第1項に規定する免許取消事由が存在していないか。
- ② 合併又は事業譲渡により、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に支障が生じないように、制度面又は物理面での対応が採られているか。

XII-4 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための対応

XII-4-1 意義

2013年6月の預金保険法改正により、内閣総理大臣は、預金保険法第137条の3第1項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等（同条第2項に規定する特定解除等をいう。）を定めた条項（以下「特定解除等の条項」という。）について、同条第1項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定（以下「ステイの決定」という。）を行うことができるようになった。併せて、事業譲渡等における債権者保護手続の特例等に係る同法第131条の規定が改正された。我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第126条の2第1項に規定する特定認定の対象となる証券金融会社は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力及び同法第131条に規定する債権者保護手続の特例等（以下「ステイの決定の効力等」という。）を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。

XII-4-2 主な着眼点

外国法準拠の契約における早期解約条項等の一時停止の効力の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。

(1) 契約締結等に係る留意事項

預金保険法施行規則第35条の18に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のうち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下総称して「対象取引」という。）に関して、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準

拋の契約を締結する場合（既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。）及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応（注）を行っているか。

（注）以下のような対応が考えられる。

- ① ステイの決定の効力等が外国法準拠の契約に及ぶことを目的とする国際的に共通の
プロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを
確認する対応
- ② 対象取引にステイの決定の効力等が及ぶことを契約書に明記する対応

（２）既存の契約に係る留意事項

対象取引に係る特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約（当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。）についても、ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記（１）の対応を行うことが望ましい。

XII-4-3 監督手法・対応

上記の監督上の着眼点に基づき、証券金融会社の管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 156 条の 34 及び預金保険法第 136 条の規定に基づき報告を求めることとする。

また、報告徴求の結果、秩序ある処理の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 156 条の 33 の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。